

武射郡衙跡

—山武市嶋戸東遺跡総括報告書—

平成21年9月

財団法人 千葉県教育振興財団

む　さ　ぐん　が　あと
武 射 郡 衙 跡

— 山武市嶋戸東遺跡総括報告書 —





鶴戸東遺跡の空中写真（南東から）

序 文

わが国における中央集権的な国家体制は、いまから1,300年ほど前に制定された大宝令にはじまります。人々や土地を国家が直接支配して税を納めさせる律令制度のもとで、地方の行政単位は国・郡・郷（里）として整備され、国・郡には地方の役所が設置されました。

千葉県にも上総・下総・安房の3国、その下に23の郡が配置され、それぞれ役所として国には国府が、郡には郡衙が設置されました。現在、県内では国府を特定できる明確な遺跡は確認されておらず、郡衙についても下総国相馬郡衙（我孫子市日秀西遺跡）や下総国埴生郡衙（印旛郡栄町大畑Ⅰ遺跡）などが特定されているだけで、県内の官衙遺跡の実体はほとんど明らかになっていません。

そこで千葉県教育委員会では、県内の官衙（古代役所）の状況を解明することを目的に、平成9年度から国庫補助を得て、財団法人千葉県教育振興財團に調査業務を委託し、山武市（旧成東町・旧山武町）に所在する上総国武射郡衙推定地の鷺戸東遺跡の発掘調査を実施してまいりました。その成果については、これまでに6冊の報告書を刊行してきましたが、武射郡衙のより詳しい内容を把握するため、さらに継続して調査を進めてきたところです。

このたび、平成18年度に実施した鷺戸東遺跡の調査成果を公表するとともに、これまでに千葉県教育委員会が実施した調査と、それ以前に実施された山武郡市文化財センター等による調査の成果を再度検討し、武射郡衙跡の総合的な調査所見としてとりまとめ、総括報告書として刊行することとしました。この報告書は、鷺戸東遺跡の武射郡衙としての位置づけを確固たるものとし、今後、武射郡衙の実体を解明していく上で重要な足がかりとなると考えられます。本書が学術資料として、また文化財保存と活用のための基礎資料として広く活用されることを期待します。

最後になりましたが、文化庁をはじめ、山武市教育委員会、土地所有者の方々など、多大な御協力をいただきました関係の皆様には、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

千葉県教育庁教育振興部
文化財課長 山口 喜弘

凡　　例

- 1 本書は、千葉県山武市島戸343-1ほかに所在する鷲戸東遺跡（遺跡コード 旧成東町内分404-006、旧山武町内分405-014、山武市内分237-001）の総括報告書である。第9次調査については、本書を正式報告とする。また本書とこれまでの調査報告書とで内容が異なる場合には本書をもって正式とする。
- 2 本事業は千葉県教育委員会が国の補助を受けて実施している官衙関連遺跡確認調査で、調査を財団法人千葉県教育振興財團（平成17年9月1日付けで財団法人千葉県文化財センターから名称変更。以下、財団と略す）に委託して実施した。
- 3 発掘調査の担当者及び実施期間は、第1章第1節に記載した。
- 4 本書の執筆担当者は、第1章第2節第3項に記載した。
- 5 発掘調査から報告書の刊行に至るまで、山武市教育委員会（成東町・山武町ほか1町・1村が合併して、平成18年3月27日付けで山武市となる）、財団法人山武都市文化財センターの各機関、伊藤しげ、井野 明、金子一成、金田三郎、金親 茂、金親久子、金親榮夫、金親 満、菊池勝江、倉田通治、小易誠、佐久間正巳、鈴木幸子、鈴木治美、高柳滋子、土屋義雄、原 嶽、原 正俊、矢澤米一、山邊征一、山邊 進の土地所有者及び耕作者の皆様（五十音順）、文化庁文化財保護部記念物課 玉田芳英・渡辺丈彦、奈良文化財研究所 山中敏史・箱崎和久、山武市教育委員会 山口直人ほか、多くの機関、多くの方々から御指導、御協力を得た。また財団の河原純之・阿部義平両理事からも御指導、御教示をいただいた（敬称略）。
- 6 本書で使用した地形図は、下記のとおりである。
 - 第1図 成東町役場発行白地図 1:2,500平面図2 (IX-LF33-3) 平成5年修正
成東町役場発行白地図 1:2,500平面図6 (IX-LF43-1) 平成5年修正
を図郭に合わせて合成し、1:5,000に縮小して使用した。
 - 第4図 国土地理院発行 1:50,000地形図「成田」(NI-54-19-10)
国土地理院発行 1:50,000地形図「八日市場」(NI-54-19-6)
国土地理院発行 1:50,000地形図「東金」(NI-54-19-11)
国土地理院発行 1:50,000地形図「木戸」(NI-54-19-7)
を図郭に合わせて合成し、1:100,000に縮小して使用した。
 - 第5図 国土地理院発行 1:50,000地形図「東金」(NI-54-19-11) を原寸で使用した。
 - 第41図 柏書房株式会社発行 1989『明治前期 関東平野地誌図集成』「39 八日市場」・「40 木戸」・「45 新東京国際空港」・「46 多古」・「47 成田」・「48 酒々井」・「49 成東」・「50 上総片貝」・「52 東金」・「53 四天木」・「55 茂原」・「61 小林」・「62 佐倉」・「65 千葉東部」・「66 蘆我」・「69 海土有木」を合成して1:100,000に縮小して使用した。
- 7 本書で使用した航空写真うち、図版1は京葉測量株式会社が昭和42年3月に撮影したものを約1:11,000に拡大して使用し、図版17は約1:3,000に拡大して使用した。
- 8 本書で使用した間尺の記載方法は天平尺（1尺=297mm）を基本とし、数値としては1尺を300mmとして概算値を採用した。

- 9 本書で使用した座標はすべて日本測地系に基づく平面直角座標で、図面の方位はすべてその座標北を示す。主要な地点の世界測地系への変換値については第1章第1節に掲載した。
- 10 土層の色調、出土遺物類の色調等の表記に当たっては、小山忠・竹原秀雄 1999『新版標準土色帖』(財)日本色彩研究所を参考にしたものがある。

目 次

第1章 はじめに.....	1
第1節 調査の方法.....	1
第2節 調査の経緯.....	2
1. これまでの調査の概要 (第1～8次調査、第1次調査以前の周辺の調査成果).....	2
2. 第9次調査の概要.....	10
3. 報告書の作成.....	12
第3節 遺跡の位置と環境.....	13
1. 遺跡の位置と地理的環境.....	13
2. 遺跡の歴史的環境.....	13
第2章 遺構	22
第1節 建築方位から見た画期と地区の設定.....	22
第2節 I期政庁域.....	24
1. 掘立柱建物 (SB008・SB009・SB015・SB019・B-1・B-2)	24
2. 塀・欄列 (SA002)	28
3. 溝 (SD001・SD003・SD015)	28
第3節 III期正倉域.....	28
1. 碩石建物 (SB006・SB007・SB014・SB016・SB017・SB020・SB032・SB037)	29
2. 掘立柱建物 (SB018・SB022・SB028・SB029・B-3)	31
3. 塀・欄列 (SA005～SA007)	32
4. 壇穴住居 (SI035～SI037・SI048・SI049)	33
5. 正倉院外溝 (SD012・SD035・SD041・M-1)	33
6. 正倉院内溝 (SD004・SD036・SD039・SD040)	34
7. その他の溝 (SD005・SD006・SD010・SD013・SD034)	34
8. 古墳 (SM004)	35
9. 土坑 (SK009)	35
第4節 中央建物群北半部	35
1. 掘立柱建物 (SB001・SB010～SB013・SB021・SB030・SB031・SB033～SB036・SB046)	37
2. 塀・欄列 (SA001・SA003・SA004・SA008)	43
3. 溝・その他の遺構 (SD002・SD007～SD009・SD014・SD016～SD018・SD021・SD022・SD045・ SX001～SX004)	44
4. 壇穴住居 (SI002・SI004～SI008・SI032～SI034・SI046・SI047・SI050～SI053)	45
5. 古墳 (SM002)	47

第5節 中央建物群南半部	47
1. 掘立柱建物 (SB023～SB027・SB038)	47
2. 竪穴住居 (SI043・SI044)	50
3. 溝 (SD046)	50
4. 古墳 (SM001・SM003)	50
第6節 西方建物群	51
1. 掘立柱建物 (SB004・SB039～SB045)	51
2. 墓・櫛列 (SA010～SA013)	56
3. 竪穴住居 (SI017・SI021・SI022・SI024～SI026・SI056・SI059)	57
4. 溝 (SD047)	58
5. 性格不明遺構 (SX005)	58
 第3章 遺物	60
第1節 土器類	60
1. 古墳時代	60
2. 奈良・平安時代	63
第2節 土製品	64
1. 瓦 i 丸瓦, ii 平瓦	64
2. 墳輪 i 円筒埴輪, ii 朝顔形埴輪, iii 鳥形埴輪, iv 馬形埴輪, v 家形埴輪, vi 人物埴輪, vii その他の埴輪, viii 表採資料	65
第3節 石製品	74
1. 砥石 2. 勾玉 3. 鉄床石 4. 礫石	74
第4節 金属製品・鉄滓	76
1. 鉄製品 (鉄釘・刀子・鉄錆・不明鉄製品)	77
2. 銅製品 (耳環・不明銅製品)	79
3. 鉄素材, 鉄塊系遺物・鉄滓	79
 第4章 結語	82
第1節 遺構の変遷	82
1. I期政庁域	82
i 調査の推移と諸説	82
ii I期政庁域の問題点と再評価	84
2. III期正倉域	84
i 区画溝の造営計画と成立時期	84
ii 正倉域の建物配置と時期	85
iii 正倉院の存続期間	86
3. 中央建物群	86

i 遺構変遷の画期	86
ii SB001をめぐる政府説と館説について	89
4. 西方建物群	94
第2節 後期・終末期古墳群と郡衙の占地	98
1. 鳥戸東遺跡と周辺の後期・終末期古墳	98
2. 房総・常陸地域の様相	99
i 下総地域の郡衙遺跡と周辺の後期・終末期古墳	99
ii 常陸地域の郡衙遺跡と周辺の後期・終末期古墳	99
3. 鳥戸東遺跡例との比較	103
第3節 史(資)料からみた古代武射郡と郡内の郷名	104
第4節 壺穴住居の分布と郡衙関連遺構との関係	110
1. 6世紀から7世紀中頃までの壺穴住居の分布	114
2. 7世紀後半から8世紀代の壺穴住居の分布	114
3. 9世紀以降の壺穴住居の分布	114
第5節 武射郡衙と真行寺廃寺	115
1. 「郡衙隣接寺院」としての真行寺廃寺	115
2. 真行寺廃寺出土の特殊叩き目平瓦をめぐって	119
第6節 まとめ	123
付章 郡衙研究の焦点と鳥戸東遺跡の調査	127
第1節 郡衙調査の進展と研究の焦点	127
第2節 郡庁院変遷の把握と評の成立	130
第3節 館院等の分離	135
第4節 鳥戸東遺跡の発掘と研究の展望	139
報告書抄録	卷末

挿図目次

第1図 鳥戸東遺跡の調査区	5
第2図 (財)山武郡市文化財センターの調査(鳥戸東遺跡・島戸境遺跡)	9
第3図 第9次調査(西方建物群)	10
第4図 九十九里沿岸の地形と主要古墳の分布	14
第5図 鳥戸東遺跡の位置と周辺の遺跡	16
第6図 板附古墳群(駄ノ塚古墳ほか)と栗焼棒遺跡	17
第7図 建築方位の異なる掘立柱建物の重複(中央建物群北半部SB035・SB036)	22

第45図	真行寺廃寺出土の軒丸瓦と大和・上総・加賀出土の紀寺式軒丸瓦	116
第46図	真行寺廃寺出土の特殊叩き目平瓦	120
第47図	郡庁院の比較	128
第48図	新田郡庁院	129
第49図	陸奥国磐瀬郡衙跡の発掘地区的概要	129
第50図	磐瀬郡庁院の主要遺構の重複状況図	130
第51図	磐瀬郡庁院の変遷図	131
第52図	行方郡庁院の変遷図	134
第53図	東山官衙遺跡・壇の越遺跡・風早遺跡全体図	135
第54図	柳沢説の東山官衙跡政庁地区における主要遺構の変遷	136

表 目 次

第1表	おもな建物における日本測地系と世界測地系の座標値と経緯度	2
第2表	鶴戸東遺跡の調査一覧	8
第3表	SB001と他の地方官衙遺跡建物との比較	93
第4表	旧山武郡内の後期・終末期主要古墳一覧	98
第5表	武射郡・山邊郡郷名一覧	105
第6表	地名関係文字史（資料）料一覧	106
第7表	古墳時代以降の堅穴住居一覧	115

別 表 目 次

別表1	掘立柱建物・基壇建物、塀・欄列等一覧表	145
別表2	堅穴住居一覧表	146
別表3	出土土器觀察表	148

図 版 目 次

巻頭図版 鶴戸東遺跡の空中写真（南東から）

図版1	鶴戸東遺跡周辺の航空写真	図版3 I期政庁域（2）
図版2	I期政庁域（1）	1. SB009ほか（南西から）
	1. SB008・SD012（北西から）	2. SB008東列北5柱（南西から）
	2. SB008（南東から）	3. SB008西列南2柱（南西から）

- | | |
|--|--|
| <p>図版 4 Ⅲ期正倉域（1）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第7次調査44区 2. SB032（南から） <p>図版 5 Ⅲ期正倉域（2）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. SB006断面（北から） 2. SB014断面（南西から） 3. SB007（東から） 4. 磨石 5. SB037断面（北から） <p>図版 6 中央建物群北半部（1）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. SB001（東から） 2. SB001（北西から） 3. SB001南列西2柱（南東から） 4. SB001北列東3柱（東から） <p>図版 7 中央建物群北半部（2）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第6次調査42区空中写真 2. 第8次調査47区空中写真 3. SB035（南から） 4. SB033（北から） <p>図版 8 中央建物群南半部（1）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. SB023ほか（北西から） 2. SB023ほか（南から） <p>図版 9 中央建物群南半部（2）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第6次調査41区空中写真 2. SM001墳丘（北から） 3. SM001墳丘・周溝（北西から） <p>図版10 西方建物群（1）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第9次調査調査地近景（南西から） 2. 第9次調査空中写真 <p>図版11 西方建物群（2）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第9次調査48区空中写真 2. 第9次調査48区近景（東から） 3. 第9次調査49・50区空中写真 <p>図版12 西方建物群（3）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. SB045全景（南から） | <p>2. SX005全景（北から）</p> <p>3. SX005断面（南東から）</p> <p>4. SX005遺物出土状況（北東から）</p> <p>図版13 西方建物群（4）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第9次調査51区空中写真 2. SB044・SB042空中写真 3. SB044南列西3柱（北から） 4. SB044南列西2柱（北から） 5. SB044南列西1柱（北から） <p>図版14 西方建物群（5）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. SB040空中写真 2. SB040全景（東から） 3. SB040北列東3柱（南から） 4. SB040北列東2柱（南から） 5. SB040北列東1柱（南から） 6. SB040東列北2柱（南から） 7. SB040南列東3柱（西から） 8. SB040北列東1柱断面（東から） <p>図版15 西方建物群（6）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. SB042空中写真 2. SB042全景（南から） 3. SB042北列西1柱（西から） 4. SB042北列西2柱（西から） 5. SB042南列西3柱（西から） 6. SA010空中写真 <p>図版16 西方建物群（7）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第9次調査52区空中写真 2. 第9次調査52区全景（東から） 3. SB039全景（北東から） 4. SB039北列東3柱断面（北から） 5. SB039北列東4柱断面（北から） <p>図版17 航空写真とソイルマーク</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遺跡周辺の航空写真 2. ソイルマーク（溝と古墳） <p>図版18 墳輪</p> <p>図版19 墳輪</p> |
|--|--|

第1章 はじめに

第1節 調査の方法

古代上総国武射郡衙¹⁾の有力な推定地である鷺戸東遺跡の解明を目指して、国庫補助を受け平成9年から平成18年度まで鷺戸東遺跡の確認調査を第9次まで実施してきた。鷺戸東遺跡が位置する台地の大半の地目は畠地で、一部がスギを主体とする山林になる。調査は借地して実施するために、畠地については作物の耕作時期と調整しながら調査地を選定することになった。調査当初から中枢施設の一部（後の前期・I期政府）の所在が明らかになっていたので、その一帯を中心として調査を展開していく。調査を進める中で都構造である蓋然性が極めて高くなってきたことから、途中から調査の目的に遺跡の範囲確認という要素も加わるようになっていく。

調査は確認調査を主体とし、借地した畠地を現況復原する必要があったことから、第4次調査までは幅2m程度のトレンチ幅を目安に調査を行った。遺構の広がり・規模を確認するため、必要に応じて調査区を拡張してその把握に努めた。トレンチの幅については、通常、官衙遺跡では3m以上の幅が必要とされるのにに対してやや狭長なトレンチ幅だったために、掘立柱建物を主体とする遺構を把握するには自ずと限界があった。また、現在、台地中央を主要道路が偏方向で走行しており、畠地等の地塊もそれに規制されて偏方向方位の場合が多い。現地調査では人の出入りや重機の取り回し等を考えて、地境に沿って調査区を設定した場合が多く、それによって細長い調査区が偏向することになり、斜行した建物には都合がよいが、正方位の建物には必ずしも有効ではなかった。そうした反省も踏まえて第5次調査以降、調査区を線から面へとシフトして個々の掘立柱建物の規模の把握に努めるようにした。ただし調査区が広域になった分、調査地の現況復旧にはより慎重にならざるを得なくなってしまった。

各年次の調査では500m²を目安として調査計画を立てたが、調査面積が第7次調査のように1,000m²を超える場合もあった。遺構の確認は、人力もしくは重機による表土除去後、掘立柱建物の柱穴については平面的な観察の後に、柱穴上面を少し掘り下げ、柱痕跡・柱抜取痕跡等の部分をさらに掘り下げた。また柱穴が重複したり構造の解明が必要な場合には、最小限の断ち割り等を実施して、それらを図面・写真等に記録した。平面図の作製に当たっては、基本的には簡易やり方を用いて作図したが、状況に応じて平板測量も採用した。第8・9次調査では電子平板測量も導入し、実測作業の精度向上と労力削減を図った。調査後は山砂を散布して、遺構面を養生し、その後埋め戻して現状復原を行った（第1図）。

調査の実施にあたっては、各調査次ごとに基準点測量を実施して、現地での基準杭の設置や遺構の図化等の用に供してきた。しかし平成13年度に国土地理院が九十九里地区の三等・四等三角点を改測して三角点の成果を改定したことによって、第7次調査までの座標系と第8次調査以降の座標系にずれが生じる結果となった。ここでは説明の便宜上、第7次調査までの座標系を旧座標系とし、それ以後の座標系を新座標系とすると、両者の関係は旧座標系から南へ0.264m、西へ0.021m移動したものが新座標系になる。旧座標系に基づく第5次調査までは調査区の要所に任意の杭を打設し、その杭の座標を委託測量で観測していく。そのため現地で作成した図面は任意座標の杭方向を図上の基線としていたために、座標系と図面の基線が一致せず、図面の合成等に不都合な場合があった。そこで平成18年度に第5次調査までの主要な

平面図については旧座標系を書き加えることによって、図上で座標系が確認できるようにした。新座標系の図面と重複もしくは隣接する旧座標系の図面については新座標系も書き加えた。

平成14年4月1日付け測量法施行令の改正に伴って、平成16年度に過去の測量成果まで週って座標値を世界測地系へ変換し、点網図等の測量図には世界測地系に準拠した数値を短線（ティックマーク）で追記し、今後の利用の便宜を図ることとした。数値変換はバイリニア法 TKY2JGD.par Ver.2.1.1による。このように鷲戸東遺跡の調査では3種類の座標系が重複することになるが、本報告では煩瑣を避けて日本測地系に準拠した新座標系のみを採用している。おもな建物の中心における日本測地系（新座標系）と世界測地系の座標値・経緯度の変換値は第1表に示すとおりである。

第1表 おもな建物における日本測地系と世界測地系の座標値と経緯度²⁾

	SB008(前期都府)の中心	SB001(後期都府)の中心	SB032(後期正倉)の中心
日本測地系	X座標 -41,756.000m	-41,807.000m	-41,574.000m
	Y座標 52,510.000m	52,457.000m	52,550.000m
	北 緯 35° 37' 19.90738"	35° 37' 18.26249"	35° 37' 25.80590"
	東 経 140° 24' 47.12583"	140° 24' 45.00739"	140° 24' 48.75831"
世界測地系	X座標 -41,401.0315m	-41,452.0391m	-41,219.0266m
	Y座標 52,216.0175m	52,163.0155m	52,256.0257m
	北 緯 35° 37' 31.62645"	35° 37' 29.98143"	35° 37' 37.52454"
	東 経 140° 24' 35.27729"	140° 24' 33.15900"	140° 24' 36.90973"

第2節 調査の経緯

1. これまでの調査の概要（第1図、図版17、第2表、別表1）

千葉県教育委員会では、昭和54年度の重要古墳群として調査した「龍角寺古墳群（第1次調査）」を皮切りに、「中近世城館跡・古代寺院跡・窯業遺跡・官衙関連遺跡・県内主要古墳・県内主要貝塚」などのテーマに沿って、国庫補助事業の重要遺跡確認調査として県内の主要な遺跡を選出して継続的に調査を実施し、その成果は学術資料としてばかりでなく、遺跡の保存・活用等にも役立ててきた。平成7年度以降は官衙関連遺跡について継続事業として実施してきた。なお次節以降で触れる、鷲戸東遺跡に隣接する真行寺廃寺は「古代寺院跡」の2年次目に調査した古代寺院にあたる。

官衙関連遺跡は、上総国海上郡衙推定地である市原市西野遺跡がもっとも始めに着手した遺跡になる。平成7・8年度の2カ年にわたって調査し、郡衙を構成すると考えられる掘立柱建物群・井戸・溝などを確認した（高梨 1996・渡邊 1997）。鷲戸東遺跡はその翌年度の平成9年度から調査を始め、これまで9次にわたる現地調査を実施してきたが、重要遺跡として1遺跡をこれだけ長期にわたって調査したのは、千葉県では鷲戸東遺跡以外に例がない。それにあわせて発掘調査報告書も6冊刊行してきた（第2表）。報告書にはその都度、調査成果にたいして遺跡の性格を反映した評価も行ってきた。しかし広域な遺跡範囲で、しかも掘立柱建物が大半を占める遺構群が面的に広がるという状況に対して、確認調査を主体とした調査手法には自ずと限界があった。また報告書作成にしても時間的制約がある中で最大限の努力を尽くしてきたものの、現時点から顧みると、過去の調査成果を盛り込みながら総体的な観点から遺跡像を再構築するというところまではなかなか手が回らなかったようにも思う。また官衙を構成する遺構または遺構群相互の評価には、相対的な評価というものも常につきまとから、新しい調査成果が出たびにそれま

で点でしかなかったものが線でつながったり面を構成するようになったり、また次の成果でそれが逆転したりという試行錯誤を繰り返すばかりで、なかなか結論にたどり着けなかったというのが実状である。

最終報告をまとめるに当たって、それらを今一度解きほぐして、以下でこれまで明らかになってきた課題を浮き彫りにする意味も含めて、各調査次ごとの調査概要について触れておく。調査内容がこれまで未報告だった第9次調査については項を独立して記述することにした。なお各年度ごとの調査面積・調査期間・調査担当者・当該報告書等については第2表にまとめたとおりである。

第1次調査

後述する（財）山武郡市文化財センターの調査によって明らかになった、後に前期政府とした長舎建物群³⁾（B-1・B-2）の位置を遺跡の中枢的な範囲と考え、その様相を明らかにするとともに遺構群の広がりを把握するために、その北側を中心に調査トレンチを設定して調査した。その結果、長舎建物（B-1）の南東の柱筋上にも長舎建物が統いて、建物群が少なくとも鉤の手状に配置されている可能性が高くなった。一方、南西部では5間×3間で桁行の柱間寸法が12尺等間になる大型建物（SB001）を確認した。柱掘方も1.5m前後ある大規模な造作である。この建物の評価をめぐっては、その後、様々な意見が出る結果にもなった。北東部では後期正倉の基壇建物を2棟確認し、西方でも掘立柱建物の一部を確認し、かなり広範囲に建物群が広がる様相を把握できた。こうした建物群の様相から、これらの建物群を古代武射斗衙を構成する遺構群である可能性を指摘した。なおこの調査の折りに、建物の建築方位に正方位と偏向方位でも2群あり、建築方位が大きく3群あることを指摘した。つまり正方位と、西に20°前後さらに30°前後振れるものの3群で、それらが時間的経過の中で推移する可能性を想定し、それに基づいて建物群の変遷と占地の状況を捉えようとした。これら3群の建築方位は後に、遺構の重複関係から偏向方位から正方位に変遷していくことが明らかになり、正方位の遺構群を後期、偏向方位の建物群を前期として大別するようになる。

第2次調査

おもに前期政府域西側の建物構成を確認し、大型建物（SB001）の周辺部の状況を把握するための調査を実施した。また遺跡範囲の把握という目的も加わり、遺跡の南限・西限を確認するための調査もあわせて実施した。前期政府西側の建物構成については、長舎建物2棟が南北に直列することが明らかになり、政府全体の配置構成を「コ」の字もしくは「ロ」の字配置になる可能性を指摘した。

なお（財）山武郡市文化財センターの調査では基準点測量を実施していないかったために、正確な位置関係について不確かな部分があった。そこで平成18年度に外部委託でオルソ幾何補正を採用した座標復原を行った。復原に当たっては調査当時の航空写真と公園を入手し、現地調査も踏まえて、（財）山武郡市文化財センターより提供を受けた当時の写真・図面等に基づいて調査当時の座標系を復原し、ほぼ当初の想定どおりの位置で建物群がみつかりていたことが確認できた（『第6・7・8次報告』⁴⁾）。この成果によってその後の調査で確認した周囲の建物群とはほぼ同じ精度を保って図上で合成することが可能になった。また大型建物（SB001）の南東部には偏向方位で、後に8間（22.8m）×3間（5.9m）の規模であることが判明した長舎建物（SB012）の一部を確認した。遺跡の広がりについては、自然地形の谷頭が迫るSB012の南側を南端とし、西限については掘立柱建物・竪穴住居の確認状況から、西側の崖線手前40mほどと考え、南北約130m、東西420mを超える範囲を想定した。

第3次調査

第2次調査の成果を受けて、前期政府を構成する建物配置を確認するために、前期政府域の北東部と南東部に調査区を設定した。北東部では西側の建物群に対応するような柱穴の一群を確認し、南東部ではSB009の柱筋上で柱穴を確認した。これらから前期政府の建物構成を偏向した東西方向に長い長方形の各辺に、長舎建物各2棟を配置した「ロ」の字形の配置形態を想定した。全国の都府の建物配置を類型化した中山敏史はこの成果に基づいて、鷲戸東遺跡の前期都府を「ロ」の字状に長舎建物を配置したIA類に分類して紹介した（中山 2004a）。

また総地業の礎石建物4棟を確認し、平面的に前期都府城と後期正倉城が重なることから、前期都府は後期正倉城當時には移転していたと考え、この時点から建築方位に基づいて建物群を前期・後期として峻別するようになっていく。SB001周辺の調査では建物の西側で平行する2条の南北溝（SD007・008とSD016）を確認し、それまでにSB001の東・北部で確認していた溝（状）造構が、SB001の南側を除く3辺を一辺40m前後の範囲で取り囲むという景観案を提示した。これによってSB001を後期都府の正殿とする具体的な格付けを与えたことになる。

第4次調査

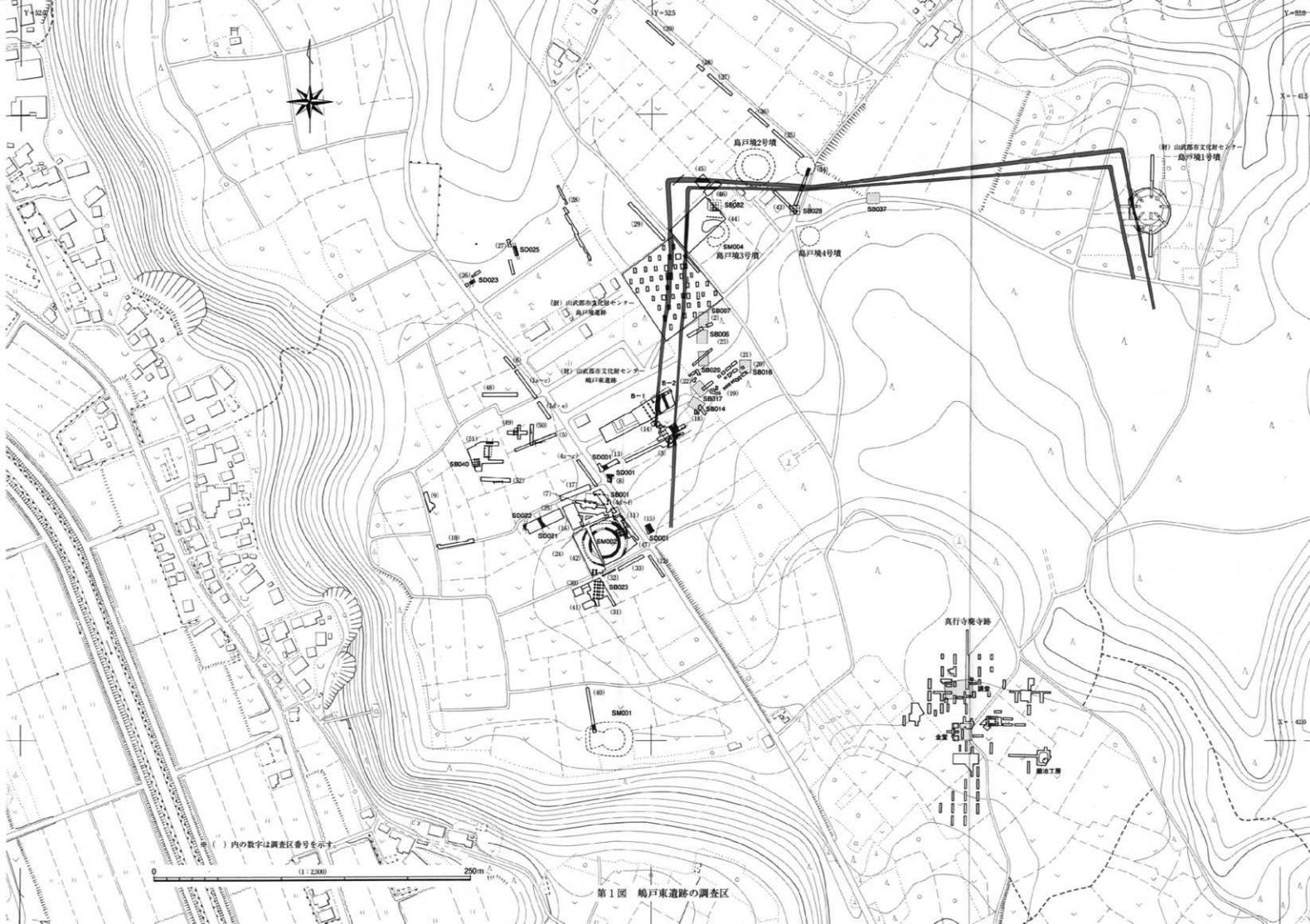
第3次調査で想定したSB001の南側と西辺外側の調査と、そして遺跡の北限を確認するため台地西北部の調査を行った。SB001西側の調査では建物の連続性が途切れる事を確認した。SB001南側の調査ではSB001の梁行の柱筋を合わせた建物（SB021）になる事から正殿（SB001）に対応する前殿相当の建物と理解し、都府としてはやや特異な配置形態を想定した。しかしSB021は第8次調査で推定位置に柱穴が確認できなかったことから、「第6・7・8次報告」では柱穴の組み合わせを変更して報告し、SB021を前殿とする想定については白紙に戻す結果となった。なおSB001を東・西・北の3方向から取り囲むように位置する1条もしくは2条からなる溝を一連のものと考えて、内部の建物構成は不明としながらも東西方向38m（約3分の1町）の都府城を想定した。台地の西北部については、谷頭付近で数条の溝を確認しただけで掘立柱建物は確認できなかったことから、地形的にみてもこの一帯を遺跡範囲の限界と考えた。

第5次調査

後期都府の南側の状況を確認するために、SB001の南方65mの地点で調査区を面的に広げて調査を実施した。その結果、後期の梁行を3間とする建物群がかなり密集して存在することが明らかになり、建物群の中には5間×3間の低床の屋倉と考えられる南北棟総柱建物（SB023）もあった。また前年度に台地西部で遺跡の北限を確認したことから、第5次調査では北限の東部を確認することになった（第34区）。調査区の南端では大型の総柱建物1棟（SB028）の一部を確認し、そのやや北から東西方向の溝も確認したことから、後期正倉城がこの一帯まで進出している事が明らかとなった。調査区内で3条の溝を断面で確認しているが、後に懸案となる後期正倉城の西辺で平行する2条の溝との対応関係はこの時点では考慮されていないが、いずれの溝も比較的掘り込みが大きく正倉城の区画溝として遜色ないものと判断した。なお「報告」では建物の偏方向位に関連して、「迅速図」から確認できる偏方向位の道（佐倉海道）に注目した。境川が開削した左岸台地縁辺をつなぐ唯一の幹線道路で、「第6・7・8次報告」では近世絵図に当時の主要道として描かれていることを指摘した。

第6次調査

SB001と第5次調査域との間が空白域として残っていたために、その空白を埋めるための調査を面的に



実施した。調査区はSB001の真南の一郭にあたり、SB001の南53mの地点で四脚門（SB033）を確認した以外には、二重周溝をもつ後期古墳の周溝約3分の1と掘立柱建物1棟と欄列3基を確認したにとどまる。南側に隣接する第5次調査区の様相とはかなり異なって、閑散とした建物配置であることが判明した。SB001をそれまでの想定どおり後期郡庁正殿とすれば、この空白地帯を正殿の前面に確保された儀礼あるいは饗宴の場としての庁庭とみなすことが可能になった。その空間を限るように位置する四脚門の存在はさらにその蓋然性を高めることになった。また平行して第5次調査で確認したSB028の西側の調査と、台地南部の崖線から台地中央に向かって40mほどの地点に調査区を設定して、南限の区画等の存否を確認したが、現在も封土を残す前方後円墳（SM001）の盾型周溝の一部を確認しただけで、官衙の区画施設までは確認できなかった。

なお第5次調査までは調査当該年度に発掘調査報告書を刊行してきたが、第6次調査から第8次調査にかけての調査成果に関しては、それまでの調査成果も踏まえて、第8次調査の翌年度にあたる平成17年度に1冊の報告書としてまとめて刊行するという計画を立てた（『第6・7・8次報告』）。

第7次調査

後期政庁については、この時点で一定の結論を得たと判断したことから、第7次調査では後期正倉の具体的な様相を明らかにすることを目的に調査区を設定した。調査区の選定に当たっては、それまでに確認している礎石建物の配置状況、とくに南北方向に規則的に配列されている状況に注目した。そして区画溝については平成4年に（財）山武都市文化財センターが実施した島戸境遺跡の確認調査でみつかっている溝も含め（稻見ほか、1991）、周辺の調査成果も総合的に検討した結果、正倉院北西部の様相についてはある程度の見通しをもつことができたので、正倉院北西部の一郭に1,000m²を超える調査面積を確保して調査を実施することとなった。

その結果、礎石建物1棟（SB032）・塀1基（SA007）・帆立貝式古墳1基（SM004）・溝4条（SD039～SD042）などを確認した。溝はそれぞれ東西方向と南北方向に2条平行することがわかり、屈曲部分は確認できなかったものの2条の溝がほぼ直角に折れ曲がって連続すると想定した。溝2条が平行する様相は、その延長部分が昭和42年（1967）に撮影された航空写真にソイルマークでも確認できることが明らかになった（図版17）。それらを判断材料として正倉院の規模を想定して、東西長約350m（3町半）にも及ぶ、全国的にみても例のないほど大規模な正倉域を確保していたと考えた。正倉院の範囲がほぼ確定したことでの、正倉院は中央部に谷地形を大きく取り込み、それまでにみつかっていた正倉群についても西側では南北に列をなして並置され、北側でも正倉が東西に列をなし、围绕する溝の各辺と谷の縁辺部を中心に正倉群が配置されていた様相が次第に明らかになってきた。

またSB032の南側でみつかったSM004は近年まで封土があった古墳であることが判明したので、ある時期にSB032とSM004の封土は正倉院の景観の中で同時に存在したと考えるに至った。それは正倉院の造営にあたっては前代の墓域まで取り込んだものの、墳丘を削平するような整地工事まではしなかったことを示している。SB032とSM004の間には塀（SA007）も設置しているので、掘立柱建物から古墳を視覚的に遮蔽する必要性があったこともうかがわせている。こうした事実は、栃木県上神主・茂原官衙遺跡（柴木ほか、2003）の例なども参考にすると、古墳の封土を削平せずに古墳と掘立柱建物とが景観の中で共存した可能性について再度検討を要す課題にもなった。

第8次調査

SB001を後期郡庁の政庁としたと考えた場合に、脇殿に相当する施設が未確認だったために、最終的な決め手に欠けていた。そこで第8次調査では東脇殿に相当する位置に当たるSB001の南東部の一郭を調査した。その結果、SB001の前面には庁庭に相当する空闊地が確保されていることがわかったものの、脇殿に相当する施設がなく、谷頭も間近に迫っていることがわかった。そして前面の空闊地には第6次調査で確認していたSM002の周溝の東側約3分の2を確認し、一帯に造営された掘立柱建物群が円墳の墳丘部分まで進出していることから、第7次調査のSB032とSM004の調査成果も参考にして、円墳の墳丘を残したまま掘立柱建物群が造営された可能性も出てきて、SB001を郡庁の正殿以外の建物になる可能性も模索するようになった。確かにSB001は建物規模が大きく、主要建物であることに変わりはないが、こうした調査成果をうけて『第6・7・8次報告』では、SB001を非実務的機関の中枢的施設として、館などを一つの候補とする案を提示した。

ここまで経過を踏まえれば、鳴戸東遺跡を武射郡衙を構成する遺跡とすることに大きな異論はないであろう。この時点では後期の正倉院とともに機能していた実務上の中枢的施設である郡庁の所在が宙に浮いてしまっているが、方半町程度(54m)の規模が平均値となる郡庁よりも専有面積が広大な正倉院(後期)の様相を区画としてかなり鮮明に捉えることができるようになってきた意義はもっと評価すべきであろう。しかし出土遺物が少ない官衙遺跡の多く場合がそうであるように、時間軸の定点を見いだしにくくという感があるのは否めない。すでに述べたように柱穴の重複関係等から建物の建築方位の違いによって、建物群が大きく2時期の変遷を辿ることが明らかになってきた。つまり建築方位が真北から20度～30度前後に偏倚する建物群を前期、真北方位の建物群を後期としてきたように、建築方位が偏倚方位から正方位へ推移する。この建築方位の推移は、一般に地方官衙では8世紀前半に建築方位が偏倚方位から真北方

第2表 鳴戸東遺跡の調査一覧

調査次数	発掘調査期間	調査面積	調査担当者	報告書名(略称)	おもな遺構・調査対象地等
第1次調査	平成9年10月1日 平成9年10月31日	623m ²	小林信一	「第1次」	推定前期郡庁、後期大型建物(SB001)・正倉区 西溝(1区～8区)(成東町)
	平成10年10月1日 平成10年10月30日	527m ²	小林信一	「第2次」	推定前期郡庁、後期大型建物(SB001)・正倉区 西溝、西方建物群(9区～15区)(成東町)
第3次調査	平成11年10月1日 平成11年10月29日	500m ²	香取正彦	「第3次」	中央建物群北半部、推定前期郡庁、後期正倉城基 壇建物(16区～23区)(成東町)
	平成12年10月2日 平成12年10月31日	600m ²	香取正彦	「第4次」	中央建物群北半部(24区～29区)(成東町)
第5次調査	平成13年10月1日 平成13年10月31日	604m ²	香取正彦	「第5次」	中央建物群南半部、推定前期郡庁、後期正倉城(30 区～39区)(成東町・山武町)
	平成14年10月1日 平成14年10月31日	602m ²	今泉潔	「第6・7・8次」	中央建物群北半部・南半部、後期正倉城(40区～ 43区)(成東町・山武町)
第7次調査	平成15年10月1日 平成15年11月19日	1,028m ²	柴田龍司	「第6・7・8次」	後期正倉城(基壇建物・区西溝)(44区～46区)(成 東町・山武町)
	平成16年6月1日 平成16年6月30日	850m ²	今泉潔	「第6・7・8次」	西方建物群・後期正倉城(47区)(山武市)
第8次調査	平成18年10月2日 平成18年10月31日	579m ²	今泉潔	本報告	西方建物群(48区～52区)(山武市)

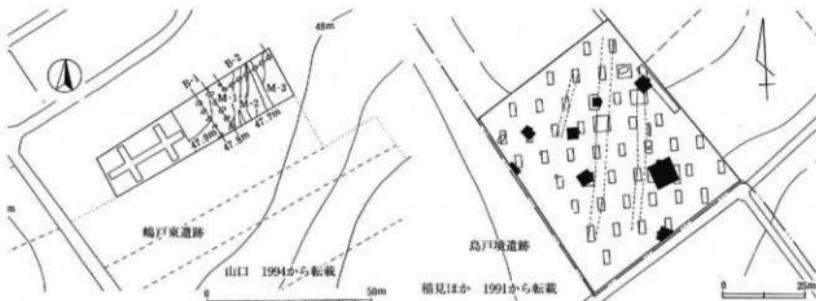
位へ変化するという傾向と軸を一にするものとみることができる。また正倉の礎石建物の前身に同位置で大型の掘立柱建物を造営していたことが確認できた例もある（後期正倉院SB032a・bなど）。これは8世紀後半以降、郡衙遺跡で礎石建物が占める比率が高くなるという流れのなかで理解できるものである。鷲戸東遺跡では大きくこの2点を時間軸の定點に据えれば、全国の地方官衙遺跡の調査例に照らしても、その趨勢から大きくはずれるものではないことは確かであろう。

第1次調査以前の周辺の調査成果（第1・2図）

既述したように、鷲戸東遺跡の継続的な調査の契機となったのは、平成3年に（財）山武都市文化財センターが宅地造成に伴う調査で長舎建物2棟（B-1・B-2）が「L」字形に配置されていることを確認し、さらに建物を壊して開削された南北溝を確認したことによる（山口 1994⁵⁾（第2図）。「武射寺」・「大寺」の墨書き器が出土した真行寺廃寺（猿崎 1934・平野ほか 1937・沼澤 1982・沼澤ほか 1983・天野ほか 1984・谷川ほか 1985）とは至近の距離にあり、さらに周辺に散在する古墳時代後期の古墳群の景観が埴生郡衙推定遺跡である大畑I遺跡と近似することなどから、郡衙関連遺跡である可能性が高いことを指摘した。この調査を契機として鷲戸東遺跡で継続的な調査が行われるようになった。これらの建物群は、後に前期政府を構成する建物群の一部と評価するようになる。また翌年には個人専用住宅の開発申請に伴って島戸境遺跡の確認調査が実施され、南北溝3条と古墳時代後期と推定される竪穴住居8軒を確認した（稻見ほか 1991）。確認した3条の溝のうち2条が、後に正倉院を開続する西辺溝に相当することが明らかになった。

鷲戸東遺跡の西北では耕作中に鏡・玉類が出土したことから島戸境1号墳の調査が実施され、彷彿鏡4面と玉類を副葬品とする、径30m前後の前期古墳（円墳）であることが明らかになった（平山ほか 1994）。調査で墳丘の一部を壊して南北に走行する南北溝の一部がみつかり、後にこの溝が正倉院を開続する東辺溝の一部と推定されるようになった（『第6・7・8次報告』）。また周辺の古墳についても現状確認が行われて、正倉院西北部で新たに古墳3基の高まりを確認し、そのうちの1基である島戸境3号墳が第7次調査で確認したSM004になる。島戸境1号墳の主要な出土資料は平成7年3月に千葉県指定有形文化財（考古資料）に指定された（千葉県教委 1995）。

また鷲戸東遺跡が位置する台地の南縁から連続する台地で、眼下を流れる境川が大きく左へ屈曲する左

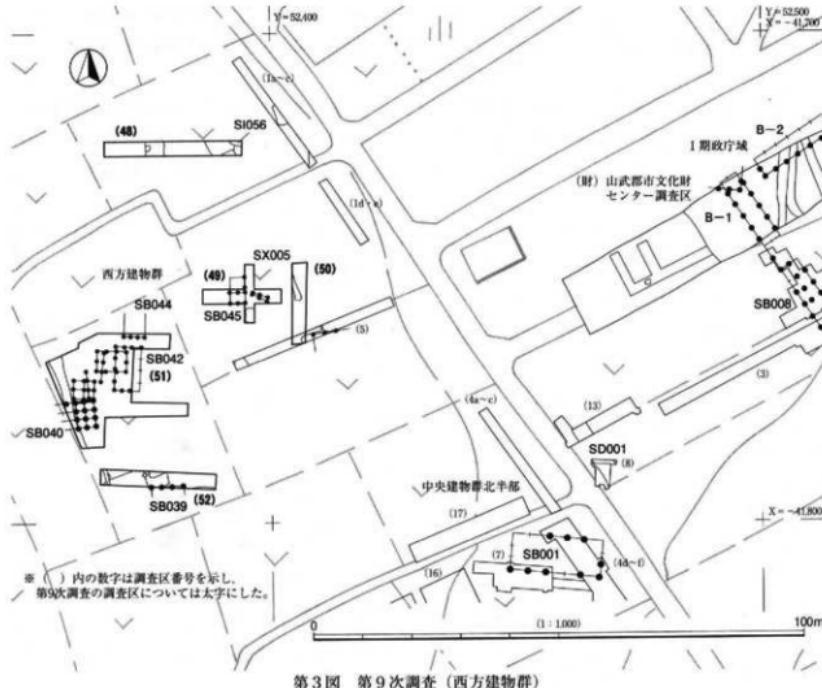


第2図 （財）山武都市文化財センターの調査（鷲戸東遺跡・島戸境遺跡）

岸の台地一帯が真行寺遺跡になり、その一部を平成8年（1996）に（財）山武郡市文化財センターが調査を実施した（山口 1998）。調査は約10,000m²を調査対象面積として、その3%について確認調査を行った。その結果、古墳時代後期の竪穴住居2軒、奈良・平安時代の竪穴住居3軒を確認したのみで、官衙に直接関わる遺構等は確認していない。真行寺遺跡は鷲戸東遺跡が位置する台地からは20mほど低くなり、鷲戸東遺跡と境川との中段に位置することになる。鷲戸東遺跡の官衙域が成立・充実していくなかで、眼下を流れる境川が果たした役割等を考えるうえで、非常に興味深い地点に位置する遺跡である。

2. 第9次調査の概要（第3図）

それまで後期郡庁の中核施設と考えていたSB001が、第8次調査の結果、脇殿等に相当する施設がみつからず決定打に欠けることから、後期郡庁については一端白紙に戻るかたちになった。そこで後期正倉院の調査成果に基づいて、再度、後期郡庁の所在を確認することを最重要課題とした。調査地の選定にあたって念頭に置いたのは、位置・規模等とも明確な正倉院からの位置関係と地形上の問題である。これまでの全国的な調査例に照らしても、郡庁と正倉院の位置関係について規則性は見い出せない。一般的に国府がある一定の範型を持ち合わせているのにたいして、郡では在地の主体性や実情、そして地理的特性が優先した結果と考えられているからである。



そこで注目されるのが「倉庫令」第二十二にみえる正倉と他の官舎群との距離関係に関する規定である。そこには「凡倉。皆於高燥處。置之。側開池渠。去倉五十丈内。不得置館舍。」とあり、正倉を他の官舎から50丈（約150m）以上離すことを規定している。しかしこれまでの具体的な調査例では正倉院から150m以内に郡庁が存在している場合がほとんどで（山中 1994）、むしろこの規定を遵守していない場合の方が多いということがわかつてきた。

これらから調査の候補地を、後期正倉院から150m以内の地点で、地形的には周囲の台地のなかでわずかにしても標高がもっとも高い地点⁶⁾という観点から選定し、その結果、正倉院西側の地点を候補地とした。この一帯はこれまでの調査成果に照らしても、候補地周辺は高い密度で掘立柱建物の存在が期待できる地点にもなり、北側では南北から谷が迫って台地の幅を狭め、北側については地形的にかなり制約を受ける一角になるので、調査地としてもっとも妥当と判断するに至った。調査地は大型東西棟建物（SB001）の北西50m～100mの地点に位置することになるので、SB001の性格・機能を考える上でも重要な地域となる。

トレンチ状の調査区を設定後、重機で表土を除去し、遺構の確認状況によってそれを拡張するという調査方法で調査に臨んだ。調査区の具体的な設定にあたっては、専有面積が限定的な正殿等の建物よりも、郡庁城を画する施設を見極めることに主眼をおいた。つまり正殿にたいする左右の脇殿、あるいは正殿を「ロ」字状に取り囲む回廊もしくは長舎建物であれば、線的な調査からでも捕捉できる確率が高いと判断したからにはかならない。また後期郡庁を調査の対象にするので、後期建物群の建築方位がほぼ真北方位になることから、調査区も四方位に合わせ、トレンチの幅も3mを基本とした。

第9次調査では、最終的に掘立柱建物群がもっともまとまっていた第51区を中心に調査区を拡張し、最終的に579m²の確認調査を実施した。以下で調査区ごとの概要について触れておく（括弧内は調査時の調査区名）。なお柱穴を多く確認した第51区については電子平板測量で遺構実測を行い、その他の調査区については簡易造り方による手実測で遺構実測を行った。調査の終了段階には小型遠隔操作ヘリコプターによる空中写真撮影を調査区やおもな遺構ごとに実施して、埋め戻した。

第48区（A-1区） 耕作によるトレンチャーが格子状にはいり、遺構の確認状況はあまりよくない。堅穴住居4軒を確認した。古墳時代前期・後期の堅穴住居とともに9世紀後半の堅穴住居（SI056）を1軒確認し、郡衙の中核域の位置によっては廃絶時期を示唆する住居になる可能性がある。

第49区（B-2区） 南北棟建物1棟（SB045）と、2基の塀・構列（SA012・SA013）を確認したのにとどまる。柱掘方径がやや大きい柱穴も確認したが、建物を復原するまでには至らなかった。塀・構列は真北方位にたいする振れが大きく、その果たした役割については不明である。

第50区（B-1区） 調査区の中央部より北側で山砂が帶状に堆積したSX005を確認した。SX005はいったん地山を皿状に浅く掘りくぼめ、そこへ黒褐色土・暗茶褐色土の混合土を充填して水平に整えて、その上に最大厚12cmで白色砂を積み上げている。出土遺物としては、被熱痕跡を残す土器器壺の上半部が砂にめり込んで出土した。この種の遺構は鷲戸東遺跡でははじめての調査例になり、周間に間連する遺構も確認できなかったので、その性格については不明である。また第1次調査第5区で確認した掘立柱建物の北側部分にあたる調査区になるが、今回の調査成果から一部柱穴の組み合わせも含めて、建物規模を再度見直す結果になった。

第51区（C-1・2区） 掘立柱建物が密集した地域になる。調査区の西端に南北溝（SD047）が走行し、

掘立柱建物の一部が壊されている。SB040～SB044の5棟の掘立柱建物とSA010・SA011の2基の堀・櫛列を確認した。掘立柱建物の建築方位はいずれも真北方位から数度のずれのなかにおさまるので、後期の建物群で構成されることになる。その中でもっとも注目されるのがSB040である。SB040は桁行4間以上、梁行3間の東西棟床束建物で、北側柱列の一部に柱筋溝状遺構を敷設するのが特徴である。柱掘方径は1mを超える、柱痕跡の径も35cm前後あり、造作の大きい建物であったことを物語っている。SB042・SB043も建物の平面形式を梁行3間に復原できるので、この地区に梁行3間の建物が比較的集中することが判明した。また調査区西北部でも、1辺長1mを超える、柱掘方が方形になる、SB040と同等かそれ以上の柱穴1基がSD047に壊されているのを確認しているので、その集中範囲はさらに北西にも広がるようである。なおこの調査区の柱穴では柱抜取り穴に白色系の砂が堆積する柱穴としない柱穴とが混在しており、これまでの鶴戸東遺跡の調査のなかでは前者の比率が高い傾向にあるといえよう。

第52区（C-3区） 調査区中央の南端部で桁行の北側柱列と考えられるSB039を1棟確認し、それ以外にも柱掘方径がやや大きい単独柱穴を数基確認した。調査区西端部では第51区でみつかったSD047の延長部分と考えられる溝が、2軒の古墳時代後期の竪穴住居（SI061・SI062）を壊して南北に走行する。

なお平成18年度から鶴戸東遺跡の発掘調査・整理作業について指導し、専門的な見地から調査成果を検討するために、学識経験者（河原純之・阿部義平）、地元関係者・財団職員からなる千葉県教育庁教育振興部文化財課を主管課とする「鶴戸東遺跡確認調査指導委員会」を設置し、将来的な保存・活用・整備を検討する体制を整えた。平成18年10月28日には遺跡周辺住民及び一般県民を対象として現地説明会を開催し、天候にも恵まれ72名の参加があった。

3. 報告書の作成

本報告を鶴戸東遺跡に関する最終的な報告書とするために、調査指導委員会（会議）の下部組織として作業部会を設置し、報告書作成に関する実務的な作業を実施していくことになった。作業は平成19年度・20年度の2箇年にわたる。作業部会は財団文化財センター職員 栗田則久・郷堀英司・今泉潔・小林信一・半澤幹雄の5名からなり、それ以外の組織からは、萩原恭一（国立歴史民俗博物館）・平山誠一（山武市教育委員会）・糸原清（財団房総のむら）の3名が参加した。作業は報告書刊行に向けてこれまでの調査成果の再検討を踏まえながら、報告書の構成から検討し、執筆内容・掲載図面の選択・報告書の体裁・用語の統一などの討議を経て、最終的に報告書の執筆分担を決定した。執筆分担は以下に掲げるとおりである。

第1章第1節 今泉、第2節 今泉、第3節 栗田

第2章第1節 小林、第2節 郷堀、第3節 小林、第4節 半澤、第5節 今泉

第3章第1節 郷堀、第2節-1 今泉、第2節-2 萩原、第3節 今泉、第4節 小林

第4章第1節-1 小林、2 郷堀、3 小林・半澤、4 今泉、第2節 萩原

第3節 栗田、第4節 郷堀、第5節-1 糸原、第5節-2 今泉、第6節 今泉

付章 阿部義平

そして全体の構成も含めて、最終的に今泉が編集した。

第3節 遺跡の位置と環境

1. 遺跡の位置と地理的環境（第4・5図）

鷲戸東遺跡の所在する成東町・山武町（現山武市 以下、合併以前の件に関して記述する場合に旧を省略して旧町名のまま記載する場合がある。）は、房総半島東部、九十九里平野の中央部から内陸の台地上にかけて位置する。遺跡の範囲は、成東町大字島戸・野堀・真行寺から山武町大字麻生新田におよぶ。

遺跡が位置する台地は、九十九里平野に流入する境川の左岸にあたり、台地平坦面で標高50mを測る。西側を流れる境川の谷底平野とは35mほどの標高差があり、現状では急峻な崖面を形成している。境川は山武町横田付近を源流とし、九十九里平野に流入する山武町巖台で南側から流れ込む成東川と合流し、作田川となって太平洋に注ぐ。本遺跡は、境川下流域の屈曲部に面しており、郡衙という性格上、境川及び河口部の沖積地が交通上重要な位置を占めていたものと思われる。

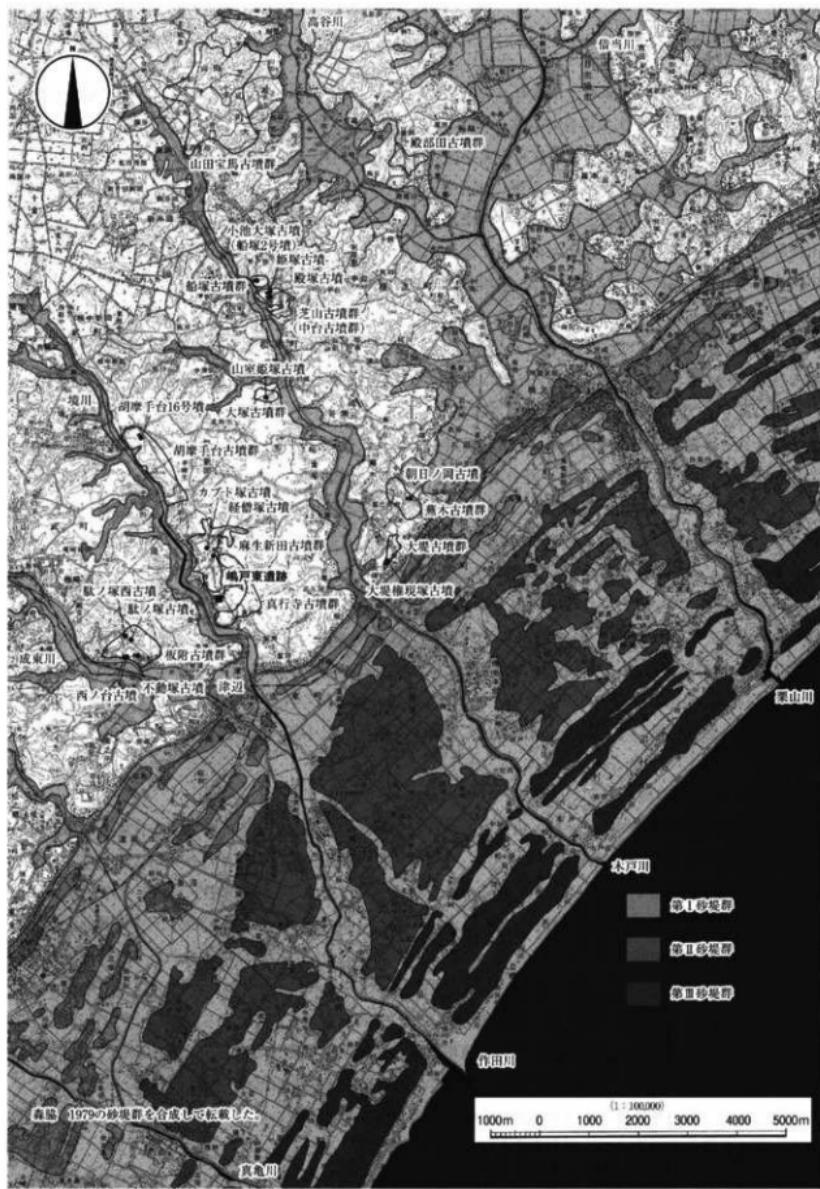
九十九里平野沖積地の地形的特徴については、森脇 広によって研究されているが、それによると、九十九里平野には10数列の砂堤が認められ、規模や堤間湿地の発達度合などにより3群に区分し、内陸から海岸に向かって、順に第Ⅰ砂堤群、第Ⅱ砂堤群、第Ⅲ砂堤群と呼称した（森脇 1979）。また、その形成時期を第Ⅰ砂堤群が縄文時代中期、第Ⅱ砂堤群が縄文時代後期、第Ⅲ砂堤群は古墳時代に陸化し始めたとした。森脇の提示した九十九里平野の地形図を参考に、周辺の平野部の地形をみてみよう（第4図）。九十九里平野北部と南部は比較的類似した地形を示すが、本遺跡周辺の中央部は様相が異なる。図でも明らかのように第Ⅱ砂堤群が広く発達し、第Ⅰ砂堤群がほとんど認められない。九十九里南部地域では海岸の急速な前進に伴い、第Ⅰ砂堤群が形成されるが、中部から北部にかけては砂堤の形成は顕著ではなく、遼浅の海が広がっていたとされる（森脇 1979）。縄文後期から弥生時代にかけての小海退にともない第Ⅱ砂堤群が形成される。木戸川から真亀川にかけては、幅の広い第Ⅱ砂堤群の形成によって台地側と海側が遮断されるようになり、広い低湿地や潟が生じたようである。この状況から、本遺跡が所在する台地下の平野側には広い潟湖が形成されていたことが想定できる。現境川の河口部には、「津辺」という字名が現存しており、想像を逞しくすれば、沼沢地化した潟湖を利用した「津」を形成していたのかもしれない。

2. 遺跡の歴史的環境（第5・6図）

鷲戸東遺跡はすでに述べたように、古代上総国武射郡衙に推定されている。平城京の長屋王邸出土木簡の和銅6年（713）の年紀のある木簡によると、「上総国武昌郡高舍里佐油四升八合和銅六年十月」とあり、武射に武昌の用字を当てていたことがわかる（渡辺編 2001）。また『和名類聚抄』（池邊 1976）によれば、巨備・加毛・理倉・狎獣・長倉・畔代・片野・大藏・新居・新屋・埴屋の11郷をあげ、「養老令」戸令の郡の等級によれば武射郡は中郡に相当する。古代武射郡の郷名のいくつかは現地名からその遺称地をうかがえるので、それらを手がかりにおよそ古代武射郡の版図を中心に、古墳時代から奈良・平安時代の遺跡を取り上げて、鷲戸東遺跡を取り巻く歴史的環境について触れておくこととする。

弥生時代の遺跡は少なく、境川下流域の成東町比良台遺跡群を構成する八坂台遺跡や真赤土遺跡（山口ほか 1992）で、後期から古墳時代前期にかけての小規模な集落、早船遺跡で後期の集落が確認されている程度である。鷲戸東遺跡でもこれまでに7軒の堅穴住居を確認しているが、いずれも後期に属し、北関東系の附加条縄文を施す土器が出土している。

古墳時代の遺跡については、集落よりも大形古墳を含む古墳群が注目されている。当該地域は国造制下



第4図 九十九里沿岸の地形と主要古墳の分布 (森崎の砂堤群を合成して転載した。)

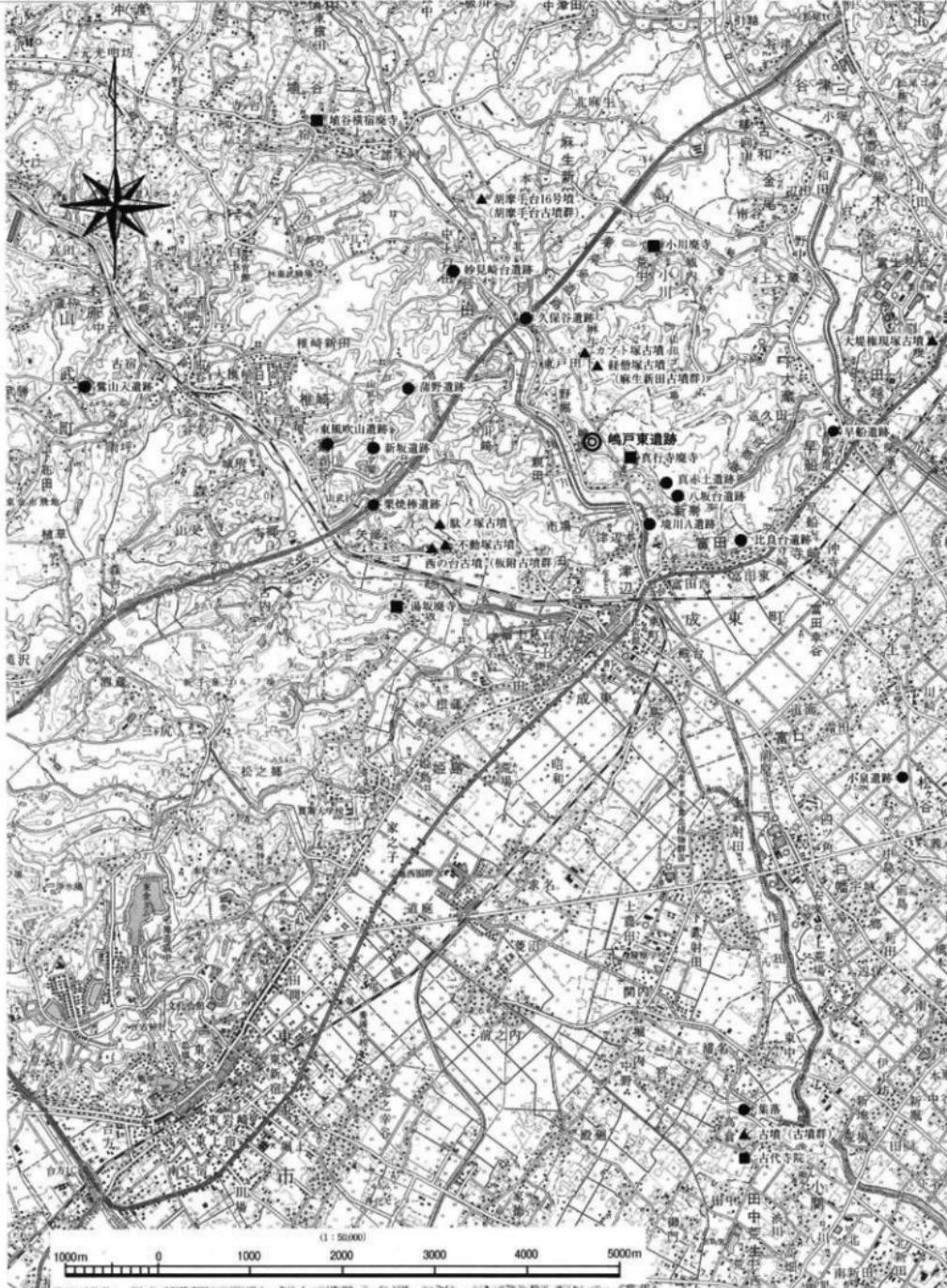
の武社国に含まれる。武社国造は志賀高穴穗朝（成務天皇）の御世に、和邇臣の祖・彦意祁都命の孫の彦忍人命を国造に定めたのを始祖とするという。大形の古墳を含む古墳群が境川流域や南側の成東川流域に多く分布する。境川流域左岸には、北から胡摩手台古墳群、麻生新田古墳群などの大形古墳を主墳とする古墳時代後期から終末期にかけての古墳群が所在している。この中では、中流域に位置する胡摩手台古墳群中の胡摩手台16号墳（萩原 1995）が全長85mの前方後円墳で、横穴式石室の様相から終末期の古墳と考えられる。また、下流域の麻生新田古墳群にある経僧塚古墳（径45m）（市毛 1971）・カブト塚古墳（径43m）（川戸 1966）は大形の円墳で、埴輪をもつ経僧塚古墳から埴輪が認められないカブト塚古墳へと変遷していったことが想定される。同古墳群には終末期の方墳も認められるが、主墳となるような大形のものは確認されていない。したがってこの流域の最後の大形古墳は、方墳ではなく、前方後円墳である胡摩手台16号墳ということになろう。

一方、成東川流域左岸には大形墳を含む板附古墳群が所在する。埴輪の有無や墳形、横穴式石室の様相などから、西ノ台古墳（全長90m）（輕部 1958・杉山ほか 1991）から不動塚古墳（全長63m）（輕部ほか 1952・輕部 1955・平岡ほか 1996）へと推移する前方後円墳の流れ及び後続する終末期の方墳、駄ノ塚古墳（1辺60m）が築造される（安藤ほか 1980・白石ほか 1996）。駄ノ塚古墳は二重周溝が巡り、軟質砂岩の複式構造の横穴式石室を採用している。出土した須恵器の年代等から7世紀第1四半期の首長墓と考えられている。印波国造領域の岩屋古墳と同様に、一国内に大形方墳が1基築造される典型的な例と思われる。終末期方墳と初期寺院及び郡衙の造営を一連の流れとして想定できるならば、駄ノ塚古墳・真行寺魔寺・鷲戸東遺跡のセットが考えられる。それらの位置関係や埴生郡衙との比較等については後章で検討する。

周辺の集落については、これまでの調査が少ないため、詳細は不明と言わざるを得ない。鷲戸東遺跡では、多くの古墳時代の竪穴住居を確認している。確認調査のみのため年代等明らかではない部分が多いが、かなり大規模な集落と思われ、真行寺古墳群等を支えた集落が展開していたと考えることができよう。境川流域左岸の九十九里平野を望む台地上にある比良台遺跡群でも大規模な集落が確認されている。比良台遺跡・八坂台遺跡・真赤土遺跡の3遺跡（山口ほか 1992）があり、確認調査を主体とするが100軒に近い古墳時代後期の竪穴住居を確認した。境川中流域左岸の山武町久保谷遺跡（加藤ほか 2000）では古墳時代中期から後期のかけての集落がみつかり、近隣の古墳群の母体となった集落と考えられている。

一方、低地に目を向けると、鷲戸東遺跡の位置する台地下にあたる境川A遺跡（黒沢 2002）の調査では、古墳時代前期の土師器とともに当該期と考えられる疑似畦畔を確認し、古墳時代前期には一帯がすでに生産・生活の領域として利用されていたものと思われる。

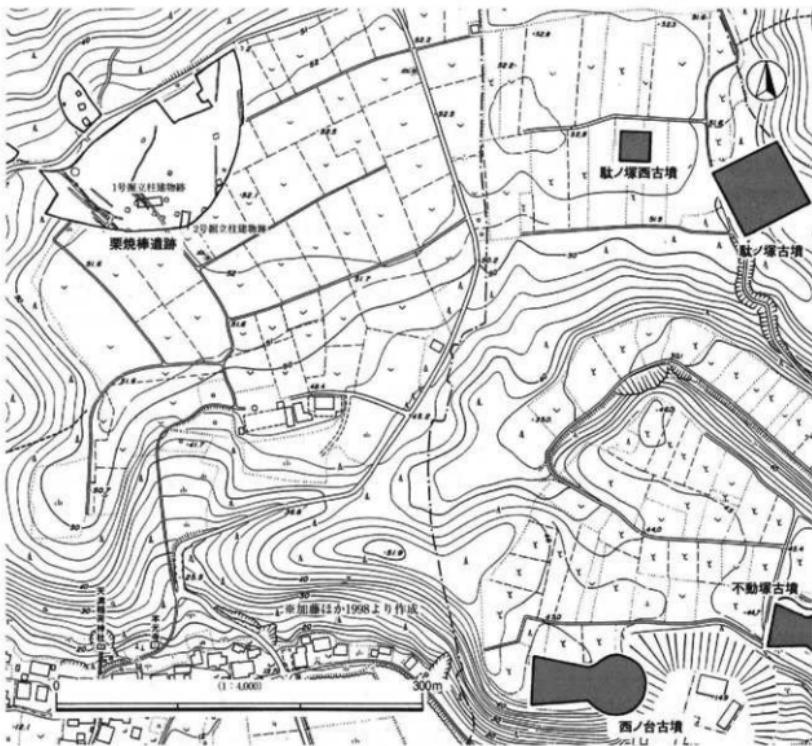
奈良・平安時代の調査例もそれほど多くないが、境川流域に初期寺院とされる真行寺魔寺（沼澤 1982・沼澤ほか 1983・瀧口 1983・天野ほか 1984・谷川ほか 1985）・埴谷横宿魔寺（坂詰 1960・糸原 1998）、成東川流域に湯坂魔寺（中村ほか 1971）が位置する。真行寺魔寺は、部分的な調査であるが、掘り込み地業で基壇が構築された金堂及び基壇周縁に瓦積み化粧を施した講堂を確認している。基壇建物以外には、掘立柱建物や竪穴住居・鍛冶工房があり、竪穴住居は10世紀後半、鍛冶工房跡は8世紀末から9世紀初頭の年代である。創建期の瓦は、素文縁单弁十三葉蓮華文軒丸瓦・雷文縁八葉複弁蓮華文軒丸瓦（紀寺式）と二重弧文軒平瓦・素文軒平瓦の組み合わせである。補修瓦としては、素文縁单弁十四葉蓮華文軒丸瓦と格子・平行・斜格子叩き目をもつ桶巻き作りの平瓦が8世紀中葉まで用いられる。8世紀後半



第5図 鶴戸東遺跡の位置と周辺の道路

以降は、重廓文軒平瓦と繩叩き目平瓦に特異な文様の叩き目をもつ平瓦が加わる。瓦以外には墨書土器や瓦塔などが出土している。墨書土器には、「武射寺」・「大寺」・「仏工舎」・「寒川」などがあり、「武射寺」の墨書土器から、本廃寺は古代武射郡の都名寺院であることが明らかとなった。また創建期の瓦の一部が埴谷横宿廃寺・湯坂廃寺と共通することから、真行寺廃寺をネットワークの要とする造寺・造瓦活動が進められた可能性が高い。8世紀後半に創建された小川廃寺では、真行寺廃寺の補修瓦と同范の瓦が採用され、この段階でも真行寺廃寺が中核的な寺院であったことを物語っている（福間 1998）。

境川中流域左岸の集落の調査例として注目される遺跡に、前述した山武町久保谷遺跡（加藤ほか 2000）がある。古墳時代を主体とした集落遺跡だが、南北方向に伸びる古代道もみつかっている。出土遺物等から、奈良時代に整備された道路跡と想定されている。この道路跡は、鷲戸東遺跡を抜けて九十九里平野に向かう旧佐倉海道に並行しており、官道として機能していた可能性が高い。境川中流域右岸の妙見崎台遺跡（吉田 2001）は、6世紀後半から9世紀中頃までの小規模な集落であることがわかった。古墳時代後期を主体とするが、9世紀代の堅穴住居からは真行寺廃寺や埴谷横宿廃寺に類似した丸瓦・平瓦が出土しており、周辺寺院との関連を窺わせる。境川と成東川のはば中間に位置する新坂遺跡・東風吹山遺跡（吉田 2001）は、6世紀後半から9世紀中頃までの小規模な集落であることがわかった。古墳時代後期を主体とするが、9世紀代の堅穴住居からは真行寺廃寺や埴谷横宿廃寺に類似した丸瓦・平瓦が出土しており、周辺寺院との関連を窺わせる。境川と成東川のはば中間に位置する新坂遺跡・東風吹山遺跡（吉田 2001）は、6世紀後半から9世紀中頃までの小規模な集落であることがわかった。古墳時代後期を主体とするが、9世紀代の堅穴住居からは真行寺廃寺や埴谷横宿廃寺に類似した丸瓦・平瓦が出土しており、周辺寺院との関連を窺わせる。



第6図 板附古墳群（駄ノ塚古墳ほか）と栗焼棒遺跡

跡・^{かば}蒲野遺跡（石本ほか 1995）は部分的な調査ではあるが、古墳時代の遺構ではなく、8世紀から10世紀にかけての比較的まとまった集落がみられる。

成東川中流域右岸の鷺山入遺跡（山口ほか 1999）では、竪穴住居31軒、掘立柱建物8棟などがみつかった。掘立柱建物群は1箇所に集中し、片面廐建物1棟も含む。近くの竪穴住居からは「山宝寺」と書かれた墨書き土器も出土しており、仏教的色彩が強い集落である。成東川中流域左岸に位置する山武町栗焼棒遺跡（栗田 1995・半澤 1994・加藤ほか 1998）は、駄ノ塚古墳とは同じ台地上の西方500mのところに位置し、7世紀から9世紀代にかけての集落が営まれている。集落は古墳時代後期を主体とするが、特筆すべきなのは8世紀後半から9世紀前半にかけて造営された長大な掘立柱建物が2棟みつかったことである（第6図）。1号建物は桁行11間（19.2m）×梁行4間（6.8m）の東西棟側柱建物で、柱間は約6尺（1.8m）になる。柱掘方はほぼ円形で掘方の上部には山砂が堆積する柱穴もみられる。2号建物は桁行10間以上（11.6m以上）×梁行3間（6.3m）の南北棟側柱建物で、柱間は1号建物とほぼ同様で、桁行では6.3尺（1.9m）で、梁行では中央の間がやや狭く5尺（1.5m）、その両脇の間は広くなって2.0m～2.8mになる。柱掘方はほぼ円形で、1号建物よりは掘方径がやや大きくなる傾向がある。2棟の掘立柱建物は74°の角度で南西を開口するように「ハ」の字状に配置している。

建物周辺の竪穴住居は7世紀後半と9世紀代が占め、8世紀代の竪穴住居を欠くことから、2棟の掘立柱建物の時期を竪穴住居の空白期間に当たる8世紀代に比定している。2棟の掘立柱建物には建て替えの痕跡がなく、長期にわたる使用は想定できないものの、これほどの大型建物は一般集落ではみられないものである。具体的な性格についてはこれからの課題とするにしても、集落とは排他的な関係を維持しながら掘立柱建物が成立している事実を重視するなら、集落から分離した地方末端官衙の一例と考えることも可能であろう（山中 2004b）。

一方、畠で銅印「山邊郡印」が発見されて有名になった八街市滝台遺跡は、昭和43年の発掘調査の結果、古墳時代後期から平安時代にかけての竪穴住居29軒などがみつかった（丸子 1968）。うち4軒の竪穴住居には小鍛冶を行っていた痕跡があった。論文の中では、ほかに高床倉庫とされる総柱の掘立柱建物4棟及び5間×2間の掘立柱建物をあげているが、正式な報告ではないため詳細なことはわからぬ。郡印の発見から近在に山邊郡衙の存在した可能性もあるが、遺跡の性格が今ひとつ不明なこともあってはっきりしない。なお銅印「山邊郡印」はタテ・ヨコ4.80cm、全高5.40cmの、紐を通す孔のない孤鉢無孔の印で、印面4.7cm四方のなかに力強い書体で、彫りの深い印文を刻んでいる。字形が典型的な楷書体であることから、天平勝宝～天平神護年間（749～767）の所産と考えられている（佐々木ほか 1996・平川 1999・平川 2001）。郡印中でも優品の部類に属し、昭和46年（1971）6月22日に重要文化財（考古資料）に指定された。

成東川と境川が合流する作田川流域の平野部では、第II砂堤群上に位置する小泉遺跡（平山 1999）で、奈良時代と思われる溝から、8世紀後半の土師器杯に「中道」と書いた墨書き土器が出土している。同じ第II砂堤群上に立地する八日市場市（現匝瑳市）平木遺跡（小久賀 1988）でも「大道上」と墨書きした土師器杯が出土しており、砂堤群を利用した往来の存在を想定できる。先述の旧佐倉海道や津と関連して注目される。

当該地域は古墳時代には武社国に相当し、律令制下になって、北部の武射郡と南部の山邊郡に分かれ。ここでは、武社国範囲の中でもう少し広く流域ごとの遺跡の動向をみてみる。北から、木戸川・境川・

作田川・真亀川・南白亜川の各河川がある。古墳の様相からみると、木戸川から作田川にかけては、古墳時代後期から終末期にかけての大形古墳が連続と営まれているが、南の真亀川・南白亜川には大形古墳は認められない。一方、古墳時代から奈良・平安時代にかけての集落にも流域ごとの特徴がみられる（栗田ほか 2005）。木戸川流域では6世紀代から7世紀代の集落が多く、8世紀以降はきわめて小規模な集落が散在するのみになる。南側に位置する境川・成東川流域では、本格的な集落の形成は7世紀以降で、粟焼棒遺跡を除く他の遺跡は8世紀代を中心となり、9世紀代には縮小化する。さらに南側の真亀川流域は7世紀から9世紀代にかけて継続して集落が営まれるが、8世紀代に大集落がみられるようになる。また、南白亜川流域は7世紀以前の集落は少なく、8世紀から9世紀にかけて大規模な集落が営まれ、10世紀以降まで継続するものもみられる。

このようにみてみると、各流域ごとの古墳と集落の変遷が同様の推移を辿っている。木戸川流域では、殿塚・姫塚古墳に代表されるような大形古墳を含む古墳群を支えた集落が展開する。南側の真亀川でも大形古墳を含まない古墳群の母体となった集落は存在するものの、以降の奈良・平安時代の集落が主体となる。この傾向は南白亜川で顕著となり、古墳がほとんど認められず、該期の集落も少ない。一方で、奈良・平安時代からの大集落が出現てくる。本遺跡が所在する境川・作田川流域は、木戸川流域と真亀川・南白亜川流域の両者の様相が混在している地域で、この流域付近が武射郡と山邊郡の郡境に相当する。胡摩手台16号墳（萩原 1995）や駄ノ塚古墳のような終末期の大形古墳が営まれる一方で、8世紀代にピークを迎える集落の展開、武射郡衙の造営や真行寺磨寺の建立など、古墳時代終末から奈良時代にかけて国造制下の武社国及び律令制下の武射郡の中心地となったものと思われる。

中世以降の遺跡については調査例が少ないが、ここでは、中世の莊園經營を中心に簡単にふれておく。中世前期の山武地城は、千葉氏・印東氏・筒木氏など、千葉・上総系氏族の支配下にあったようである。こうした在地有力層によって武射御厨をはじめ、山辺庄・山辺保などの莊園が開発されていった。武射御厨は、三浦一族がほとんど壊滅して北条氏が独裁体制を確立した宝治合戦（宝治元年（1247））以降、千葉氏の所領が足利氏に与えられ、その一部が伊勢神宮に寄進され成立したものと考えられている。その範囲については、「莊園志料」（清水編 1933）によれば成東町南部から東金市武射田付近の比較的狭い範囲を想定している。武射御厨の經營年代については不明であるが、応永8年（1375）の「市原八幡宮国役注進状」には、武射南郡と北郡という新体制の地方行政単位に変貌を遂げ、「御厨の解体が窮知される。」（伊藤 1986）としていることから、この段階には御厨の衰退が想定される。

『和名類聚抄』（池邊 1976）では、「武射郷」が「武射郡」ではなく「山邊郡」に属している。9世紀末に興福寺に施された上総三莊の一つである「藻原庄」に代表されるように、平安時代以降の莊園開発が行われ、それが武射地域南部にも及んでいた可能性がある。「武射郡」の郡名郷である「武射郷」が「山邊郡」に編入されたのも、武射御厨をはじめとするそうした莊園開発という契機が背景にあったのであろう。その過程が郡の再編という形で『和名類聚抄』の編纂に投影されたのではなかろうか。これについては、第4章で改めて詳述する。

なお近代の市制町村制施行の時点（明治22年（1889）4月1日）では、武射郡は成東町を筆頭に、現山武市・現横芝光町・現芝山町に含まれる1町14村から構成されていた。それが明治30年（1897）に山辺郡と合併することになって、山武と武射の郡名から1字ずつをとった山武郡が誕生して、古代律令期から連綿と受け継がれてきた武射郡という郡名はこのときをもって消滅し、東金市の作田川下流の右岸の武射田

という、武射郷の遺称地とも目されている小地名だけが、今に伝えられている。

注

- 1 以下の説明では、遺跡の性格上、具体的に郡術という呼称を使用する場合があるが、大宝令以前の評術から郡術への転換を見極めるのは非常に困難なので、とくに断らない限り評制下の官術施設も含めて郡術と総称する。
- 2 数値は「Web版TTKY 2JGD Ver1.379 パラメータ Ver2.1.1」による。「日本測地系」は「旧日本測地系 (Tokyo Datum)」を指し、「世界測地系」は「日本測地系2000 (Japanese Geodetic Datum2000)」を指す。
- 3 衍行7間以上の細長い平面形の建物を長舎建物と仮称することがあるが(山口 2004a)、前期建物群は衍行6間で、その分類からいえばこれらの建物は短舎建物になる。しかし地方官術官舎の平面形式の分布をみると衍行5間と6間の間ですでに大きな落差があり、衍行6間でも梁行が2間程度の場合にはその平面形を長舎建物と表現しても差し支えないとして判断して、嶋戸東遺跡の前期建物を象徴的に表現するために衍行6間の建物でも長舎建物と表現することとした。なお(財)山武都市文化財センター調査時には、B-1の建物形態を回廊の一部と考えていた(山口 1994)。
- 4 以下、財團が実施した嶋戸東遺跡の報告書を引用する場合には、調査次数の略号を用いて当該調査報告書を指すこととした。第1次の調査報告書に関しては標題に次数を明記していないが、これを第1次として取り扱った。
- 5 嶋戸東遺跡の基礎資料として、山口直人 1994「付篇調査報告 II 嶋戸東遺跡」「山武都市文化財センター年報」No.9(財)山武都市文化財センターは度々引用することがあるので、以下では「年報」とだけ略す。
- 6 神野向遺跡(推定常陸國鹿島郡街)の郡庁の場合も、郡庁の位置を確認するにあたって、それまでにみつかっている正倉院内よりも0.5m~1.5m標高の高い地点を候補地に選定して調査した結果、郡庁の位置を突き止めている(本田ほか 1985)。

参考文献

- 天野 努ほか 1984『成東町真行寺廃寺跡研究調査報告』(財)千葉県文化財センター
- 安藤鴻基ほか 1980『千葉県山武郡成東町駄ノ塚古墳測量調査報告 付編 真行寺廃寺の古瓦』『古代房総史研究』第1号 古代房総史研究会
- 池邊彌 1976『和名類聚抄郷名考証 増訂版』吉川弘文館
- 石本俊則ほか 1995『新版遺跡・東風吹山遺跡・蒲野遺跡・西後藤遺跡』(財)山武都市文化財センター
- 市毛 熱 1971『千葉県山武郡成東町経僧塚古墳の調査』『史観』第83冊 早稲田大学史学会
- 伊藤一男 1986『中世郷土の莊園と村落』『成東町史 通史編』成東町
- 糸原 清 1998『埴谷横宿廃寺』『千葉県の歴史 資料編 考古3 (奈良・平安時代)』千葉県
- 稻見英輔ほか 1991『島戸境遺跡』『山武町内遺跡群調査報告書』山武町教育委員会
- 小久賀隆史 1988『八日市場市平木遺跡-県立海浜地区(仮称)養護学校建設に伴う埋蔵文化財調査-』(財)千葉県文化財センター
- 加藤修司ほか 1998『千葉東金道路(二期)埋蔵文化財調査報告書1-山武町栗焼棒遺跡-』(財)千葉県文化財センター
- 加藤正信ほか 2000『千葉東金道路(二期)埋蔵文化財調査報告書4-山武町久保谷遺跡-』(財)千葉県文化財センター
- 輕部慈恩ほか 1952『千葉県山武郡成東町不動塚前方後円墳調査概報』『日本大学文学部研究年報』第2輯 日本大学文学部
- 輕部慈恩 1955『千葉県山武郡板附不動塚古墳』『日本考古学年報』4 日本考古学協会
- 輕部慈恩 1958『千葉県山武郡西ノ台古墳』『日本考古学年報』7 日本考古学協会
- 川戸 彰 1966『千葉県山武郡山武町麻生新田カブト塚』『日本考古学年報19』日本考古学協会
- 栗田則久 1995『千葉県の古代官術とその周辺』『シンポジウム3 地方官術とその周辺』日本考古学協会茨城大会実行委員会・ひたちなか市

- 栗田則久ほか 2005「古代の上総北東部－古墳時代後期からの集落と古墳の動向－」『研究紀要24-30周年記念論集』(財)千葉県文化財センター
- 黒沢 崇 2002「成東町境川A遺跡－県単交通安全対策事業埋蔵文化財調査報告書－」(財)千葉県文化財センター
- 坂詰秀一 1960「千葉県横宿遺跡古瓦出土遺跡の調査」『古代文化』第5巻1号 (財)古代學協会
- 佐々木慶一ほか 1996「八街市で発見された「山辺郡印」と成田市で発見された梵鐘の銘文」「千葉県の歴史 資料編 古代」県史シリーズ13 千葉県
- 篠崎四郎 1934「房総の寺社」「房総郷土研究」第1巻第7号 房総郷土研究会
- 清水正健編 1933「莊園志料」帝都出版社
- 白石太一郎ほか 1996「千葉県成東町駄ノ塚古墳発掘調査報告」国立歴史民俗博物館研究報告第65集 国立歴史民俗博物館
- 杉山晋作ほか 1991「成東町西ノ台古墳確認調査報告書」千葉県教育委員会
- 高梨俊夫 1996「市原市西野遺跡第1次発掘調査報告書」千葉県教育委員会
- 淹口 宏ほか 1983「成東町真行寺廃寺跡発掘調査概報」成東町教育委員会
- 谷川章雄ほか 1985「成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告書－鍛冶工房址の調査－」成東町教育委員会
- 千葉県教育委員会 1995「千葉県の指定文化財 第5集－平成6年度－」
- 中村恵次ほか 1971「湯坂遺跡発掘調査概報」湯坂遺跡発掘調査団
- 沼澤 豊 1982「成東町真行寺廃寺跡確認調査報告」千葉県教育委員会
- 沼澤 豊ほか 1983「成東町真行寺廃寺跡研究調査概報」(財)千葉県文化財センター
- 半澤幹雄 1994「栗焼拂遺跡出土の掘立柱建物跡について」『研究連絡誌』第42号 (財)千葉県文化財センター
- 平岡和夫ほか 1996「千葉県山武郡成東町不動塚古墳」山武考古学研究所
- 平川 南 1999「古代郡印論」「国立歴史民俗博物館研究報告－日本古代印の基礎的研究」第79集 国立歴史民俗博物館
- 平川 南 2001「国印・郡印と私印」「千葉県の歴史 通史編 古代2」千葉県
- 平野元三郎ほか 1937「上代仏教遺蹟調査予報」「史跡名勝天然記念物調査」第14輯 千葉県
- 平山誠一ほか 1994「鳥戸境1号墳発掘調査報告書」山武町教育委員会
- 平山誠一 1999「小泉遺跡B地区」(財)山武都市文化財センター
- 深谷 昇ほか 2003「上神主・茂原官衙遺跡」上三川町教育委員会・宇都宮市教育委員会
- 福間 元 1998「小川庵寺」「千葉県の歴史 資料編 考古3 (奈良・平安時代)」千葉県
- 本田 勉ほか 1985「神野向遺跡V－昭和59年度発掘調査概報」鹿島町教育委員会
- 丸子 亘 1968「新発見の「山邊郡印」をめぐって」「古代文化」第21巻1号 (財)古代學協会
- 森脇 広 1979「九十九里平野の地形発達史」「第四紀研究」第18巻第1号 日本第四紀学会
- 山口直人ほか 1992「比良台遺跡群 比良台・八坂台・貞赤土遺跡」(財)山武都市文化財センター
- 山口直人 1994「付篇調査報告 II 鶴戸東遺跡」「山武都市文化財センター年報」No.9 (財)山武都市文化財センター
- 山口直人 1998「真行寺遺跡」「山武都市文化財センター年報」No.13 (財)山武都市文化財センター
- 山口直人ほか 1999「鷺山入道跡」(財)山武都市文化財センター
- 山中敏史 1994「郡衙の構造と機能」「古代地方官衙遺跡の研究」塙書房
- 山中敏史 2003「官衙建物の平面形式」「古代の官衙遺跡 I 遺構編」独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
- 山中敏史 2004a「郡庁」「古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編」独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
- 山中敏史 2004b「官衙関連遺跡と末端官衙」「古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編」独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
- 吉田直哉 2001「妙見崎台遺跡」山武町教育委員会 奈良国立文化財研究所
- 渡邊高弘 1997「市原市西野遺跡第2次発掘調査報告書」千葉県教育委員会
- 渡辺晃宏編 2001「平城京木簡2 -長屋王家木簡2-」奈良国立文化財研究所

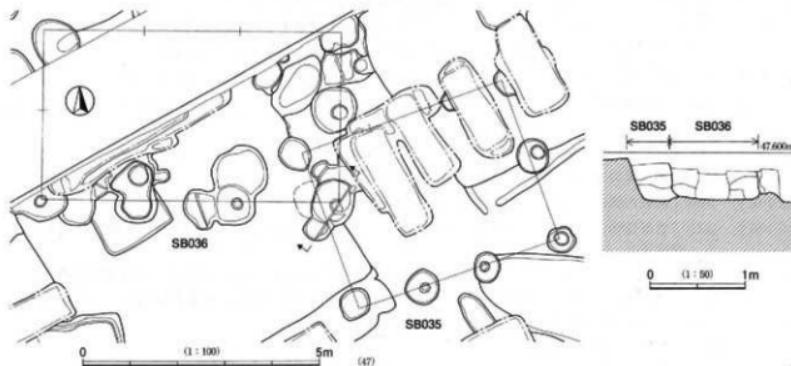
第2章 遺構

第1節 建築方位から見た両期と地区的設定

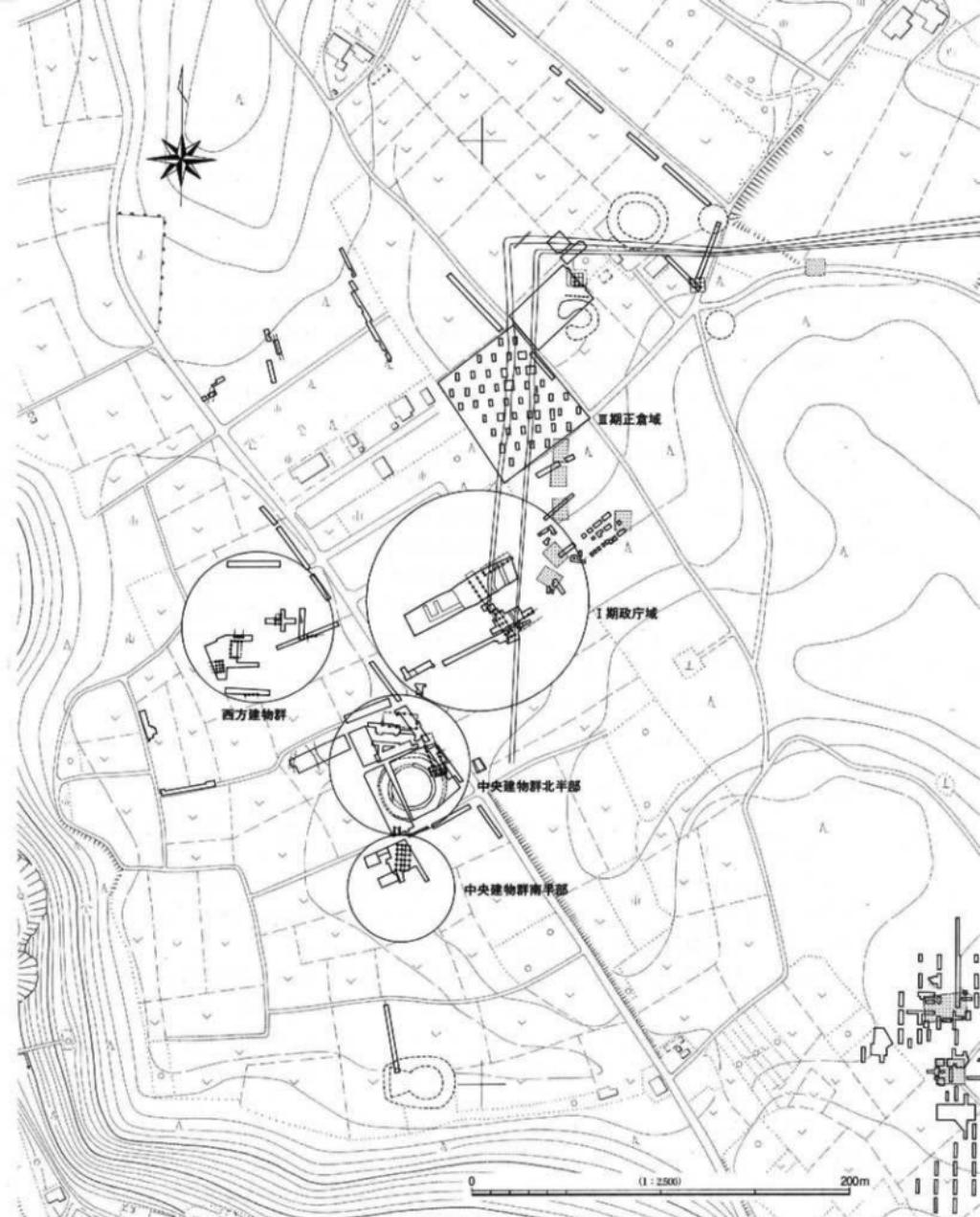
前章までの説明ではこれまでの調査成果に基づいて、時期的なことを表現する場合に前期・後期という呼称をそのまま継承してきた。つまり鶴戸東遺跡では建物の建築方位にしたがって、斜め方位と正方位の二者があり、斜め方位を前期、正方位の建物を後期と呼称してきたのはこれまで述べてきたとおりである。さらに前期を詳しくみると、斜め方位の建物には西へ30度前後振れるものと20度前後振れるものがあることもわかつてきる。それらを含めると鶴戸東遺跡では3方位の建物群の存在を想定することが可能になる。その3方位の相対的な関係を数少ない柱穴の重複関係からみていくと、時期が新しくなるにつれて建築方位が正方位に近くなるという傾向があることがわかつてきる（第7図）。

以下の説明では遺構の変遷を跡づけることを念頭において、個々の建物を中心に説明していくので、少なくとも前期の二者の建築方位については、便宜的にでも分別しておいたほうが説明しやすい。後期についても8世紀代と9世紀代の様相を対比させる場合もあり得るので、その場合には概念的ではあっても両者を分離しておきたい。これらを前期・後期の2区分だけで説明するのは煩瑣になるので、新たに建築方位に基づくⅠ期からⅢ期の時期区分を設定することとした。

Ⅰ期は前期の西へ30度前後振れる建物群で、その時期の政府城と考えている建物群を中心とした範囲に分布する。Ⅱ期は前期の西へ20度前後振れる建物で、建物群として集中する箇所までは把握できていないが、中央建物群を中心に分布する傾向がある。したがってⅠ期・Ⅱ期がこれまでの前期に相当することになる。暦年代については7世紀後半～8世紀前半のうちに収まる年代を一つの目安としている。Ⅲ期がこれまでの後期に相当し、さらにa・bの小期を設定した。Ⅲa期は正倉院で確認できた、掘立柱建物から礎石建物へ変遷する事例を象徴的に捉えて設定したものである。これは全国的にみて8世紀後半以降、掘



第7図 建築方位の異なる掘立柱建物の重複（中央建物群北半部SB035・SB036）



第8図 鳩戸東遺跡の地区設定

立柱建物から礎石建物へ変遷する傾向があるということと連動するものと考え、その年代観を採用して8世紀代を一つの目安として設定したものである。Ⅲb期は中央建物群のなかに9世紀代の上器類を出土した遺構群があることから、9世紀代を中心とした遺構群と考えておくことにする。その面的な広がりはそうした遺構群と有機的に関連すると考えられる、周辺の建物群まで含めた広域な範囲をとりあえず想定しておきたい。なおⅢ期は正方位の建築方位しかないので、小期の帰属を決めがたい場合や、小期の記述までは不要と判断した場合には、単にⅢ期とだけ記述して小期の記述を省略する場合がある¹¹。

前節すでに述べたように、鳩戸東遺跡ではこれまでに9次にわたる調査を実施しており、その調査範囲はかなり広大な範囲に及ぶ。また近接地や同一の遺構を異なる調査次数で調査している場合も多々あり、調査区が錯綜して極めて煩瑣な状況にある。そこでここでは遺跡像を再構築する足がかりとするために、建物群等を主体とする遺構の平面的な広がりを5箇所のエリアにまとめて、それぞれに地区名をあたえて説明していくことにした（第8図）。

それぞれの地区を目次の順に従って紹介しておくと、I期政庁域としたのは、これまで前期政庁としてきた長舎建物を主体とした遺構群からなり、鳩戸東遺跡全体のなかでは中央よりやや北東に位置する一帯を指している。建物群のまとまりとしては偏東方位の建物群が主体となる。次に説明するⅢ期正倉城とは空間的に重複することになる。Ⅲ期正倉城はおもに正倉院を囲繞する溝のうち西辺と北辺の一部がわかつており、それらの延長線によって取り囲まれると想定した範囲に含まれる遺構群を中心とする。遺跡範囲の東半分をほとんど占めるような広大な範囲になる。中央建物群北半部はI期政庁域の南西約90mの一帯で、5間×3間の大型建物であるSB001を中心に、その南側に展開する建物群を含み、南端の境を四脚門であるSB033とした。中央建物群南半部は北半部の南に位置する建物群で、5間×3間の南北棟総柱建物であるSB023を中心とする。西方建物群は中央建物群北半部の北西約100mの地点で、掘立柱建物群が比較的集中する一角で、SB040を中心的な建物とする。

第2節 I期政庁域

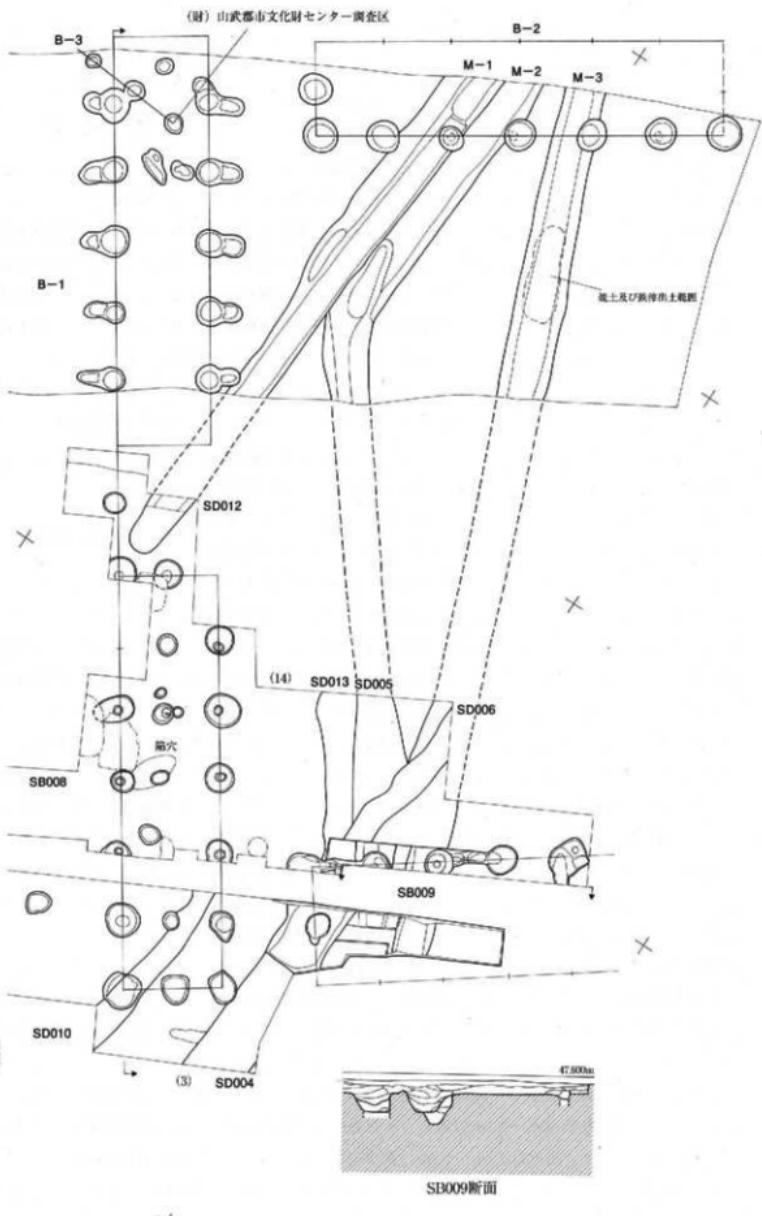
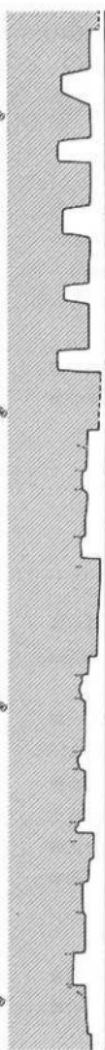
（財）山武郡市文化財センターの発掘調査によって明らかになった、政庁を構成すると考えられる長舎建物（回廊状建物）の実態とその周辺の状況を把握するために、おもに第1～3次にかけて調査を実施した。この一帯はⅢ期正倉城とも重なり、礎石建物2基（SB014・SB018）や「年報」の記載から漏れた掘立柱建物B-3などのⅢ期正倉群を構成すると考えられる建物群や、正倉院を囲繞する溝等については次節で取り上げる。なお本区域では竪穴住居は確認していない。

I期政庁域の建物配置については、前回までの報告書では「ロ」の字状を基本として配置であった可能性が高いことを指摘した。しかしながら今回、内部で詳細な検討を加えた結果、「ロ」の字状の東部を形成すると考えたSB015・SB019の柱穴の並びには不明な点が多いことがわかり、建物群が「ロ」の字に閉じることについては根拠が薄弱なため、不明とすることにした。なおこれまでの経緯については、第4章第1節1項を参照されたい。

1. 掘立柱建物（第1～3・9・11図、図版2・3、別表1）

SB008（第3・9・11図、図版2・3、別表1） 第1次調査第3区、第2次調査第14区

B-1と西側柱の柱筋を揃えて並ぶ桁行6間（16.8m）×梁行2間（4.0m）の掘立柱建物である。床束をもち、床張りの建物であった可能性が高い。柱間は桁行が9尺5寸前後あり、建築方位は、N-34°-



第9図 I期政厅域

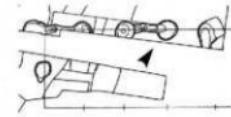
Wである。柱掘方はほぼ円形のものが大半である。西側柱列北第3柱のみが楕円形だが、擾乱が多く入り、実態は不鮮明であった。側柱の柱掘方の大きさは、1.1m～1.2mのものが多いが、西側柱列北第4柱の0.95m×0.90mを最小として、東側柱列北第3柱の1.45m×1.35mまである。深さはボーリングステッキでの探査では、0.7m～1.1mで、埋土には白色の山砂を中心部に含む。

床束は、0.75m×0.55m～0.8m×0.9mのものがある。深さは、西側柱第2列北第3柱が25cmと浅い。西側柱第2列北第3柱を半裁して、86cm×76cmの柱掘方内の暗褐色の埋土を10cm掘り下げたところ、円形の版築面があった。範囲は直径が38cmあり、その部分をさらに掘り下げたところ、深さがさらに15cmあり、2段の柱掘方であることを確認した。西側柱第2列北第4柱は柱筋からははずれており、伴うものかどうか判別しにくいが、東西の柱筋の線上にあることから、一連の床束の柱掘方と認識しておく。

なお、SB008の西側柱列の柱筋とB-1の西側柱の柱筋が一致するので、2棟の建物は西側の柱筋を基準にして建てられたものと考えられる。また、SB008とB-1の西側柱の軸線上の中間地点には円形で規模が0.85m×0.90mの柱穴がみられ、これについては2棟の建物を結ぶ塙の柱掘方である可能性が高い。

SB009(第9・11図、図版3、別表1) 第1次調査第3区・第2次調査第14区

SB008の東側にL字状に配列する東西棟の掘立柱建物であり、規模は桁行4間以上(10.8m以上)で梁行が2間(4.8m)になるものと考えられる。建築方位は、N-33°-Wと考えられる。西側柱列の第1・2柱は、Ⅲ期正倉院を区画する正倉院内溝(SD004)とSD005、北側柱列西第3柱はSD006に切られてみつかった。調査区外に伸びるものや重複によって、柱掘方の形状が明確には把握できないものが多いが、基本的には隅丸の方形に近い形状と考えられる。柱掘方径は0.95m～1.20mである。北側柱列西第1・5柱に柱掘方の重複があり、建て替えを行っていた可能性がある。

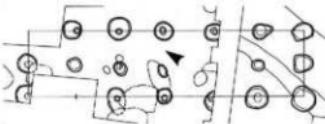


北側柱列にみられる柱掘方には帯状の張出部がある。これらは柱の抜取痕跡と考えられるが、2基一対でつなぐいわゆる柱筋溝状造構の可能性も考えられる。この部分の埋土は非常に軟らかく、しまりがない土であった。北側柱列西第3柱は柱掘方底面まで調査を行い、柱当たりを確認した。柱穴埋土は上層が黄褐色土で8cm以下のローム塊を主体とし、中層は暗褐色土で黒色土を多く含む層である。下層は黄褐色土で5cm以下のローム塊の層であった。深さは当たりの部分で1.4mである。ほかの柱掘方については底面までは確認しておらず、深さについてはボーリングステッキの探査で1.0m～1.4mであった。埋土の基本的な色調は暗褐色であり、ローム塊・ローム粒が多く、黒色粒を含む。

SB015・SB019(別表1) 第3次調査第19区・第22区

東列を構成すると考えられる掘立柱建物には、SB015とSB019があるが、両者とも杉木立によって調査区が限定されていたため、わずかな基数の柱掘方を確認しただけで不明な点が多い。幾通りかの柱穴の組み合わせが考えられるが、ここでは柱掘方の規模だけを述べるに止めた。

SB015はSB019の南に位置し、SB019と直列する可能性がある。柱掘方の規模は1.0m～1.3m、深さはピンポールによる探査で0.6m～0.9mである。桁行の柱間寸法は3m(10尺)程度と考えられる。SB019の柱掘方はほぼ円形で、規模は0.9m～1.1m、深さはピンポールによる探査で0.8m～0.9mである。なお、SB019の西隣柱と考えられる柱掘方は、礎石建物(SB017)の下からみつかっており、この礎石建物より



も古いことがわかっている。

SB015・SB019の周辺では、このほかに柱掘方4基を確認した。SB019の東側にみられるほぼ円形の柱掘方は、規模が65cm程度でやや小型である。埋土上層は暗褐色土でローム塊を含む。深さは不明である。SB015の西側の礎石建物(SB014)の下部及び南東に3基の大型の柱掘方がある。このうち、礎石建物下の柱掘方2基は、正倉院を構成する絶柱建物の柱掘方である可能性が高い。南東にある柱掘方はSB009の北側柱列の延長線上に位置しており、建物群の南列を構成する柱掘方である可能性もある。柱掘方の規模は推定で1.3m前後の円形で、深さは確認面から80cm以上ある。埋土には山砂を含む層があった。

(財)山武都市文化財センターの調査遺構(第1~3・9・11図、別表1)

(財)山武都市文化財センターが調査したB-1・B-2は、これまで平面的に図面を合成する中でその調査成果を『年報』の報告から援用してきた。これらの遺構は鷗戸東遺跡を継続的に調査する契機ともなったきわめて重要な遺構群になるので、その後の調査成果もまじえて改めて取り上げておくこととする。なおこれらは前述した平成18年度に実施したオルソ測量による座標復原をもとにしている。

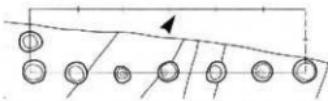
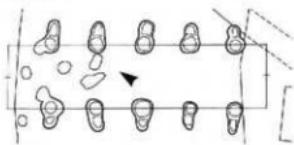
B-1(第1~3・9・11図、別表1)(財)山武都市文化財センター調査区

建物群の西列に位置し、SB008の調査成果を参考にして、ほぼ同規模の建物とすると桁行6間(16m以上)×梁行2間(3.8m)の南北棟建物と考えられる。それにしたがえば桁行両端の南北1間ずつが未調査ということになる。ほぼ円形の柱掘方で、建物の外側に柱抜取穴が舌状にそれぞれ延びる。柱掘方径は0.80m~1.22m、深さは0.9m~1.2mあり、鷗戸東遺跡の中ではやや大型な柱穴の部類に属する。桁行の柱間寸法は2.84m(9.5尺前後)あり、柱筋の通りはよい。柱抜取穴は幅0.6m~0.8mで、0.8m~1.0mの長さで伸び、調査したすべての柱穴で確認している。柱抜取穴は柱穴の深さの約半分から斜め上方に立ち上がる。建築方位はN-34°Wである。なおSB008の西側柱列とB-1の西側柱列の柱筋とがほぼ一致するので、2棟の建物は西側の柱筋に基準線を設定して同時に造営したのであろう。B-1の南端の柱掘方については、(財)山武都市文化財センターの発掘調査時点にさらに南に1間分、柱間が伸びることを確認しているので付け加え、これによって2棟の建物が堀等の施設で結ばれていたと考えられる。

柱抜取痕跡については、『年報』ではこれらの痕跡を柱抜取痕跡と認めながらも、3基の柱穴で柱痕跡がみえるとしている。その状況は土層の説明を省略しているものの、図示されている。柱痕跡とする土層は柱穴の上面までは届かず、その層の上面を山砂・焼土・炭化粒を含む黒色土が1層ないし2層になって覆っている。土質からその性状は埋戻し土と考えられ、そうすると埋戻し土が柱抜取痕跡を被覆していることになって、柱掘方にみえる抜取痕跡と柱穴内の土層の堆積状況に関する所見が必ずしも整合しないことになる。ここでは柱掘方の形状を尊重して柱を抜取っていると考えておくが、柱痕跡を重視すれば2段掘りの柱掘方で、柱は切られているという理解も可能になる。

B-2(第1~3・9・11図、別表1)(財)山武都市文化財センター調査区

建物群の北列に位置する東西棟建物で、南側柱列を中心として調査している。M-3の溝により一部の柱掘方が切られている。柱掘方はほぼ円形で、径が1.0m~1.3mで、深さは1.0m~1.4mになる。SB008・B-1と同じ桁行とすると、6間(16.5m)ではほぼ9尺等間に推定できる。梁行



は不明だがSB008・B-1と同じ梁行とするならば2間になり、同寸法（推定3.8m）の梁行を想定した場合、20cmほどの誤差はあるもののB-1北側柱列の東延長にB-2の北側柱列が位置する。両者の桁行の柱列の延長でみると直角になり、南側の柱筋はB-1の北2間目の間にあたると想定できる。これらの想定が正しければ、SB008・B-1・B-2の3棟の建物はきわめて計画的に造営されていたことを窺わせる。そしてこれら3棟の建物が直角に配置されたこの一角は、具体的には建物の桁行の外郭線を基準とした繩張りがあったと考えることが可能である（竹井 1991）。建築方位はN-34°-Wである。

なお調査した8基の柱穴のうち5基の柱穴で径30cmほどの柱痕跡を確認しているが、B-1と同様に柱痕跡の土層が柱穴上面まで届かない柱穴がある。いずれも山砂を含む黒色土が柱穴上面を覆っているが、柱抜取穴のない点がB-1とは異なる。この場合は、柱を切断していると考えるべきであろう。

2. 墙・構列（第11図、別表1）

SA002（第11図、別表1） 第1次調査第8区

次に説明するSD001の西岸の肩部に敷設された墙・構列である。掘立柱建物の可能性もあるが、溝に付随するような状況から、墙または構列と判断した。SD001は3箇所の調査区で確認しているが、こうした施設を敷設しているのは、この第8区だけになる。SD001の西岸に沿って4基の柱掘方からなり、確認した全長は6.4mで、柱間寸法はおよそ2.1m（7尺）等間になる。柱掘方はやや角張った円形で、掘方径は65cm～70cmである。建築方位はN-28°-Wである。SD001は溝が掘り直されていると考えられ、掘り直し時にもっとも北端の柱掘方は壊されている。

3. 溝（第1・3・11・13・14図）

SD001（第1・3・11図） 第1次調査第8区、第2次調査第13・15区

SB008・B-1の西側にあり、走行方位もそれらとはほぼ同じN-36°-Wである。各調査区を通して総延長65mまで確認した。上端幅は3.4mで、下端幅が1.2mの大型な溝である。深さは1.0m以上あり、底面には硬化面がある。第8区では西岸の上端部にSA002が平行するが、第13・15区では確認できなかった。上面から深さ15cmの高さに宝永の火山灰と考えられる層がある。遺物はいずれも上層から常滑の麦片及び奈良時代の瓦片が出土した。

走行方位がI期政庁の建物と一致し、これに関連する溝になる可能性がある。SD001の西側の上端からSB008・B-1の西側柱の柱筋までの距離は約54mあり、その距離は約半町に相当する。

SD003（第11・13・14図） 第1次調査第3区

SB008の西、12mの距離にあり、上端幅1.8m、下端幅0.5m～0.8m、深さ30cmの浅い溝である。断面は皿状で、走行方位はN-19°-Wになる。北側の延長部分に当たる（財）山武都市文化財センター調査区では、その延長を確認していない。時期は不明である。

SD015 第3次調査第22区

SB019の南西に位置するが、部分的にしか調査を行っていないので、時期・性格・方位等は不明である。

第3節 III期正倉院

中央建物群の北東側に展開し、一部の遺構は推定前期政府城とも平面的に重複する。正倉院は溝で画された東西長370m、南北長300m以上の広域な範囲となるが、南東側から入り込む谷が存在するため、遺構は谷頭にあたる標高46m以上の地点で確認している。また、正倉院を画する溝の外側で確認した礎石建物

や掘立柱建物の一部についても、正倉院に関連する遺構として取り上げている。

1. 碓石建物（第1・10・22・29図、図版4・5、別表1・3）

正倉院区画溝内では8基の碓石建物を確認した。また、聞き取り調査及びボーリングステッキによる探査でSB037の東南東約90mの地点にも碓石建物と考えられる形跡があることから、確認した碓石建物は9棟となる。それらは正倉院西辺部に南北に配置される一群と、北辺部に東西に配置した一群となり、規則的な配置をうかがわせる。

SB006（第1・22図、図版5、別表1・3） 第1次調査第2a区

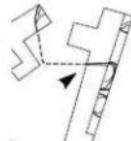
調査区の北東側に位置する。確認された部分は碓石建物の北東隅に近く、確認面で東西4m以上、南北2.8m以上になる。正倉院を囲繞する西辺内溝から約20m離れた地点で、区画溝に平行して建築方位をN-0°-Wにとる南北棟を想定したが、全体の規模は不明である。掘込地業は総地業となるもので、II b層を切り込む。基底部は平坦で、80cmの厚さで15層の版築を確認した。基壇下からは平面円形で径1.5mの大型の柱掘方があり、基壇下からの深さでも1mある。おそらく前身建物として構築されていた掘立柱建物の柱穴と考えられる。この柱穴には西側に柱抜取痕跡がある。この調査区内からは9世紀後半のロクロ土師器杯（74）の他に土師器高台付皿・丸瓦が出土した。

SB007（第1図、図版5、別表1） 第1次調査第2b区

調査区の南端に位置する。碓石建物の南東端に近い部分であるが、隣接する第2a区には基壇部が及んでいないことから、SB006よりは小規模なものと考えられ、詳細な規模および建築方位は不明だが、SB006の北側で棟方向をそろえた建物と考えられる。掘込地業はII b層を切り、版築厚は40cm前後である。版築下からは深さ70cm以上となる柱掘方と考えられる掘り込みを確認し、SB006同様、碓石建物に先行して掘立柱建物が構築されていたものと想定される。出土遺物としては基壇上面で出土した土師器壺底がある。

SB014（第1図、図版5、別表1） 第3次調査第18-1・2区

第18-1区の北端で基壇東辺の一部、第18-2区の北端で基壇南辺の一部を確認したもので、規模等詳細は不明である。正倉院区画溝内に位置するが、I期政府域とも重複する位置にある。確認した範囲から推定すると建築方位はN-38°-Eとなり、東に大きく振れることになる。版築厚は60cm前後あり、版築下には柱穴状の落ち込みも認められることから、基壇構築以前に掘立柱建物が存在した可能性もある。



SB016（第1図、別表1） 第3次調査第19-1区・第20-1区

第19-1区で基壇南西隅に相当する部分、その北側に設定した第20-1区では基壇と考えられる硬化面を調査区全域で確認した。詳細な規模等は不明だが、基壇南辺部はほぼ東西を向き、第20-2区には及んでいないことから、正倉院西辺区画溝に平行した配置をとると考えられる。版築厚は60cm前後の掘込地業になる。基壇南西部版築下には深さ60cm程の柱穴状の落ち込みもあり、基壇構築以前の掘立柱建物の可能性もある。この調査区では9世紀中葉以降の土師器杯・壺が出土した。

SB017（第1図、別表1） 第3次調査第21-5区

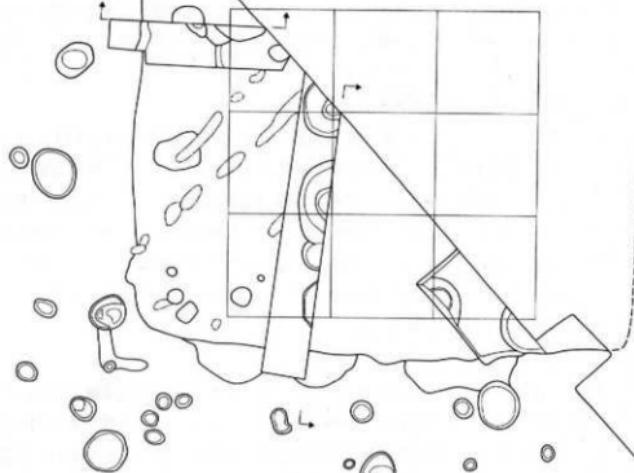
基壇東辺の一部を確認した。規模などの詳細は不明だが、基壇東辺の傾きから推定すると大きく西に振れた建物と考えられ、SB014とともに西辺域の基壇建物群の中では、建築方位が区画溝の走行方位と一致しない一群である。掘込地業となるが、柱掘方を整地して版築していることから基壇構築以前に掘立柱建物が存在していた可能性がある。調査区内の出土遺物には土師器





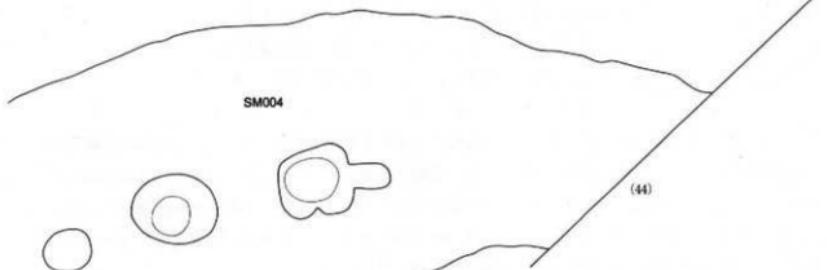
SB032

X = -41570



X = -41580

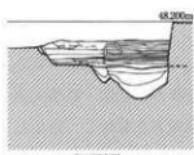
SA007



SM004

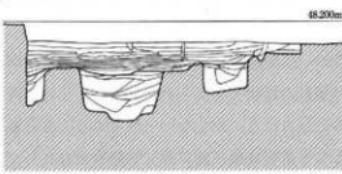
X = -41590

0



東西断面

(1 : 100)



東北断面

10m

第10図 Ⅲ期正倉城 (SB032・SA007ほか)

杯・須恵器甕があるが、いずれも古墳時代後期の所産と考えられる。

SB020（第1図、別表1） 第3次調査第23区

第23区のはば中央部で確認したもので、基壇の東西幅8m前後と推定される。確認範囲から推定すると、建築方位がN-4°-Wとなる南北棟建物と考えられる。掘込地業となり版築厚は60cm前後である。基壇東辺際の版築下には柱掘方径1.4m程の掘り込みが認められ、礎石建物の前身として掘立柱建物が存在した可能性がある。調査区内からの出土資料としては8世紀以降の須恵器、平瓦・砥石がある。

SB032（第1・10・29図、図版4・5、別表1・3） 第7次調査第44区

広範囲に調査した第44区の北東部で確認した礎石建物（SB032a）で、正倉院内溝の西辺溝（SD039）から東へ15.5mの地点に位置し、SM004（島戸境3号墳）の周溝からは北へ6m離れる。古墳周溝との間に塀SA007を基壇線と平行して設置している。基壇の規模は南北8.55m、東西については、基壇南側の塀SA007の配置と規模を再検討した結果、東西約10.4mと推定した。建築方位はN-5°-Eである。掘込地業は総地業となり、版築の各層は3cm～5cmの厚さで精緻に搞き固めている。版築の厚さは約70cmある。版築下で確認した6基の柱掘方は径が1.1m～1.7mあり、柱間寸法は2.1m等間の3間（6.3m）×3間（6.3m）の竪柱建物（SB032b）と考えられる。なおSB032周辺には柱掘方とおぼしき掘り込みを確認したが、建物に直接伴うような形跡までは確認できなかった。なおSB032が位置する近隣の民家の庭先に礎石と考えられる石材が保管されていた。昭和30年代に畠地より出土したもので、当初は3個の石材があったが、その内の1個が保管されていたものである（10）。

出土遺物としては下総産須恵器甕の口縁部破片の他に、内面に細かい同心円文あて具を用い外面は平行叩きを施した東海産須恵器甕や產地不明の須恵器甕の破片資料があった。

SB037（第1図、図版5、別表1） 第8次調査

第1次調査時に現道路沿いの崖面に基壇の断面を確認していたもので、第8次調査の折りに露呈していく基壇版築の断面を精査した。西に位置する礎石建物SB032とは約120m離れ、掘立柱建物SB028とは約60mの距離をおく。掘込地業の深さは50cm～60cmで、ほぼ水平な掘り込みである。版築はローム・黒褐色土・暗褐色土の混合土を3cm～5cmの厚さで互層に搞き固め、中層以下をとくに堅く搞き固めていた。確認した基壇の東西長は約11mあり、SB032同様、東西棟礎石建物と考えられる。この断面部では版築下に前身の掘立柱建物と考えられるような柱掘方は確認できなかった。

2. 掘立柱建物（第1・2・9・29図、別表1）

前述した礎石建物の前身建物として造営された掘立柱建物は存在するが、単独の明確な掘立柱建物は正倉院北辺に位置するSB028の1棟だけである。

SB018（別表1） 第3次調査第21-1区

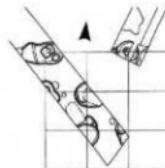
第21-1区で確認した2基の平面円形の柱掘方である。径は50cm程の小さなもので柱間間隔は約2m、建築方位はN-40°-Wである。他の掘立柱建物と比較して規模の小さな柱掘方であり、塀・構列の一部と理解した方がよいかもしれない。

SB022（別表1） 第4次調査第29区

正倉院を区画する西辺溝の外側に設定した第29区南端に存在するもので、埋め戻した柱掘方と厚さ25cmの版築を確認している。掘立柱建物から礎石建物へ変遷した建物の可能性も考えられるが、柱掘方や基壇の規模や棟方向など詳細は不明である。

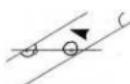
SB028 (第1・29図、別表1) 第5次調査第34区・第6次調査第43区

第34・43区の南端部で確認した2間以上×2間以上の掘立柱建物であり、正倉院北辺区画溝のSD035に平行した東西棟の総柱建物と考えられる。建築方位はN-5°-Wとなる。柱掘方の平面形は歪んだ円形で、規模は約1.45m。確認面からの深さは1.2mである。東西棟の建物であると考えられ、柱間寸法は桁行2.55m(8.5尺)、梁行2.40m(8尺)となり、一部の柱掘方断面では柱抜取り後埋め戻され掘り直された状況が認められることから2時期の変遷がうかがえる。8世紀代の須恵器蓋の他に砂岩製砥石(3)が出土した。



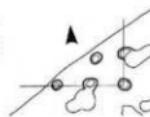
SB029 (別表1) 第5次調査第35区

島戸境2号墳の北東10mの地点で、正倉院北辺区画溝の北側に設定した第5次調査第35区のはば中央で確認した2基の柱掘方である。2基ともに柱掘方の平面形は径約1mの円形である。柱間寸法は約2.7m(9尺)と広く、桁行方向の柱穴と考えれば、建築方位はN-17°-Wの西に振れた側柱建物を想定でき、規模等詳細は不明なもの、鶴戸東遺跡のかでは最も北に位置する掘立柱建物になる。



B-3 (第2・9図、別表1) (財)山武郡文化財センター調査区

『年報』の記載からは除外された掘立柱建物の柱穴群になる。同じ調査区で調査している溝M-1の西端から7.5mの位置にある。M-1が第7次調査第44区の西隅部でみつかっている後期正倉域を囲繞する西溝(SD042)の延長線上にあるとすると、B-3は正倉域の外側に位置することになり、正倉域に接して設置された建物ということになる。南側柱列に3基の柱穴があり、東側柱列に1基、やや柱筋からはずれるものの内部の柱穴が東柱に相当するのかもしれない。4基の柱掘方は掘立柱建物の南東隅から南側柱列で2間以上、東側柱列で1間以上となるもので、その内の2基の柱掘方がB-1の柱掘方と重複する。新旧関係については明らかにしていないが、鶴戸東遺跡の建築方位の推移に照らせば、B-1を切って構築されたものと考えられる。建築方位はN-3°-Eである。柱間寸法は南側柱列で2.1m(7尺)等間、東側柱列では1.8m(6尺)等間と推定できるので、柱間寸法の長い南側柱列が桁行になる東西棟建物と想定しておきたい。柱掘方の平面形は径0.8m程の円形で、深さは60cm~75cmである。



3. 墓・横列 (第10図、図版4、別表1)

SA005 (別表1) 第6次調査第43区

第43区の北端部にあり、SB028と正倉院北辺区画溝との間に位置する。平面形は円形の柱掘方2基で、径はともに約0.4m、柱間寸法は1.8m(6尺)、建築方位はN-3°-Wである。

SA006 (別表1) 第6次調査第43区

第43区内の北よりにあり、SA005の南側3.6mの距離をおいて同軸方向となる1間分2基の柱穴である。柱掘方径は約0.7mの平面円形で、柱間寸法は2.7m(9尺)となる。第5次調査第34区で確認した柱穴が、SA006の東側延長線上に当たり、SB028を外部から遮蔽するための壠と考えられる。

SA007 (第10図、図版4、別表1) 第7次調査第44区

SM004からSB032を遮蔽するために設置されたとされる目隠し壠で、SB032の基壇南端線から4.5m離れて平行する。5間分6基の柱掘方を確認した。全長11.3m(37.7尺)で、柱間寸法はほぼ等間の2.3m

(約8尺)になる。柱掘方は径0.3m~0.5mで、ほぼ円形の掘り込みになり、建築方位はSB032と同じN-5°-Eである。

4. 壁穴住居 (第20・21・30図、図版4、別表2・3)

SI033 (別表2) 第3次調査第19-3区

正倉院西辺域の礎石建物SB016とSB014の間に配した第19-3区に位置する。壁穴住居北辺側を確認しただけなので、その規模等は不明であるが、住居西辺が西側の第19-4区まで及んでいないことから、一辺長4m前後的小規模な住居と考えられる。掘り込みは浅く、確認面から10cmほどしかない。この調査区内から出土した10世紀前半の土師器杯が、この壁穴住居の帰属時期を示していると考えられる。住居北辺の軸方向はN-89°-Eである。

SI036 (別表2) 第3次調査第20-2区

SI035の北約6m、SB016の西側に隣接する第20-2区で、壁穴住居の西辺側を確認したものである。規模等は不明だが、第20-1区には及んでいないことから、一辺長3.5m前後の壁穴住居と考えられる。確認面からの掘り込みは10cmと浅い。住居西壁はN-2°-Eをむく。調査区内からの出土資料に10世紀前半の土師器と瓦片があった。

SI037 (別表2) 第3次調査第21-2・3区

SI036の西約6mの第21-2・3区で確認した壁穴住居の南辺部に相当する。確認面からの深さは10cm程度で、主軸をN-50°-Eにとる。なお『第3次報告』では、古墳時代後期の壁穴住居とするが、住居を確認した調査区内からは9世紀末から10世紀にかけての土師器が出土しているので、『第3次報告』の帰属時期の決定に関しては問題が残る。

SI048 (第20・21・30図、別表2・3) 第7次調査第45区

第45区で、正倉院区画北辺の内溝と考えられるSD040に切られた壁穴住居で、住居の北西部が残る。規模等詳細は不明だが、確認面からの掘り込みの深さは約35cm、主軸はN-50°-Wにとる。SI048を切るSD040からは土師器杯・瓶・壺(27・29・36・37)、金銅製耳環(22)など7世紀後半の遺物が出土しているが、これらはSI048からの流れ込んだ資料と考えられる。

SI049 (別表2、図版4) 第7次調査第44区

第44区の南西部で、正倉院外溝と考えられるSD042と正倉院内溝SD039の間で確認した一辺長3m程の小規模な壁穴住居である。主軸はN-75°-Eで東壁中央にカマドがある。確認面から床面までの掘り込みは12cmと浅く、南壁際の床面が硬化していた。床面中央より南よりの地点で径0.6m程の土坑状の掘り込みを確認した以外には、柱穴等は存在しない。また出土遺物もまったくなく、帰属時期などは不明だが、規模・形態から9世紀以降と考えて差し支えないであろう。

5. 正倉院外溝 (第1~3・8・9・20・21・30図、図版2・4・17)

正倉院を回繞し、南側を開放した「丁」状に走行する。溝断面の形状は逆台形や逆凸形になる。西辺域の溝はSB008(I期政庁域)北側のSD012(第2次調査第14区)から始まり、ほぼ真北に延び、(財)山武郡市文化財センター調査区で確認した溝M-1(『年報』)および島戸境遺跡(稻見ほか 1991)で確認した溝に連続する。さらに北進してSD042(第7次調査第44区)を通り、第7次調査第45区の西側約20mの地点でほぼ直角に東へ曲がり、北辺域を東西に走行すると推定できる。北辺を画する溝はSD041(第7次調査第45・46区)から、わずかに南に下がりながら東進し、SD035(第5次調査第34区)へと繋がって

いく。「第6・7・8次報告」ではSD041からSD035の北側約8mの地点にあるSD034へ繋がるものと推定したが、溝の断面形状等を検討した結果、今回の報告のように訂正する。北辺溝はさらに東へ伸びて、(財)山武都市文化財センターが調査した島戸境1号墳(平山ほか 1994)の西側溝に重複する南北方向の溝に連続し、これが東辺溝になると推定した。航空写真で確認できたソイルマークを考慮すると、北辺溝はSD035の東側の地点で、やや北側に屈曲して直進するものと考えられる(図版17)。

西辺溝の規模は、南北長で約200m、溝の下端幅は0.9m~1.0m、SD012の上端幅は1.4mとなるが、北に延びるにしたがい上端幅が広くなり、南端はSB008の北側柱列の外側で途切れる。溝M-1では上端幅が1.4m~3.5mとなる。深さは0.8m~1.0mあり、埋土中層には白色の山砂がレンズ状に堆積している。

北辺域のSD041では上端幅では3.6m、下端幅約1.0m、深さ約1.0mとなる。断面形状は逆「凸」状となり、中段の段差が明瞭となり、中段部分のレベルでは硬化面が広がる。この状況は西辺域のSD040も同様であり、部分的に道路として利用された結果と考えられる。SD035では断面形状が逆台形に近く、中段の段差が不明瞭となる。上端幅は2.7m、下端幅約0.9m、深さ0.8mである。第45区ではSK009を壊して溝を開削していることがわかった。

なおSD040・SD041と調査区から少なからず出土遺物があるが、いずれも古墳時代後期の資料(27・29・36・37)になるので、溝開削時に壊したSI048もしくは周辺にあるその時期の堅穴住居からの流れ込みの資料であろう。SD040から出土した金属製品の耳環(22)も同様の理由によるものであろう。

東辺域にあたる島戸境1号墳で確認した溝の断面形状はSD035と酷似している。上端幅2.7m、下端幅は1.4m、深さ1.3mである。

6. 正倉院内溝(第1~3・8・9図、図版4・17)

前述した外溝に平行して正倉院内を走行する溝であり、西辺はSD004(第1・2次調査第3・14区)から島戸境遺跡(稻見ほか 1991)で確認した溝、SD039(第7次調査第44区)へと繋がり、走行方位はほぼ真北のN-4°-Eを示す。断面の形状は浅い皿形ないしは浅い逆台形となる。上端幅は2.5m前後で、下端幅は1.1m~1.8m、深さは40cm~60cmとなる。外溝とは10m前後の距離を保って併走すると考えられる。SD004は後述するSD005を切って開削している。

北辺溝はSD040(第7次調査第46区)からSD036(第5次調査第34区)へ繋がり、上端幅が2.0m前後、下端幅は0.7m~1.0m、深さ0.7m~1.0mのしっかりとした逆台形となる。SD040は3mの距離を置いて外溝SD041と平行に走るが、第5次調査第34区の地点では外溝SD035と接するような位置関係になる。断面形状や規模は西辺内溝と異なり、外溝との間隔も異なる。なお、SD040は7世紀後半の住居SI048を壊して開削している。

北辺溝はSD036から先の東側については明らかにできないが、北辺および東辺域に確認できるソイルマークから、断続的に外溝に平行して走行した可能性が高い(図版17)。

7. その他の溝(第9・11・22図、図版2、別表3)

SD005(第9・11・22図、別表3) 第1次調査第3区・2次調査第14区

正倉院西辺内溝のSD004に切られた溝で上端幅1.6m~1.8m、下端幅0.6m~0.8m、深さ0.5m~0.8mの断面逆台形となる溝である。走行方位はN-33°-Wとなり、(財)山武都市文化財センター調査区の溝M-2に繋がり、途中から「く」の字状になって北方へ延伸すると考えられる。溝内からは8世紀以降の常陸産須恵器甕の胴部破片や9世紀後半のロクロ土師器杯(71)、そして鉄滓が出土した。なお、M-2は正

倉院西側溝の2条のうち、外側の溝に繋がると考えられるM-1に切られており、SD005・M-2は正倉院を周囲する2条の溝よりも古い溝であることが分かる。

SD006（第9・11図） 第1次調査第3区・2次調査第14区

SB009を切り、前述のSD005に切られる溝で、上端幅は1.9m、下端幅0.7m、深さ0.9m、断面形はきれいな逆台形の溝である。走行方位はN-23°-Wとなり、（財）山武郡市文化財センター調査区の溝M-3に繋がると考えられる。埋土からは鉄滓が出土しており、M-3からも52.4kgの鉄滓が出土した。SD005に切られているので、正倉院を周囲する2条の溝よりも古い溝と考えられる。

SD010（第11図） 第1次調査第3区

正倉院西辺内溝のSD004の西側3m程の距離を置いて平行する溝であり、I期政府の掘立柱建物SB008の柱掘方の一部を切っている。上端幅0.75m~1.2m、下端幅0.9m、深さ0.1mの浅い溝であり、溝の走行方位はN-5°-Eである。この溝の北側延長部にあたる第2次調査第14区では、溝の連続性が認められず、時期・性格ともに不明な溝である。

SD013（第9・11図、図版2） 第2次調査第14区

上端幅が1.6mで、深さが8cmの非常に浅い溝であり、東側はSD005によって切られている。

SD034 第5次調査第34区

上端幅3.8m、深さ80cmの断面皿状となる溝である。『第6・7・8次報告』ではSD041から繋がる正倉院外溝と推定していたが、正倉院外溝としての断面形状の連続性が認められないことから、外溝とは異なる性格と判断した。なお、調査区周辺の地形図には円形に近い等高線の乱れがあり、SD034の断面形状を考え合わせると、円墳周溝の可能性が考えられる。

8. 古墳（第1・10・24~28・30図、図版4） 第7次調査第44区

SM004（第1・10・24~28・30図、図版4） 第7次調査第44区

正倉院内に残る、昭和30年代開墾した時期までは墳丘の高まりを残していた古墳で、島戸境1号墳の調査時に、島戸境3号墳として現状確認した古墳になる。SB032から南へ約6.5m隔たり、その間に設置されたSA007とは約1.5mの距離がある。また正倉院内溝SD039からは東へ約11m離れた地点に位置する。径23m前後と考えられる帆立貝式古墳の一部で、周溝のおよそ3分の1を確認したことになるであろう。周溝は西側で途切れ、その部分の周溝の幅がもっとも広くなつて7.5m前後あり、徐々に幅を狭めて周溝の幅は4m程度になる。周溝内側の線形がやや括れる範囲を中心に形象埴輪・円筒埴輪など（1~21）がまとまって出土した。これらはその出土状況から、埴丘裾もしくは墳丘テラス部に樹立してあったものが、周溝内に倒れ込んだのであろう。また鉄製の釘もしくは工具と考えられる断片（5）が出土した。

9. 土坑（第20図、別表3）

SK009（第20図、別表3） 第7次調査第45区

調査区の端にあり、部分的にしか調査を実施していないので詳しいことはわからないが、土坑の大半を正倉院外溝（SD041）の開削時に壊されている。長円形の平面形態で、深さは1.1mほどである。出土遺物としては手捏の土器器楕（22・23）があり、古墳時代後期と考えられる。

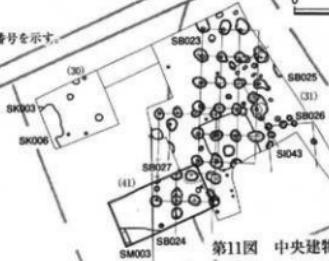
第4節 中央建物群北半部

中央建物群北半部は、推定I期政府域の南西約100mに位置する。第1次~4・6・8次にわたって調



第11図 中央建物群北半部・南半部

団) 内の数字は調査区番号を示す。



査を実施し、最も重点的に調査を行った地域であり、多くの成果を上げてきた。その分、課題も数多く残っている。区域内には少なくとも9棟の掘立柱建物があり、さらに今回検討を加えた結果、1棟の掘立柱建物の存在が明らかになったので追加した（SB046）。

区域南半には二重周溝を有する古墳SM002があるが、掘立柱建物群がこの古墳の周溝部まで入りこむが、墳丘があったと思われる区域には、堅穴住居や掘立柱建物が進出していないのが特徴である。

1. 掘立柱建物（第1・3・7・11～15・22・30図、図版6・7、別表1・3）

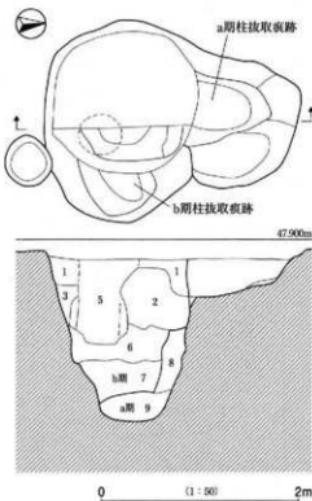
SB001（第1・3・11～13・22図、図版6、別表1・3） 第1次調査第4・7区

中央建物群の中核的な建物である。従前は、2時期の建て替えを考えていたが、最も古いと考えた建て替え時期の柱掘方の深さが0.45mであり、他の時期よりも浅く、梁行に柱掘方の重複がないこと等を勘案して、建て替えは同位置で1回の建て替えに改めた。桁行5間（18.0m）×梁行3間（7.2m）の大型の東西棟掘立柱建物であり、柱間寸法は桁行が3.6m（12尺）等間、梁行は2.4m（8尺）等間になる。建築方位はN-5°-Eである。基本的に側柱建物と考えられるが、南側柱列西第1～3柱までの間に円形の柱掘方が2基、南側柱列の線上にあり、部分的に間柱を据えていた可能性もある。両者の埋土は黒褐色土とロームの混合土であり、本柱と類似する。

建物の変遷を明らかにするために、北側柱列西第4柱の柱掘方を半裁した結果、新旧関係を確認できた。埋土は白色粘土を含む茶褐色で、古い時期の埋土は柱掘方の中半までが新しい柱掘方によって壊されていることがわかった。確認面から底面までの深さは1.75mに達する。最下面の9層とその上に縱方向に入る8層は、ボソボソの土であり、柱抜取り時に攪乱を受けた層になる。新しい時期のものは6・7層を固めてその上に柱を置いたと考えられ、5層部分が砂質でボソボソの層となり、東壁に柱抜取穴がみられた。柱の太さについては、柱掘方を裁ち割った部分が若干中心から離れており、5層の幅よりもさらに広がるものと考えられ、40cm以上になる。確認面から底面までの深さは95cmである。

古い時期の柱掘方の平面形は、南側柱列西第2柱からわかるようにほぼ正方形で、一辺1.5m前後の規模と考えられる。新しい時期の柱掘方はほぼ方形で、一辺が0.9m～1.2mである。東側柱列南第2柱、南側柱列西第1～3柱で、柱掘方の中心部分に柱抜取穴と考えられる円形の範囲にボソボソの砂質に近い土が入るのを確認した。南側柱列西第1・3・6柱では、柱掘方の南側に細長く舌状に伸びる掘り込みがある。この性格については不明な点が多いが、ピンポールで深さを計測したところ、柱掘方の外側に向かってしだいに浅くなっていることが判明したので、柱抜取穴と理解した。

SB001は、後述するように建物の東西を南北に走行する各2条の溝（SD007・SD016、SD002・SX001・SX002・SX003）で区画していた可能性があり、重要な施設であった可能性が高い。また、SB001の南側柱列の1.5m南に、柱列に平行して幅20cm前後の溝を有するSA001がみられ、さらに北側柱列の



第12図 SB001北側柱列東第3柱の断面

X = -41.800



(7)

SB001

+ Y = 52

SA001

(4)

X = -41.80

X = -41.810
Y = 52.460

SD008

SB012

Y = 52.470

SD002

第13図 SB001

0 (1 : 100) 10m

1.5m北に幅20cm前後の溝が平行する。これらの溝は、基壇を外装した羽目板に相当する部材を並べた痕跡とも考えられるが（山中 2003b）、部分的にしか確認しておらず不明な点が多い。なお、SB001に切られてみえるSB003は2基の柱掘方のみの確認なので、不明な点が多いため、欠番とする。

南側柱列西第1柱から、底部外面に「吉」を墨書きした須恵器が1点出土した（66）。

SB010（第11図、別表1） 第2次調査第13区

SB001の北21mの地点に位置し、斜行するSD001にほぼ接する位置にある。SB011の柱掘方と重複し、SB010のほうが古い。また西側柱列の一部は弥生時代後期のSI019と重複する。3間（8.4m）以上×1間（2.6m）以上の東西棟建物と考えられる。ただし桁行については、北側柱列の東への延長部分が第1次調査第3区あたり、そこでは柱掘方を確認しておらず、柱列がそこまで伸びないことは確実なので、桁行はその手前までの最大でも4間までということになる。柱間寸法は桁行が2.85m（9.5尺）等間で、梁行は2.55m（8.5尺）になる。柱掘方はやや方形に近く、長辺の1辺が80cmほどになる。ただし柱掘方の辺は柱筋の線にたいして斜めになる例もある。すべての柱掘方で径30cm前後の柱痕跡を確認しているが、埋土・柱痕跡内に黄褐色砂を多く含んでいた。その理由についてはよくわからない。建築方位はN-6°-Wである。

SB011（第11図、別表1） 第2次調査第13区

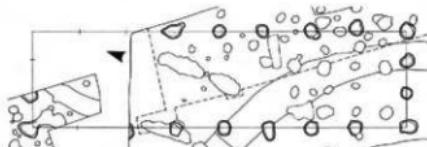
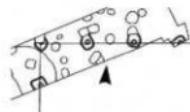
SB010の北柱列と重複し、先述したようにSB011が新しい。2基の柱掘方を確認したのみである。柱間寸法は2.6m（8.7尺）である。柱掘方は1辺長60cmほどの方形で、柱掘方のほぼ中央で径30cmの柱痕跡を確認している。SB010同様、埋土と柱痕跡内に山砂をプロック状に含む。建築方位はN-11°-Wで、正方位に近い建物より新しいにもかかわらず、建築方位の振れが大きい建物である。

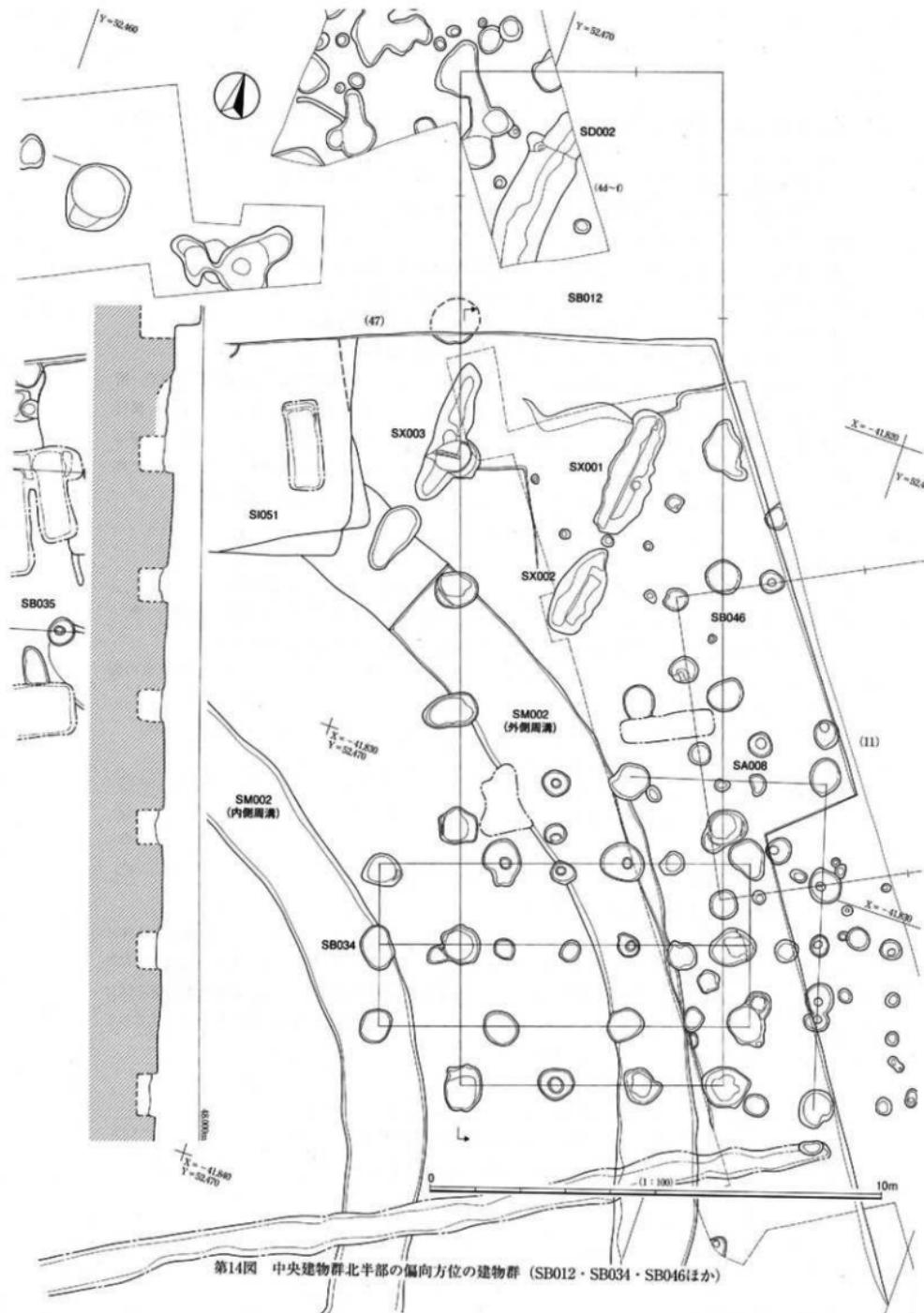
SB012（第11・13・14・30図、図版7、別表1） 第1次調査第4区・第2次調査第11区・第8次調査第47区

SB001の東南に位置し、二重周溝をもつ円墳（SM002）東部の外側周溝から内側周溝の手前までに占地する。東西棟建物SB034とは建物の南半部で重複し、SB034のほうが古い。8間（22.8m）×3間（5.9m）で、鳩戸東遺跡ではもっとも桁行が長い南北棟建物になる。桁行の柱間寸法は2.85m（9.5尺）等間、梁行は2.0m（6.5尺）等間になり、柱筋の通りはよい。建築方位はN-18°-Wで、柱掘方は0.8m～1.2mの円形もしくは長円形で、柱はすべて柱掘方ではなく垂直に抜取っており、柱抜取穴の上面には白色の山砂が堆積していた。埋土は暗茶褐色を基調とする。なお第1次調査第4区に位置する柱穴群は、当初SB002として調査したものになるが、規模を以上のように決定したことによってすべてSB012に改めている。柱掘方から鉄釘（8）が出土した。

SB013（第11図、図版7、別表1） 第3次調査第16区

SB001の西南9mに位置する。「第3次報告」では6間×1間以上の建物規模を想定していたが、4間（7.9m）以上×1間以上とし、建物の種類は不明とする。柱掘方の径は0.9m～1.1mで、円形を基調とする。建築方位はN-21°



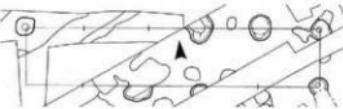


第14図 中央建物群北半部の偏向方位の建物群 (SB012・SB034・SB046ほか)

-Wである。もっとも東の柱掘方はSB016と重複するが、新旧関係は不明である。

SB021（第11図、図版6、別表1） 第4次調査第24区・第8次調査第47区

SB001と同規模の柱掘方径（1.0m～1.5m）をもつ柱穴群が、SB001の南側柱列から南へ9.5mにおいて平行して並び、SB001に近い規模の建物を想定して精査したが、1棟の建物としての確認を得るには至らなかった。今回、周辺の調

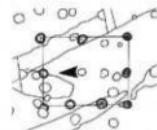


査区の調査成果を突き合わせて検討した結果、桁行については、第24区内で3基2間分の柱掘方を確認し、さらに第24区から斜めに設定した調査区で、その柱筋の延長線上のやや離れた位置でさらにもう1基柱掘方をみつけていた。両者のあいだにはSD008が東西に走行したことを示す暗褐色部があり、それによって両者を隔てていたことがわかり、6基の柱掘方が3.6m（12尺）間隔で一列に並ぶ可能性が高いと判断し、桁行を5間に復原した。梁行は従来の想定よりも減じて1間として、桁行5間（18.0m）×梁行1間（3.6m）で、柱間寸法を桁行3.6m（12尺）等間、梁行3.6m（12尺）と想定した。建築方位はN-5°-Eになる。これによりSB001とSB021については、桁行が同規模で柱筋を揃えて整然とした配置を想定できるようになり、中央建物群のなかにⅢ期の中枢建物が2棟並列する可能性を指摘できるようになった。

なお、東側柱列の中間に柱掘方が1基みられる。これをSB021に伴うものとすると、その場合は、5間×2間（18m等間）の建物となるが、この柱掘方は4分の1程度を確認したのみで不明な点が多い。柱筋からやや外側にずれるようにもみえるので、上記の理解を最優先とする。

SB030（第11図、図版7、別表1） 第6次調査第42区

SB036の南西にあり、二重周溝をもつ円墳（SM002）の外側周溝が浅くなつて途切れれた地点に位置する。また塚SA004の北第2柱を壊して造営され、南北溝SD043・SD044に一部壊されている。桁行3間（5.4m）×梁行2間（4.2m）の側柱建物だが、東の間が広くなる傾向があり、東側柱列の柱筋の通りが悪い。柱掘方は円形で0.5m前後しかなく貧弱である。鶴戸東遺跡の中では小規模な部類に属し、建築方位はN-5°-Eである。妻部分の南北の位置にも柱穴があることから、独立棟持柱を据えた建物になる可能性も考えられる。



SB031（第11図、図版7、別表1） 第6次調査第42区

調査区の北西隅で確認した2基の柱掘方からなり、2基の柱掘方とも芋穴に壊されており、遺構の遺存状態は悪い。二重周溝の円墳（SM002）の外側周溝から6mの地点に位置し、建築方位が似通ったSA004からは西へ2m離れた地点に位置している。北側の柱掘方の埋土には山砂の堆積が確認できる。南側の柱掘方はやや角張った円形で、柱掘方径は約70cm、柱掘方中央に20cm前後の柱痕跡がある。柱間寸法は約2.1m（7尺）になる。建築方位はN-9°-Eになる。

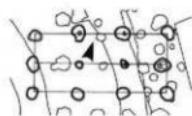
SB033（第11・15図、図版7、別表1） 第6次調査第42区

中央建物群北半部の南端に位置する。1間の親柱の前後に控柱を2本ずつ配置した四脚門と考えられる。SB001の南約53m（177尺）の地点で、SB001の中心線の延長から東へ約3mずれた地点に位置し、SM002内側周溝の西部をかすめてSB001と対峙する。1間（2.7m）×2間（3.0m）で、東西2.7m（9尺）、南北1.5m（5尺）の小型の柱間寸法になる。親柱に取り付く遮蔽施設・区画施設はSB033の東側で柱掘方を1基確認したのみで、本来、門の両脇から延びる施設についてははっきりしない。柱掘方はほぼ円形又はほ

は梢円形である。建築方位はN - 3° - Wである。なお西北控柱の1基の柱掘方がSA003と重複し、柱掘方を半裁した結果、SB033がSA003より新しいことを確認した。

SB034（第11・14図、図版7、別表1） 第2次調査第11区・第8次調査第47区

西側柱列北第2・3柱の2基の柱掘方は二重周溝をもつ円墳（SM002）の内側周溝内にあり、南・北側柱列の東第2柱の2基が外側周溝内に位置する。

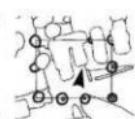


SB012の南2間分と重複し、SB034と重複する柱掘方を裁ち割ったところ、

SB012のはうが新しいことがわかった。桁行3間（8.1m）×梁行2間（3.6m）の東西棟床束建物で、妻柱と側柱を結ぶ柱筋の交点上に、本柱よりも一回り小さい柱掘方を配置している。添束は確認していないが、低床の床敷き建物であろう。建築方位はSB012と同様N - 18° - Wであり、桁行の柱間寸法は2.7m（9尺）等間、梁行は1.8m（6尺）等間である。柱掘方内には塊状に白色の山砂が堆積していた。

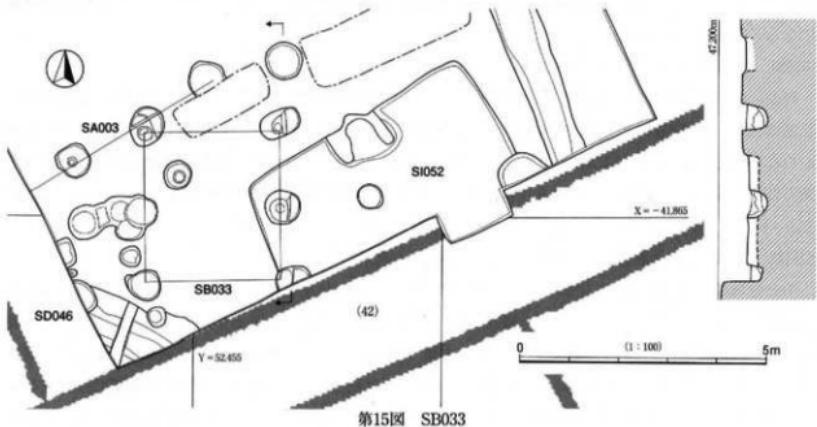
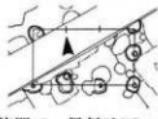
SB035（第7・11・14図、図版7、別表1） 第8次調査第47区

SB036の南西にあり、二重周溝をもつ円墳（SM002）の外側・内側周溝の北縁部に位置し、南側柱列の一部は内側周溝内にも及ぶ。SB036に切られて存在し、規模は桁行3間（4.5m）×梁行2間（3.6m）で、桁行の柱間寸法は1.5m（5尺）等間、梁行は1.8m（6尺）等間になる。鳩戸東遺跡の中で最も間尺の短い掘立柱建物であり、柱掘方の大さきも0.6m～0.7mと小型である。建築方位はN - 16° - Wを示す。北側柱列の柱掘方はほとんどが芋穴によって壊される。



SB036（第7・11図、図版7、別表1） 第4次調査第24区・第8次調査第47区

SB021の南に位置し、二重周溝をもつ円墳（SM002）の外側周溝の北縁に構築されたSI050を壊して造営された建物である。建物の東側がSB035と重複し、SB036のはうが新しい。桁行3間（6.3m）×梁行2間（3.6m）の側柱建物で、最低1回の建て替えがある。建築方位はN - 5° - Eであり、桁行の柱間寸法は2.1m（7尺）等間で、梁行は1.8m



(6尺)等間である。柱掘方の大きさは0.9m~1.0mである。

SB046 (第11・14図、図版7、別表1) 第1次調査第4・11区、第8次調査第47区

SB012・SA008に切られて存在する。建物の東部が調査区外になって

西側柱列と北の隅柱から東へ1間延びる柱掘方を1基確認したのみで、

建物の全容は不明である。4間の柱間寸法は北から1.7m (5.7尺)、1.8

m (6尺)、1.8m (6尺)、1.6m (5.3尺)で、中央2間の柱間がやや広

くなる傾向がある。北の隅柱から東へ1間延びた柱間寸法は2.3m (7.7

尺)あり、西側柱列のいずれの柱間寸法よりも長くなるので、ここでは

西側柱列を梁行と考えることにする。それに基づいて桁行を西側柱列の

間数よりも1間多い5間に想定し、桁行5間 (推定11.5m) × 梁行4間 (6.9m) の側柱東西棟建物に復原

しておくが、梁行4間の掘立柱建物は鳶戸東遺跡では唯一の構造になる。この想定に従えば、第1・2次

調査で確認したSD001はSB046の推定東側柱列の東約3mの地点を走行することになる。建築方位はN -

28° - Wになる。柱掘方はほぼ円形で、柱の径は0.5m~0.8m、深さはピンボル探査で0.7m~1.0mあった。

理上は黒褐色を基調とし、2cm~3cmのローム塊を含む。

2. 塀・構列 (第11・13~15図、図版6・7、別表1)

SA001 (第13図、図版6・7、別表1) 第1次調査第7区

SB001の南側柱列の1.5m南の地点に、柱列に平行する。細い溝で連結されているものの、明瞭な柱穴ま

では確認できない。調査したのは全長で4.9mになる。溝の深さは10cmである。円形の掘り込みが4箇所

あり、深さをピンボルで探査したところ20cm前後であった。埋土はSB001のa・b期と同様であり、前述

のようにSB001に伴う何らかの施設である可能性も考えられる。建築方位はN - 5° - Eである。SB001の

北側にも同様の痕跡がある。

SA003 (第11・15図、図版7、別表1) 第6次調査第42区

SB033に切られる。柱掘方3基の2間分を調査し、建築方位はN - 58° - Eである。柱掘方は径0.66m~0.88mで、不正な円形である。全長は3.3m以上になる。

SA004 (第11図、図版7、別表1) 第6次調査第42区

7尺等間の3間の隙で、北第2柱がSB030西北隅柱によって壊されていることから、SB003よりも新し

いことがわかる。建築方位はN - 11° - Wで、二重周溝をもつ円墳 (SM004) の外側周溝の西部で途切れ

始める部分に接し、周溝から約1mの距離をおいて平行する。柱掘方は径60cm前後で、ほぼ円形になる。

全長は6.5m (21.7尺)である。

SA008 (第11・14図、図版7、別表1) 第2次調査第11区・第8次調査第47区

SM002の東部に位置する。SB012・SB034のいずれかに付属する塀・構列と考えられるが、柱穴の組合

せの考え方によって、帰属する掘立柱建物が変わることになる。ここではSB034に付属するものとして、

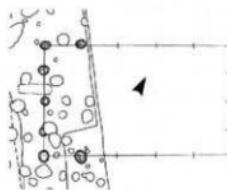
南北3間分の柱穴に加えて、北端からさらに西へ折れる柱穴2基も含めて一連の構造とし、部分的に廂を

さしかけた、身舎非一体型の変則的な廂を考えてみた。南北の柱列は3間分を調査し、建築方位は

SB012・SB034とは同じN - 18° - Wになる。柱掘方の径は55cm~80cmである。SB046を壊して敷設され

ており、全長は7.5m以上になる。SB012に付属するとした場合には、未調査部分の北側にも柱列が延びて、

SB012の北側柱列の東北側に塀・構列が敷設されていたことになる。



3. 溝・その他の遺構（第11・14・20～22・30図、図版6・7、別表3）

多くの溝がみつかっているが、新しい時期のものも見られる。古墳時代後期～平安時代の溝と考えられる遺構はSD002・007・008・009・014・016・017・018・021・022・045、SX001～003が挙げられる。

SD002（第11・14・22・30図、図版6、別表3） 第1次調査第4区

SB001の南東部で確認した溝で、SB001の東側柱列の線をSD002の位置まで延長した場合の両者位置関係は約5mの距離がある。SB012の北半部とは平面的に重複する。溝の上端幅は1.1m、下端幅は0.2m～0.4mで、深さは0.2m～0.3mになって、断面が皿状になる。溝の走行方位については、調査区内の狭い範囲で走行方位が湾曲しているために判然としないが、南に位置するSX003と連続するものとすれば、SB001と同方位のN-5°-E程度と考えられる。9世紀代の須恵器壺（68）などが出土し、金属製品は刀子（10）が出土した。

SD007（第11図） 第1次調査第7区、第3次調査第16・17区

SB001の西側柱列から5.3mの地点に位置し、SB001の西側柱列とはほぼ平行し、SD002とはSB001を介して対照的な位置関係になる。溝の上端幅が0.8m、下端幅は0.6mであり、深さ0.4mである。断面の形状は逆台形である。溝の走行方位はN-7°-Eである。このSD002・SD007については、走行方位から考えてSB001に伴う可能性がある。SD002と同様、9世紀代の出土遺物がある。

なお、SD007の西にあるSD016・SD002の東に位置するSX001・SX002は、SB001と同じ走行方位なので、これらもSB001に関連する溝の可能性が考えられる。

SD008（第11図、図版6） 第1次調査第4区・第3次調査第16区

SB001を切っており、溝を掘り下げて確認した上端幅は1.05m、下端幅は35cm～65cmあり、深さは20cm～30cmで、断面形は皿状である。第3次調査第16区では、最大幅が3.3mの箇所もあり、同一の遺構としてよいのか疑問な点がある。遺物は、平安時代の須恵器壺の小破片が出土しているが、SB001よりも新しく、走行方位はN-57°-Eで、現代の地割りに近く偏向することなどから、官衙遺構とは関連しない溝である可能性が高い。

SD009（第11・20図、別表3） 第1次調査第4区

SB001の北側柱列の北9.7mの地点を東西に走行し、古墳時代後期の竪穴住居に切られる溝である。下端幅は1.1mで、残存の上端幅は1.3m、深さは33cmである。土師器杯（11・20）が出土した。

SD014（第11図、図版7） 第2次調査第11区・第6次調査第42区・第8次調査第47区

SA009及びSI053・SM002を切って存在する。走行方位はN-65°-Wであるが、第42区のSD045に接続するものと考えられ、南側に鍵の手状に曲がり、調査区外に伸びる。もとは大型の溝であったと考えられるが、削平によって基底面のみの残存となっている箇所もある。上端部は最大で3.3mの幅があり、深さは最深部で60cmである。数回の掘り返しがみられる。遺物は溝底面から平安時代の須恵器壺片が出土しているが、SD008と同様な走行方位であることや、鍵の手状に溝が曲がることから、官衙に伴わない溝である可能性が高く、後世の地境溝の可能性も考えられる。

SD016（第11図） 第3次調査第16・17区

SB001西側柱列の西9.1mの地点を南北に走行する溝である。東に平行して走行するSD007とは約3.8mの距離がある。溝の上端幅は0.8m～1.2mで、弥生時代の竪穴住居SI030と重複するあたりで一端、溝は途切れる。深さはピンボルによる探査で0.2mである。遺物は9世紀代の高台付椀が出土した。

SD017 (第11図) 第3次調査第16区

SD008の北側に平行して、東西に走行する。SD008とは約2m離れる。溝の最大幅は1.2mで、調査したほとんどの部分では0.7mほどの幅しかない。確認面からの深さはピンポール探査で20cmあった。SD016・SD007よりも新しい。

SD018 (第11図) 第3次調査第16区

平安時代のSI034に切られた平安時代の溝である。上端幅は2.9m前後あり、大型の溝である。上面の確認のみで掘り下げは実施していない。すぐ南にあるSB001までは続かず、不明な点が多い。

SD021 (第1・11・22図、別表3) 第4次調査第25区

調査区のはば中央でみつかった溝で、幅は2.0m～3.5mとかなり出入りがある。深さ50cmほどで、硬化面は確認できなかった。土師器杯(70・73・77)などが出土した。

SD022 (第1・22図、別表3) 第4次調査第25区

調査区の西端でみつかった、やや蛇行気味の溝である。幅は2.1m、深さ50cm、断面皿形の掘り込みである。土師器杯(61)が出土した。

SD045 (第11・21図、別表3) 第6次調査第42区

溝の一部がSM002の内側周溝と重複する、偏位する溝である。最大幅2.2m、深さ20cmほどの溝で、幅は地点によってかなり出入りがある。SD009と接続する北側に出土遺物がやまとまっており、須恵器高台付杯(49)・千葉市域産須恵器壺(56)などが出土した。

SX001・SX002 (第11・14・21図、図版7、別表3) 第2次調査第11区・第8次調査第47区

両遺構は同一の溝の基底面残存部分と考えられ、主軸方位はN-6°-Eである。上端幅は1m前後であり、深さは、10cm～25cmである。SX001からは平安時代の須恵器壺の小破片(57)が出土した。

SX003 (第11・14図、図版7) 第2次調査第11区・第8次調査第47区

前述のようにSD002の一部と考えられる遺構である。深さは10cm前後である。SB012と重複するが、新旧関係は不明である。

SX004 (第11図) 第2次調査第13区

調査区の西端で確認した、不正長円形の掘り込みである。長径2.0m、短径1.6mで、主軸をN-57°-Eにとる。埋土はローム粒が均一に混じる茶褐色土で、しまりがない。深さは1m以上あり、小規模な井戸になる可能性もある。

4. 竪穴住居 (第11・14・15・21・31図、図版6・7、別表2・3)

中央建物群北半部では弥生時代～古墳時代後半にかけての竪穴住居が20軒みられる。7世紀中葉～後半の竪穴住居が比較的多く、重複する箇所もあり、古墳時代後期に拠点的な集落が展開していたものと考えられる。なお、奈良時代と平安時代の竪穴住居と考えられる遺構が各1軒あり、注目される。古墳時代～平安時代にかけての竪穴住居について記載する。

SI002 (第11図、別表2) 第1次調査第4区

1辺長が2.5mの小型の竪穴住居である。掘り込みが浅く、床面まで掘り下げたが、遺物はみられず。時期は確定できないが、弥生時代の竪穴住居SI001を切っているので、古墳時代以降の可能性がある。

SI004 (第11図、別表2) 第1次調査第4区

SB001の北に隣接し、SI005を切る古墳時代後期の竪穴住居である。

SI005 (第11図、別表2) 第1次調査第4区

SI001とSD009を切り、SI004に切られる。古墳時代後期の竪穴住居で、土師器壺が出土した。

SI006 (第11図、別表2) 第1次調査第7区

SB001の柱抜取穴に切れ、SI007を切る古墳時代後期の竪穴住居で、土師器杯が出土した。

SI007 (第11図、図版6、別表2) 第1次調査第7区

平安時代の溝SD007と古墳時代後期のSI006に切られ、SI008を切る。東壁中央にカマドがあり、規模は東西が4m、南北が推定で4m前後である。掘り込みは浅く、床面の一部まで掘り下げを行っている。主軸方位はN-94°-Eである。

SI008 (第11図、別表2) 第1次調査第7区

SD007と古墳時代後期のSI007に切られる。

SI032 (第11図、別表2) 第3次調査第17区

SB012の南にある古墳時代後期の竪穴住居で、土師器壺が出土した。

SI033 (第11図、別表2) 第3次調査第17区

平安時代のSD007・SD016に切られて存在する、古墳時代後期の竪穴住居である。

SI034 (第11図、別表2) 第3次調査第17区

平安時代のSD018を切っており、この一帯で最も新しい竪穴住居と考えられ、ロクロ土師器高台付杯・須恵器壺が出土した。

SI046 (第11図、図版7、別表2・3) 第6次調査第42区

SB033の北西に位置する規模3.5m前後の小型の竪穴住居である。東壁中央よりやや南寄りにカマドを敷設する。深さは確認面から5cmほどである。西壁をのぞいて壁溝が巡る。主軸はN-79°-Eにとる。8世紀前半の所産と考えられる須恵器壺の口縁部破片(51)が出土しており注目される。

SI047 (第11・21・31図、図版7、別表2・3) 第6次調査第42区・第8次調査第47区

SB036の南に所在する。主軸方位はN-6°-Wで、6.1m×6.3mの規模で、深さは38cmである。柱掘方2基及び壁溝と北壁にカマドがあり、SM002の周溝とSI050を切っている。出土遺物は7世紀後半の土師器杯の口縁部小片(38・39)・楕形鍛冶津(34)が出土した。

SI050 (第11・21・31図、図版7、別表2・3) 第8次調査第47区

一辺長が6m前後の竪穴住居であり、SI047及びSB035・SB036に切られ、SM002の周溝を切る。東壁の南寄りにカマドがあり、主軸をN-65°-Eにとる。住居内からは7世紀後半の須恵器蓋(32)、土師器杯高杯・壺(33~35・40・41)とともに、鉄素材(25~29)・楕形鍛冶津(33)等が出土した。

SI051 (第11・14・20図、図版7、別表2・3) 第8次調査第47区

SI050の東側に所在し、2軒が重複(a・b)している。SB035に切られ、SM002の外側周溝を切っている。古墳時代後期の住居で、1辺長が7m弱の大きさである。土師器壺の破片(30)が出土した。

SI052 (第11・15図、図版7、別表2) 第6次調査第42区

SB033に切られる一辺長が5.4m前後の、北壁にカマドをもつ竪穴住居である。出土遺物がないので時期は不明だが、住居の規模及び主軸方位から、SI050と同時期の可能性が高い。

SI053 (第11図、図版7、別表2) 第8次調査第47区

SM002の外側周溝を切り、SD014に切られて存在する東壁中央よりも南寄りにカマドのある竪穴住居で

ある。住居の規模は $5.1\text{m} \times 5.2\text{m}$ である。遺物が出土しなかったので時期決定は難しいが、主軸方位がSI050とほぼ同様であることから、古墳時代後期の住居であろう。

5. 古墳（第1・11・14・20・30図、図版7、別表3）

SM002（第1・11・14・20・30図、図版7、別表3） 第6次調査第42区・第8次調査第47区

中央建物群北半部の南半にある。南東部は緩斜面の肩部に位置するが、周溝は緩斜面の傾斜に沿って掘削されており、斜面部で周溝が消滅することはないが、平坦部では深さが不定のためか、地点によって周溝が途切れるところがある。二重周溝をもつ円墳で周溝のみを残している。内側周溝の内径で21m、外側周溝の外径で36mある。周溝の幅は1.8m前後あるが、外側周溝のほうがやや上端幅が狭くなる傾向がある。断面は浅い皿状で、削平されているため40cmほどの深さしかない。埋葬部は旧表土面より上部にあつたためか、その痕跡すら残していなかった。

内側周溝南西部で周溝が途切れる南端部分の先端部からやまとまって土師器が出土した。杯類は口径11cm～12cmで、体部にやや明瞭な稜を残す資料（13・17）もあり、ほかに土師器鉢（21）・土師器壺（28）などがあり、7世紀前半の土器様相と考えられる。また不明鉄製品（18・21）も出土した。

SM002の北半部を中心に掘立柱建物数棟と塀・構列が点在するが、いずれも古墳内側周溝の内部の封土部分までは進入していないのが特徴である。なお円墳の中央部には帰属時期までは特定できないが、4.5m×3.0mの不定型な風倒木痕がある。

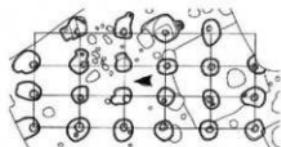
第5節 中央建物群南半部

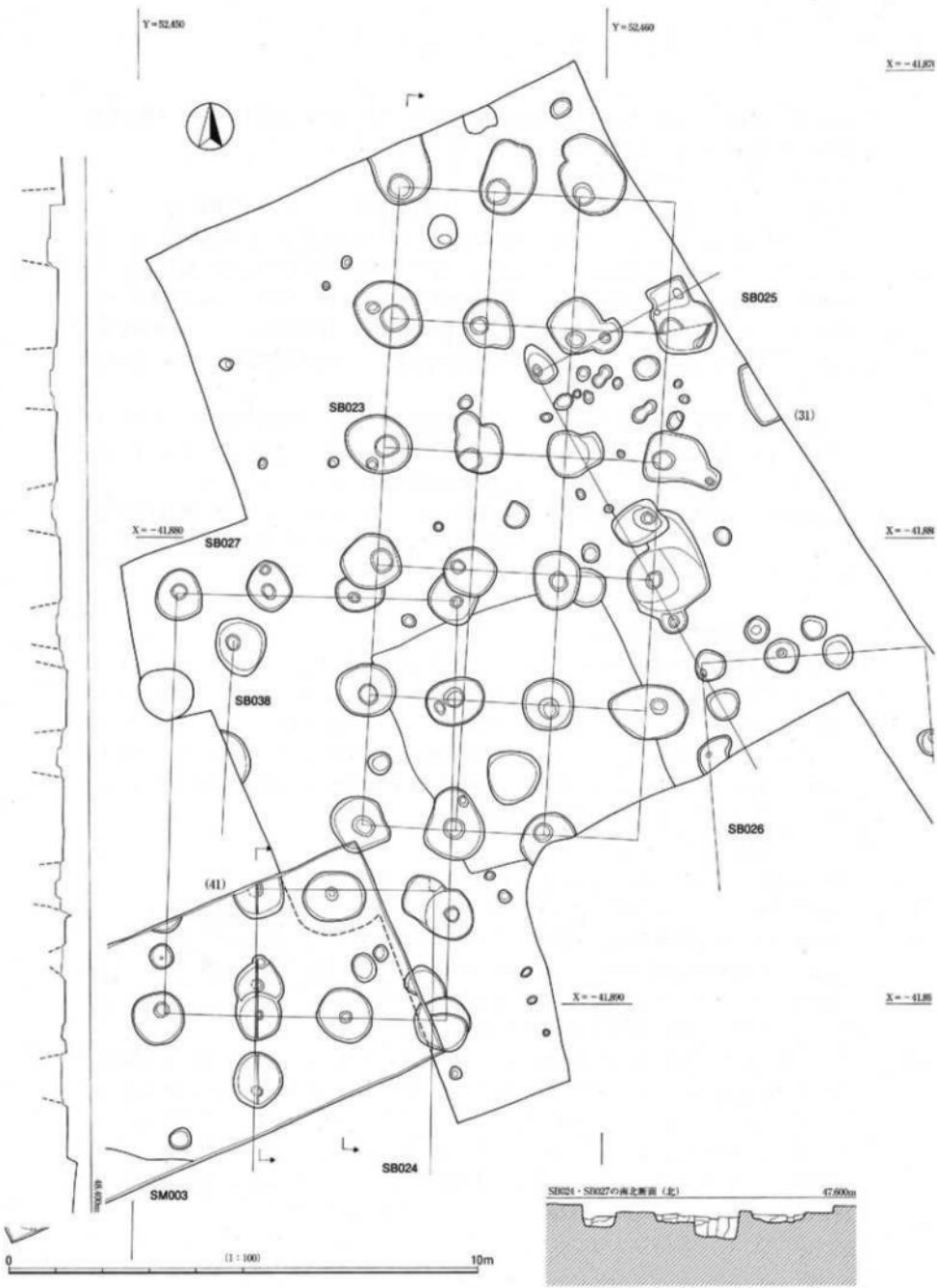
中央建物群南半部はⅠ期政庁域の南西約108m、中央建物群北半部の真南に接して位置する。Ⅰ期政庁域やⅢ期正倉域の前面に広がる谷の谷頭にあたり、西から東へ下る緩傾斜地に立地する。遺構確認面の標高約47mと建物群の中で最も低い一帯になる。調査区としては第5次調査の第30・31区と第6次調査の第41・42区の南端を主要な調査区とし、SB023がその規模から中枢的な建物と考えられる。なお、第6次調査第40区の北端には柱穴7基があり、同区南端のSM003周溝までの約25mの間に柱穴が認められないことから、これらの柱穴が官衙城の南限を示す可能性が高い。

1. 掘立柱建物（第1・11・16図、図版8・9、別表1）

SB023（第1・11・16図、図版8、別表1） 第5次調査第30・31区

規模等からいって、中央建物群南半部の中心的な建物になる。また重複関係から中央建物群南半部で最も新しいと判断した建物である。建物の南半分は古墳時代後期の竪穴住居SI043とSB027を切る。『第5次報告』では5間×3間の南北棟縦柱の倉庫と考えた建物になる。建物の北側が現道に接するために十分精査が出来ていないが、北妻柱列東第2柱の北側、調査区の北東隅に柱穴の痕跡が認められないことや、北側柱列の柱穴規模が内部の柱穴規模に比べ大きい点などから、桁行5間とした『第5次報告』の評価は十分な妥当性がある。桁行13.8m、柱間寸法は2.7m（9尺）を基準とする。しかし南1間は3.0m（10尺）の位置に柱痕跡を確認しており、北側柱列の柱痕跡が柱穴の南側に寄っており、柱穴中央に柱位置を求めれば北端の桁行の柱間寸法も10尺であった可能性もある。その場合には桁行総長は14.1mということになる。梁行は6.0m、柱間寸法は2.1m（7尺）・1.8m（6尺）・2.1m（7尺）となって中央の間が狭くなる。



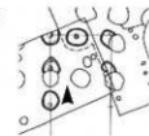


第16図 中央建物群南半部

側柱の柱掘方は長軸1.77m～1.22m（平均1.44m）、短軸1.36m～1.06m（平均1.19m）、柱痕跡の直径0.58m～0.35m（平均0.49m）。内部の柱掘方は長軸1.24m～1.01m（平均1.14m）、短軸1.12m～0.88m（平均1.03m）。柱痕跡の直径0.51m～0.32m（平均0.42m）と、側柱と内部の柱穴規模に差が認められる。低床の板倉や土倉になる山中分類（山中 2003c）の総柱建物Ⅱ類ないしは床東建物に該当するであろう。調査区及び周辺にはほかに総柱建物が認められないことを勘案すると、総柱建物よりも床東建物のほうがより蓋然性は高いであろう。建築方位はN-3°-Eとほぼ真北にとる。

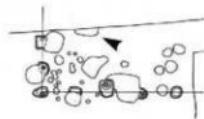
SB024（第11・16図、図版8・9、別表1） 第5次調査第30・31区・第6次調査第41区

第5次調査では掘立柱建物の北東隅としていたが、第6次調査第41区の調査の結果、柱列が西へ延びないことが明らかになったことから、柱穴の組み合わせを変更して掘立柱建物の北西隅としたものである。第41区の調査で半蔵した西側柱列の柱掘方は浅く、確認面からの深さ20cm程であり、東列の低い部分では遺存度が悪い可能性が考えられることから、SB027の南東隅柱北側の落ち込みを柱穴の残骸と捉え、本報告では3間以上×2間の南北棟の北半部としたい。桁行の柱間寸法が2.1m（7尺）等間、梁行の柱間寸法は1.8m（6尺）等間と考えられる。第41区の南端で確認したSM003の周溝を切って南に延びることになるが、掘立柱建物と古墳が重複する場合、古墳の墳丘は残す場合があるので、それに従えば長大な建物となる可能性は低く、桁行が3間～5間程度の建物であろう。建築方位をN-0°-Wにとる。



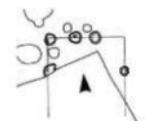
SB025（第11・16図、図版8、別表1） 第5次調査第30・31区

第5次調査では掘立柱建物の西辺の桁もしくは梁としていたが、「第6・7・8次報告」で北側の柱穴も含め、西側柱列が2.1m（7尺）等間、北側柱列が1.5m（5尺）・1.8m（6尺）と柱間寸法に差が認められることから桁行5間（8.25m）以上×梁行3間（3.4m）以上の南北棟とした。調査時の所見では北側柱列の柱穴がSB023の柱穴を切るが、西側柱列の柱穴はSB023の柱穴に切られるという齟齬が見られる。桁行の方位N-26°-Wであり、建築方位の変遷から考えて、SB023に切られるものと理解した。南妻柱が第31区の南端で確認できていない点は今後の課題としておきたい。



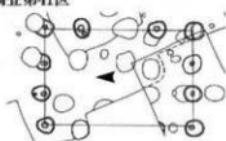
SB026（第11・16図、図版8、別表1） 第5次調査第30・31区

第5次調査ではSB025の南側に重なるように確認した掘立柱建物の北西隅である。今回の報告では第31区南側の柱穴を東側柱列の一つに取り込んで、建物の北側を確認したものとして報告する。北側柱列は1.8m（6尺）・1.2m（4尺）と柱間寸法に差が認められ、西側柱列と東側柱列は1間のみで2.1m（7尺）である。北東隅柱の一部は未確認だが第31区にかかっていた可能性が高く、北側柱列の柱間寸法が不揃いであることから北側柱列を北妻とし、桁行2間以上×梁行3間（4.8m）の南北棟とした。建築方位はN-6°-Wである。



SB027（第11・16図、図版8・9、別表1） 第5次調査第30・31区・第6次調査第41区

第30・31区の南西隅で確認し、第41区の調査により規模が確定した4間（9.0m）×3間（6.0m）の南北棟側柱建物である。桁行総長は30尺で柱間寸法は7尺から8尺になり、梁行総長は20尺で柱間寸法は7尺・6尺・7尺と中央の間が狭くなる。桁行：梁行の柱間寸法の比率が3：2となるの



で、桁行・梁行はそれぞれの総長を決定してから柱間を割り振った、いわゆる「総間完数制」(清口 1999)を採用した可能性がある。SB023より古く、SB024よりも新しい。建築方位はN-1°-Eである。

SB038 (別表1) 第5次調査第31区

『第6・7・8次報告書』で北西隅柱、北東隅柱、東妻柱の3柱穴から1棟の掘立柱建物を想定していたが、北西隅柱（第5次第30・31区SK005）が若干規模が異なることから掘立柱建物とすることは困難であると判断した。しかしながら、第30・31区の2基の柱穴は規模も大きく何らかの柱穴とするべきであろう。本報告では、柱穴の間もしくは南側の未調査部分にもう1基の柱穴を想定し、SB023の南半部西面に設けられた轍竿支柱などの莊嚴を演出する装置であった可能性を指摘しておきたい。

2. 壁穴住居（第11図、図版4・8・13、別表2）

SI043 (第11・16図、図版8・13、別表2) 第5次調査第31区

SB023・SB027に切られる壁穴住居である。規模は5.2m×4.9mで確認面の観察からはカマドは確認できなかった。出土遺物から古墳時代前期の壁穴住居であろう。

SI044 (第11図、別表2) 第5次調査第32区

調査区の西半部に位置する。幅0.5mの調査区内で約5mにわたり、焼土粒、炭化物粒を含む黒褐色土が認められ壁穴住居と判断した。時期は古墳時代前期のものであろう。

3. 溝（第11・15図、図版7・13）

SD046 (第11・15図、図版7・13) 第6次調査第42区

調査区の南西端で確認し、第5次調査で報告した第30区北東端のSI042に連続するものと考えられる溝である。第42区では南西壁、第30区では北東壁が調査区外である。しかしながら第42区の調査では南北壁の立ちあがりを確認しており、底面幅0.43m、上端幅は1.5m前後になる。また、第42区の西端で溝内から組合せのない柱穴を確認しており、柱穴より新しいものと判断した。溝の走行方位はおよそN-60°-Wで、官衙建物群の軸方位や現況地割の軸方位とも異なっており、その性格は今後の検討課題である。

4. 古墳（第1・11・16・20・30図、図版9、別表3）

SM001 (第1・20・30図、図版9、別表3) 第6次調査第40区

台地南端の縁辺部に位置し、中央建物群南半部の第30・31区からは南へ100m以上離れる。官衙遺構の南限を確認するために設定した第40区の南端で周溝の一部を確認したものである。墳丘は現在も見かけで1.5mほどの高まりを残すものの、篠竹に深く覆われ、墳丘測量も実施していないために詳しい墳形まではわからない。しかし確認した周溝の平面形状から、古墳中軸線を台地縁辺部の等高線と平行にして、後円部を東に向かた、盾形周溝をもつ前方後円墳と考えられる。周溝内からは、土師器鉢(24)・土師器壺(31)、鉄鎌(12)・不明鉄製品(19・20)が出土したが、いずれも周溝内に流れ込んだもので古墳の造営時期を直接限定する資料にはならない。墳形等から勘案して、6世紀代の古墳になるであろう。

SM003 (第11・16図) 第6次調査第41区

調査区南西隅で確認した古墳周溝の一部である。SB027の南側にあり、緩傾斜地の肩部に位置する。周溝内側の立ち上がりがかるうじて調査区内に収まり、溝の上端幅は2.1m、底面幅は1.3mで、断面が浅い皿状の掘り込みである。径30m前後の円墳であろうか。

第6節 西方建物群

中央建物群の西北にあたり、正倉院区画溝の西溝から西へ100m～150mの地点に位置する。かなり広域な平坦地を形成する一角になり、微妙な高さだが台地上では標高がもっとも高い一帯になる。調査区としては第1次調査第5区と第9次調査第48～51区までを主要な調査区とし、これらとはやや地点は離れるが、第2次調査第9・10区の調査成果についても適宜引用する。

1. 挖立柱建物（第1・3・11・17・18図、図版10～16、別表1）

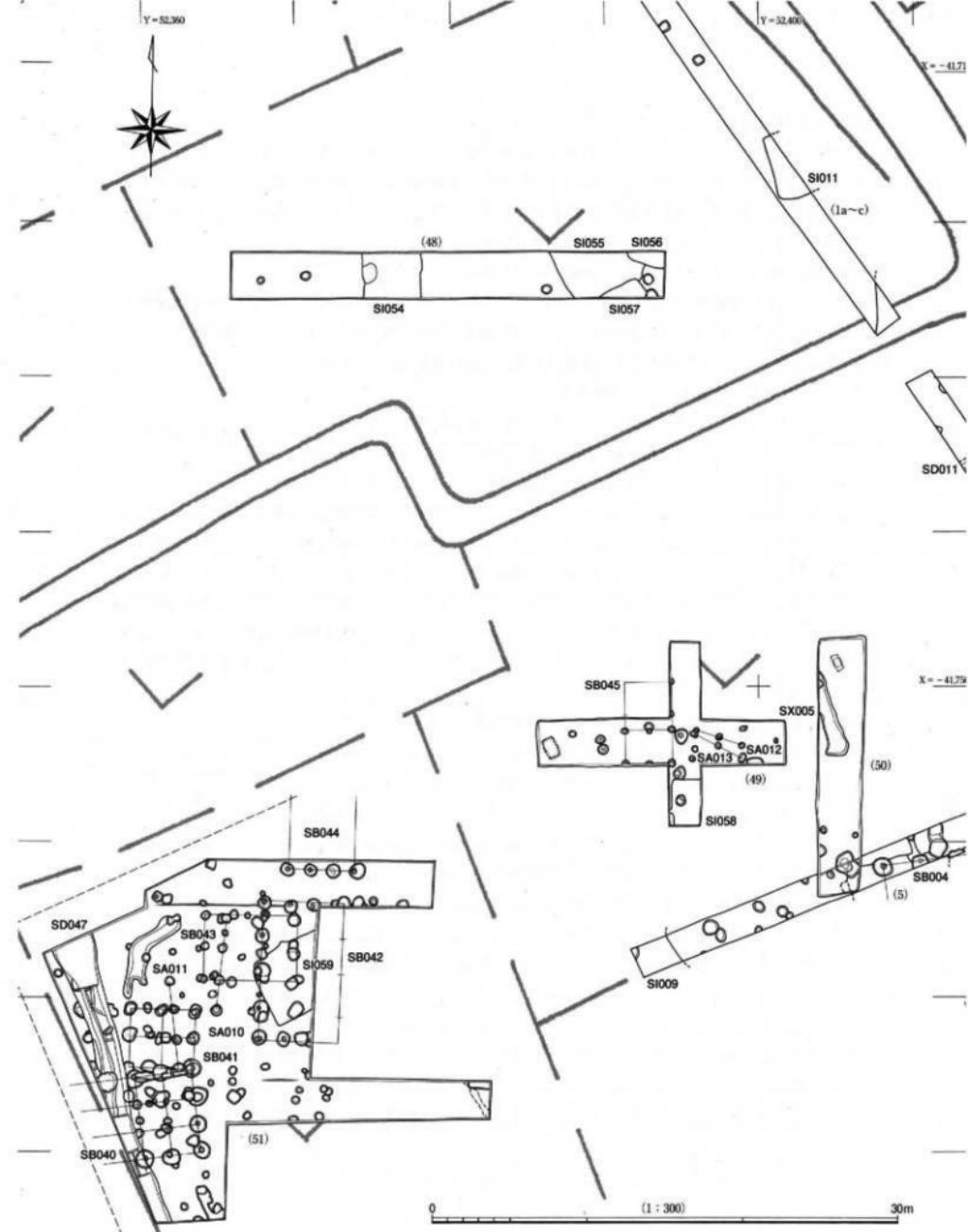
調査区として広い面積を調査した第51区を中心に建物群が広がり、それ以外の調査区では第1次調査1区d・eの南端近くで柱掘方径が1m近くあって、柱抜取穴に山砂が混入した柱穴を1基確認した。そして第1次調査第1区a～c・第9次調査第48区以北には建物群が進出しないようである。

SB004（第11・17図、別表1） 第1次調査第5区

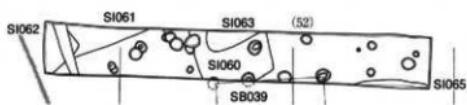
古墳時代後期と考えられるSI003の北部に重複する。第1次調査でみつかった4基の柱穴を桁行とし、北東の棟柱位置の柱穴1基も含めて、第5区の北側へ展開する4間×2間程度の東西棟建物を想定した（『第1次報告』）。この場合、梁行の柱間寸法が桁行の柱間寸法よりも長くなることになる。しかし第9次調査第49区で北側に延長しないことがわかったので、建物は南へ展開すると改めた。柱列のうち、西第1柱以外は柱掘方の辺が柱筋の軸線に沿って方形なのにたいして、西第1柱では柱掘方が軸線にたいして斜めになり径も小さくなるので、柱列の組み合わせからは除外しておく。以上からSB004は2間（4.8m）以上の側柱列となって、柱間寸法が2.4m（8尺）等間になるので、当初の想定どおりこの柱列を桁行とする。柱掘方の1辺長は1.1m～1.2mでやや大型な部類に属し、深さは85cm程度である。建築方位はN-8°-Wになる。20cm前後の柱痕跡を2基の柱穴で確認できた。

SB039（第3・17図、図版16、別表1） 第9次調査第52区

調査区のはば中央に位置する、側柱構造と考えられる建物である。北側柱列東第3柱・4柱が古墳時代前期の堅穴住居SI060と重複する。調査区に接していたために、北側柱列の4基の柱穴のうち3基の柱穴については、その一部しか確認できなかった。4基の柱穴はいずれも柱を抜取られており柱の据え位置を確定できないが、柱掘方の心々距離での柱間寸法が2.1m（7尺）を超えるので桁行の北側柱列と考えられ、それより以南の柱穴については調査区の南に延びる。4基の柱穴の桁行長は6.6m（22尺）で柱間寸法は2.19m（7.3尺）等間になり、柱筋のとおりも比較的よい。これらだけで北側柱列が完結するとするならば、3間（6.6m）×2間という建物規模を想定でき、柱間寸法に表れる造営尺の端数は、桁行の全長から柱位置を等分に決定したために生じたと考えるのが自然であろう。建築方位はN-5°-Wである。柱掘方はほぼ円形に近く径は70cm～75cmである。柱抜取穴には東第2柱をのぞいて、いずれも茶色味がかった白色砂が堆積する。ただし調査区の壁面にかかる東第3・4柱では壁面に約30cmの立ち上がりがあり、東第4柱の埋土を壁面で確認したところ、埋土の上面だけに茶色味がかった白色砂の堆積があり、それ以下には白色砂の堆積を確認できなかった。また東第3柱では柱痕跡部分を確認しているが、上面に茶色味がかった白色砂が堆積するので、柱痕跡部分から南側、つまり建物の内側へ柱を抜取ったと考えておきたい。出土資料としては東第2柱穴から、外面に平行叩き目、内面に同心円當て具痕を残す薄手の須恵器壺の小片があった。



第17図 西方建物群



X = -41.79

SB040（第1・3・17・18図、図版10・13・14、別表1） 第9次調査第51区

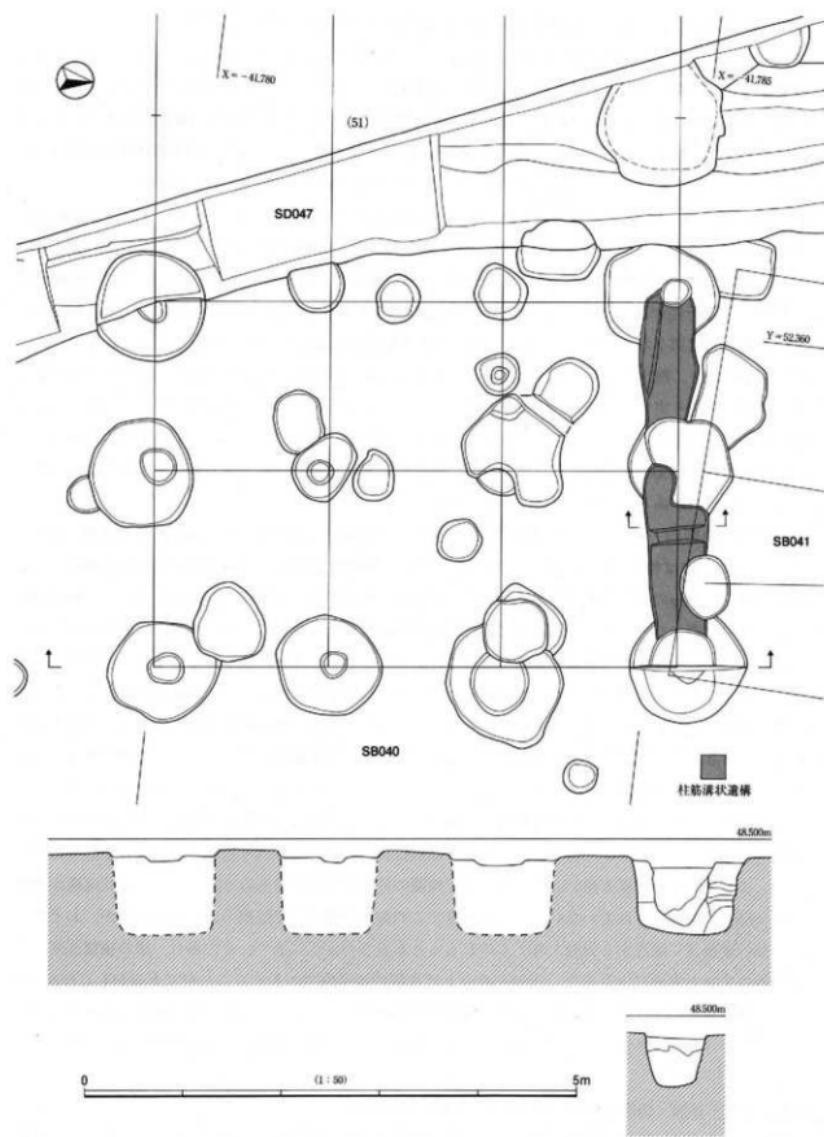
調査区の中央西寄りの調査区に位置し、建物はさらに西方の調査区外にのびる。内部の柱筋の交点上に床東を据えた床張りの建物と考えられる。梁行が3間なので桁行については4間以上を想定できる。調査区には調査区に平行してSB040よりも新しい溝（SD047）が走行するために、西部の2基の柱穴については溝の埋土を掘り上げて調査した。また北側柱列の一部はSB041と重複し、SB040の柱穴がSB041の柱穴を切っている。また一部に小柱穴が重複しているが、SB040よりも新しいものが多い。

梁行長は5.33m（17.8尺）で柱間寸法に多少の出入りがあるが、およそ1.8m（6尺）等間で柱位置が割り付けられていると考えられる。南北の桁行の柱間寸法は東1間が2.02m（6.7尺）、2間目が1.73m（5.8尺）、3間目が1.85m（6.2尺）と柱間寸法がかなり不揃いなので、桁行は「総間完数制」によって柱位置を割り振った可能性がある（溝口 1999）。柱掘方は円形を基準とし、径は1.1m前後あり、径のもっとも大きい東側柱列北第2柱では1.2m～1.4mもあり、鳶戸東遺跡でこれまでみつかっている柱掘方としては大型な部類に属す。埋土は大小のロームブロックを非常に多く含む暗茶褐色土である。北側柱列の東第1柱で柱穴の断ち割り実施した結果、深さが82cmあり、柱掘方の上面がさらに30cmほどあったと仮定すれば、柱掘方径と深さの比率はほぼ1：1ということになる。北側の柱穴群では柱を抜いているものが多いが、南側の柱穴群では径30cm～35cmの柱痕跡を残す。床東の柱穴は長径55cm～70cmで本柱よりも一回り小さく、不整形になる傾向がある。建築方位はN-6°-Wになる。

この建物の特徴の一つとして、柱間装置に北側柱列の東第1～3柱までを通る柱筋溝状造構（山中2003b）がある。溝は柱掘方内を貫通して柱に直結するのが特徴である。東第3柱では柱痕跡が残り、そこから幅55cm～60cmの柱筋溝状造構が東へ延び、柱を抜いた第2柱・第1柱の柱掘方まで続く。東第4柱は調査区に位置しているが、その壁面に柱筋溝状造構の断面を確認していないので、北側柱列の第3柱より西については、柱筋溝状造構を敷設しない柱間が少なくとも2間分は続くことになる。柱筋溝状造構を第1柱と第2柱の間で断ち割った結果、断面形態は箱型状で深さは55cmあり、柱掘方の底面から30cm前後の高さの位置に柱筋溝状造構の底面が設定されることになる。柱筋溝状造構の埋土は上下2層に分かれ、上層は2cm程度のロームブロックを多く含む暗茶褐色土で比較的しまっている。下層は10cm大のロームブロックを少しと3cm～5cmのロームブロックを多く含み、しまりがやや弱くなる。3基の柱穴のうち2基の柱が抜かれ、断面にも柱材の横断面が表れていないことから、柱筋溝状造構が地中梁の埋設痕跡になる可能性はないと思うが、断ち割りの断面には板壁材の断面と思われる痕跡や埋戻しの形跡も確認できない。また溝の掘削深度も深いことになるので地覆の可能性も低いであろう。この柱筋溝状造構が建物北側の一部にしか敷設されていないので、現時点での装置の機能までは明らかにできないが、おそらく柱穴上部の壁構造に関連する装置と考えるのがもっとも妥当のように思う。その場合、溝の掘削深度の深さと溝幅の広さを考慮に入れると、土壁を積み上げる際の基礎構造を考えることができるかもしれない²⁾。どの程度の高さまで土壁を直立させることができたのかわからぬが、溝幅を考えると土壁は柱をくるむほどの厚さを想定してもよいのかもしれない。なお出土遺物としては特筆するようなものはなかった。

SB041（第17・18図、図版10・13、別表1） 第9次調査第51区

調査区の中央西寄りに位置し、南側柱列は前述のSB040の北側柱列と重複し、南側柱列の東第1・2柱はSB040の柱掘方に重なり、輪郭すら確認できない。またSA011とも平面的に重複する。2間（4.2m）×



第18図 SB040

2間（3.9m）の東西棟建物で、柱はすべて抜かれ柱位置を特定できないが、柱掘方心々間の柱間寸法では桁行2.1m（7尺）、梁行2.0m（6.7尺）等間を想定できる。柱筋の通りは比較的よい。柱掘方は統一性を欠くように見えるが、3隅に位置する柱穴では丸みのある長方形か台形で柱掘方が南北の梁行方向に長くなる傾向があり、中间に位置する柱穴は柱掘方を円形もしくはソラマメ形にする。柱抜取穴には粒状になった白色砂の混入を確認できる柱穴が多い。柱掘方の径は65cm～95cmである。なお建物内部に位置する柱掘方の1基には2cm～3cmの白色砂ブロックを多く確認でき、これが本柱と同様の柱抜取痕跡とすれば床東にあたる可能性がある。建築方位はN-5°-Eになる。

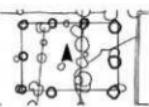
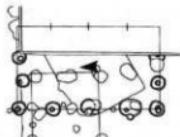
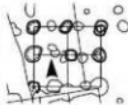
SB042（第17図、図版10・13・15、別表1） 第9次調査第51区

調査区のほぼ中央に位置し、東側柱列のほとんどは調査区外になる。古墳時代後期（7世紀中葉）の堅穴住居SI059と重複し、SB043とは平面的に重複するだけで新旧関係については不明である。4間（9.00m）×3間（5.15m）の南北棟側柱建物である。柱間寸法は桁行ではやや不揃いで、北の1間が2.25m（7.5尺）、中の2間が2.36m（7.9尺）、南の1間が2.02m（6.7尺）で南の1間がもっとも狭くなる。桁行の総長が完数尺になって、しかも柱筋の通りもよいことから、柱間寸法が不揃いのものも總間を決定して柱位置を割り振った可能性がある（溝口 1999）。梁行の柱間寸法は1.71m（5.7尺）等を想定できる。ただし北側柱列東第1柱は他の柱掘方に切られ、調査区境の壁面で柱穴の立ち上がりを確認できるだけで、対向する隅柱も調査区外になるので東1間の柱間寸法に関しては推定値になる。南梁行の柱筋の通りは比較的よいが、北梁行では柱筋の通りが悪くなるので、建物造営時には南・西の柱筋が基準になっていたのかもしれない。柱掘方は一部の柱穴で間延びするものがあるが、柱掘方として捉えられたものについては、径が85cm～95cmのやや歪な円形になる。8基の柱穴で径30cm前後の柱痕跡を確認した。埋土は径1cm～3cmのロームブロックを多く含む暗茶褐色土と黒褐色土の混合土になる。なお建物内部に小柱穴があるが柱筋からはそれるので、この建物に伴うものではないと考えられる。建築方位はN-3°-Eになる。

出土遺物としては、北側柱列東第2柱の埋土からロクロ土師器小型壺の小片が1点出土した。小片のために詳しいことについてはわからないが、9世紀前半代の資料になるであろう。

SB043（第17図、図版10・13・15、別表1） 第9次調査第51区

調査区の中央部や北側で、小柱穴群がまとまる一帯から抽出した掘立柱建物になる。柱のほとんどが抜かれているために柱位置の特定はむずかしいが、3間（6.0m）×2間（4.2m）規模の東西棟側柱建物と考えられる。SA010の北端の柱穴とわずかに接し、その重複状況からSA010よりも古いと判断した。北側柱列と西側柱列が比較的柱穴の形状がそろい、柱筋の通りもよい。それにたいして建物南東部は古墳時代後期の堅穴住居SI059と重複し、重複部分で柱掘方がやや不分明になってしまったこともあって、柱穴の組み合わせがむずかしい。柱筋の通りは悪い。柱掘方は不定形で、丸い形態のものから角張ったものまである。柱掘方径は52cm～83cmである。柱はすべて抜取られており、柱抜取穴に白色砂が顕著に堆積する。建築方位はN-2°-Eである。



SB044（第17図、図版10・13、別表1） 第9次調査第51区

調査区の北側に位置し、南側の柱列の4基の柱穴のみを確認した。以北の柱穴群については調査区外になる。全長が4.29mなので1尺を300mmとすれば14.3尺だが、1尺を296mmとすれば14.5尺となって0.5尺単位の換算値を得ることができる。柱間寸法はいずれの場合でも1.4m（4.8尺）等間で、完数でも5尺にしかならないから、確認した柱列は梁行になって、桁行4間以上で梁行3間の南北棟建物と考えられる。柱筋の通りはよく、東第2柱をのぞいて径25cm～34cmの柱痕跡を確認できた。東第2柱では柱抜取穴に白色砂と焼土粒が多く堆積しているを確認した。柱掘方は直角円形で、径は75cm～104cmになる。埋土は径3cmほどのロームブロックを多く含む暗茶褐色土である。梁行での建築方位はN-2°-Eである。南に位置するSB042とは2.2m（7.3尺）隔たり、柱筋の延長からもそれる。

SB045（第17図、図版11・12、別表1） 第9次調査第49区

調査区の中央に位置し、建物の北側部分が調査区外になるが、全容はほぼ把握できる。構造はやや変則的だが、以下のように復原できる。2間×2間の南北に長い建物で、北の間と南の間の柱間の比率を10：7とする2間に分けることができる。つまり北の間が1間（3.0m）×2間（3.0m）で、そこから南へ1間（2.1m）のびて南の間となる。南妻の等分の位置には柱掘方径が本柱と同じ径の柱を配って、棟柱とする。間の境には梁の等分の位置に本柱よりも柱掘方径が一回り小さくなる床束があり、建物全体か、いずれかの間に床を張っていたようである。ただし北の間の桁行長が長くなることを考えると、北の間だけに床を張って、南の間を土間にしていた可能性が強いであろう。柱筋の通りはよい。柱掘方は円形で、埋土は粗いローム粒を多く含む黒褐色土になる。柱掘方の径は40cm前後で、柱抜取痕跡は不明瞭で、あるいは柱掘方径とほぼ同じ径の柱を使用していたのかもしれない。建築方位はN-1°-Wになる。

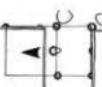
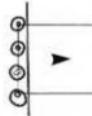
2. 塚・欄列（第17図、図版11～13・15、別表1～3）

SA010（第17図、図版13・15、別表1） 第9次調査第51区

調査区中央のやや北側に位置する。SB043と平面的に重複するが、柱掘方どうしが接する程度に重なり、SB043よりも新しい。南北3間6.0m（20尺）の塚で、柱間寸法は2.0m（6.7尺）等間になる。柱掘方はやや角張った円形で、径は52cm～72cmである。建築方位はN-7°-Eになる。埋土はいずれも1cm～3cmのロームブロックを多く含む暗茶褐色土である。柱はすべて抜かれており、柱抜取穴には白色砂が粒状またはブロック状に混入し、北第2柱ではさらに焼土粒・炭化粒も混在する。南西に位置するSB041とは、SA010の南端の柱穴がSB041の北の桁行のはば延長線上にあって柱筋が組み合う角度が94度になり、SB041の隅柱との距離が1.3mになるので、SB041と関連する施設になってSB041の北西側の空間を区画していた可能性がある。

SA011（第17図、図版13、別表1） 第9次調査第51区

調査区中央部に位置し、SB041と平面的に重複し、SB040の柱筋溝状遺構の一部を壊している。南北3間（5.65m）の塚で、柱間寸法は1.88m（6.3尺）等間になる。柱掘方はやや直角円形で、長径は60cm前後である。建築方位はN-6°-Wである。柱はすべて抜取っていて、南第1・2柱の柱抜取穴には白色砂を粒状に含む。埋土は3cm程度のロームブロックや粗いローム粒を含んでいる。



SA012（第17図、図版11・12、別表1） 第9次調査第49区

調査区の東部でSA014の南に位置し、重複関係からSA013よりも古くなる。東西2間3.0m（10尺）、柱間寸法が1.5m（5尺）等間になる辺である。柱掘方は径30cm～35cmの円形で、埋土は暗茶褐色土もしくは黒褐色土で、間柱で径18cmの柱痕跡を確認した。建築方位はN-73°-Wで、真北からかなり斜行する。

SA013（第17図、図版11・12、別表1） 第9次調査第49区

調査区の東部でSA013の北に位置し、SA012よりも新しい。東西2間（3.5m）、柱間寸法が1.5m（5尺）等間になる辺である。柱掘方径は東第1柱が長径58cmになり、それ以外の2基の径は38cm～47cmになる。平面形態は円形もしくは長円形である。埋土はSB045の埋土と似た性状で、粗いローム粒を少し含む黒褐色土である。建築方位はSA013と同様に斜行し、N-64°-Wである。

3. 壁穴住居（第17・20～22・30図、図版10・11、別表2）

第9次調査で壁穴住居を13軒を確認しているが、一部で壁穴住居どうしの重複を確認できる程度でその分布状況は比較的散漫としている。帰属時期を特定できる例は決して多くはない。ただ平面形態が方形のものは、おおむね古墳時代前期以降になり、カマドを敷設した形跡を残す壁穴住居については古墳時代後期以降と考えて大過ない。SI060（第9次調査第52区）は出土遺物から古墳時代前期に比定できる。SI010・SI011（第1次調査第1区）、SI003（第1次調査第5区）は調査区内の出土遺物から古墳時代後期、SI059（第9次調査第51区）は7世紀中葉と考えられる。また第9次調査第52区からも比較的遺存状態のよい7世紀中葉の土師器杯が1点出土しているので、調査区西端に位置するSI061・SI062のいずれかがその時期の壁穴住居になるであろう。また第52区の東端に位置するSI065は丸みを帯びた平面形態なので弥生時代後期の壁穴住居か古墳の周溝になる可能性がある。

なお第2次調査第9・10区は壁穴住居が重複しながら稠密に分布するが、すべてを説明すると煩瑣になるので、出土土器を掲載したおもだつ住居についてのみ解説を加えた。

SI017（第20図、別表2・3） 第2次調査第10区

調査区の東部に位置し、調査区の幅2mのなかでその一部を確認した壁穴住居である。一辺長が5.6m前後の方形を基調とした平面形態になる。6世紀後半のSI018を壊している。遺存状態のよい土師器高杯（25）が出土した。

SI021（第22図、別表2・3） 第2次調査第9区

調査区の南端で、壁穴住居が重層的に重複するうちで、もっとも新しくなる壁穴住居である。長軸3.2mの長方形の平面形態なので、生産工房の可能性もある。北壁のはば中央にカマドを敷設し、主軸をN-34°-Wにとる。深さは15cm程度と浅いが、カマド周辺に土器類が散乱しており、土師器杯（58・60・62）などが出土した。

SI022（第21図、別表2・3） 第2次調査第9区

調査区の中央に位置する。一辺長2.5mの方形の壁穴住居で、カマド等は確認できなかった。西壁はN-54°-Eをむく。7世紀第3四半期のSI024と時期不明のSI023を壊している。擬宝珠状つまみのある須恵器蓋（44）が出土し、それらから8世紀前半の壁穴住居と考えられる。

SI024（第20図、別表2・3） 第2次調査第9区

調査区中央のやや北よりの位置で、東壁と南壁を確認した。東隅はSI022によって一部壊され、SI025を壊している。カマドが東壁にあり、カマドを東壁中央に敷設していたとすると、一辺長5m前後の壁穴住

居と推定できる。主軸はN-44°-Eにとる。深さは36cmほどある。須恵器蓋(7)・内外面漆仕上げした土師器杯(16)などが出土した。

SI025(第20・30図、別表2・3) 第2次調査第9区

調査区の北端に位置する。東隅がSI024によって一部壊されている。主軸はN-40°-Eにとる。深さは70cmほどある。土師器杯(4・5)と、片刃式鉄鎌(11)が出土し、6世紀後半の竪穴住居と考えられる。

SI026(第20図、別表2・3) 第2次調査第9区

調査区の北端で、南隅を中心に確認した竪穴住居である。SI025を壊してつくられた竪穴住居だが、床面の高さはSI025とはほぼ同じである。東壁はN-89°-Eをむく。深さは76cmになる。出土遺物には土師器杯(12・18)などがあった。

SI056(第3・17・22図、図版10・11、別表2・3) 第9次調査第48区

調査区の東端部に位置し、SI055など3軒の竪穴住居が重複するなかでもっとも新しい竪穴住居である。竪穴住居の南東隅しか確認していないので規模等は不明だが、方形を規範とする平面形態になるであろう。カマド等の住居付属施設は確認できない。住居南壁はN-74°-Wをむく。出土資料に9世紀後半の土師器杯(69・72)があり、その時期の竪穴住居になるであろう。

SI059(第17・20図、図版10・11、別表2・3) 第9次調査第51区

SB042とSB043が重複する。住居全体の約3分の2を確認した。西壁の1辺長が4.8mあり、ほぼ方形の平面形態になるであろう。カマドは北壁の中央よりやや西の位置になる。主軸をN-27°-Wにとる。重複する柱掘方を精査する段階で、土器類がまとまって出土した。出土した土師器杯類(14・15・19)から、7世紀中葉の竪穴住居と考えられる。

4. 溝(第17図、図版13・16)

SD047(第17図、図版13・16) 第9次調査51・52区

調査区東端をSB040の一部を壊しながら、N-25°-Wの方向で走行する。幅1.6m~2.7mで、深さ25cmに硬化面があり、切通し状の道として使用されたことを物語っている。西側では硬化面の下がさらに15cmほど深くなっている。第52区の東端で、古墳時代後期の2軒の竪穴住居(SI062・SI063)と重複する溝も、その走行方位からSD047と連続するものと考えられる。第51区の北端近くで、溝に壊されているやや大型(一辺長1.2m前後)で方形の柱掘方の柱穴を1基確認した。

SB040の柱穴を精査するために溝埋土を一部掘り上げているために、ややまとまって土器類が出土している。もっとも新しい資料でも9世紀代なので、その時期までには埋没したものと考えられる。

5. 性格不明遺構(第17・19図、図版10~1、別表3)

SX005(第3・11・17・19図、図版10~1、別表3) 第9次調査50区

第9次調査第50区の北半部に位置する。硬化面上に白色砂が高まりとなって、南北に長く帯状に堆積する。白色砂の上面は耕作によって削平され平らになっている。北端部は調査区外になるために不明だが、調査区境内に焼土粒と砂を含む径55cmの黒褐色土の落ち込みがある。南端部はやや丸みをもって収束する。最大長は5.32m、幅85cm~110cmで、主軸をN-19°-Wにとる。ソフトローム上面までを浅く皿状に掘りくぼめて、そこへ黒褐色土・暗茶褐色土・暗黄褐色土を充填して水平に整えてから上面を固めている。その範囲は白色砂の堆積範囲を超えてさらにその西側に広がる。その硬化面上に白色砂を断面が台形になるように盛り上げている。確認できた白色砂の最大厚は12cmになる。白色砂は淡い茶色を帯びた色調で、黒褐

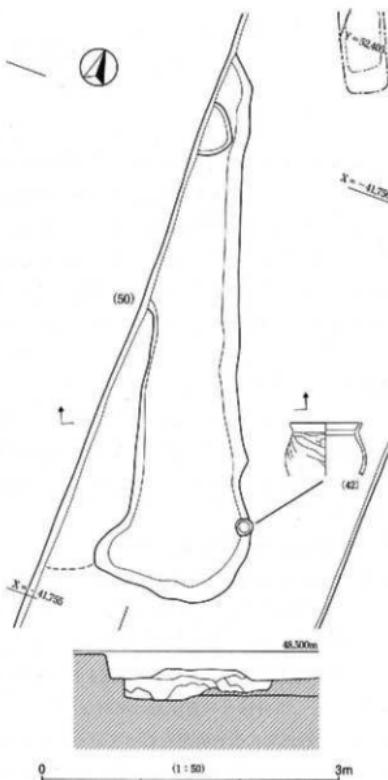
色土をブロック状に少し含む。乾燥するとかなり固くしまるのが特徴である。出土遺物としては南端部東側から砂にめり込むように、被熱痕跡を残す小型の土師器甕(42)上半部が出土した。形態の特徴から7世紀末~8世紀初頭の資料と考えられる。

この種の遺構は島戸東遺跡でははじめての例になる。遺構の面的な広がりが帯状でしかなく、周間に関連する遺構もなく、具体的な機能については明らかにできない。類例の増加をまって改めて検討したい。

注

1 以下の説明で、掘立柱建物・礎石建物の解説に添えた遺構図の小カットは、縮尺を300分の1にして掲載した。建築方位については、建築方位の変遷に相応するように、桁行・梁行に關係なく座標北にもっとも近い方位を採用して記載した。また遺構を説明する上での用語・用字等については、山中 2007を参考にした。

2 独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
箱崎和久氏のご教示による。



第19図 SX005

参考文献

- 福見英輔ほか 1991「島戸境遺跡」『山武町内遺跡群調査報告書』山武町教育委員会
- 竹井治雄 1991「掘立柱建物の造営技術」『京都府埋蔵文化財論集』第2集-創立十周年記念誌- (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 平山誠一ほか 1994「島戸境1号墳発掘調査報告書」山武町教育委員会
- 溝口明則 1999「山田寺金堂と法隆寺中門の柱間寸法計画について:古代建築の柱間寸法計画と垂木割計画(1)」『日本建築学会計画系論文集』(516) 社団法人日本建築学会
- 中山敏史 2003a「III-4 掘立柱建物の基礎固め」『古代の官衙遺跡 I 遺構編』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
- 中山敏史 2003b「III-8 基壇外装」『古代の官衙遺跡 I 遺構編』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
- 中山敏史 2003c「VI-3 総柱建物と東柱」『古代の官衙遺跡 I 遺構編』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
- 中山敏史 2007「古代官衙建物遺構の諸属性」「古代官衙の造営技術に関する考古学的研究-平成15年度~平成18年度科学的研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書-」独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所

第3章 遺物

官衙遺跡の多くがそうであるように、遺物の廃棄遺構等を調査しない限り、官衙に伴う直接的な資料を得るのは難しい。鶴戸東遺跡の場合もそれは例外ではなく、総じて出土遺物は少ない。ただし土器類は官衙の消長を裏付ける可能性を秘めているし、金属製品のなかには一般集落とは異なる様相の資料群を見いだすことができる。このように官衙との接点を見いだすことを念頭において、少ない資料ながらも個々の遺物を取り上げていく。なお以下の説明ではそれぞれの種別ごとに通し番号を付しているが、これまでに報告したものを掲載するにあっても、とくに断らない限りその番号は踏襲していない。

第1節 土器類

これまでの9次調査まで出土した土器類は、縄文時代～中近世までの極めて幅広い期間にわたるが、出土量は少なく、小片が多い。この項では本遺跡の性格を考慮して、郡衙成立前の古墳時代後期から郡衙の機能が消滅したと考えられる平安時代までの土器を対象として、時代的特徴を見出せる資料を選別して報告する。

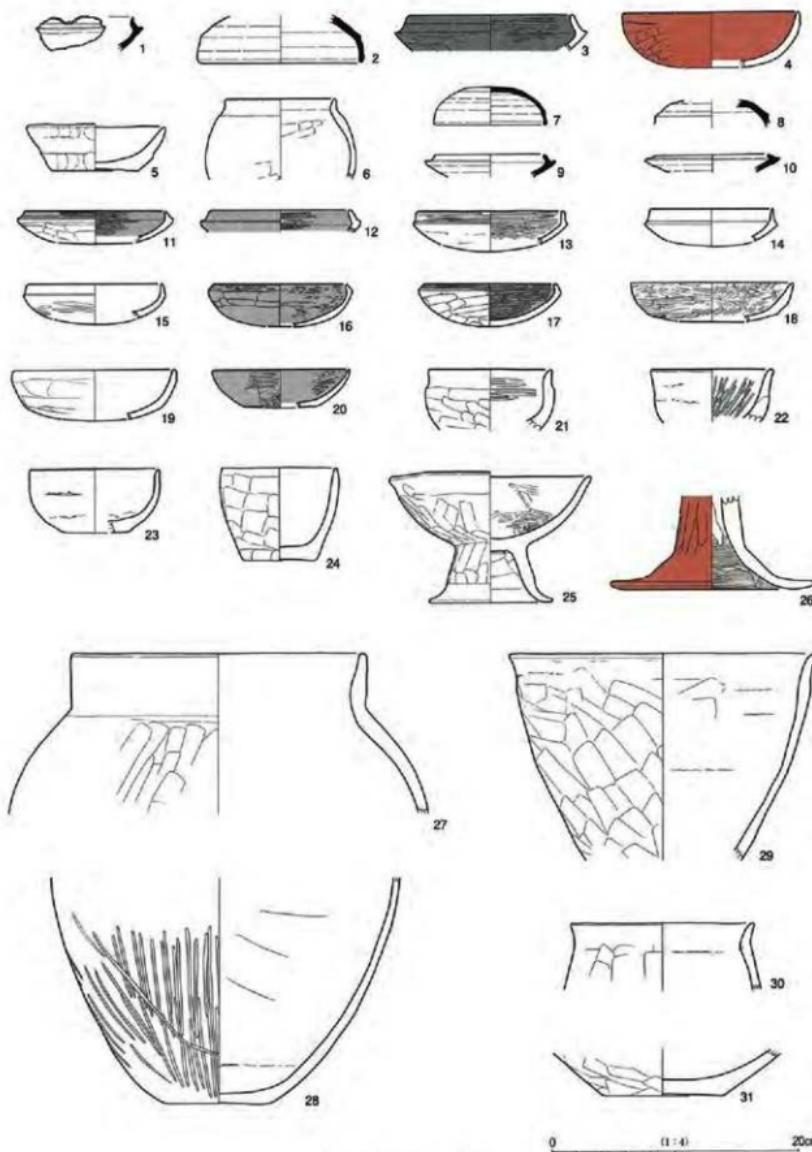
1. 古墳時代（第20・21図、別表3）

古墳時代後期の資料は、最も充実しており、これまでの調査でも古墳をはじめ数多くの竪穴住居を確認しており、郡衙成立前夜の様相を知るうえで欠かせない情報を提供してくれている。

6世紀後半と考えられる土器群は1～6である。1の須恵器杯身は小破片のため口径不明だが、口縁の立ち上がりは直立気味になり、口唇部を丸く收めている。2の蓋は口径13.6cmの大振りのもので、身受け部は直立し、天井部との変換点は明瞭な稜をなしている。土師器杯は須恵器模倣杯の3がある。口径は13.5cmで、内外面に黒色処理を行っている。4は丸底から緩やかに立ち上がって口縁に至る。内外面を赤色塗彩したもので、口径14.4cmである。5は体部が直線的に逆「ハ」字状に立ち上がり、口縁外側と体部下端部に指頭圧痕が明瞭に残る特異なものである。6は小型の甕で、直立する短い口縁をもつ。この時期の土器群は、中央建物群北半部の調査区から出土したものが多い。

7～31は7世紀前半～中頃にかけての土器群である。須恵器蓋（7・8）は口縁と天井部の境には明瞭な稜が認められるもので、天井部外面に回転ヘラ削りを施している。須恵器杯身（9・10）は、口縁部は低く内傾して立ち上がるもので、口径10cm未満の小さなものである。

土師器杯には、須恵器模倣となり体部と口縁部の境に明瞭な段をなして口縁がやや内傾して立ち上がるものの（11・12）と直立するもの（13～15）がある。前者は口径11.4cm、後者は口径10cm～12cmのものがある。また、半球状の体部から短い口縁が屈曲して内傾するもの（16・17）や、口径が13cmを超えて、体部が緩やかに湾曲しながら口縁に至るもの（18・19）、平底となる底部から緩やかに立ち上がり口縁に至るもの（20）がある。なお、内外面に漆を塗布したもの（11・12・16・17・20）が多く見られることも特徴である。また、小型ながらも器高が高くなり、碗・鉢とも呼ぶべき器形のもの（21～24）もある。21～23は丸みを帯びた胴部から直立気味に口縁にいたるが、21は胴部から口縁にいたる変換点に棱線を作りだし、内面に横方向のヘラミガキを施している。24の胴部は直線的に立ち上がるもので、コップのような形状と

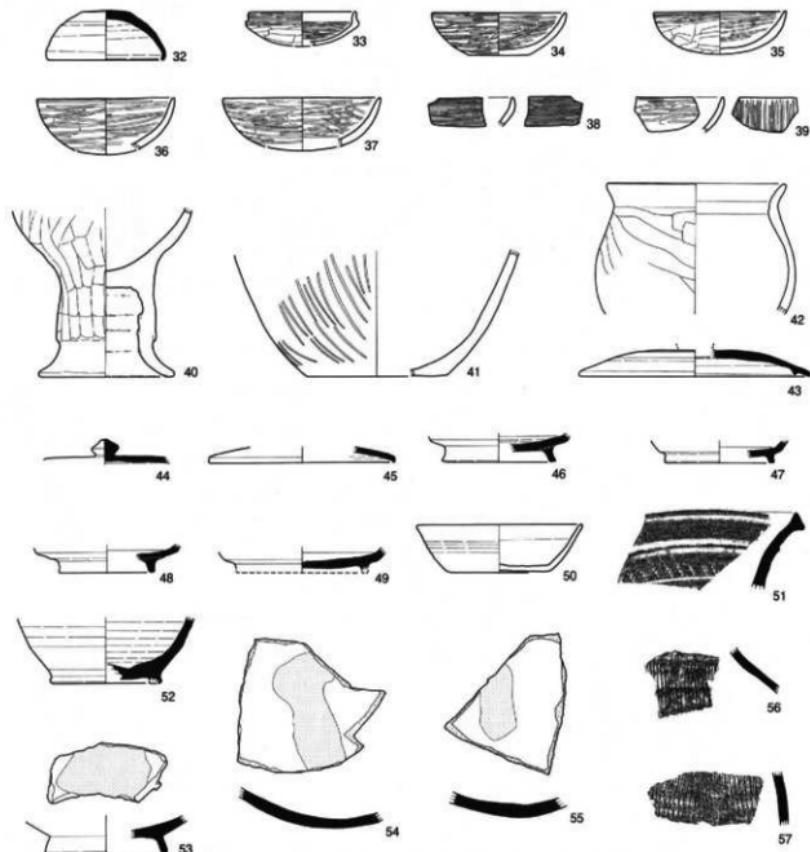


第20図 出土土器 (1)

なる。

13・17・21はSM002（第6次調査第42区）の周溝内から、22・23は正倉院外溝SD041に切られた土坑SK009（第7次調査第45区）から出土した。25の高坏は太く短い脚部と大きく開いた杯部をもつもので、口径16.4cm、器高10.6cmである。26は細身の脚部となり裾部は外方へ大きく広がる。壺類には胴部を幅広いヘラ削りを施すもの（27・30・31）と、細いヘラミガキ様の削りを施す常縦型壺（28）の2種類がある。29はバケツ型の甌である。これらの土器群は中央建物群北半部の調査区からだけでなく、西方建物群周辺の調査区や正倉城西北部周辺の調査区からも出土しており、前段階よりも広範囲に分布する傾向がある。

32～41は7世紀後半を主体とした土器群である。32は湖西産と考えられる須恵器蓋で、天井部は回転ヘラ削りを施して平坦になり、口径は9.5cmと小さい。土師器杯は内外面にヘラミガキを施した椀状のもの



第21図 出土土器（2）

0 (1:4) 20cm

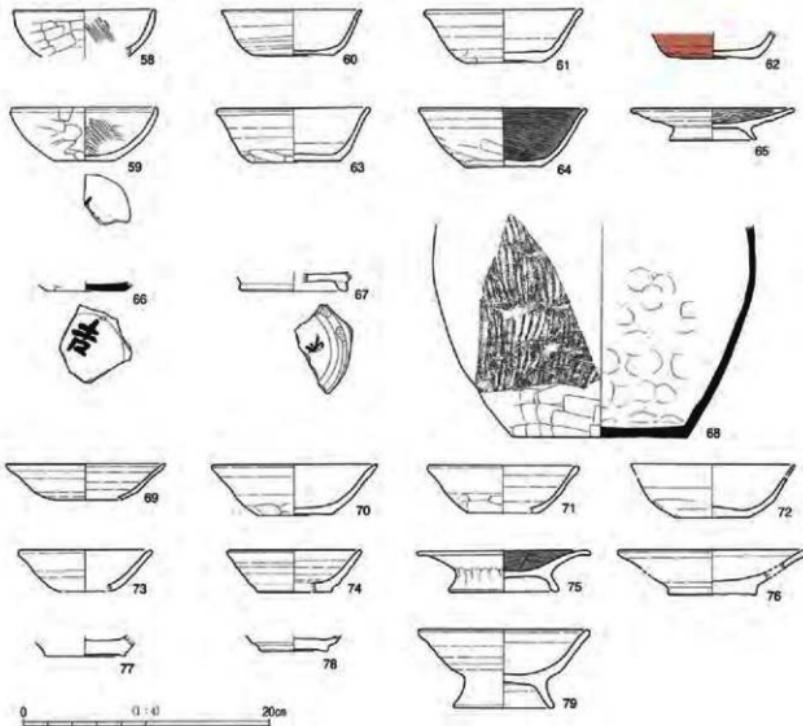
が多くなる。40の高杯は、太くて長い脚部を持ち、杯部も深くなる。41は常縦型甕の肩部である。32～35・40・41は中央建物群北半部に位置するSI050（第8次調査第47区）から、38・39はSI050を切るSD047（第8次調査第47区）からの出土である。

この時期の土器群は中央建物群北半部周辺の調査区や正倉院北西部周辺の調査区から出土している。42はSX005（第9次調査第50区）で出土した口径14.6cmの土師器甕である。口唇部を丸く収め、斜方向へのラ削りを施している。43は表採資料で、内面にカエリをもつ口径18.6cmの須恵器蓋である。両者ともに7世紀末～8世紀初頭の所産と考えられる。

2. 奈良・平安時代（第21・22図、別表3）

8世紀代の資料はきわめて少ないが、須恵器有台杯が主体となり、無台杯がほとんど見られないことが特徴となっている。

須恵器蓋は擬宝珠状のつまみを有し（44）、つまみ部を消失したもの（45）も器高の低い扁平な形となり、8世紀後半～中頃のもとと考えられる。有台杯（46～49）の高台部は、いずれも角高台のしっかりとしたものである。46・48は白色小石を多く含む常陸產須恵器であり、47は白色針状物を少量含む永田・不入



第22図 出土土器（3）

窯の製品と考えられる。50はロクロ使用の土師器杯で口径13.4cm、底径は8.2cmである。以上の蓋・杯は8世紀後半に位置づけられる。51は口縁部直下に細い隆帯と刺突文を施した東海産の須恵器甕で、8世紀前半の所産である。52は須恵器長頸甕の下半部で、内面には自然釉が付着している。53～55は転用硯使用の須恵器である。53は第3次調査第23区から出土し、54・55は第4次調査第27区から出土したものである。また、図示を省略しているが第1次調査第3区から2点、第2次調査第9・11区から各1点ずつ、須恵器甕の体部の破片を利用した転用硯が出土している。56・57は千葉市城産の須恵器甕破片である。これらの甕・甕・転用硯は8世紀後半の年代を与えられる。以上の8世紀代の土器群は中央建物群北半部や西方建物群の調査区から出土したものが多い。

第22図は9世紀以降の資料である。須恵器杯類が激減し、ロクロ土師器が主体となる。

第2次調査第9区のSI021から出土した土器は非ロクロ土師器杯（58）とロクロ土師器杯（60・62）の組み合わせで、62は外面に赤色塗彩を施している。また底部に墨書の残画が残る非ロクロの杯（59）は第4次調査第26-2区から出土した。「吉」と墨書した。底部外面に火禪痕跡を残す須恵器杯（66）はSB001（第1次調査第7区）南側柱列西第1柱から出土した。体部の立ち上がり角度が大きくなるロクロ土師器杯（61・63）も9世紀前半の資料と考えられる。64・65・67～78は9世紀後半に位置づけられるもので、74・76・77のように底部は回転糸切り無調整とするものが増加している。69・72は第9次調査第48区東端部のSI056から出土したものであり、第1次調査第5区aから出土した土師器高台付杯（67）の底部外面には「家」の墨書が認められる。有台杯となる79の高台部は高くなり、10世紀代の所産である。以上の9世紀以降の土器類は極めて広範囲に分布し、中央建物群南半部を除いたほぼ全域で認められる。

第2節 土製品

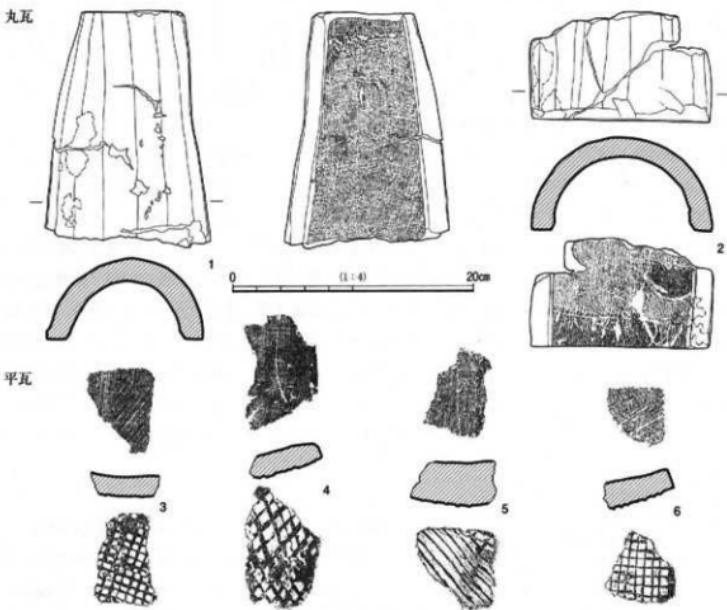
1. 瓦（第23図1～6）

瓦は第9次までの調査で出土したものすべてまとめて、整理箱（54cm×33cm×15cm）1箱にも満たない量しか出土していない。いずれも小片が多く、出土状況も特に偏在する傾向はないので、現時点で把握している出土状況から見る限りでは、瓦葺き建物の存在には否定的にならざるを得ない。出土瓦の様相でも、その内容は真行寺廃寺の出土瓦に包括されるもので、今のところ官衙固有の瓦は未見である。ここでは既報告のものから選別して取り上げておく。

i 丸瓦（第23図1・2）

2点を図示した。1・2とも凸面には稜を残すようなタテのヘラ削り調整痕を残すのが特徴で、9世紀前半と考えられるSI021（第2次調査第9区）から出土したものである。1は粘土板から成形したもので、狭端部が残る。焼成時の焼け歪みで大小のひびが多く入る。胎土に粗い白色系の砂粒を多く含む。色調は灰色（5Y4/1）である。2は幅4cmほどの粘土紐を巻き上げて成形しており、広端部が残る。色調は暗灰黄色（25Y5/2）で、細かい白色砂粒を多く含む。また凸面に特に顯著だが、いずれもカマド構築材と考えられる橙色の細かい砂粒がこびりついており、これらの瓦が堅穴住居のカマド構築材の芯に使用するために持ち込まれたことを示唆している。

なお真行寺廃寺から西南約2.4kmの地点に位置する栗焼棒遺跡でも、堅穴住居内から真行寺廃寺と同種の丸瓦が出土しており、やはり瓦をカマド構築材に使用されたと考えられている（加藤ほか 1998）。



第23図 丸瓦・平瓦

ii 平瓦（第23図3～6）

4点を図示した。いずれも小片のために成形技法の痕跡をとどめないが、真行寺廃寺例を参考にすると3～5は桶巻き作りによるものと考えられる。3は小ぶりな正格子の叩き目である。4は斜格子叩き目で、格子の線の1本が次の格子に届かなかったために格子目に大小が生じている。埴谷横宿遺跡出土瓦で主体的に出土するものと同一製品である。5の叩き目は平行線を基調とし、叩き板の隅に平行線と直交する線を彫り加えて、叩き板の一部に正格子が表れるものである。凹・凸の表面がオリーブ黒色（10Y3/1）で、断面の色調がぶい黄色（25Y6/4）で、真行寺廃寺で出土するものと同一の特徴を残す。凸面には丸瓦と同様に淡い橙色の砂がこびりついており、カマド構築材の芯に使用した可能性がある。6は正格子叩き目で側面が残る。凹面は単純な曲面で、側面の調整も凹面には行わず箱形の断面を形成しているので、一枚作りの可能性がある。ただし側縁近くに布端は残していない。

なお真行寺廃寺でもっとも新しい段階に位置づけている特殊叩き目を残す平瓦は、これまでの鳩戸東遺跡の調査では出土していないが、（財）山武都市文化財センターが調査した島戸境遺跡（樋見ほか 1991）で特殊叩き目（四弁花文）平瓦が1点出土している。

2. 塵輪（第24図～第28図、図版18・19）

後期正倉院北側のSB032の南側に位置する帆立貝式古墳SM004から、埴輪がまとまって出土した。出土地点は、墳丘西側部分周溝が途切れて周溝内側の線形がやや括れる範囲を中心とし、周溝中央部にもややまとまる箇所がある。出土総量は整理箱（54cm×33cm×15cm）に換算して16箱であった。遺存状況が良好

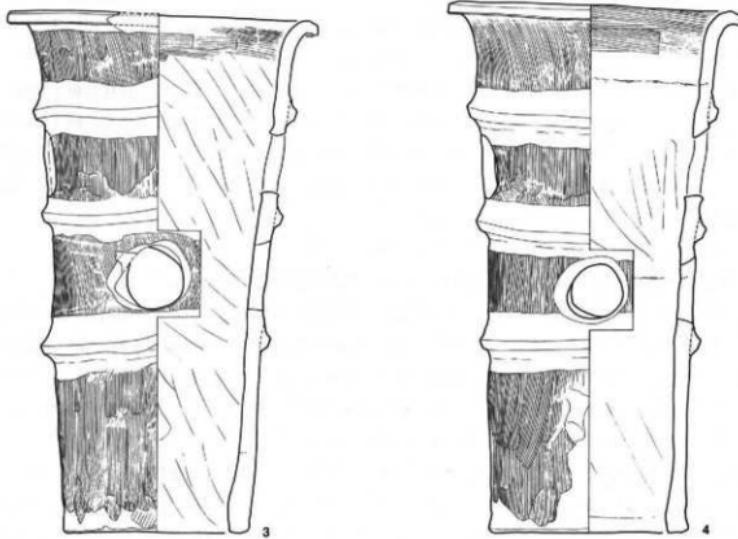
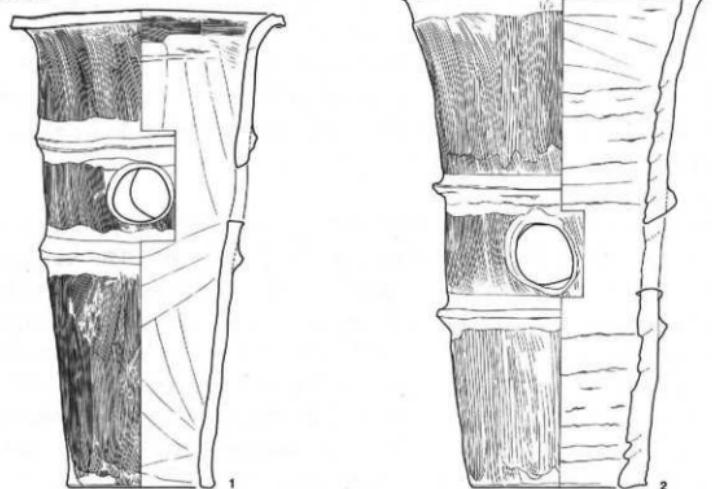
で、破片資料であっても大型なものが多く、墳丘裾部もしくは墳丘テラス部に樹立されていたものが周溝内に倒れこんだ可能性が高い。埴輪の種類としては、円筒、朝顔形、人物、鳥、馬、家が出土している。ここでは、比較的遺存状態の良いものを抽出して報告する。なお、台地北端の谷頭部を調査した第4次調査第28区でも円筒埴輪と考えられる資料が出土している。

埴輪はいわゆる山武型埴輪である。同じ山武型埴輪が出土した古墳のうち、報告書が刊行されていて実態がよくわかっている山武市小川崎台小川崎台3号墳例（黒沢ほか 1999）、千葉市椎名崎古墳群B西側支群1号墳例（通称「人形塚古墳」以下、人形塚古墳と略す。）（白井ほか 2006）、と比較してみる。SM004例の場合、円筒埴輪は2条3段構成と3条4段構成の2種類が混在し、小川崎台3号墳と似た構成を示す。人形塚古墳は2条3段のみである。ただし、小川崎台3号墳の円筒埴輪の口径／底径比がやや大きいのに比べ、SM004例は口径／底径比が小さい。さらに2条3段の埴輪のみを比べた場合、小川崎台3号墳例は全体に第1段高が低いのに対して、SM004例中には、第1段高い高い資料を含む。人形塚古墳例は第1段高がSM004例よりも高く、全体に細身である。朝顔形埴輪で比較した場合、小川崎台3号墳例は花状部が極端に大きいに対し、SM004例はやや小さめ。人形塚古墳例に至っては括れ部が形態化している。以上のことから、年代的には小川崎台3号墳がもっと古く、SM004→人形塚古墳という順序になる可能性が高い。

i 円筒埴輪（第24図1～4、図版18）

円筒埴輪は2条3段構成と、3条4段構成の2種類が存在する。1・2は2条3段構成の埴輪である。1の方がやや器高が低い。2は3条4段構成の3・4とはほぼ同じ器高である。1は第1段高が長めの形態の円筒埴輪である。全体に細く、口縁部に向かってわずかに直線状に広がる形態であるが、口縁部は強く外側に屈曲する。突帯断面は弱い「M」字形で、随所に断続ナデの痕跡が見られる。また突帯側面部のくぼみは、断面観察から粘土紐が上下2本に分かれる製作技法である可能性が高い。第2段に一対の円形透孔を穿つ。成形は基底部から粘土紐を巻き上げるつくりである。調整は外面が継ハケ、内面は口縁屈曲部にのみ横ハケを施し、それより下の部分は継方向のナデ、口縁端部は横方向のナデである。内面の透孔横には、△形の爪形のような連弧が見られる。焼成はやや硬質で、胎土中には白色・赤色粒を多く含む。色調は橙色（5YR6/6）である。2は1とは逆に最上段がやや長めの形態である。1に比べて太めで、作りは粗雑である。成形は基底部からの粘土紐巻上げで、内面には粘土紐の接合痕が極めて明瞭に見える。口縁部はわずかに外反する。突帯は上段が強く突出する断面形である。突帯は2本の粘土紐で形作り、上半部が突帯の主たる部分で、その下部に粘土紐を補強するように巻き付けている。透孔は第2段に一対穿ち、やや継長の円形で、第2段の段間の継全体を覆うように穿っている。外面は継ハケ調整で、第1段から第2段までが連続のハケ目で、第3段は突帯よりも2cmほど上のところから継ハケを開始しており、この付近に乾燥単位があるものと考えられる。口縁部は横方向のナデ調整で、稜線ができるほど強く撫で付けている。内面は横及び斜方向のナデ調整で、ハケ目の痕跡はまったく見えない。焼成はやや硬質で、胎土中には白色・赤色粒を多く含む。色調は赤褐色（2.5YR4/6）である。3・4は3条4段構成の円筒埴輪である。3は底径と口径差はあまりなく、口縁部のみを大きく外側に屈曲させる形態である。突帯は断面台形で、側面部がわずかにへこむ。透孔はやや横長の梢円形で、第2・3段に90度角度を違えてそれぞれ一対穿つ。外面に施されている継ハケは、第1・2段、第3・4段をそれぞれ通しで施していることから、2条目の突帯付近に乾燥単位が入ると考えられる。内面は口縁部付近にのみ横ハケが入り、それ以下は斜

円筒埴輪



第24図 塗輪（1）（円筒埴輪）

め方向のナデ調整、口唇部付近は横方向のナデ調整である。焼成はやや硬質で、外面片側は縱方向に須恵質に発色し、それ以外の部分は橙色（5YR6/6）である。内面第3段目の透孔脇に1と同じ爪形の連弧が見える。胎土中には、白色・黒色・赤色粒が多く含まれる。4も3条4段の円筒埴輪で、形態は3に酷似する。口縁部上面に、両端を粘土瘤で開まれた剥離痕が見え、何か貼付されていた可能性がある。3と同様に第2突帯で外面のハケ目が変わり、この部分に乾燥単位があると考えられる。焼成はやや硬質で、胎土中に白色・赤色粒を多く含む。外面片側に縦長に須恵質の部分が見え、それ以外の器表面は3に比べてやや赤味がかった橙褐色（2.5YR4/6）である。

ii 朝顔形埴輪（第25図5～7、図版18）

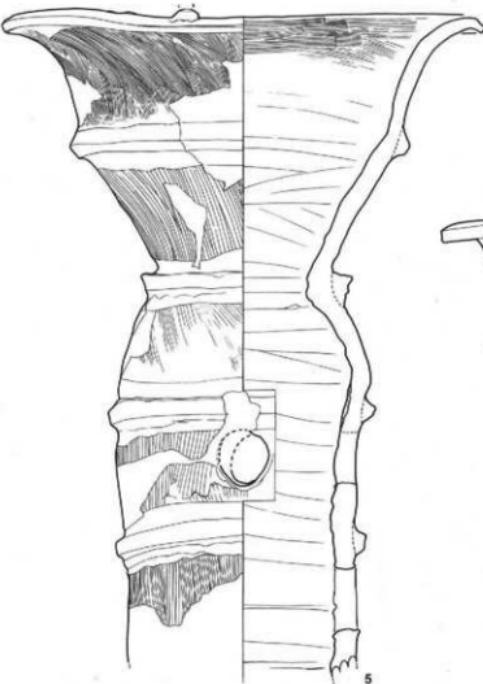
全体が遺存するものは存在しないが、形態はみな円筒部分が3条4段構成、花状部が2段構成であると考えられる。括れ部の括れ方は明瞭で、花状部はやや上方に伸びてから口縁部を外側に大きく引き伸ばし、さらに端部がやや下がる形態である。5はやや粗雑なつくりで、外面のハケ調整によって全ての粘土紐接合痕跡が消し切れてはおらず、随所に粘土紐の接合痕が観察できる。口縁部上端面に剥離痕を作り粘土瘤が近接して5箇所見られ、何か貼付されていた可能性が高い。突帯はやや上稜部が発達する断面形で、2の円筒埴輪同様に粘土紐を2本用いて形成されていると考えられる。透孔は円形で、第2・3段目に90度違えて各一对穿つ。ハケ調整は、全体に目の粗いハケを用いて施し、花状部最上段のみ目の細かいハケ目を内外面に施す。内面のこれ以外の部分は、横方向のナデ調整である。焼成はやや硬質で、胎土には白色・赤色粒を多く含む。色調は明赤褐色（2.5YR5/8）である。6は5に比べて丁寧なつくりで、突帯は断面台形の通常の形態である。透孔は円形で、第2・3段目に90度違えて各一对穿つ。円筒から括れ部に向かう肩部外面に横一列の粘土の盛り上がりが見え、接合部位の痕跡と考えられる。外面にはやや目の細かいハケ目が施され、内面は花状部の図示部分にハケ目が施され、それ以外の部分は円筒部から花状部第1段が斜め方向の、花状部第2段は横方向のナデ調整である。焼成はやや硬質で、胎土中には白色・赤色粒を多く含む。色調は明赤褐色（2.5YR5/8）である。7は口縁部から基底部分を除く第1段目まで残る最も遺存度の良い朝顔形埴輪である。やや粗雑なつくりで、5と同様に外面に粘土紐接合痕が随所に見える。突帯はやや上稜部の突出が強く、円筒埴輪（2）・朝顔形埴輪（5）と同様に2本の粘土紐で成型されているものと考えられる。透孔は円形で第2・3段目に90度違えて各一对穿たれている。内外面調整は6と同様である。焼成はやや硬質で、胎土中には白色・赤色・黒色粒を多めに含む。色調は、内外面ともに明赤褐色（2.5YR5/8）である。

iii 鳥形埴輪（第26図・第27図8～11、図版18・19）

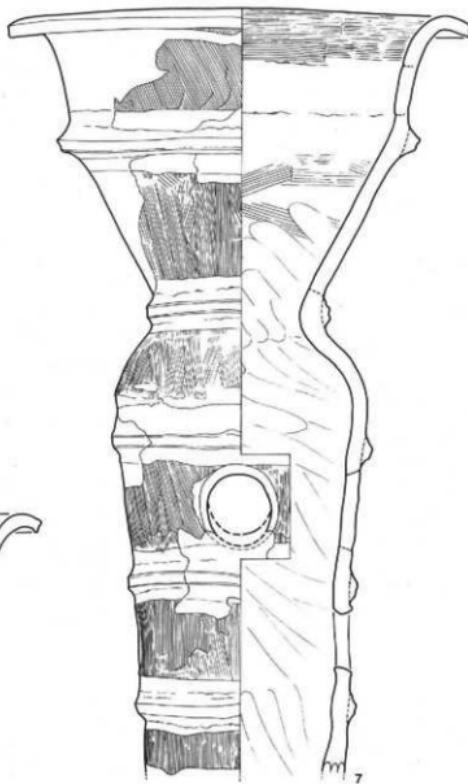
鳥形埴輪は2種類以上存在し、11は鶴形埴輪、8～10はそれ以外の鳥形埴輪である。

8は鳥形埴輪の中で最も遺存状況が良く、嘴部分と体側部の羽部分のみを失する大型の鳥である。水鳥または鶴・鶯等の埴輪であると考えられる。3条4段の円筒器台上に脚部表現を持たない鳥を載せる。突帯はやはり2本の粘土紐で成型しているものと考えられる。円筒部第2段の体側面側に一对の円形透孔を持ち、最上段尾羽付け根部分の下にも小型の横楕円透孔を穿っている。鳥の頭部は中実の棒状のつくりで、体部にソケット状に挿し込んでいる。頭部には目と耳孔とが刺突で表現されている。尾羽は短冊状の粘土板を水平に貼付して表現しており、円筒部との付け根下部には粘土の補強帶を貼付する。外面の耳孔周辺、頭部の背面等に赤色塗彩を施す。頭部と頸部前後面とを除く外面全面にやや粗めのハケ目調整を行う。9は円筒の器台の上に突帯を1条巡らし、その上に脚部表現を持たない鳥を載せている。やはり嘴部

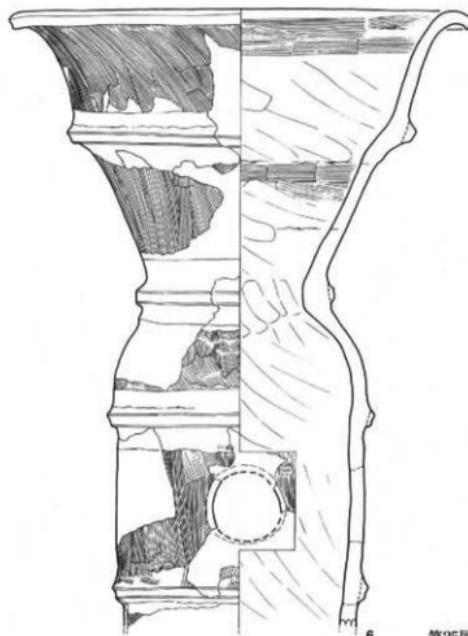
朝顔形埴輪



5



7

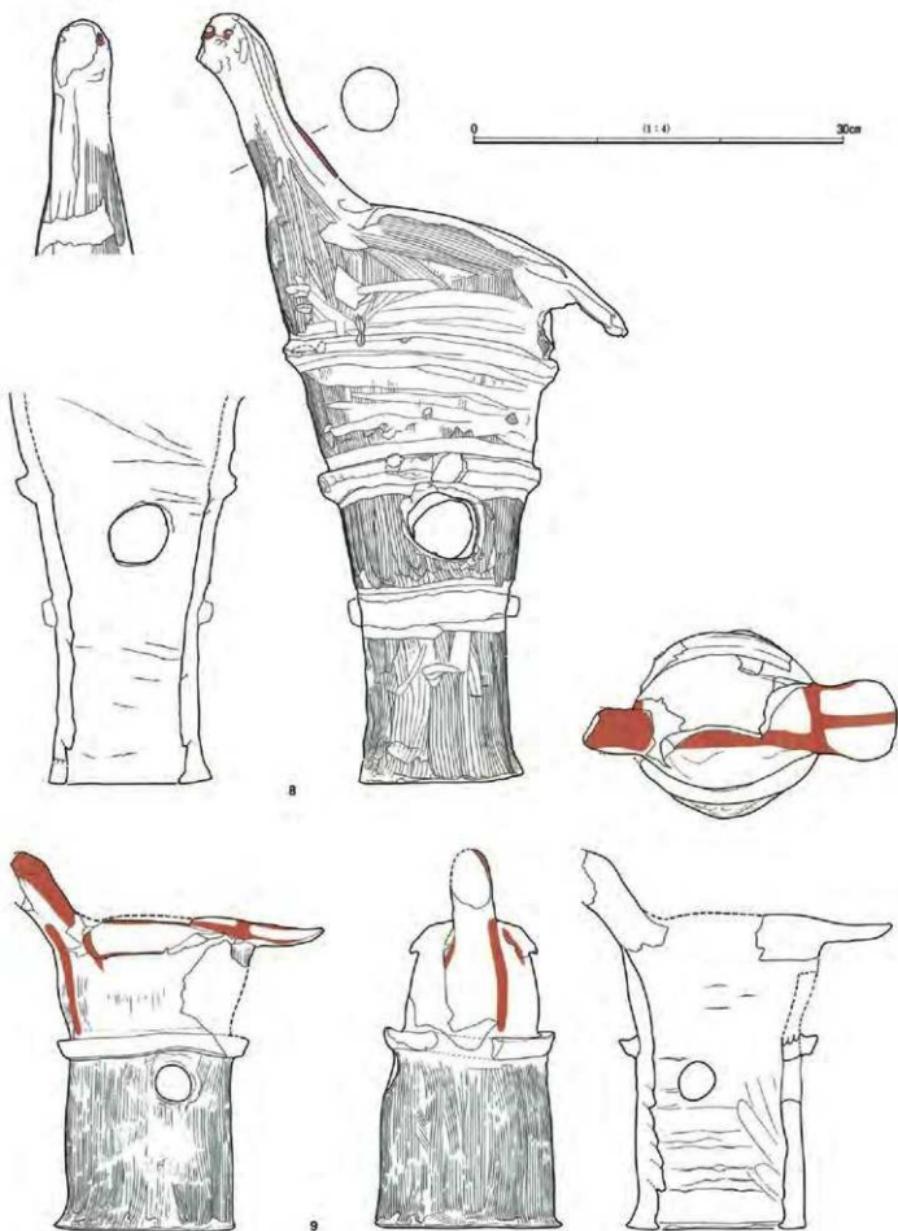


6

0 (1 : 4) 30cm

第25図 塗輪（2）（朝顔形埴輪）

鳥形埴輪



第26図 墓輪（3）（鳥形埴輪）

を欠失し、鳥の種類は不明である。円筒部は基底部のみ粘土板、それ以上は粘土紐巻上げで成形している。頸部は中実の棒状で、体部にソケット状に挿し込んでいる。8に比して頸部が短い。体側面に粘土板で羽を表現し、尾羽は角に丸味を持つ粘土板を水平に貼付している。尾羽の下には小型の円形透孔を、器台の体側面突帯直下には一对の円形透孔を穿つ。突帯は上稜が強く突出し、外面頭部・頸部・羽部には図示したとおり赤色塗彩を施している。焼成はやや硬質で、前面部が縱方向に須恵質になっている。胎土中に白色・黒色粒を多く含む。色調は部分によって異なり、褐灰色（10YR5/1）、にぶい褐色（7.5YR5/3）、明赤褐色（2.5YR5/6）である。10は頭部片である。鶲冠・肉髯の痕跡がなく、嘴端部が広く平坦であることから、水鳥であることは確実である。後頭部から背にかけての後部に脊梁状の突出が見られる。頸部は中実づくりである。嘴の先端に横方向の鋭く細い切込みを入れて、上下の嘴を表している。目は刺突で細長く表現し、その後ろに耳孔を刺突で表現する。嘴先端部分、目の周辺及び後部脊梁状部分に赤色塗彩を施している。焼成は硬質で、胎土中に白色粒を多く含む。色調は赤褐色（2.5YR4/6）である。11は馬形埴輪である。2条3段の円筒器台上に、脚部表現を持たない鶲を載せている。頭部には鶲冠・肉髯・耳羽それに目を表現している。尾羽直下に小型の円形透孔、体側部の第2段に一对の透孔を穿つ。尾羽はやや細長い梢円形の粘土板を水平に貼付している。体側部の羽は粘土板を貼り付けて表現する。頸部は中実の棒状で、体部にソケット状に挿し込み、外面の鶲冠・肉髯部分に赤色塗彩を施している。焼成はやや硬質で、胎土中に白色・赤色粒を多く含む。色調は赤褐色（2.5YR4/6）である。

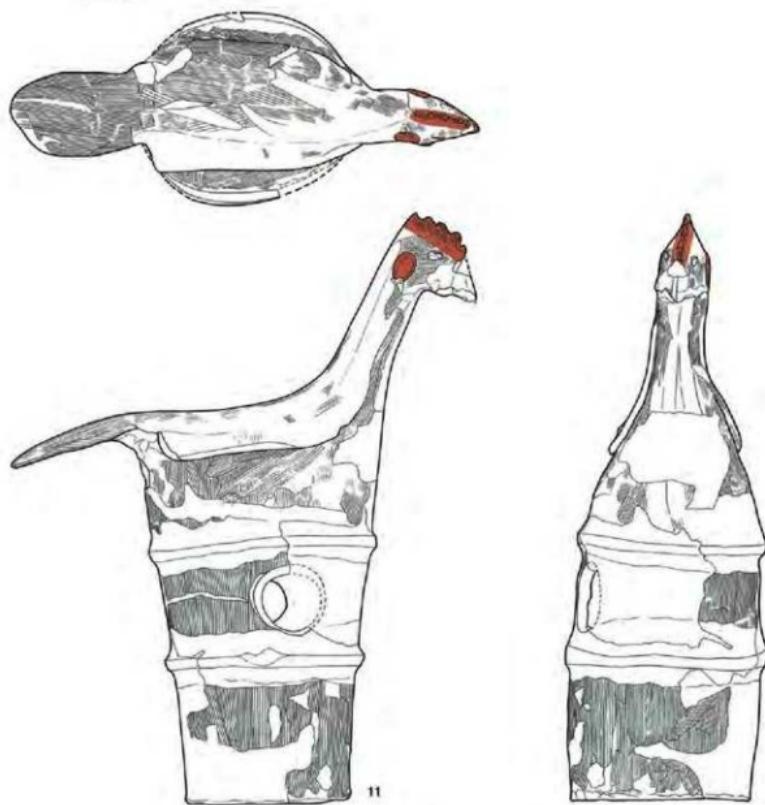
iv 馬形埴輪（第27図12～14、図版19）

12は馬装表現のある馬形埴輪の頭部前半部片である。成形は粘土紐巻上げの円筒づくりで、前端の口の部分を粘土塊で塞いでいる。前端は口を浅い溝状に、鼻孔は刺突で表現し、ともに貫通はしていない。馬装は素環の轡とそれに続く兵庫鎖づくりの引手を表現されている。轡と兵庫鎖には、それぞれ鉄を表現していると考えられる円形の扁平な粘土の貼り付けが見られる。器面調整は、外面がハケ調整で内面はナデ調整である。遺存部分には赤色塗彩痕跡は確認できない。胎土には細かい白色・赤色・黒色粒が多く見られる。焼成は硬質で、色調は器表面が明赤褐色（5YR5/6）、器肉は褐灰色（7.5YR5/1）である。13は馬装表現のない裸馬と考えられる馬形埴輪の頭部前端部片である。成形技法、口・鼻の表現技法、調整技法は12と同じである。焼成はやはり硬質で、胎土混和物、色調もほぼ12と同様である。14は馬形埴輪のたてがみ部分片である。扁平で、馬の頸部に接する面は両側を粘土で補強して接合している。両側面はハケ目調整の後にナデ調整を行っている。端面は薄鉢形にナデ調整を行っている。胎土中に白色・赤色・黒色粒を多く混和している。焼成は硬質で、色調は外面が明赤褐色（2.5YR5/6）、器肉が褐灰色（7.5YR5/1）である。赤色塗彩は施していない。

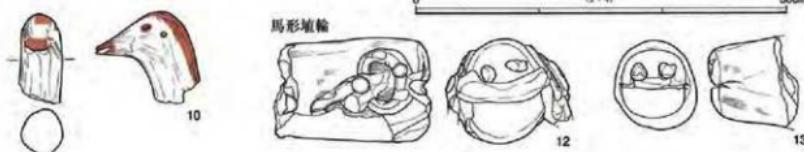
v 家形埴輪（第27図15・16、図版19）

15は寄棟造りの家形埴輪の屋根部分片である。上端がすばまっていることと、上位に扁平な粘土紐が貼り付けてあることから、屋根上端部分に復元できる。粘土紐巻き上げ成形である。器面調整は、外面はヘラで連続する三角が描かれており、一つおきに交互に赤色塗彩を施している。焼成はやや硬質で、胎土中には白色・赤色・黒色粒を多く混和している。色調は外面・器肉とともに明赤褐色（2.5YR5/6）である。16は家形埴輪の檼木である。妻側端部に装着されたもので、妻側の屋根の端部表現が残っている。棒状で、側端面は平坦に仕上げている。表面はナデ調整である。赤色塗彩痕跡はない。胎土中には、白色・赤色・黒色粒を多く混和する。器表面は明赤褐色（2.5YR5/6）、器肉はにぶい赤褐色（2.5YR5/4）である。

鳥形埴輪



馬形埴輪



家形埴輪



第27図 塗輪（4）（鳥形埴輪・馬形埴輪・家形埴輪）

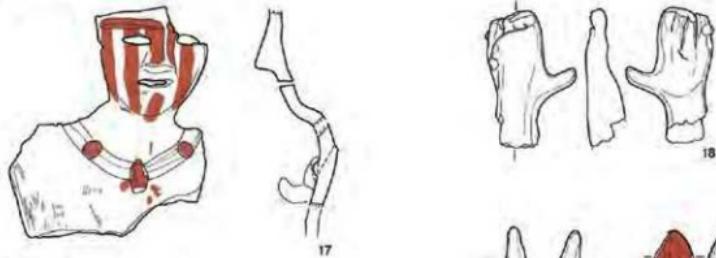
vi 人物埴輪（第28図17・18、図版19）

17は胸部より上の前面が残り、額より上は欠失する。粘土紐の巻上げにより成形しているが、内面にもほとんどその痕跡を残していない。目はやや切れ長で、水平に割り抜いている。口は真一文字に細く割り抜く。眉毛は断面三角形の粘土紐、鼻は三角錐の粘土塊を縦に貼り付けてそれそれを表現する。顔面の赤色塗彩は幅が広く線状である。眉毛部分を横方向に赤色塗彩（赤色（10R4/8））している以外は、すべて縱方向に行う。鼻筋の両脇・目の上下・目と耳の間、そして口から顎にかけて赤色塗彩が残り、赤色塗彩部分にハケの先端が擦痕として残る部分がある。首飾りを装飾し、幅広の粘土紐を貼り付けた上に、中央には先端が欠失している勾玉。その両脇には平べったい円形の粘土塊で玉を表現する。それぞれに赤色塗彩を施す。胸部には痕跡程度にハケ目が残る。右肩付け根の曲面の流れから、右腕は上方に持ち上げられていたようである。胎土には細かい砂粒・赤色粒・白色粒を多く含み、炭化物に由来すると思われる黒色粒を少し含む。外面の色調は橙色（2.5YR6/6）である。18は人物埴輪の左腕先部分片である。指は5本とも表現しているが、人差し指から小指までの4本は、先端部を除き、手甲によって連結された表現になっている。掌をやや窪めて表現している。腕部分は中実作りと考えられる。焼成は硬質で、胎土中には白色・赤色・黒色粒を多く含む。色調は表面がにぶい赤褐色（2.5YR4/4）、器肉がさらに暗い灰赤色（2.5YR4/2）である。

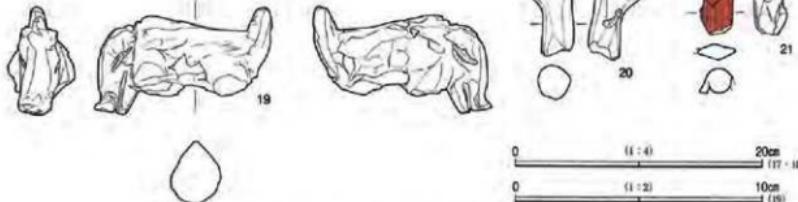
vii その他の埴輪（第28図19、図版19）

19はイノシシをかなり忠実に模したものである。胎土・色調・焼成から、埴輪と同手法で作られたものであることは明らかである。足は4本とも欠失しており、本体への接着方法は分からぬが、形象埴輪も

人物埴輪



その他の埴輪



第28図 墓輪（5）（人物埴輪・その他の埴輪）

しくは円筒埴輪の付属品と考えられる。口縁部に粘土瘤を持つ円筒埴輪（4）、朝顔形埴輪（5）と接合を試みたが、接合できなかった。形象埴輪の付属品としては、人物埴輪の腰に括り付ける例が知られている。短い棒状粘土を芯にして、おそらく頭部と尾は芯から成形し、両耳を小さくつまみ出し、背の部分はたてがみを立てるように摘み上げ、それから側面と下面の足が付く部分に粘土を追加している。足は腹部に貼り付けた粘土から摘み出しているようだが、左後脚の剥離面には刺突痕らしきものも見えるので、部分的に粘土を追加しているのかもしれない。目と耳を沈線で、鼻孔と肛門を刺突で表現している。胎土は白色砂粒を多く含み、色調はにぶい赤褐色（5YR5/4）で、赤色塗彩痕跡はない。

viii 表探資料（第28図20・21、図版19）

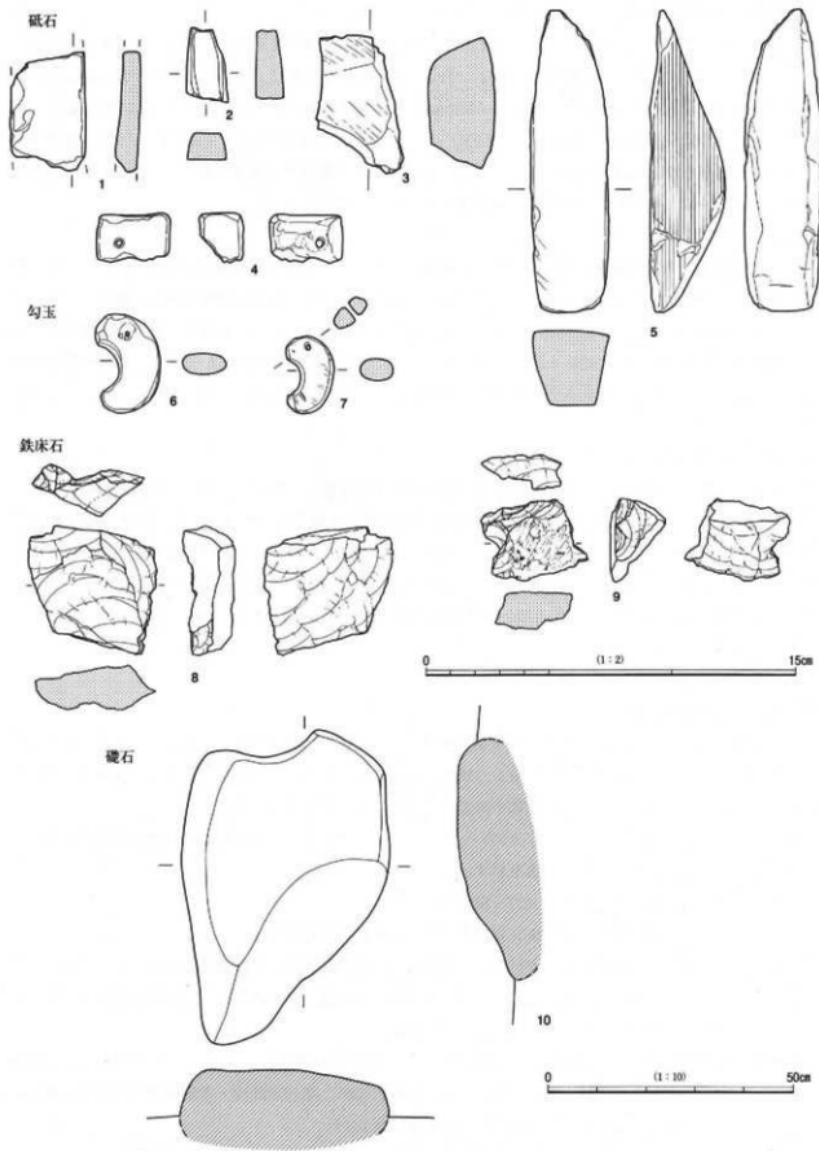
発掘調査地点周辺で表探した埴輪であり、SM004に確実に伴うものであるか否かは断定できない。20は鹿形埴輪の角部片である。中実で、二股状の形態である。円錐状の角本体に脇に突き出る部分が貼り付けられており、脇に突き出る部分の先端は欠失している。外面はナデ調整で、焼成は硬質で、胎土中に白色・赤色・黒色粒を多く混和する。色調は、器表面が明赤褐色（2.5YR5/6）、器内が暗灰褐色（7.5YR4/4）である。21は鍾先と考えられる。柄の部分に接合痕跡が見えることから、単体の鐘形埴輪ではなく、盾持ち人物等の人物埴輪に装着したものであると判断される。鍾先は三角形で、中央部に鎧を表現している。茎と柄との部分との境は膨らみ、茎の中央部分には横方向に浅いヘラ描きの沈線を巡らす。焼成は硬質で、胎土中に白色粒を多く含む。色調は、器表面が明赤褐色（5YR5/6）、器内が褐色（7.5YR4/1）である。

第3節 石製品

石製品としては、旧石器時代～縄文時代の石器まで出土しているが、官衙とは直接関係ないので省略した。古墳時代の資料については、官衙造営の前段階を示すために掲載してある。なお縄文時代の石器としては石鏃が出土しているだけで、縄文時代の竪穴住居から比較的よく出土する石斧・石皿・磨石などの石器類は出土していないので、これまで縄文時代の遺構としては陥穴しか確認していないと考え合わせると、縄文時代には一帯はもっぱら狩猟場として利用され、居住域を形成するようになるのは弥生時代に入ってからになることを示唆しているのであろう。

1. 砥石（第29図1～5）

砥石それ自体が必ずしも時代性を反映する資料ではないが、明らかに近世の所産と思われるものは除外した上で報告しておくことにする。1は両端を欠損するが、断面が長方形になる板状の砥石で、片面に砥面がある。両側面は平滑で裏面に成形痕がそのまま残るので、砥石台に装着して使用した砥石になるであろう。重量は21.5gで、凝灰岩を素材とする。第2次調査第12区からの出土資料である。2は断面がやや台形の細長い砥石である。重量は8.7gである。石材は砂岩になる。正倉院外溝のさらに外側に位置するSD037（第5次調査第35区）から出土したものである。3は定型的な砥石とは異なり角張らず、表面から側面にかけて緩やかに弧を描く部分までを砥面とする。重量は71.8gで、石材は安山岩質ホルンフェルスである。SB028（第5次調査第34区）から出土した。4は懸垂用の孔を穿った提砥の部分資料である。方柱状の凝灰岩を素材とする。重量は10.3gである。第3次調査第17区から出土した。5は全長が123.0mmのもっとも大型な砥石で、ほぼ完形である。縱断面が山形になり、両側面に細かい線状の成形痕が明瞭に残り、裏面には砥面を形成しない部分に線状痕が残る。凝灰岩製で、重量は133.8gである。第3次調査第2区から出土した。



第29圖 砾石・勾玉・鐵床石・礎石

2. 勾玉（第29図6・7）

滑石製の勾玉が2点出土した。6は全体に丸みはあるものの、横断面がやや扁平な勾玉である。頭部に3孔を穿ち、うち1箇所だけが貫通している。その周辺が浅いくぼみになっているのは、穿孔時にその衝撃で素材が薄く剥離したからであろう。全長40.4mm、最大幅17.5mm、厚さ9.2mm、重量は14.2gである。古墳時代前期の豊穴住居SI038（第4次調査第25区）から出土したものである。7は頭部と尾部の幅の差が小さく、厚みがあり、全体に丸みを帯びている。頭部に表裏を貫通する穿孔がある。全長31.9mm、最大幅14.6mm、厚さ8.4mm、重量は8.0gである。第5次調査第33区出土資料である。

3. 鉄床石（第29図8・9）

8は鍛造薄片の鉄分が付着した痕跡が黒色・赤褐色になって、表面に斑点状にこびりついていることから、鉄床石と判断したものである。自然面を1面しか残さないので、原形は不明である。遺存している自然面は平坦なので、作業面を確保するためにそうした素材を必要としたのである。石材は流紋岩で、重量は26.0gである。第1次調査第2区から出土した。9には自然面がわずかしか残らず、鉄分の付着も特に確認できないが、8と同一調査区から出土しているので、8と同一個体と判断して掲載しておく。重量は57.2gである。

4. 碓石（第29図10、図版5）

後期正倉院北西隅に位置する民家の庭先に保存されていた資料で、昭和30年代に宅地西北の畠地内から耕作中に出土したものである。本来は3個体あったものが、1個体だけが保存されていた。出土地点はSB032に近い地点になる。地中に埋まっている部分が不明だが、長径68cm、短径42cm程度の卵形に近い形状の自然石であろう。厚みは20cm程度になるであろうか。地表に出ていた部分を碓石の表面とすると、比較的平坦な自然面を残しているが、柱のあたり等の柱を据えた痕跡までは確認できない。石材については未同定である。

第4節 金属製品・鉄滓

製品の出土は少なく、郡衙に関連しそうな遺物は、鉄製刀子片・鉄釘がみられる程度である。鉄釘の出土は比較的多い。また、鉄滓の出土が多く、鉄塊系遺物、楕円形鍛冶滓や含鉄鉄滓があり、製錬滓と考えられる遺物もみられ、わずかに鉄塊系遺物や鉄素材と考えられる遺物もみられる。

鉄滓等が出土した地点を区域ごとにみていくと、以下のようなになる。なお括弧内の数字は挿図の通し番号を示し、その後に続くのは出土構造を示す。

I 期 政 庁 域 第3区含鉄鉄滓 (37-SD005)

※(財)山武都市文化センター調査区 鉄滓52.4kg

III 期 正 倉 域 第2区鍛造剥片が付着した鉄床石片、第19区鉄滓・含鉄鉄滓計3点、第21区鉄滓・含鉄鉄滓計5点、第22区鉄滓・含鉄鉄滓計3点、第34区鉄滓・含鉄鉄滓計21点、第44区製錬滓(41)、第45区含鉄鉄滓(36)

中央建物群北半部 第4区楕円形鍛冶滓・製錬滓(32)、第7区楕円形鍛冶滓・製錬滓(40-SD007)、第8区楕円形鍛冶滓(31)、第11区鉄塊系遺物(38)、第16区鉄滓・含鉄鉄滓の計6点、第24区鉄滓計6点、第25区鉄滓・含鉄鉄滓計16点

中央建物群南半部 第30・31区鉄滓計7点、第33区鉄滓計4点、第47区鉄素材・楕円形鍛冶滓

西 方 建 物 群 第1区鉄滓計14点、第5区鉄滓計7点、第9区含鉄鉄滓（35）、砂鉄塊系遺物（39）、
第48区鉄素材

北 西 地 区 第28区鉄滓計4点、第29区鉄滓1点

分布は調査地北端（第35～39区）と南端（第40区）にはみられないものの、遺跡中心域のほぼ全域から出土している。

なお平成2年度に（財）山武郡市文化財センターが調査した鷲戸東遺跡の溝M-3の上面から総量で52.40kgに及ぶ鉄滓が出土し、報告者は近くに鍛冶工房の存在を想定している（山口 1994）。現状でも調査地南東の東方に開析された浅い谷筋には鉄滓が散布するので、おそらくこの谷を回流する風を利用した製鉄がかつては行われていたのであろう。また、真行寺廃寺の調査では鍛冶遺構を調査している（谷川ほか 1985）。

古墳時代の遺物は銅芯金鍍金の耳環（SD040）や片刃の鉄鎌片（SI025）、棒状の不明鉄製品等がある。なお7世紀後半の竪穴住居SI050からは、再加工途上の鉄素材や楕円形鍛冶滓がみつかっており、注目される。

1. 鉄製品（第30図1～21）

鉄釘（第30図1～8）

1は断面がやや長方形になる鉄釘で、頭部は押しつぶされ、40°ほどの角度で屈曲する。第1次調査第2区から出土した。2は頭部と先端部をわずかに欠損する程度で、ほぼ完全な形である。全長106.0mmで、幅5.0mm、厚さ4.7mmで断面はほぼ方形になる。重量は15.8gである。頭部は鶴首状に折り曲げ、頭頂部は15.0mm×8.9mmの長方形に整えている。第7次調査第45区から出土した。3は頭部を作り出している鉄釘で、先端部を少し欠くものの全長で50.5mmしかないので2寸程度の小型の釘になるであろう。断面は方形である。第2次調査第10区から出土した。4は遺存状態が悪いが、頭部の形状から鉄釘と判断した。断面はやや長方形である。第1次調査第4区から出土した。5は部分的な資料のためにはっきりしないが、釘もしくは工具の断片と考えられるものである。鋳化により膨張・変形し、一部の表面は剥落している。上端の欠損はかなり古い段階に欠損した痕跡をとどめている。断面は幅5.8mm、厚さ5.0mmではほぼ方形になり、重量は15.9gである。SM004（第7次調査第4区）の周溝内から出土したものである。6は頭部と先端部を欠損する。断面はやや長方形になる。SB001（第1次調査第4・7区）の南側柱列西第1柱から出土したものである。7は鋭い先端部が遺存する。断面は幅が4.0mmで厚さが3.5mmでやや長方形になる。第8次調査第47区から出土した。8は頭部・先端部とも欠損する。SB012（第2次調査第11区）の柱掘形から出土したものである。

刀子（第30図9・10）

2点出土した。9は刃部が二つに折損したものの、片側だけに植物纖維の付着痕跡が確認できる。刃部の最大幅は14.0mmで、背厚は3.4mmである。第7次調査第45区から出土した。10は断面長方形の茎の一部が遺存する。柄の木質が付着した痕跡は確認できない。SD002（第1次調査第4区）から出土した。

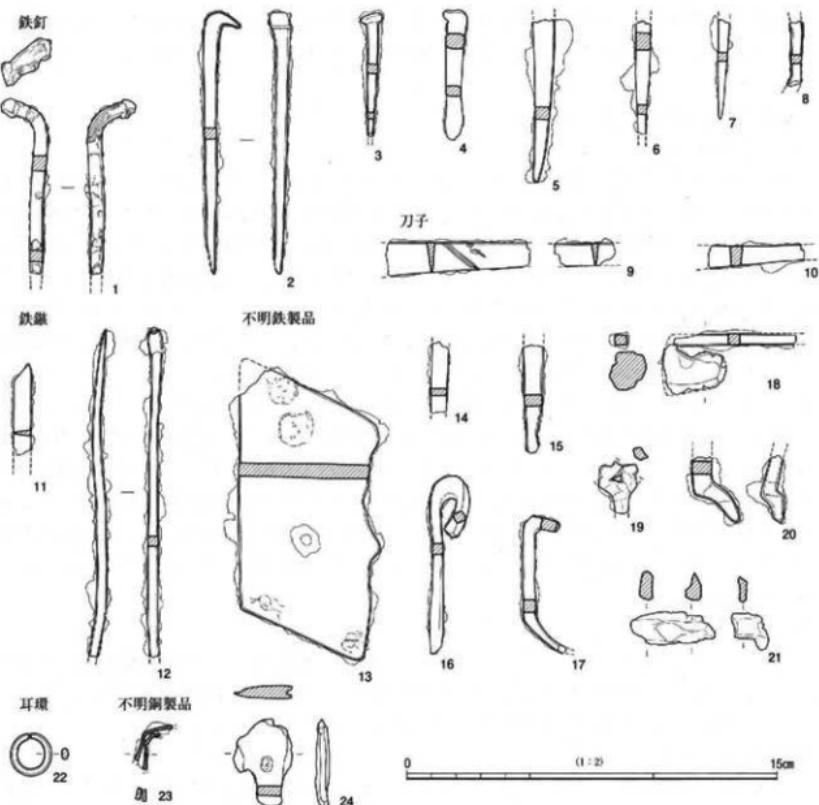
鉄鎌（第30図11・12）

11は刃部の先端部が残り、片刃式の鉄鎌と考えられるものである。6世紀後半の竪穴住居SI025（第2次調査第9区）から出土したものである。12は全長133.3mmで、鋳化が著しく細部の形状は不明だが、刃部の先端部の形状を残しているようで、柳葉状の鉄鎌になるであろう。鎌身部の最大幅は6.2mm、最大厚

は2.0mmになる。鎌身部は間延びしたS字状に蛇行しているが、これは鋳化の影響によるものと考えられる。SM001（第6次調査第40区）の周溝内から出土したものである。

不明鉄製品（第30図13～21）

形状からだけではにわかに製品の種別を判断できないものを一括して、不明鉄製品として取り上げておく。13は鍛造の鉄板で、平行四辺形の形状で遺存する。厚みは全体に均一で6mmあり、鋳化のために視認できないが、X線透過写真では板の中央に径3mm前後の穿孔らしき陰影を確認できる。重量は150gである。SI016（第2次調査第10区）から出土した。14は現存長29.0mmで、両端部は折損している。幅が6.3mm、厚さが2.9mmで断面が長方形になる棒状製品である。第8次調査第47区から出土した。15は上端部を欠損し、下端部にかけて細くなる。断面肉厚で長方形である。第2次調査第10区から出土した。16は断面正方形の



第30図 鉄製品（鉄釘・刀子・鉄鎌・不明鉄製品）・銅製品（耳環・不明銅製品）

棒状製品の上端部を強く折り曲げ縦長のリング状になっている。17はその形状から鍍の可能性があるもので、上端部を13.0mm鋸角に折り曲げ、棒部の下端部が鈍角に折れ曲がる。断面形は上部が長方形で、棒部はほぼ正方形になる。16・17は第2次調査第9区から出土したものである。18は銹化により膨張・亀裂・剥離が進行しており、棒状部以外の原型は不明である。図示した以外に破片資料が3点ある。棒状部の断面は方形で、幅4.5mm、厚さは3.8mm～4.7mmある。第6次調査第42区から出土した。19・20は断片資料のため原形不明だが、20は棒状素材を加工したものである。19・20ともSM001（第6次調査第40区）の周溝内から出土したものである。21も断片的な資料のために原形が不明なものである。2個体を図示しているが、断面形状から判断すると別個体になる可能性もある。SM002（第8次調査第47区）の周溝内から出土したものである。

2. 銅製品（第30図22～24）

耳環（第30図22）

22は銹化が進行して全体が緑青に覆われ、環内側の表面にわずかに金がみえる。銅芯に直接金鍍金したものであろうか。X線透過写真では銀板等を巻いていた痕跡は確認できない。最大外径17.3mm、最大内径11.3mmで、重量は3.1gである。SD040（第7次調査第46区）から出土しているが、おそらくSI048からの流れ込みであろう。

不明銅製品（第30図23・24）

2点出土した。23は再加工途上にある断片で、帯状品が2枚重なって折り曲げられた状態にある。第7次調査第44区から出土した。24は薄板状の製品で、鉄芯に銅張りを施したものであろうか。表面には緑青が残り、色調は淡緑色である。第1次調査第5区から出土した。

3. 鉄素材、鉄塊系遺物・鉄滓（第31図25～41）

鉄素材（第31図25～30）

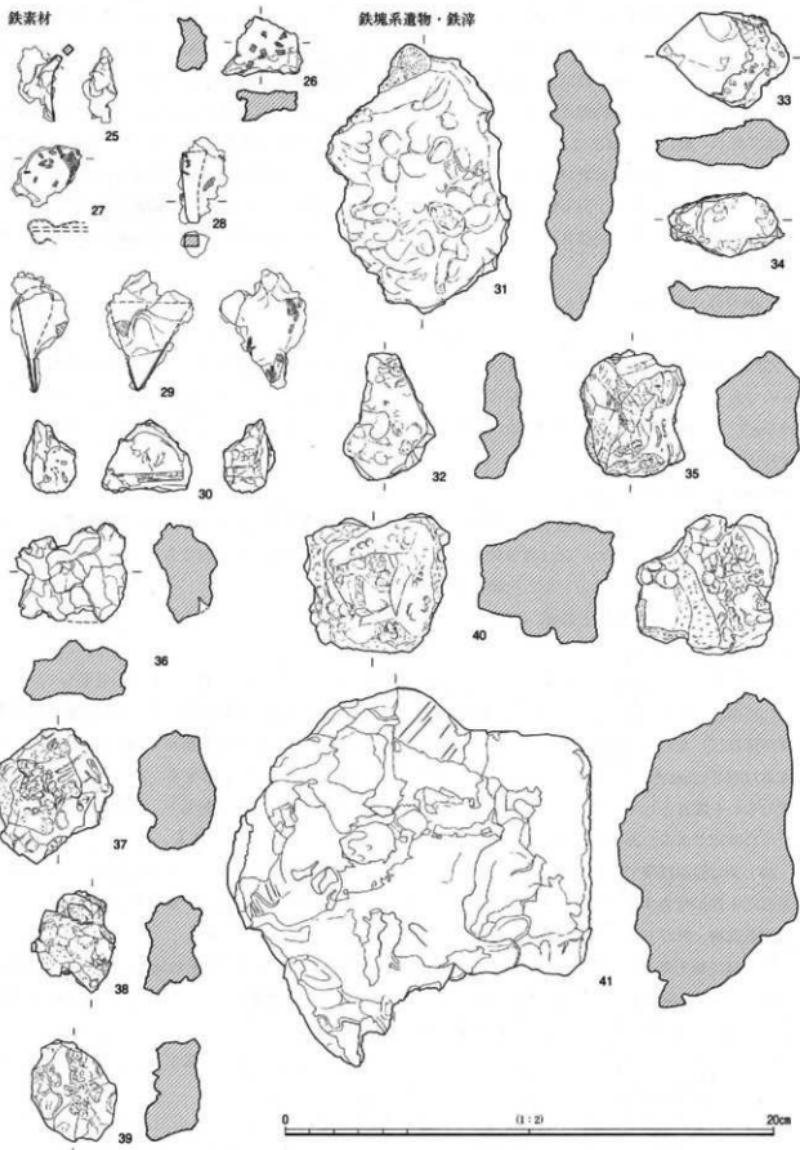
再加工途上にある鉄素材と考えられるものをまとめた。いずれも銹化が顕著で、膨張し変形しているために原形は不明である。25は上部に断面長方形（3.8mm×2.8mm）の棒状素材がみえる。26は表面に植物繊維が付着し、あるいは網カゴ状のものに収納していた痕跡であろうか。27は錫膨れで盛り上がりがっているが、本来は厚さ1.5mm程度の板状になるであろうか。やはり表面に植物繊維が付着する。28は断面長方形の棒状のものを素材としているようである。表面には広範囲に炭化木片が点々と付着し、植物繊維はごく一部だけに確認できる。25～28はSI050（第8次調査第47区）から出土したものである。

29・30は製品段階で三角形に切落とし、ほぼ同じ大きさの素材を再加工途上のものと思われる。いずれも表面に木質が付着する。29はSI050から出土し、30はSI055（第9次調査第48区）から出土した。

鉄塊系遺物・鉄滓（第31図31～41）

31～34は楕円鍛冶滓である。31はなかでも典型的な楕円鍛冶滓である。重量は297.1gで、磁着度は3である。特殊金属探知機では金属反応は認められなかった。32は磁着度が3で、金属反応は認められなかった。重量は373gである。33は炉底面から打削した痕跡を側面に残している。重量は53.2gである。SI050（第8次調査第47区）の出土資料である。34は上面の一部に打削痕跡を残す。重量は22.0gである。SI047（第8次調査第47区）から出土した。

35～37は含鉄鉄滓である。35は磁着度6で、特殊金属探知器の検査反応はH（○）であった。36は中央部下半が銹化しており、部分的に割れて剥落している。メタル度は2である。重量は58.1gになる。37は



第31図 鉄素材、鉄塊系遺物・鉄滓

全面が破面になり、製鍊滓の可能性が高い資料である。磁着度は3である。金属反応はなかった。重量は110.6gである。SD005（第1次調査第3区）から出土した。

38は鉄塊系遺物で磁着度6、特殊金属探知器による検査反応はH（○）であった。39は砂鉄塊系の鉄滓と考えられ、磁着度は6で、特殊金属探知器による検査反応はH（○）であった。40は大型で厚みがあることから製鍊滓と考えられる。磁着度は2で、金属反応は検知できなかった。重量は181.0gである。

41は製鍊滓もしくは炉壁材と考えられる多孔質の資料である。今回報告する鉄滓の中ではもっとも大型になる。裏面は炉壁から剥がれたようにざらつき、表面の約半分は溶融物が流れて固着した褐色のガラス状被膜が覆っている。また一部には溶融物が滴状の形状を保ったまま固まっている。幅14.8cm、厚さ8.6cm、重量は920gである。

参考文献

- 稻見英輔ほか 1991「鳥戸境遺跡」「山武町内遺跡群調査報告書」山武町教育委員会
加藤修司ほか 1998「千葉東金道路（二期）埋蔵文化財調査報告書1－山武町栗焼棒遺跡－」（財）千葉県文化財センター
黒沢崇ほか 1999「千葉東金道路（二期）埋蔵文化財調査報告書 3－山武町小川崎台遺跡－」（財）千葉県文化財センター
白井久美子ほか 2006「千葉東南部ニュータウン35－千葉市椎名崎古墳群B支群－」（財）千葉県教育振興財団
谷川章雄ほか 1985「成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告－鍛冶工房址の調査－」成東町教育委員会
山口直人 1994「付篇調査報告 II 鳴戸東遺跡」「山武郡市文化財センター年報」No.9 （財）山武郡市文化財センター

第4章 結語

第1節 遺構の変遷

官衙を構成する主要な遺構群はいうまでもなく掘立柱建物・礎石建物で、それに付随して溝・堀・柵列などがある。しかしこうした生活臭を排除した遺構群からは、竪穴住居などのような遺構の年代を直接決定する土器類等の出土は基本的には望むべくもない。また保存目的の確認調査ということもあって、遺構の掘り下げも限定的で、建物の年代を決定できるような出土遺物もほとんどなかった。また遺構どうしの重複から新旧関係まで把握できた例も決して多くはない。したがって以下では、個々の遺構群のまとまりを、建築方位・柱筋のそろい・建物群の構成など、限られたデータからいくつか想定できる遺構変遷のうちでもっとも整合的に理解できる変遷案を1案として提示し、それを踏まえて遺構群の性格等について言及していくこととした。なお建物群の機能・性格等については、それを直接的に物語る墨書き器等の文字資料もないために、結論を一つに収斂させることが困難な場合には、可能性のある結論を複数併記した。

1. I期政府城

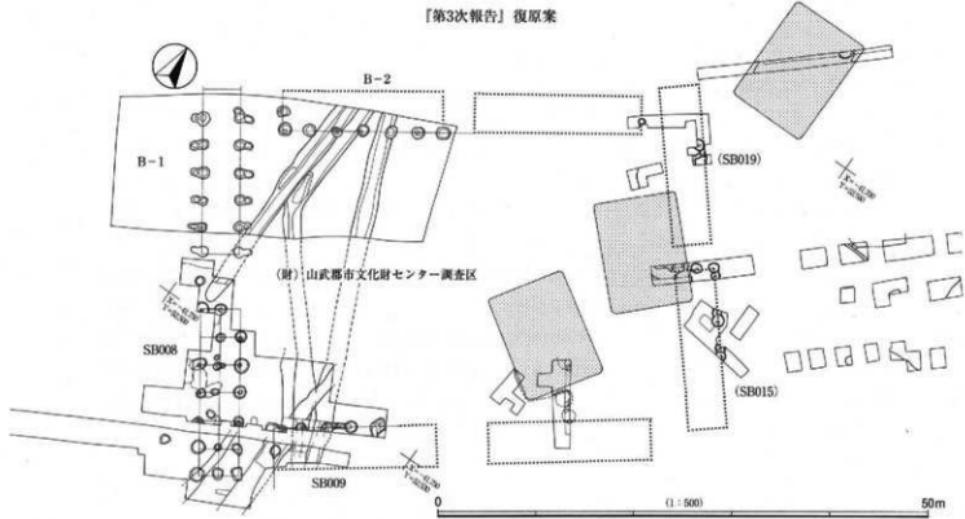
i 調査の推移と諸説（第32図）

（財）山武都市文化財センターによる鷲戸東遺跡の調査以来、この区域でみつかった長舎建物群が鷲戸東遺跡の中枢的な施設であるという評価にたいしてぶれることはなかった。しかし建物群の配置については不明な点も多いので、再度、諸説を時系列にしたがって整理しておく。

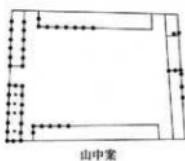
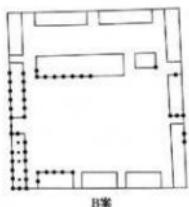
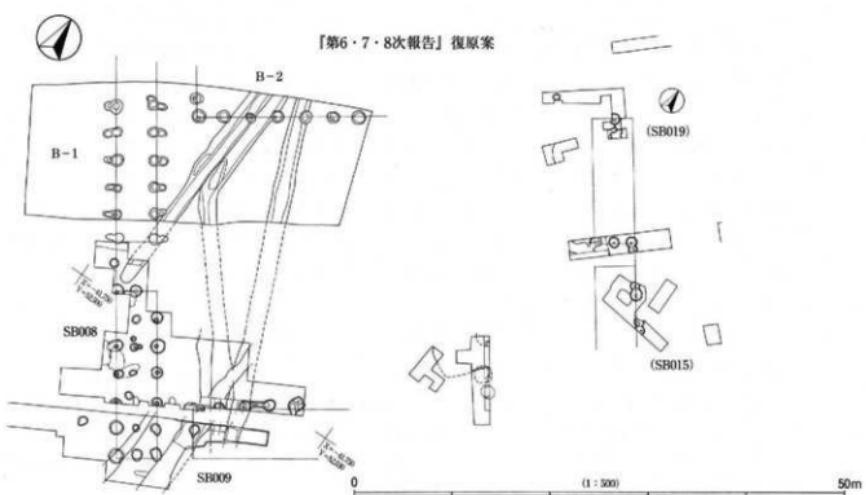
第1次調査第3区東部で掘立柱建物2棟（後のSB008・SB009）を確認し、その西側には遺構がなく、大きい空用地だった可能性があった。第2次調査で南北棟建物（SB008）と東西棟建物（SB009）を直角に近く配置していたことがわかり、「コ」の字状建物配置の可能性を指摘した。また大溝SD001がSB008の建築方位とほぼ同じ走行方向であることから、SD001から東一帯を政府城と想定した。第3次調査では、北東部に西側の建物群に対応すると考えられるSB015・SB019がみつかり、西列・北列の建築方位がN-33.5°-W、東列がN-37°-W、南列がN-35°-Wとなる、やや変形した「口」の字状配置で、東西長約54m、南北長約41mと想定した（第32図）。山中敏史はこの成果を受けて、政府を「口」の字状に長舎建物を配置したIA類に分類した（山中 2004a）（第32図山中案）。

『第6・7・8次報告』では、（財）山武都市文化財センターの調査成果をオルソ幾何補正で座標復原し、掘立柱建物B-1・B-2の建築方位はほぼ想定どおりだったが、位置が南に45cm程度ずれたことからB-1とSB008との柱筋が揃い、2棟の掘立柱建物が計画的に配置されたことがわかった。この成果をもとに再考し、左右対称を意識した整然とした方形を念頭において、西列の建築方位をN-33.5°-Wとし、東列をN-34.5°-Wに変更し、東西棟建物の梁行をN-33.5°-Wと考え、建物群の規模は東西長を54m弱（約半町）とした。南北長については、約39mの横に長い案（第32図A案）と約55mの方形案（第32図B案）を提示した。B案の南北長については、北側部分が未調査なため不明な点が多いので、全国の都府県政府の平均的な規模を参考にしたものである。

「第3次報告」復原案



「第6・7・8次報告」復原案



第32図 I期政庁域復原案

ii I期政府の問題点と再評価（第32図）

I期政府と考えられる建物群の上記の想定は、発掘調査の方向性を示すために提示したものであり、不確かな部分を多く含む。北東部分の現況が山林となっている地点の調査を実施すれば、解決の糸口がみつかる可能性があるが、ここでは問題点を列記しておく。

政府建物とした場合の問題点を検討する。まず第1の問題点としては、SB008のみに床東がみられること、さらにSB009が柱筋構造遺構を有する可能性があるなど、建物構造が一様でないことがあげられる。政府では格式の高い建物に床東建物を採用する例が多いが、SB008は西列の建物になる。I期政府を南面する政府と考えた場合、西列に正殿級の建物を配置するのも不釣り合いな気がする。さらにSB008と柱筋を揃えたB-1には、床東がみられず、西列建物も構造的には不揃いになる。第2には建て替えた建物(SB009・(SB015))と、建て替えのない建物(B-1・B-2・SB008)があり、同時期にすべての建物が揃っていたか否か、不明な点も問題である。またB-1のように外側に柱を抜取るものや、B-2・SB008のように柱抜取痕のないものがあり、建物によって廃絶時期に多少の時期差があるかもしれないという疑問も依然として残る。

こうした課題は残るもの、以下の諸点から政府の建物群と考える。つまりSB008とB-1の西側柱列の柱筋とがほぼ一致することや、これらの西列建物群とB-2とがほぼ直角の位置関係になるという高度な企画性がみされること、さらにはB-1とSB008の間を堀で連結し、西側建物群が総延長で約40mにわたって一直線に連なる。またこれらに囲まれたなかにはI期の建物がみられず、大きな空閑地が確保されていた可能性が高いことなどを主要な根拠とする。想定としては第32図のとおり、西列建物SB008・B-1及び北列建物B-2を同規模の2間×6間の建物とし、南列の一部を構成するSB009を4間以上×2間の東西棟側柱建物としておく。東部にも相当規模の柱掘形を数基確認しているので、その構成は別にしても、そこに西部の建物群に対応する建物群があったのは確かであろう。しかし数少ない柱掘方からいく通りの建物構成の組合せが考えられるので、今回の報告では東部の復原を省略したわけである。よって政府の規模は南北39m以上で、東西長を不明としておく。なお政府は南面する可能性が高いが、SB008に東柱がみされることから、西列に正殿を置いていた可能性も考慮に入れておきたい。

2. III期正倉域（第9・33図、図版17）

ここでは正倉院区画溝と、正倉院及び正倉院の管理施設と考えられる建物について再度整理して検討する。

i 区画溝の造営計画と成立時期（第9・33図、図版17）

島戸東遺跡の正倉域は、溝によって明確に区画されている。ただし正倉域には南東側から入り込む大きな谷が存在するため南辺の区画溝は省略されたと考えられる。区画溝は外溝と内溝の2条造営しているので、外溝から説明していく。外溝の西辺はSD012としてI期政府のSB008と掘立柱建物B-1の間に端を発し、B-1の柱抜取穴の一部とB-2を切りながらほぼ真北方向に走行する（第9・33図）。さらに溝はSD042に繋がり第7次調査第45区の西約20mの地点で直角に東へ屈曲し北辺溝となる。北辺溝はSD041・SD035へ繋がるが、その走行方向はやや南へ下る。これはSD041とSD039の中間に存在する島戸境2号墳の墳丘部を避けたためと考えられる。溝はSD035からさらに東進し、走行方向は航空写真で確認できる溝のソイルマークから、やや北上すると考えられる（図版17）。このように北辺溝は一直線ではなく、第5次調査第34区のSD035地点あたりで大きく開いた「V」字状に屈曲する。北辺溝はSD035からさらに260mほど東進して南下し、島戸境1号墳の周溝を切る溝に繋がって東辺溝を構成していたと考えら

れる。外溝の断面形はいずれも逆「凸」形であり、南辺を開放した「門」状の溝として造営されたといえるであろう。なお削平されてしまった古墳の存在をソイルマークから読みとれることや、外溝が古墳の周溝を切ることはあっても墳丘には及ばないことから、外溝の計画・造営にあたっては古墳の封土を目標に線形を決定しても、墳丘まで削平するのは避けたものと考えられる。

内溝の西辺部を構成するSD004はⅠ期政府域のSB009を切りながら南北に走行する。この地点から北側は島戸境遺跡の溝に繋がり、第7次調査第44区のSD039までは一直線に北上する。西辺溝は外溝の内側10m～12mの距離を置いてほぼ並走するが、断面形は外溝と異なり浅い皿状になる。なお外溝SD012のように溝の端部は確認していない。北辺溝はSD040からSD036へ繋がる断面逆台形のものである。西辺部とは断面形が異なるだけでなく、外溝との距離が徐々に狭まり、SD036付近では接する。この地点より東側は断続的に認められるソイルマークから推測して、内溝が存在した可能性が高い。しかし内溝が外溝同様に連続した「門」状となるかは疑問である。内溝の西辺と北辺では断面形状が大きく異なることと、北辺部での内溝と外溝との走行方向に若干の差があるのが問題となろう。2重に巡る正倉院区画溝の例としては那須官衙遺跡（推定下野国那須郡衙）西プロックの正倉院に認められる（大橋 2001）。そこでは大溝が「ロ」字状に正倉院を区画し、内溝は正倉院東辺部に大溝に並行して設けられるが、北辺部と南辺部では明らかに途絶えている部分が存在し、「コ」の字状になる。また内溝の存続期間は大溝よりも短く、8世紀代に機能したものと考えられている。鷲戸東遺跡における正倉院を区画する内溝は外溝に規制されながらも、完全な二重ではなく断続的に敷設されたもので、存続期間も外溝とは異なっていた可能性が高い。以上から外溝が正倉院を囲繞する溝で、内溝は正倉院内部をさらに区画するために、外溝の存続期間中のある一時期に機能していたものと考えたい。

正倉院の規模としては東西長360mという極めて広大な範囲が推定できる。広大な正倉院としては福島県閼和久遺跡（陸奥国白河郡衙）（木本ほか 1985）が東西長250m、東京都北区御殿前遺跡（武藏国豊島郡衙）（坂上ほか 2003）では南北長が約260mあり、それらと比べても鷲戸東遺跡における正倉院の広大さは際だっている。これは正倉域に大きく広がる谷によって、利用できる面積が限られてしまっていたことによるものであろう。

区画溝の成立時期を考えるにあたっては、次の3点が検討課題となる。一つは外・内溝ともに西辺部でⅠ期政府域内を走行し、Ⅰ期政府の建物を切っていることである。北辺部では、外溝SD041は7世紀中葉のSX009を切って造営され、内溝SD040も7世紀後半の堅穴住居SI048を壊していることが時期決定の要素になる。さらに造構との重複関係以外では、西辺溝がほぼ真北に走行するという、他の建物群の変遷で重要な要素となる方位の問題があげられよう。以上のことを考慮すると区画溝成立の上限年代はⅠ期政府の廃絶以降、7世紀後半以降に成立したことになる。

ii 正倉域の建物配置と時期（第33図）

正倉域内の建物は礎石建物9棟と掘立柱建物1棟、区画溝の外側に隣接する掘立柱建物が2棟ある。区画溝の内側で確認した礎石建物のうち、調査で明らかになった建物は8棟（SB006・SB007・SB014・SB016・SB017・SB020・SB032・SB037）あり、規模が明らかになった建物はSB032だけで、前身建物として3間×3間の総柱建物が存在する。SB037を除く他の6棟も掘立柱建物からほぼ同位置での礎石建物へと変遷した可能性がある。掘立柱構造はSB028の1棟だけである。

区画溝内の倉は、北辺に沿って西からSB032・SB028・SB037が東西に並び北列の正倉群を構成し、西

辺では北からSB007・SB006・SB020が南北に直列し、概ね柱筋も通る。SB006はSB007との間隔が2.4m（8尺）と狭く、同時に建てられたものではなく時期差があったものと考えられる。また、SB016もこの3棟の倉に並行して東側に配置されたと考えられる。SB014とSB017が区画溝の走行方向と一致しない一群である。今後の調査で建築方位を訂正する可能性もあるが、現段階では谷に面した位置関係から、従前からの理解に従って地形に制約された建築方位と理解しておく。

区画溝外の建物にB-3がある。正倉院区画西辺外溝から西へ約7.5m（25尺）、外溝端部のSD012から北へ14.4m（48尺）の位置にあり、外溝に直行する東西棟建物で、正倉院付属の建物かもしれない。なお正倉院区画北辺溝の北約28mの地点にあるSB029が建物として成立するなら、最も北方に位置する建物になるが、建築方位が正倉院区画溝の走行方位とも異なるから、正倉院に関係する建物とは言い難い。

iii 正倉院の存続期間（第33図）

正倉院がI期政府の廃絶以降に成立し、II期建物群との関連性も希薄なことから、鷲戸東遺跡の画期の設定どおり正倉院はIII期に成立したと考えられる。正倉は礎石建物が多く、そのほとんどが同位置で掘立柱建物から建て替えられていると考えられる。一般的に郡衙正倉では8世紀半ば頃までは掘立柱建物が主体で、8世紀後半以降に礎石建物の比率が増し、関東以北では礎石下に基礎地業を伴うものが増加するといわれている（山中 2004b）。正倉院は8世紀中葉以降に成立したと考えておきたい。

正倉院の機能終焉時期を考える上では、正倉院内に分布する堅穴住居の時期は重要である。区画溝西辺域の内溝と外溝の間にSI049が存在する。一辺長3mで柱穴を伴わない小規模な堅穴住居であることから9世紀以降と考えられる。また礎石建物の密集する地点で、SB016・SB017・SB020に囲まれた範囲にSI035・SI036・SI037の3軒の堅穴住居が存在する。いずれも9世紀末から10世紀にかけての遺物が出土している。正倉の管理施設として機能したことも考えられるが、狭い範囲ではほぼ同時期の堅穴住居が3軒も建ち並んで正倉の管理機能を担ったとも考えがたい。おそらくはこの時期になると正倉は存在せずに一般集落の用地になっていたことを示しているのであろう。

3. 中央建物群

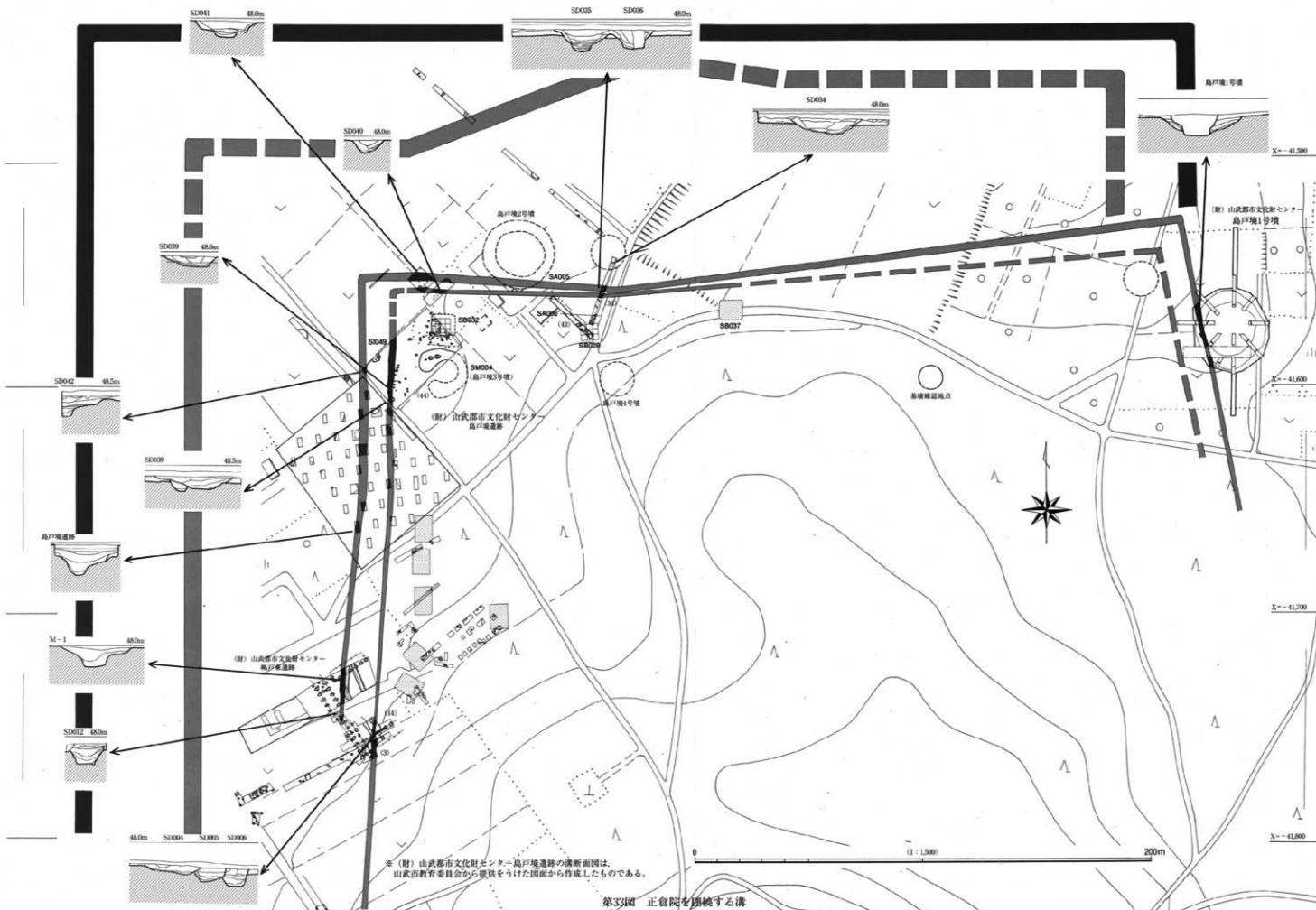
中央建物群にはI期～III期の掘立柱建物及び堅穴住居があり、官衙域の広がりとその変遷を語る上で重要な一角で、とくにIIIb期になると大型建物であるSB001を中心に建物群が展開する。ここでは、最初にI期～III期の各時期における建物配置の概略を述べた後に、IIIb期の主要建物であるSB001を中心とした遺構の性格について検討することにしたい。

i 遺構変遷の画期（第34・35図）

I期 掘立柱建物としてはSB046・SB025の2棟がこれにあたる。いずれもI期政府よりもやや北寄りの方位をとるが、この区域にI期の建物が進出している事実は、初期段階の官衙域の広がりを示唆している。SI051a・SI052からは7世紀後半の遺物が出土していることから、I期の堅穴住居と考えられ、SA003はSI052に伴う構であろう。なおSI050はI期に先行し、椭形鍛冶滓や鉄素材が出土しているので、官衙造営に伴う工房の可能性も考えられる。北東部にはI期政府と中央建物群の地区を東西に仕切るSD001が斜行する。

II期 北半部東寄りに多く分布し、建築方位が同一のSB012とSB034が重複し、II期はある程度の時間幅を想定して2小期に細分した。

IIa期 東側では、SB034とその東面と北面の一部を囲むSA008が、2軒の堅穴住居（SI051b・SI053）



に挟まれた位置に造営される。SI053は西に位置するSM002を遮蔽するためのSA009が伴う。SI051bはSB051aの建て替えで、SB035（Ⅱ b 期）に壊されていることからこの段階に含める。西側ではSI006・SI047が建ち、SI047からは鉄滓が出土し、工房の可能性も考えられる。

Ⅱ b 期 SB012は8間×3間の長大な側柱南北棟である。その7m西にSB035が位置する。南西に位置するSI046も出土遺物から該期に含まれる。

このようにⅠ期・Ⅱ期の掘立柱建物と竪穴住居が混在する状況から、官衙域に含まれながらも、明確な目的をもって整備された地点ではないと考えられる。

Ⅲ期 北半部北側中央に位置するSB001を中心とする。SB001は真北から東にわずかに振れる掘立柱建物であり、これに伴う一群と、東西に10度前後の振れをもつ一群の2つの建物群がある。南半部での柱穴規模や北半部での切り合い関係などから、振れの大きな一群を真北の建物に先行するものとして小期を設定した。なお、西方建物群では西に振れた掘立柱建物を真北の建物より新しく位置づけている。

Ⅲ a 期 建築方位が東西に10度前後振れる建物の一群で、北端のSB010・SB011、南半部のSB026がある。北半部西側に位置するSB031は並行するSA004がSB030に切られるためⅢ a 期とし、この段階まではSM002を意識していた可能性が高い。Ⅱ期と比較すると中央部の空閑地が目立つ。

Ⅲ b 期前半 北半部の建物群は建築方位が統一され、SB001・SB021は桁行をそろえ、その南に位置するSB030も含めて3棟の西側柱列をほぼ一直線上にそろえ、さらにその東西を4条の溝（SD007・SD016、SD002・SX001・SX002・SX003）で仕切るなど、計画的な建物配置を窺わせる。とくにSB021は梁行が1間で、SB001の南面9.3m（31尺）に位置することから、SB001の前殿もしくは細殿になる。そしてSB021の南約40mの地点には、南北を仕切る四脚門SB033を設置する。SB033はSB001の中軸線の延長から東へ3.5mずれる位置になる。南半部には南北棟建物SB027を配置するなど、大きな空間を確保しながら、かなり整然とした建物配置とすることで、最も充実した建物構成になる。なおSB024はSB027に先行するが、柱穴規模から該期に含めた。

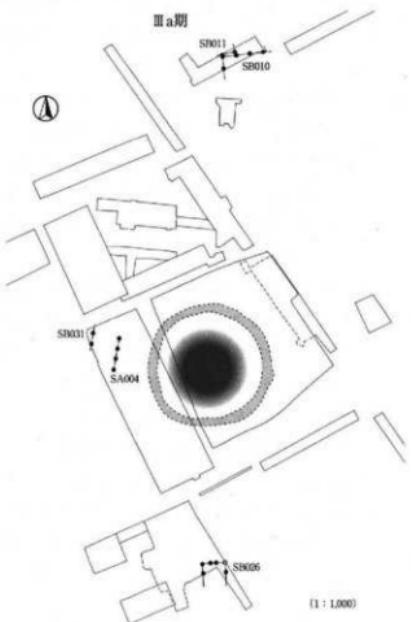
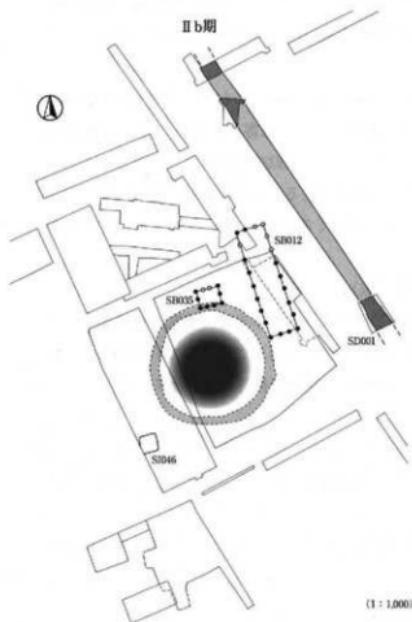
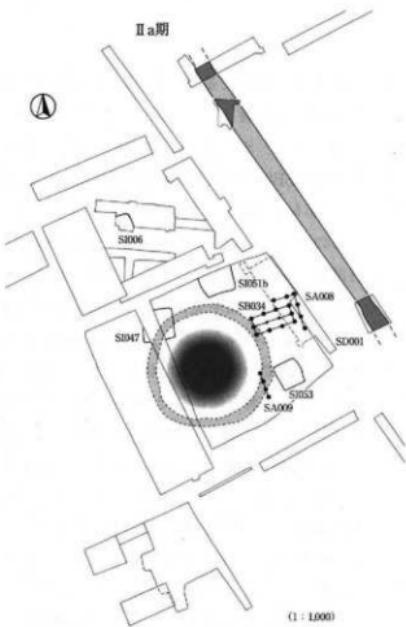
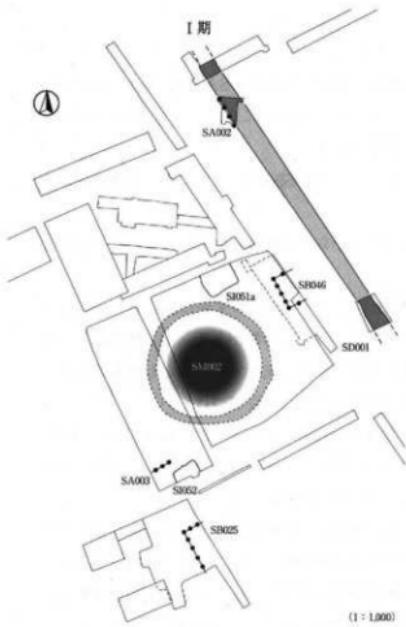
Ⅲ b 期後半 SB001を同規模で建て替え、前殿風のSB021が小規模なSB036にかわり、南半部ではSB027からSB023に建て替えられる。SB036はSB001の前面約14mの地点で、やや東寄りに建つ。SB033はSB036のほぼ南面に位置するが、SB033の南6mの地点に、門をふさぐようにSB023が建つことになるから、おそらくこの時点でSB033とそれに伴う南面の仕切りは撤去されたと考える。なおSB001の柱穴内から出土した須恵器片は9世紀前半と考えられ、SB001の北側に進出してくるSI034の時期と併せてⅢ b 期の年代を示す資料になるであろう。

ii SB001をめぐる政府説と館説について（第36・37図、第3表）

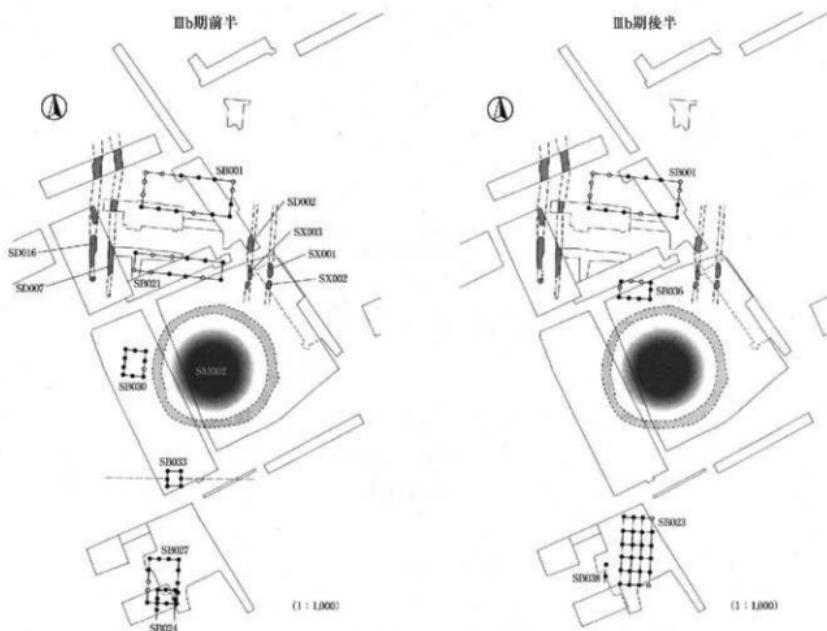
今までのところ、SB001をⅢ b 期の政府正殿という見解と、それ以外の非実務的機関の中枢施設と考える意見に2分されている。両説の争点は、SM002の墳丘が郡衙の整備段階まで残存していたか否かということにかかっているが、決め手を欠く。そこでとりあえずSB001の建物規模等の属性から、類例も参考にしながら検討を加えることにしたい。

政府説の根拠としては、SB001の規模が18.0m×7.2m、面積129.6m²と、群を抜き、桁行の柱間寸法も12尺等間で、柱の太さも40cm前後ある堂々とした建物であることがまずあげられる。ほぼ同位置で建て替えられ、とくに重要な建物であったことは明白である。

地方官衙遺跡においてSB001と同様に側柱建物で、身舎の桁行が5間以上で柱間寸法が3.6m以上の建物



第34図 中央建物群（北半部・南半部）の変遷（1）

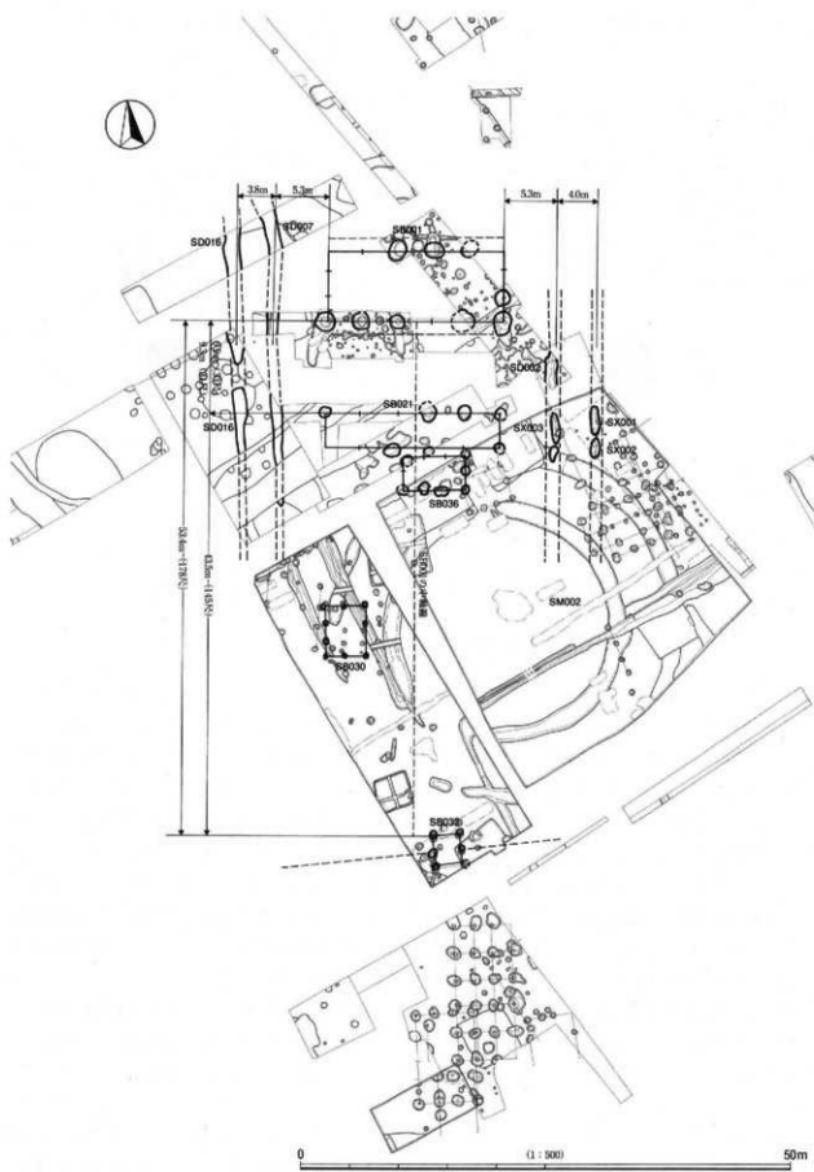


第35図 中央建物群（北半部・南半部）の変遷（2）

は、SB001以外に7遺跡、17遺構（建て替えを含む）がある（第3表）。それらは大宰府跡（横田ほか2002）・多賀城跡（桑原ほか 1982）をはじめ城柵・駅家・郡衙遺跡で、いずれも政庁や駅家の正殿もしくは脇殿である。そこからSB001を政庁正殿級の建物という評価が生まれてきたわけである。SB001が無廟な点は見劣りするが、三十三間堂官衙遺跡（推定陸奥国亘理郡衙）（天野 2004・鈴木 2005・亘理町教委 2008）の無廟正殿SB50A・Bと比較してもほぼ同規模で、郡庁の正殿相当の建物としても遜色ない。桁行12尺等間以上の郡庁正殿の例がほかに泉庵寺跡（陸奥国行方郡衙）（荒ほか 2007）にしかないことを勘案すれば、SB001の柱間規模は逆に破格の部類に属す。またSB001の南北9.3mの地点にSB021を並列させることで、SB001を中心殿舎としてさらに格上げしている。このように桁行が同じ建物を2棟並列する例は国庁に多く（阿部 1986）、郡庁では茨城県神野向遺跡（常陸國鹿島郡衙）（本田 1985）・群馬県天良七堂遺跡（史跡上野国新田郡庁跡）（太田市教委 2009）で前殿が確認されている。

以上からSB001を政庁正殿に、SB021を前殿に据し、SB033を政庁の南門とし、東西の4条の溝が東西を限る区画施設になる。そうすると東西長36.4mで、南北はSB001の南側柱列からSB033まで直線距離で53.4mあり、それにSB001の梁行長を加えると60.6mになる。南北長を65m程度とすれば、その区画面積は少なくとも2,300m²は超えることになる。

しかしⅢb期の建物群を政庁とするにはいくつか課題もある。第1点は、郡衙政府域の規模は方54mが平均的規模で、この一角を政庁域とした場合、南北方向は十分だが、東西長についてはかなり狭くなる。



第36図 中央建物群の造構配置

さらに内側の溝どうしでの心々距離になると29m弱になり、2,000m²にも満たない面積になる。しかし泉磨寺跡Ⅰ期政府域のように、東西長42.9m、南北長49.8mで、政府域の面積が2,500m²以下の例もあるので、あながち可能性は否定できない。第2点には周囲の区画施設として溝及び南門SB033があるものの、堀等によって囲った形跡がなく、全体的に開放的な景観である。SB033も一時期しか機能していない。ただし9世紀代の政府とすれば、脇殿を省略したり、堀等の囲繞施設がないことを退化形態とみなすこともできる。いずれにしても政府説をとれば、二重周溝のSM002の墳丘を削平して、庁庭に相当する空間を確保したと考えるのが妥当であろう。

翻って館説にたてば、SB001の造営時にもSM002は墳丘を残していたと考えたほうがつじつまをあわせやすい。鶴戸東遺跡では、正倉院内のSM004のように墳丘を残したまま古墳を取り込む場合があり、SB001周辺でも同様の状況を想定するわけである。その場合SM002の周溝までは、掘立柱建物が進出しているので、周溝を埋め戻していたことは確実だが、墳丘はある程度残っていたと考える。中央建物群北半部のⅠ期～Ⅲa期には堀がいくつかみられるが、Ⅲ期正倉院内では建物から古墳を遮蔽する堀が存在し、SM002の場合も遮蔽装置があった可能性が考えられる。その場合、館という機能を全面に出して、SM002の墳丘に館の背景あるいは築山のような性格を付与しておきたい。

ところで上総国府の館と考えられている市原市稻荷台遺跡（浅利ほか 2003）では、館の主殿とみられ

第3表 SB001と他の地方官衙遺跡建物との比較

県名	遺跡名	遺跡番号	桁行 (身合)	縦行 (身合)	板行 柱間数 (身合)m	壁行 柱間数 (身合)m	身合面積 ef	身合桁行 柱間寸法 平均値m	身合縦行 柱間寸法 平均値m	基部構造	平面形式	時期	建物種別
宮城県	多賀城跡	SB150A	5	2	19.52	11.8	164.55	3.904	4.215	掘立柱建物	片面	8c前半	正殿
宮城県	多賀城跡	SB150B	5	2	18	7.2	129.6	3.6	3.6	掘立柱建物	四面廻	8c中葉	正殿
宮城県	多賀城跡	SB150C	5	2	18	7.2	129.6	3.6	3.6	掘立柱建物	四面廻	8c中葉	正殿
宮城県	三十三間堂官衙遺跡	SB50A	5	3	18	7.2	129.6	3.6	2.4	掘立柱建物	無廻	9c ～10c前半	正殿
宮城県	三十三間堂官衙遺跡	SB50B	5	3	18	7.2	129.6	3.6	2.4	掘立柱建物	無廻	9c ～10c前半	正殿
秋田県	秋田城跡	SB748A	5	2	18	8.1	145.8	3.6	4.05	掘立柱建物	片面	8c後半前 ～9c初頭	正殿
秋田県	秋田城跡	SB748B	5	2	18	8.1	145.8	3.6	4.05	掘立柱建物	片面	8cⅡ初半期	正殿
福島県	泉磨寺跡	SB1712a	5	(3)	19.2	(9)	(172.8)	3.84	3	掘立柱建物	無廻・床廻	9c末 ～10c前半	正殿
福島県	泉磨寺跡	SB1712b	5	(3)	19.2	(9)	(172.8)	3.84	3	掘立柱建物	無廻・床廻	8c末 ～10c前半	正殿
栃木県	上神主・茂原遺跡	SB103	10	2	36.8	4.4	161.92	3.68	2.2	掘立柱建物	無廻	8c前半	脇殿
栃木県	上神主・茂原遺跡	SB104B	10	2	36.2	4.2	152.4	3.62	2.1	掘立柱建物	無廻	7c後葉 ～8c前半	脇殿
千葉県	鶴戸東遺跡	SB001a	5	3	18	7.2	129.6	3.6	2.4	掘立柱建物	無廻	9c	
千葉県	鶴戸東遺跡	SB001b	5	3	18	7.2	129.6	3.6	2.4	掘立柱建物	無廻	9c	
兵庫県	落延道路	SB600	5	5	18	13.2	237.6	3.6	2.64	礎石建物	無廻・壁性 (底床強)	8c後半 ～9c前半	瓦葺正殿
福岡県	大宰府跡(政厅・官衙地区)	SB010A	5	2	22.17	2.82	62.52	4.434	1.41	礎石建物	四面廻	8cⅠ四半期 ～10c中葉	正殿
福岡県	大宰府跡(政厅・官衙地区)	SB010B	5	2	21.84	6.48	141.52	4.368	3.24	礎石建物	四面廻	10c中葉	正殿
福岡県	大宰府跡(政厅・官衙地区)	SB085	7	2	36.25	5.7	149.63	3.75	2.85	礎石建物	二面廻		東脇殿
福岡県	大宰府跡(政厅・官衙地区)	SB545	7	2	36.25	5.7	149.63	3.75	2.85	礎石建物	二面廻	8cⅠ四半期 ～	西脇殿
福岡県	大宰府跡(政厅・官衙地区)	SB550	7	2	36.25	5.7	149.63	3.75	2.85	礎石建物	二面廻	8cⅠ四半期	西脇殿

掘柱建物で身合が5間以上、身合桁行柱間寸法平均値が3.6m以上の建物の一覧で、集成にあたっては、奈良文化財研究所が公開している「古代地方官衙関係遺跡データベース」(<http://mokuren.nabunken.jp/NCPstr/NCPstr.htm>)を参考とした。

る6間×4間の四面廂建物から南へ約53m離れた地点に、「王賜」銘鉄劍が出土したことで有名な稻荷台1号墳が位置する。稻荷台1号墳は径27mの円墳で、発掘調査時点まで墳丘が残存していたことから、この古墳を館の築山としていた可能性が指摘されている。稻荷台遺跡が9世紀後半～10世紀中葉まで存続した国府の館という点で鷲戸東遺跡とは違いはあるが、同じ上総国内に古墳を借景とした施設が複数存在することになれば、興味ある事例になる。なおSB001の北22mの地点には、井戸の可能性もあるSX004が位置するので、井戸であればSB001周辺には厨の存在も想定することも可能になる。

しかし、館説にも問題点がある。第1には、SB001の建物規模が郡衙の館としては逆に格式が高すぎるくらいがある。第2には、前述した国府や郡庁の正殿及び前殿の配置と類似した形で鷲戸東遺跡のSB001とSB021が存在し、政庁的な建物配置が館には似つかわしくないともいえる。

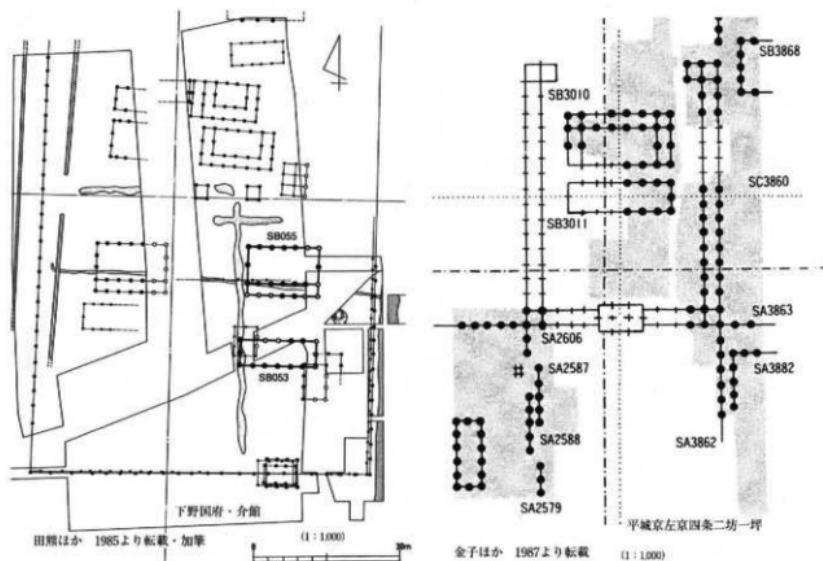
ただし、建物規模の問題から再度さらっていくと、宮城県東山遺跡（推定陸奥国賀美郡衙）（高野ほか 1989）では、政庁域以外の地区に5間（17.2m（11.5尺等間））×3間（7.1m）の建物が存在する。地方官衙遺跡で5間×3間で桁行の柱間寸法が11.5尺等間あっても、政庁以外の建物を想定することもあることになる。そして政庁的な建物配置についても、下野国府の介館跡（田熊ほか 1985）に比定される遺構群のなかに、東西棟の主要建物2棟を南北に並列した例がある（第37図）。SB055は6間（15.0m）×2間（7.2m）で廊をもち、同じ桁行長で梁行が2間（約5.0m）になるSB053が9.3mの距離をおいて南面に並列する。建物規模こそSB001・SB021とは異なるが、建物の並び、とくにその間隔が等しいのは注目される。また平城京左京四条二坊一坪（金子ほか 1987）の貴族邸宅の主屋でも、7間（20.7m）×3間（10.1m）と梁行2間（5.9m）の殿舎を並列した例がある（第37図）。官衙政庁以外にもこのような建物配置の例があるので、建物の配置形態だけでは館説を否定する根拠にならないことになる。そうなればSB001とSB021の関係を「上野国交替実録帳」¹⁾に記載された郡衙の館の「宿屋」と「向屋」に見立てることもできるのではないだろうか。

以上、政庁説と館説の2説について検討を加えてきたが、いずれも未解決の課題が残り、結論は持ち越しとなってしまった。周辺に調査が及んで建物群の性格が明らかになっていけば、相対的な評価から自ずと結論は導かれていくことだろう。政庁説は9世紀前半という年代を考慮に入れれば、一般に郡衙自体が変容する時期だから、その線上にある過渡的な形態とすれば想定内の変異形ともいえる。一方、館説はこれまで実態があまりわかっていない郡衙の館に関して、SB001のような大型建物と細殿（前殿）を並列した建物配置もあり得るという可能性を指摘できたことは、郡衙の館にたいして新たな視点を提供できたことと思う。なお5間×3間で桁行柱間寸法3.6m前後の建物が東北地方に複数あることは注意しておきたい。

4. 西方建物群（第38図）

Ⅲ期の建物群が集中する中央建物群から北西に90mの地点に位置し、みつかった掘立柱建物群がほとんど正方位から東西10度の振れのなかに収まることから、中央建物群のⅢ期の建物群との関連性をうかがわせる一角になる。

Ⅱ期 造営方位だけを扼り所とすれば、もっとも古く位置づけられるのは、遺構の性格は不明だが、建物群の東部に位置するSX005をあげられる。SX005がⅠ期の走行方位で斜行する溝SD001の延長から直線距離で西へ約28m隔たっているのは、中央建物群北半部でⅠ期・Ⅱ期の建物群がSD001から西へ50m以内の範囲に展開するのと似ている。SX005から出土した土師器壺（42）は7世紀末～8世紀初頭の所産と考えられ、この年代がⅡ期の曆年代のある1点を示唆していると考えてよからう。以上からこの一角はⅡ期に



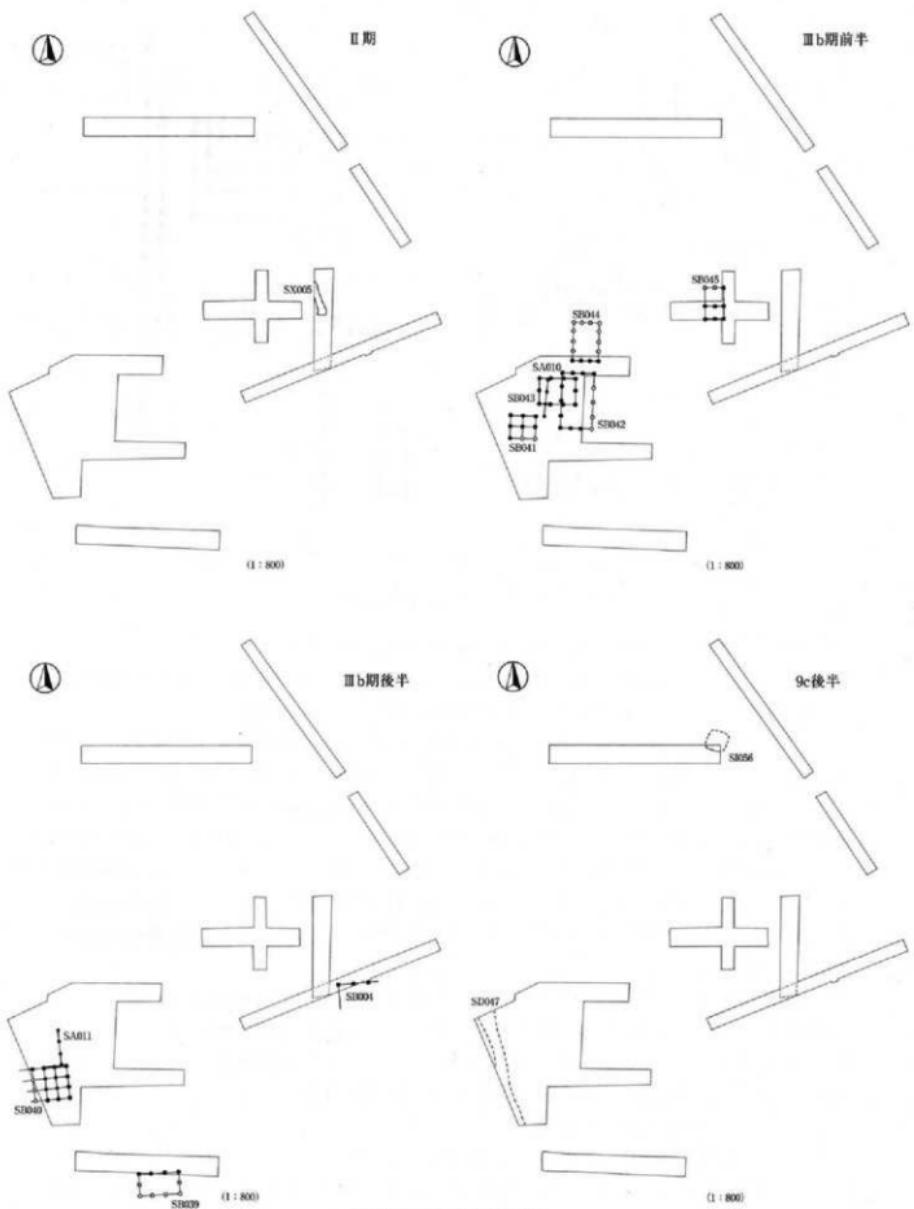
第37図 梁行を同じくする建物を並列した2例

土地利用がはじまり、Ⅰ期の時点ではほとんど空地であったと考えておく。

Ⅲ b 期前半 Ⅲ期になって掘立柱建物群が進出してくる。建物の重複はSB040・SB041とSB042・SB043の2例で確認できたが、新旧関係を把握できたのは前者のSB040・SB041の2棟になる。そこではこれまでの鷲戸東遺跡の建築方位の変遷とは逆になり、正方位の建物から振れるある建物へと推移することになる。それを手がかりに西方建物群の変遷を建築方位に基づいて跡づけてみると、およそ2群の建物群に集約できる。SB041・SB042・SB043・SB044・SB045の5棟の掘立柱建物群をその第1段階に位置づけ、中央建物群に本格的に建物群が進出する時期に平行させてⅢ b 期前半とした。SB042を中心に据えて比較的限られた範囲に建物を配置したようである。SB042・SB044・SB045が南北棟建物になり、南北棟建物の占める比率が高く、SB042・SB044は梁行も3間になり、建物構造も似通ってくる。なおSB041とSB042の位置関係は、SB042の南側柱列の西延長がSB041の棟通りにあたり、この2棟の建物を計画的に配置した可能性がある。

Ⅲ b 期後半 中核的な建物と考えられるSB040と、SB004・SB039の3棟の建物からなる。建物群は疎らな配置になり、あるいはSB040の西側に展開するのかもしれないが、機能を分散させたようである。SB040・SB039の2棟はいずれも東西棟建物と考えられ、Ⅲ b 期前半とは建物構造の理念が異なるようである。いずれにしても西方建物群では南北棟建物から東西棟建物へ推移し、それに伴って建築方位が正方位からやや振れていくという傾向がある。

西方建物群の建物構造の特徴として、梁行3間の建物の比率が高いことが挙げられる。梁行3間の建物は構造的にやや特殊な一面があり、屋根を架構する際に棟木を受けるための一工夫が必要になる。つまり



第38図 西方建物群の変遷

梁上に棟木を受ける東を立てたり、叔首組で棟木を受けたりという技術などを駆使して小屋組を完成する必要がある（工藤 1979）。こうした建物の平面形式を「在来型」と呼称することからもわかるように伝統的な建築技術を下地とする。四面廂をもつ梁行3間の建物は、当初、祭殿として機能し、内裏正殿として完成し、特殊な建築様式として発展してきたものである（山本 2004a・2004b）。その末端に位置する廂をもたない西方建物群の建物は格式こそ劣るもの、SB040のように床張りし、柱筋溝状造構を敷設した特異な構造の建物であることから、曹司を設置した一角になるであろう。ただし区域内からは生産工房を裏付けるような資料は出土していないので、郡衙行政を担う実務的な官衙城の一部としておく。

注

- 1 「上野国交替実録帳 九条家本延喜式裏文書」「平安遺文」古文書編 第9巻 東京堂

参考文献

- 浅利幸一ほか 2003「市原市福荷台遺跡」上総国分寺台遺跡調査報告Ⅳ 市原市教育委員会
阿部義平 1986「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集 国立歴史民俗博物館
天野順陽 2004「国史跡 三十三間堂官衙遺跡－平成15年度重要遺跡範囲確認調査報告書－」亘理町教育委員会
荒 淑人ほか 2007「泉庵寺跡－陸奥国行方郡家の調査報告－」南相馬市教育委員会
太田市教育委員会 2008「史跡上野国新田郡宇跡 現地説明会資料」平成21年1月
大橋泰夫 2001「那須官衙関連遺跡Ⅶ」栃木県教育委員会・(財)とちぎ生涯学習文化財団
小田 賢 2006「古代山陽道 野磨駅跡－落地遺跡飯坂地区ほか発掘調査報告書－」上郡町教育委員会
金子裕之ほか 1987「平城京左京四条二坊一坪」奈良国立文化財研究所
木本元治ほか 1985「関和久遺跡」福島県教育委員会
工藤圭章 1979「古代の建築技法」「文化財講座 日本の建築 2 古代II・中世I」第一法規出版株式会社
桑原滋郎ほか 1982「多賀城跡 政府跡 本文編」宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所
小松正夫ほか 2002「秋田城跡－政府跡－」秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所
坂上直紀ほか 2003「御殿前遺跡Ⅵ」北区教育委員会生涯学習推進課
鈴木朋子 2005「史跡 三十三間堂官衙遺跡－平成16年度の調査概要－」「第31回古代城柵官衙遺跡検討会資料集」古代城柵官衙遺跡検討会
高野芳宏ほか 1989「東山遺跡Ⅲ－賀美郡衙跡推定地－」宮城県多賀城跡調査研究所
田熊清彦ほか 1985「下野国府跡Ⅵ－昭和58年度発掘調査概報－」(財)栃木県文化振興事業団
深谷 昇ほか 2003「上神主・茂原官衙遺跡」上三川町教育委員会・宇都宮市教育委員会
本田 勉 1985「神野向遺跡V－昭和59年度発掘調査概報－」茨城県鹿島町教育委員会
真山 悟ほか 1993「東山遺跡Ⅷ－賀美郡衙跡推定地－」宮城県多賀城跡調査研究所
中山敏史 2004a「Ⅷ-3 郡庁」「古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編」独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
中山敏史 2004b「Ⅷ-4 正倉の建築構造」「古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編」独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
山本忠尚 2004a「祭殿から内裏正殿へ（上）」「古代文化」第56卷第5号 (財)古代學協會
山本忠尚 2004b「祭殿から内裏正殿へ（下）」「古代文化」第56卷第6号 (財)古代學協會
横田賢次郎ほか 2002「大宰府政庁跡」九州歴史資料館 吉川弘文館
亘理町教育委員会 2008「亘理町 三十三間堂官衙遺跡－陸奥国亘理郡衙跡－現地説明会資料」

第2節 後期・終末期古墳群と郡衙の占地

1. 鶴戸東遺跡と周辺の後期・終末期古墳（第39図、第4表）

鶴戸東遺跡の位置する地域は、国造制期における武社国造の領域と考えられる地域である。武社国造領域は旧山武郡域とほぼ一致するものと考えられる。南半域の古代における山邊郡地域に比べて、北半域の古代における武射郡に古墳の分布が多く見られる。

武社国造領域における主要な後期・終末期古墳の分布は、第39図と第4表に示した（栗田 2005、白石ほか 1996、白石 2007、杉山 2000、萩原 1994、萩原 1996）。これら主要古墳の分布は、大きく4群に大別できる。A：木戸川上流域の中台（通称：芝山）古墳群周辺、B：木戸川中流域の朝日ノ岡古墳・大堤権現塚周辺、C：境川左岸の麻生新田古墳群・胡摩手台古墳群、D：作田川左岸の板附古墳群がそれである。これらの古墳群は、総体で見た場合、「埴輪を持つ大型前方後円墳」→「埴輪を持たない最終末大型前方後円墳」→「終末期大型方墳（もしくは円墳）」と変遷する。これら4群のうち、このモデル化した変遷要素を満たしていないのは、B群のみである。ただしB群には、武社地域最大規模の前方後円墳である大堤権現塚古墳（主軸長115m）が存在している。

鶴戸東遺跡とこれら後期・終末期古墳群の地理的関係について考えた場合、鶴戸東遺跡に最も近接するのはC群の麻生新田古墳群・胡摩手台古墳群である。鶴戸東遺跡からの距離は、埴輪を持つ大型円墳の経僧塚古墳（径45m）が北に0.7km、埴輪を持たない最終末大型前方後円墳の胡摩手台16号墳（主軸長86m）が北北西に1.6km、埴輪を持たない終末期大型円墳のカブト塚古墳（径45m）が北に0.7kmの位置にある。これらの古墳はすべて鶴戸東遺跡と同一台地上に存在する。そしてこの台地上の鶴戸東遺跡の南東には真行寺魔寺が存在する。

これに対し、C群以外の3群はすべて鶴戸東遺跡とは異なる台地上に位置している。C群以外の3群には、それぞれの最終段階の古墳として、B群に先述した最終末大型前方後円墳の大堤権現塚古墳（主軸長115m）、D群に当該地域最大規模の終末期大型方墳の駄ノ塚古墳（一辺長60m）、A群に終末期大型円墳の山室姫塚古墳（径65m）が存在する。武社の地域に存在する最も傑出した規模の終末期前方後円墳、終末期方墳・終末期円墳が、鶴戸東遺跡の位置する台地上には存在しない。しかもそれぞれの主要古墳群の周辺には、郡衙施設を設置するに十分な台地平坦面がそれぞれ広がっているにも関わらず、である。つまり

第4表 旧山武郡内の後期・終末期主要古墳一覧

群	古墳名	所在古墳群名	墳形	墳丘主軸長	埴輪
A	巣塚古墳	横芝光町中台古墳群	前方後円墳	88m	あり
	鄭塚古墳	横芝光町中台古墳群	前方後円墳	59m	あり
	小池大塚古墳	芝山町船塚古墳群	前方後円墳	76m	なし
	山室姫塚古墳	山武市大塚古墳群	円墳	65m	なし
B	朝日ノ岡古墳	山武市燕木古墳群	前方後円墳	76m	あり
	大堤権現塚古墳	山武市大堤古墳群	前方後円墳	115m	なし
C	経僧塚古墳	山武市麻生新田古墳群	円墳	45m	あり
	胡摩手台16号墳	山武市胡摩手台古墳群	前方後円墳	86m	なし
	カブト塚古墳	山武市麻生新田古墳群	円墳	45m	なし
D	西ノ台古墳	山武市板附古墳群	前方後円墳	90m	あり
	不動塚古墳	山武市板附古墳群	前方後円墳	62m	なし
	駄ノ塚古墳	山武市板附古墳群	方墳	60m	なし
	駄ノ塚西古墳	山武市板附古墳群	方墳	30m	なし

り当該地域の後期・終末期古墳のあり様を見た場合、それらは、ほぼ同時期にはほぼ同様の種と規模の古墳が4群で築造されているのである。

以上のような現象から見る限り、最終的に当該地域において最も規模の大きい古墳を营造した勢力に直結する場所に、単純に次の段階の評術（郡術）を設置したわけではないと考えられる。つまり近接して立地するC群勢力のみが最終的に律令期の郡司層勢力として残ったと解釈するよりも、武社の地域はこれら4群の勢力を再編成して、次の律令期を迎えたと解釈するほうが妥当と考えられる。

2. 房総・常陸地域の様相（第39・40図）

次に、武射都以外の周辺地域の様相に目を向けてみる（第39図）。上総・下総を含めた房総地域、常陸の例に目を向けてみたい。鶴戸東遺跡の所在する房総半島は、北側に隣接する茨城県（古代の常陸国）の地域とともに、国造制の段階において小国造が林立していた地域である。また、常陸国は省略本とはいえる『常陸國風土記』が残存する重要な地域であり、後期・終末期古墳・国造領域・評家（郡術）の成立といふ一連の流れを考える上では、格好の検証対象となる地域である。

i 下総地域の郡術遺跡と周辺の後期・終末期古墳

房総半島は郡術の実態の解明が遅れている地域の一つであり、後期・終末期古墳・国造領域・郡術の関係のすべてを満たして考証できる例は下総地域に限られている。

埴生郡（埴生郡都：印旛郡栄町大畑遺跡）

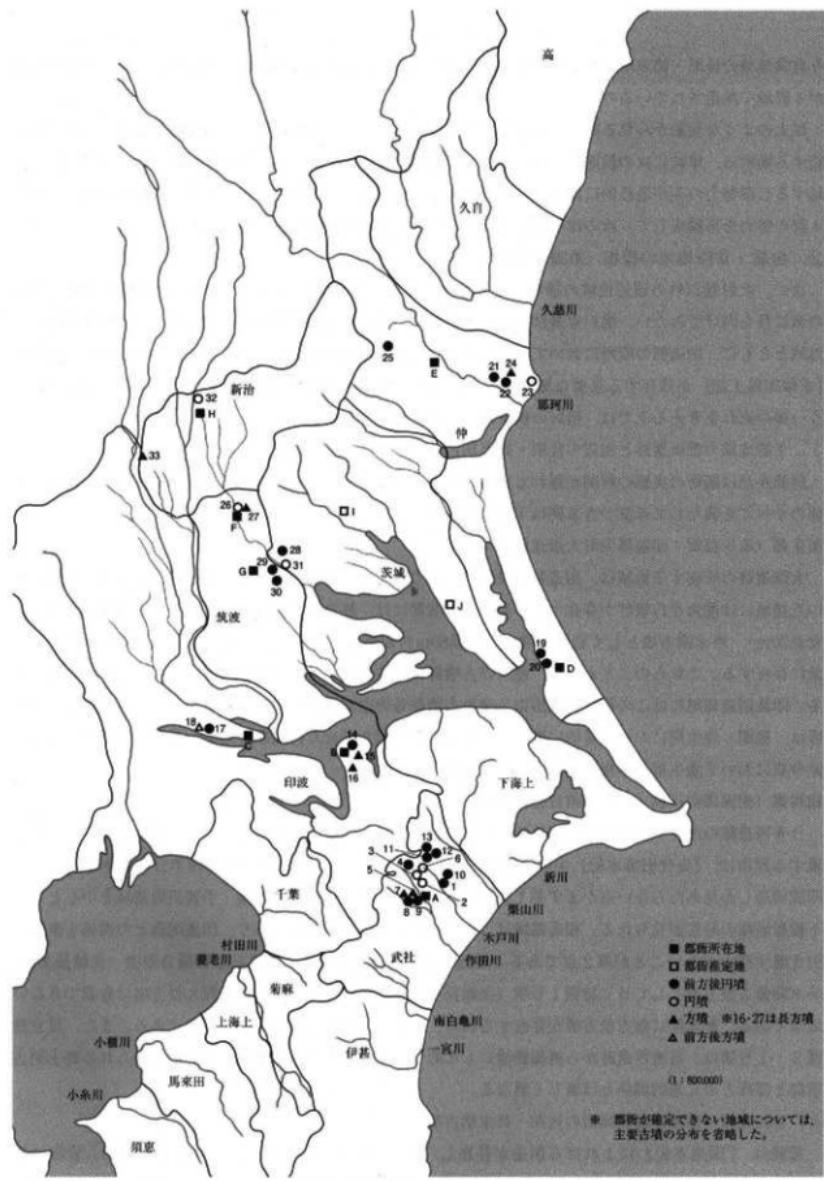
大畑遺跡の所在する地域は、国造制の段階においては印波国造の領域であったと考えられる。大畑遺跡の近接地には龍角寺古墳群が存在する。龍角寺古墳群には、終末期大型前方後円墳として浅間山古墳（主軸長70m）、終末期方墳として岩屋古墳（一辺長80m）が存在する。さらに初期寺院として龍角寺が近接地に存在する。これらのことからも、龍角寺古墳群は印波国造の主要墓域と考えて問題のない古墳群である。印波国造領域にはこの他にも成田市公津原古墳群等の主要古墳群が存在している。しかし龍角寺古墳群は、後期・終末期において質的に明らかに突出した様相を見せる古墳群である。さらに印波国造領域は、律令期において埴生郡と印旛郡に分けられている。

相馬郡（相馬郡都正倉：我孫子市日秀西遺跡）

日秀西遺跡の所在する地域は、国造制の段階においては、印波国造領域であった可能性が高い。そう表現する理由は、『先代旧事本紀』中の「国造本紀」を見る限り、後の下総国域の西半分の大きな範囲には印波国造しか見あたらない点がまず第1点である。次に古墳時代後期に印旛・手賀沼周辺域を中心として、下総型埴輪の分布が見られる。相馬郡域はこの下総型埴輪の多い地域であり、印波国造との関係を無理に引き離す理由がないことが第2点である。周辺の終末期前方後円墳として日立精機2号墳（主軸長30m）、終末期前方後方墳として日立精機1号墳（主軸長48m）が挙げられるが、終末期大型方墳は確認できない地域である。終末期に前方後方墳が存在する例は、全国的に見ても希少であり特殊である。また、日立精機2・1号墳は、日秀西遺跡から直線距離にして約7km離れており、武射郡や埴生郡に見られる終末期古墳群と郡術との立地の関係とは著しく異なる。

ii 常陸地域の郡術遺跡と周辺の後期・終末期古墳

常陸は、「国造本紀」によれば6国造が存在し、律令制下においては11郡が存在していた。常陸の後期・終末期古墳と国造の問題については、白石太一郎が詳細に検討している（白石 1991）。また、白石のほかに、茨城県内における後期・終末期古墳と律令期様相の関連を多くの研究者が考察している（阿久



第39図 国造領域と主要古墳群の分布

- A. 烏戸東遺跡 B. 大畠遺跡 C. 日秀西遺跡 D. 神野向遺跡 E. 台渡里遺跡 F. 平沢遺跡 G. 金田西遺跡 H. 古郡遺跡 I. 郡衙推定地 J. 行方郡衙推定地 I. 大堤塚現塚古墳 2. 経僧塚古墳 3. カブト塚古墳 4. 摩摩手台16号墳 5. 駿ノ塚古墳 6. 山室郡塚古墳 7. 駿ノ塚西古墳 8. 西ノ台古墳 9. 不動塚古墳 10. 朝日ノ丘古墳 11. 駿塚古墳 12. 郡塚古墳 13. 小池大塚古墳 14. 浅瀬山古墳 15. 岩屋古墳 16. 船塚古墳 17. 日立精機2号墳 18. 日立精機1号墳 19. 大塚塚古墳 20. 宮中野大塚古墳 21. 黄金塚古墳 22. 虎塚古墳 23. 大穴塚古墳 24. 虎塚4号墳 25. 牛伏4号墳 26. 中台2号墳 27. 平沢1号墳 28. 爰宕山古墳 29. 松塚2号墳 30. 宝塚1号墳 31. 武社 32. 新治 33. 船玉古墳



第40図 常総地域における律令期の国界と郡界と郡衙

津・片平 1992、稲村 2000、佐々木 2005、日高 2000、日高 2001)。ここではそれらの成果を援用し、さらに発掘調査等によって郡衙遺跡が判明している例のみに絞り込んで検討を加えたい。

香(鹿)島郡(鹿島郡衙遺跡:鹿嶋市宮中・神野向遺跡)

『常陸國風土記』によれば、香島郡は孝徳朝に新たに建郡され、郡内の南の1里は下総の下海上国造領域を割譲し、北の5里は仲国造領域を割譲したものであるとされている。従って、単純に考えれば、その大半の地域は仲国造の勢力範囲であった可能性が高いと考えられる。神野向遺跡の北西約3kmの地点には宮中野古墳群が存在する。同古墳群中には大型前方後円墳の夫婦塚古墳(主軸長108m)が存在するが、当該古墳は発掘調査歴がなく築造時期は不明である。終末期帆立貝型前方後円墳としては宮中野大塚古墳(主軸長92m)が存在する。宮中野古墳群は、その規模と擁する後期・終末期古墳の内容から見て、国造勢力の造営による終末期古墳群として捉えて、何ら問題のない古墳群である。にもかかわらず、仲国造の「仲」を遺称として引き継ぐ那珂郡は、次に見るようにその郡衙を水戸市内に置くのである。

那珂郡(那珂郡衙遺跡:水戸市渡里町・台渡里遺跡)

香(鹿)島郡の項で記したとおり、『常陸國風土記』によれば、香島郡の建郡にあたっては、この那珂郡に勢力基盤の中心を置いていたと考えられる仲国造の支配する領域の南端の5里が割譲されている。さらに行方郡へも仲国造支配領域7里が割譲されている。このことから、仲国造領域は北西から南東に伸びる長大なものであったと復原できる。

仲国造領域と考えられる地域の主要な後期・終末期古墳として、那珂川下流域の埴輪を持つ大型前方後円墳のひたちなか市黄金塚古墳(主軸長80m)、埴輪を持たない最終末大型前方後円墳の同市虎塚古墳(主軸長57m)、終末期大型円墳の同市大穴塚古墳(主軸長60m)、それより一段階後の終末期方墳の同市虎塚4号墳(一辺長29m)が存在する。ひたちなか市の古墳群とは別に、80m級の前方後円墳を含む水戸市内原地区的牛伏・田島古墳群がある。その内、最終末段階の前方後円墳と考えられるのは牛伏4号墳(主軸長52m)である。黄金塚古墳・虎塚古墳・虎塚4号墳は比較的近接して存在するが、大穴塚古墳は東に大きく離れた那珂川の河口付近に存在する。黄金塚・虎塚・虎塚4号墳と台渡里遺跡は、那珂川を挟んで直線距離にして10kmほど離れている。

筑波郡(筑波郡衙遺跡:つくば市平沢・平沢遺跡)

当該地域は筑波国造の領域と考えられる。平沢遺跡に近接して中台古墳群、平沢古墳群が存在する。埴輪を持つ終末期円墳として中台2号墳(径36m)、終末期長方墳として平沢1号墳(別名:佐都ヶ崖屋古墳、30m×20m)がある。これらの古墳は、平沢遺跡を中心に非常に狭い範囲に分布している。また平沢遺跡の南側には筑波郡の郡名寺院と考えられる中台庵寺が存在する。

河内郡(河内郡衙遺跡:つくば市金田・金田西遺跡)

河内郡は、現存する『常陸國風土記』が省略本であるために詳述記載はなく、「国造本紀」等にも該当する国造名の記載はない。状況から見る限り、当該地域は国造制期において筑波国造の勢力範囲であったと考えるのが妥当であろう。

金田西遺跡の周辺には、埴輪を持つ最終末段階の前方後円墳である愛宕山古墳(主軸長55m)、埴輪を持たない最終末前方後円墳の松塚2号墳(主軸長62m)、宍塚1号墳(主軸長56m)が存在する。また、時代的にはやや下るが終末期円墳の武者塚古墳(主軸長23m)は松塚2号墳とは桜川を挟んだ対岸に位置する古墳である。金田西遺跡の北西には九重庵寺が所在する。このように、主要な後期・終末期古墳、郡

街、寺院という一連の組み合わせが明確であるにも関わらず、いずれの史書にも国造名の記載がないということは、河内郡を考える上で重要な点である。これは国造制と後の郡の成立の関係を理解する上での、ひとつの代表的例であると考えられる。

新治郡（新治郡衙遺跡：筑西市古郡・古郡遺跡）

新治魔寺が近接する。当該地域は国造制期においては新治国造の領域であったと考えられる。古郡遺跡に比較的近い終末期円墳に小栗地内丘塚1号墳（径30m）がある。古郡遺跡から遠く離れた地域の後期終末期主要古墳としては、筑西市（旧・閑城町）船玉古墳（一辺長35m）があげられる。

3. 鶴戸東遺跡例との比較（第39・40図）

下総地域、常陸地域における他の後期・終末期古墳群、国造勢力範囲、郡衙遺跡の関係を羅列してみたが、最後に、これらの諸様相をもとに鶴戸東遺跡の場合と比較する。

まず、鶴戸東遺跡の例を以下の4点で定義付けする。

・国造制段階における武社国造の領域である。

・周辺における後期・終末期段階の主要古墳分布は大きく4群に分かれる。

・鶴戸東遺跡は、終末段階に最大規模の古墳を作った勢力に密着する地点に設けられていない。

・武射郡の南に隣接する山邊郡は、律令期に武社国造領域を分断して建郡した可能性が高い。

次に、鶴戸東遺跡を含めて、隣接する下総地域、常陸地域の例を以下のように分類する。

A. 後期・終末期古墳群と郡衙との位置的関係

1 後期・終末期主要古墳群と密着した地点に郡衙を設ける型（埴生郡、筑波郡）

2 後期・終末期主要古墳群と完全に切り離された地点に郡衙を設ける型（相馬郡、那珂郡、新治郡）

3 後期・終末期主要古墳群と中間的な位置関係をもった地点に郡衙を設ける型（武射郡、香（鹿）島郡）

B. 律令制に移行する際の国造領域の変動

1 国造領域をそのまま評（郡）が継承する型（多賀郡、久慈郡）

2 国造領域を分断して新たに評（郡）を設ける型（武射郡、埴生郡、相馬郡、新治郡、真壁郡、河内郡）

3 二つ以上の国造領域を再編して新たに評（郡）を設ける型（香（鹿）島郡、行方郡、信田郡）

Aの後期・終末期古墳群と郡衙の位置的関係、Bの律令制に移行する際の国造領域の変動は組合せだけでも9パターンにのぼり、さらにAとBの（ ）内に記した郡の組合せは決して合致するものがない。このことは国造制期から律令制期に向けての各地の勢力再編が、実に多種多様であることを意味している。勿論、武射郡衙の設置箇所を、A-3で設定したように後期・終末期主要古墳群と中間的な位置関係の地点と見るか否かによっては、この区分は変わる。鶴戸東遺跡周辺の後期・終末期主要古墳は、余りにも微細にその様相がつかめているだけに、A-1に区分した密着型との区別が厳格になりすぎている可能性はある。また武射郡と香島郡の様相は、後期・終末期古墳の様相を比較した場合、決して同じではない。しかし現状では、やはりA-3という区分は残しておくべきであろうと考える。その理由は、今後各地においてさらに微視的な検証が進めば、A-3区分に該当する地域の存在する可能性もあるからである。

以上のことから出せる結論としては、国造制から律令制へ移行するに際して各地の勢力再編は決して一律ではない、ということである。しかも『常陸國風土記』の記事を見る限り、国造勢力側が自律・能動的に動いて自らの国造領域を分割・統合して評（郡）の設置等を行っている、としか読み取れない。つまり国家中央からの強制的再編ではないという点は重要であり、このことが多様性の一因であるのかも知れない。

参考文献

- 阿久津久ほか 1992「常陸の後期古墳の様相」『国立歴史民俗博物館研究報告』第44集 国立歴史民俗博物館
- 福村 繁 2000「茨城における前方後円墳の終焉とその後」『第5回東北・関東前方後円墳研究大会《シンポジウム》前方後円墳の終焉とその後 発表要旨資料』東北・関東前方後円墳研究会
- 川尻秋生 2001「房総の国造と部民」「千葉県の歴史 通史編 古代2」千葉県
- 栗田則久 2005「千葉県における前方後円墳以後と古墳の終末」『第10回東北・関東前方後円墳研究会大会《シンポジウム》前方後円墳以後と古墳の終末 発表要旨資料』東北・関東前方後円墳研究会
- 佐々木憲一 2005「霞ヶ浦北岸地域における首長系譜の継続と断絶（予察）」「茨城県霞ヶ浦北岸地域における古墳時代在地首長層の政治的諸關係理解のための基礎研究」明治大学考古学研究室
- 白石太一郎 1991「常陸の後期・終末期古墳と風土記建評記事」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館
- 白石太一郎 1992「関東の後期大型前方後円墳」『国立歴史民俗博物館研究報告－東国における古墳の終末《本編》』第44集 国立歴史民俗博物館
- 白石太一郎ほか 1996「国立歴史民俗博物館研究報告－東国における古墳の終末《附編》千葉県駄ノ塚古墳発掘調査報告」第65集 国立歴史民俗博物館
- 白石太一郎 2007「古墳時代から古代国家へ」「千葉県の歴史 通史編 原始・古代1」千葉県
- 杉山晋作 2000「千葉における前方後円墳の終焉とその後」『第5回東北・関東前方後円墳研究大会《シンポジウム》前方後円墳の終焉とその後 発表要旨資料』東北・関東前方後円墳研究会
- 萩原恭一 1994「山武町胡麻手台16号墳発掘調査報告書」千葉県教育委員会
- 萩原恭一 1999「九十九里地域の首長墓形態と埴輪供給」「考古学ジャーナル」1999年4月号 ニュー・サイエンス社
- 日高 慎ほか 2000「風返稲荷山古墳」霞ヶ浦町教育委員会・日本大学考古学会
- 日高 慎 2001「IV 古墳時代」『霞ヶ浦町遺跡分布調査報告書－遺跡地図編－』霞ヶ浦町教育委員会・筑波大学考古学研究室

第3節 史（資）料からみた古代武射郡と郡内の郷名

古代武射郡の比定については第5表にあるように、先学諸氏が試みている。それらを参考に文献史料や出土文字資料、現地名などから武射郡及び南に隣接する山邊郡に所在する郷の比定を行ってみる。

武射郡は、「和名類聚抄」（以下「和名抄」と略す。）では、巨備郷・加毛郷・理倉郷・卯賀郷・長倉郷・畦代郷・片野郷・大蔵郷・新居郷・新屋郷・埴屋郷の計11郷をあげる。まず武射郡及び郡内の郷名に関する出土文字資料からみてみる。郡名のわかる資料は真行寺廃寺出土の「武射寺」の墨書き土器と長屋王郷出土木簡の2例がある。郷名については、「正倉院文書」で畦代郷、「正倉院調庸綱施布墨書き銘文」で長倉郷の2郷を確認できる。なお印旛郡に含まれる佐倉市高岡大山遺跡の出土資料に墨書き土器「新居」があるが、武射郡新居郷の比定地が印旛郡に接することから、土器が移動した可能性もある。

武射郡の南に位置する山邊郡については、「和名抄」では禾生郷・岡山郷・管屋郷・山口郷・高文郷・草野郷・武射郷の7郷を記載する。武射郡とは異なり、山邊郡内の遺跡から出土した文字資料には、郡名や郷名記載の墨書き土器が比較的多くみられる。郡名を示す資料には八街市滝台遺跡から出土した「山邊郡印」がある。墨書き土器としては、「山邊」や「山邊万所」などが大網白里町や東金市の遺跡で多く出土している。「和名抄」には郷名としての「山邊」は存在しないので、これらの墨書き土器は郡名を指すものと考えられる。一方、郷名については、山口郷の「山口」・「山口館」など、草野郷の「草野」・「草新」などの墨書き土器がある。市原市上総国分僧寺からは「疋山」の墨書き土器が出土しており、これも岡山郷に比定することができる。郡郷名記載の墨書き土器をみると、武射郡よりも山邊郡に出土量が多い傾向がある。

もちろん調査頻度も考慮しなければいけないが、両郡の奈良・平安時代に関する調査成果を比較すると、遺跡規模や掘立柱建物が占める割合などに大きな差があり、こうした事象が墨書き土器の記載内容にも反映しているかもしれない。

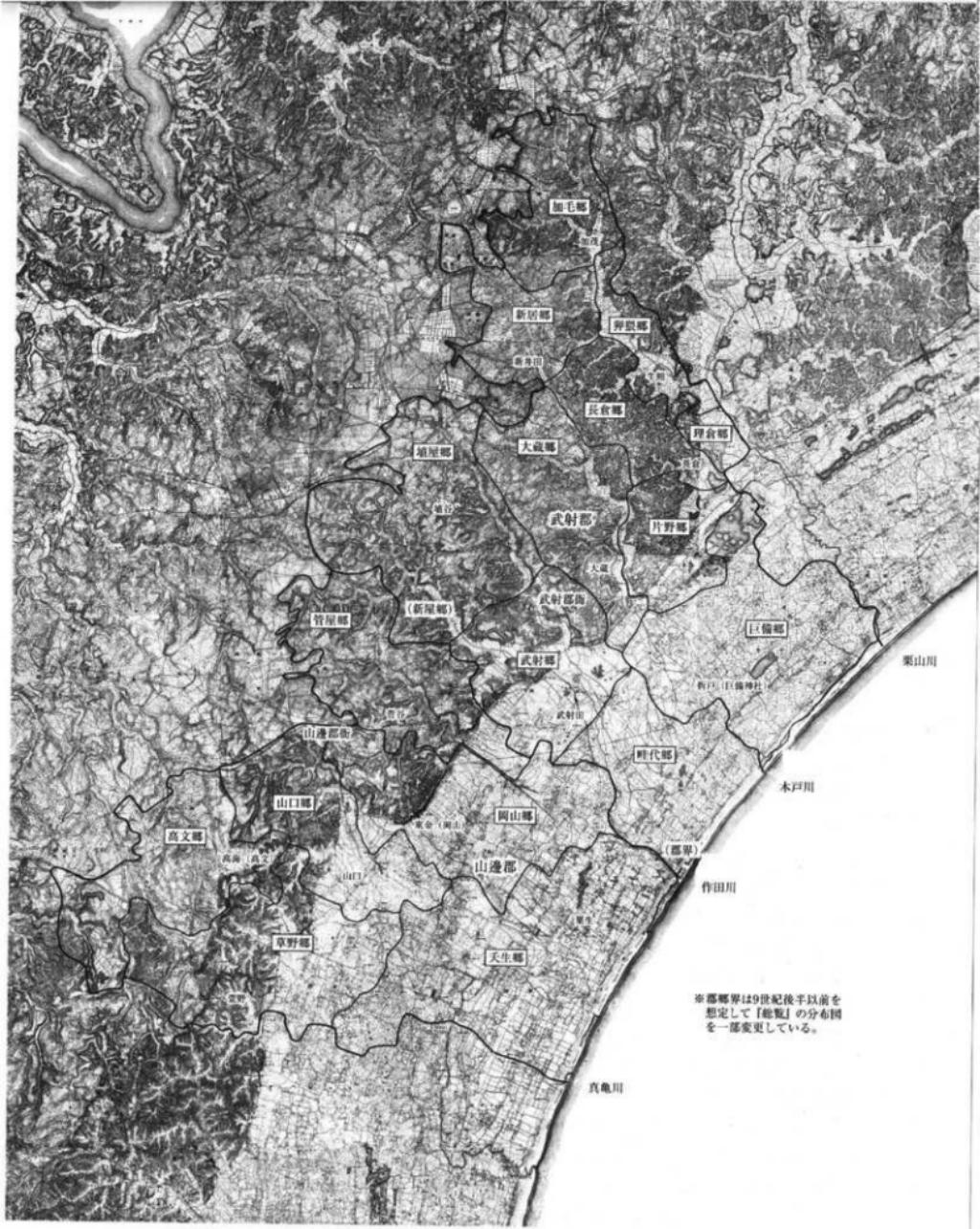
次に、両郡の郷域を比定してみる。郷域の比定にあたっては、「日本地理志料」(都岡 1960)（以下「志料」と略す。）を基本資料として郷域を示した「千葉県地名変遷総覧」(羽山ほか 1970)（以下「総覧」と略す。）の「千葉県郷名分布図」を参考にして各郷域をプロットすると第41図のようになる。武射郡で現地名等から確認できる郷は、11郷のうち巨備郷・加毛郷・狎振郷・長倉郷・大蔵郷・新居郷・埴屋郷の7郷になる。それ以外の郷については、出土文字資料も乏しく補強材料はほとんどない。山邊郡の郷については、現地名から郷を比定できるのは天生郷・管屋郷・武射郷の3郷で、それに加えて郷名墨書き土器の出土遺跡から郷域をある程度復原することは可能である。「山口」は大網白里町山口を遺称地とし、「草野」

第5表 武射郡・山邊郡郷名一覧

部名	郷名	「和名類聚抄」 古文書 (元治3年)	「和名類聚抄」 古本 (永保9年)	「和名類聚抄」 底本 (室町中期)	「和名類聚抄」 高宗本 (平安末)	吉田東京 1972 「増補大日本地名辞書」 第6巻 東京 墓山房	郷名類別 1960 「安房・上郡・下郡」 「日本地圖志料」 改訂前編著者待合会	1959 「群馬分治」 「群馬史」 古川信義著者待合会	「千葉県の地名」 日本実業地名大系 第12巻 1996
武射部	巨備郷	巨備郷	巨備郷	巨備郷	巨備郷	折戸村折戸大神宮 (巨備神社)	折戸大宮 (大御前御神社)、折戸、 巨毛郷、木戸、平野、下野、栗原、 高尾、上尾地、下尾地、草原、木長、 加工郷、西加度、東加度、住家郷、 種畠、白石、氣志岡、慶田、岩山、 朝原、栗原	大平村大字御戸 (人神神社)	未詳
	加毛郷	加毛郷	加毛郷	加毛郷	加毛郷	千代山村	千代山村大里 (家 加、西加度)	近畿賀茂村 (芝山 町)	未詳
	理倉郷	理倉郷	理倉郷	理倉郷	理倉郷	(浅倉郷) 未詳	理倉村、於幾、坂田、寺方、取立	未詳 (千代山村大 字納野村)	未詳
	狎振郷	狎振郷	狎振郷	狎振郷	狎振郷	(狎振郷) 大藏村 (牛郷村)	牛郷村、牛郷、木戸郷、小郷、谷瀬、 鹿敷田、高谷、谷崎	大藏村大字牛郷	未詳
	長倉郷	長倉郷	長倉郷	長倉郷	長倉郷	長倉村 (長倉村)	長倉村、長倉、越山、蓮山、中裏、 巣山、山原	大藏村大字長倉	近畿長倉村 (横尾 町)
	時代郷	時代郷	時代郷	時代郷	時代郷	未詳	未詳、底原、富田、新桑、津瀬、吉 瀬、篠原、川崎、相田、失都、湯坂、 田、殿原	未詳	未詳
	片野郷	片野郷	片野郷	片野郷	片野郷	松尾村八田、猿尾	(山道) 片野脇村、猿尾、八田、大堤、 西原、北原、田舎、五丘川、祝田、 高富、木瀬	松尾村片尾 (もと 片野村)	未詳
	大蔵郷	大蔵郷	大蔵郷	大蔵郷	大蔵郷	豊岡村大藏	上大藏村、下大藏村、草原、早船、 寺海、鹿原寺、鳥居、野瀬、麻瀬、 小山、戸田	豊岡村大字上大 藏、下大藏	近畿上大藏村 (板垣町)
	新居郷	新居郷 (赤穂郡に表記)	新居郷 (赤穂郡に表記)	新居郷 (赤穂郡に表記)	新居郷 (赤穂郡に表記)	二川村大字新井田	新井田村、新井田、小池、高田、大 山、山原、牧野	二川村大字新井田	近畿新井田村 (芝 山町)
	新屋郷	新屋郷	新屋郷 (赤穂郡に表記)	新屋郷 (赤穂郡に表記)	新屋郷 (赤穂郡に表記)	未詳、重原、 猪谷村、谷原、田舎、中轍、守塙、大木、 木原、板中	未詳	未詳、誤記?	山武明郷谷
山邊部	埴屋郷 (高倉郷)	埴屋郷	埴屋郷	埴屋郷	埴屋郷	陸岡村、日向村	陸岡村、谷原、桃原、沖波、實門、 小原、道原、中轍、守塙、大木、木原、 板中	陸岡村大字埴谷	近畿埴谷村
	禾生郷	禾生郷	禾生郷	禾生郷	禾生郷	福岡村、増徳村	粟生町、粟生、丹貝、小綱、御門、 斐生、大庭、西原、貝原、栗龜、沼 田、今原、四矢田	鹿海村粟生	近畿粟生村 (九十九里町)
	岡山郷	岡山郷	岡山郷	岡山郷	岡山郷	丘山村、東金町	金町 (旧名岡山町)、東金、田園、 都方、大足谷、油舟、美治、二又、 内野、中野、鹿路、北半谷、原上、 川原	東金町 (もと岡山 村)	近畿東金町付近岡 山村
	菅原郷	菅原郷	菅原郷	菅原郷	菅原郷	(菅谷郷) 低之郷菅谷	菅谷村菅谷、本郷、松原、道原、家 ノ子、三河尻、酒盛、瀧澤、播草、 山田、施生寺、武勝	公平村松之郷菅谷	未詳
	山口郷	山口郷	山口郷	山口郷	山口郷	大和村大字山口	山口村、田中、小野、丹尾、白田、 斐安寺、小西、稻積、押瀬	大和村大字山口付 近世山口村 (東金 町)	近畿山口村 (東金 町)
	高文郷	高文郷	高文郷	高文郷	高文郷	山辺村大字金谷字 高文	金谷村萬葉 (高海寺)、金谷、長谷、 小原、名村、實行、柳木、土氣、高 津川、大和田、大木、蘿原	山辺村大字金谷字 萬葉 (寺)	大湖白里町金谷鄉 萬葉?
武射郷	草野郷	草野郷	草野郷	草野郷	草野郷	堀越村大字蒼野	茅野村、茅野、御原、薄原、小原、 大池、小原上、南原、道原、小村 武射村、上武射田、下武射田、下武射田、 求名、白鳴、作田、松谷、舟内、本領 賣、五木田	堀越村大字蒼野 白里町	近畿蒼野村 (大網 白里町)
	武射郷	武射郷	武射郷	武射郷	武射郷	佐成村大字武射田	佐成村大字武射 田、下武射田	近畿上、下武射田 (東安市)	

第6表 地名関係文字史(資料)一覧

部名	(地名)	文字史料・資料ほか	種別	解説	出典	備考
武射寺	武射寺	墨書土器	BC中	真行寺跡	「東京大正行寺坂寺跡発掘調査報告—鐵治工 屋敷の調査」成田町教委 1963	成田町真行寺
	長倉郷	長倉桜井舍人部農前【	布墨書		「正倉院文書」	
	時代郷	真上・経頭・安作・康嶋上郡國武射部 時代郷戸主矢作族麻呂戸口 神護執 翌四年六月十四日「大僧都法進」	正倉院文書	770	「正倉院文書」智誠優選集等資料文	
	新居郷	新居	墨書土器	9C後	高岡大山遺跡 「千葉私有地市高岡遺跡群」印文七 1993	佐倉市上代学大山
山道	(高倉郷)	上總國武昌郡高舍里往油四升八合和 銅六年十月	木簡	713	平城京長坂王邸 「奈文研『平城京木簡』2-2170 (M21.3	
	山道		木簡		奈文研『平城宮木簡』2	
	山道郡		木簡		奈文研『平城宮(壬生門)』	
	无位物部構四上總國山道		木簡		奈文研『平城宮木簡』5-城4-10F (13)	
	国山道郡人		木簡		奈文研『平城宮木簡』5	
	】道郡		木簡		奈文研『平城宮木簡』5	
	山道		墨書土器	9C中	砂田中台遺跡 「砂田中台遺跡」山文七 1994	大網白里町砂田字中台
	山道□(之)		墨書土器	9C前	砂田中台遺跡 「砂田中台遺跡」山文七 1994	大網白里町砂田字中台
	山道家/□		墨書土器	9C前	砂田中台遺跡 「砂田中台遺跡」山文七 1994	大網白里町砂田字中台
	□道□(家カ)		墨書土器	9C前	砂田中台遺跡 「砂田中台遺跡」山文七 1994	大網白里町砂田字中台
山	山道		墨書土器	9C後	山田水谷遺跡 「山田水谷遺跡」山田水谷遺跡調査会 1987	東金市山田字永春新田
	山道		墨書土器		津井小原遺跡 「津井小原遺跡群」山文七 1995	東金市津井字子台
	山道		墨書土器	9C後	猪ヶ崎遺跡 「猪ヶ崎遺跡」山文七 1996	大網白里町小西
	山道大		墨書土器		山田水谷遺跡 「山田水谷遺跡」山田水谷遺跡調査会 1987	東金市山田字永春新田
	山道万所		墨書土器	9C	小西平台遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1997	大網白里町小西
	山道田本		墨書土器	9C	小西平台遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1997	大網白里町小西
	山道御立		墨書土器	9C	小西平台遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1997	大網白里町小西
	山道郡印		印章	BC中	鴻台遺跡 「九子山鴻台遺跡群」山文七 1996	八街市鴻台入
	山道		墨書土器	—	黒ハマ遺跡 「黒ハマ遺跡」	千葉市文化財 調査会年報平成10年度』12 2000
	山道□		墨書土器	9C前	道庭遺跡 「東金市道庭遺跡」千文七 1998	東金市東字子塚大谷
瀬	岡山郷	丈部臣曾爾万呂 年番九 劳二年 上總國山道郡與山縣戸主丈部臣古呂 呂戸口	正倉院文書		「正倉院文書」智誠優選集等資料文	
	岡山郷	豊山	墨書土器	—	上總國香寺 官本稿一「上總國分寺の成立」「東海道の開 拓」その他の立と変遷」・物木縣藏著	市原市豊社
	山口郷	】郡山口郷【	木簡		奈文研『平城宮発掘調査出土木簡集』19	
	山口郷	山口館	墨書土器	9C前	山田水谷遺跡 「山田水谷遺跡」山田水谷遺跡調査会 1987	東金市山田字永春新田
	山口郷	山口子万	墨書土器	9C	小西平台遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1997	大網白里町小西
	山口郷	山口万	墨書土器	9C後	新林遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1996	東金市新林
	山口郷	山口家	墨書土器	9C後	作畠遺跡 「作畠遺跡」山武考古学研究所 1987	東金市油舟字作畠
	山口郷	山口万	墨書土器	—	作畠遺跡 「作畠遺跡」山武考古学研究所 1987	東金市油舟字作畠
	山口郷	山口万	墨書土器		新林遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1996	東金市新林
	山口郷	山万口(可)	墨書土器	BC後	舟井口遺跡 「東金市舟井口遺跡」千文七 1992	東金市舟井字舟井敷
高文郷	山口郷	山佐	墨書土器	9C前	山田水谷遺跡 「山田水谷遺跡」山田水谷遺跡調査会 1987	東金市山田字永春新田
	山口郷	山口本口	墨書土器	BC後	庵塚遺跡 「庵塚遺跡」山武町教委 1991	山武町庵塚字庵塚
	山口郷	山口	墨書土器	9C前	中原遺跡 「千葉市中原遺跡」千葉県教委 1991	千葉市若葉区金綱字中原
	山口郷	山口	墨書土器	9C前	小西平台遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1997	大網白里町小西
	山口郷	山万所	墨書土器	9C前	一本松遺跡 「大網山田台遺跡群」山文七 1995	大網白里町小西
	山口郷	佐倉	墨書土器	9C前	山田水谷遺跡 「山田水谷遺跡」山田水谷遺跡調査会 1987	東金市山田字永春新田
	高文郷	上總國武昌郡高舍里往油四升八合和 銅六年十月	木簡	713	平城京長坂王邸 「奈文研『平城京木簡』2-2170	
	草野郷	草口(野々)	墨書土器	SC	中林遺跡 「中林遺跡」山文七 1991	大網白里町中林
	草野郷	草	墨書土器	BC中	南美台遺跡 「南美台遺跡」山文七 1994	大網白里町東野南美台
	草野郷	草口(野々)	墨書土器	SC前	南美台遺跡 「南美台遺跡」山文七 1994	大網白里町東野南美台
	草野郷	草野	墨書土器	9C前	南美台遺跡 「南美台遺跡」山文七 1994	大網白里町東野南美台
	草野郷	草口	墨書土器	9C前	南美台遺跡 「南美台遺跡」山文七 1994	大網白里町東野南美台
	草野郷	草新	墨書土器	9C前	南美台遺跡 「南美台遺跡」山文七 1994	大網白里町東野南美台



第41図 武射郡・山邊郡分郡圖

は大綱白里町萱野が遺称地になって、墨書き土器の出土範囲も郷域の想定範囲内に収まる。

今回の郷域の想定でこれまでともっとも大きく変わる点は、武射郷の郷域に関してである。「和名抄」によると郡名郷である武射郷が隣郡の山邊郡に属している。『志料』では鳩戸・真行寺一帯を大藏郷に含める。武射都衙の正倉の存在を予見して、倉に間違づけて大藏郷としたのなら卓見になるが、郡名郷の問題は課題として残る。今回、考古学的に鳩戸東遺跡が武射都衙で、隣接する真行寺廃寺からは「武射寺」の墨書き土器も出土し、一帯に「武射」にまつわる影が色濃く落ちていることが明らかになった。そこで鳩戸・真行寺一帯を武射郷とし、大藏郷との境界にはとくに分水嶺もないでの、鳩戸東遺跡の東側を武射郷と大藏郷との境界とし、それに伴って隣接する畦代郷の郷域を沖積地一帯に変更した。

武射郷が武射郡に属していたならば、そこには郡の再編に伴う郡境の変更が想定できる。建郡以前の様相として、かつて印旛地域と山武地域を検討し、古墳時代後期から平安時代にかけての古墳や集落の動向に一定の共通性がうかがえることを指摘したことがある（栗田ほか 2005、栗田 2007）。国造制下の印波国では、全長78mの前方後円墳である印旛郡栄町浅間山古墳、一辺長79mの岩屋古墳（方墳）が所在し、武社国では横芝町殿塚・姫塚古墳や成東町西ノ台古墳、松尾町大堤椎現塚古墳など全長60m以上の大型前方後円墳が木戸川・境川・成東川流域に集中し、最終的に成東川流域に一辺長60mの駄ノ塚古墳（方墳）が築造される。律令期になると、前者の地域には埴生郡衙・龍角寺、後者には武射郡衙・真行寺廃寺が造営される。ただ終末期の大型古墳や寺院が、印波国では後の印旛郡ではなく、新たに設けられた埴生郡の地にみられるのに対し、武社国では古墳時代後期からの有力な古墳が継続して律令制下の武射郡域に所在する状況は相違する。こうした若干の相違はあるものの、印旛と山武では共通点が多い。川尻秋生は大生部直が印波評の分割を申請して埴生評を立てたと推測し、同様の状況は房総の各地で起きていたとする（川尻 2001）。古墳時代の共通性や印旛評を分割して埴生評を立評した例などから、ここでは、武射評（郡）を分割して山邊評（郡）が成立した可能性を考えたい。天野努は、安房郡の『和名抄』記載の郷と木簡からみられる郷名とが一致せず、郷数も異なることから、郡郷里制から郡郷制への移行段階に、郷の再編や統廃合が行われたと指摘している（天野 2001）。この点では、長屋王邸出土木簡の「上總國武昌郡高舍里……」が注目される。高舍里は郷里制の廃止に伴って「高舍郷」に改名されると思われるが、「和名抄」には記載がない。高舍をタカヤと読み、山邊郡高文郷に比定する意見もあるが、郡境の変更という点からすれば想定される武射郡の範囲とはかなりの距離があり、その可能性は低い。むしろ武昌郡以前の評の範囲がこの付近まで及んでいたことが想定される。

以上のような状況から、山邊郷（評）は武射郡（評）を分割して設置されたものと考えておきたい。常陸国ではこのような状況は多くの評で確認される。大化5年（649）に国造のクニを繼承する形で立評が行われ、白雉4年（653）には評が分割され、8世紀代の郡に相当する評が成立している。評の分割に際しては、評を二分したり、評をまたがって再編するような状況がうかがえる。山邊郡がいつ武射郡から分かれたかは判断する材料を持たないが、山邊郡内の集落が7世紀後半頃から急激に増大する状況から、ほぼ同様の時期と推測される。すなわち、この段階では武射郷（里）が武射郡（評）に属していたと考えられる。では、「和名抄」ではどのような理由で武射郷が山邊郷内に記載されたのであろうか。現在確認できる『和名抄』の最古の写本は、平安時代末期の『高山寺本』であり、10世紀頃の写しと考えられている。『和名抄』の編纂時期は確定していないが、9世紀頃の郷名とかなり一致しているとの指摘もあり（池邊1981）、そうすると9世紀段階には山邊郡武射郷として把握されていたことになる。しかし以下の理由

で9世紀後半頃までは武射郡内に含まれていた可能性が高いと考えている。

『高山寺本』では、武射郡の新居郷は夷瀬郡内に記載され、新屋郷と埴屋郷は夷瀬郡と重複し、「名博本」にはこれらの3郷を記載していない。『志料』では新屋郷は新居郷と埴屋郷を合体して誤記してしまったとし、その存在に疑問すら投げかけている。『和名抄』の山邊郡の郷の記載順は、武射郡に接する東から西、北から南に向かって一筆書きに記載しているが、武射郷はこの記載順に則っていない。このような状況から、写本段階で記載に混乱があったことも想定できる。すなわち本来は武射郡内の郷として記載してあったのを、記載箇所を誤って山邊郡になった可能性も否定はできない。しかし『高山寺本』のみならず、『東急本』や『名博本』などすべての写本が山邊郡武射郷と記載していることからすると、その可能性は非常に低いと思われる。

そうすると『和名抄』編纂以前にすでに武射郷は山邊郡に編入されていたことになる。9世紀前半以降、最大の温暖期ともいわれるいわゆる平安海進（藤ほか 1989）の時期に海面が上昇したことで、海岸平野の多い九十九里平野では耕地の減少に伴って、郷域に変更があった可能性は十分ある。ここでは9世紀後半頃という年代を念頭において、武射郡を取り巻く土地の所有権の問題から、まず中世の荘園開発に伴う山邊庄や武射御厨の動向を検討してみる。山邊庄は、武射から山邊にまたがるかなり広い荘園で、時代的には鎌倉末から室町期の成立と推定されている。また、武射御厨は『和名抄』の武射郷と巨備郷を含む地域に想定し、応安8年（1375）の『市原八幡宮役注進状』にある武射南郷・北郷の記載から、この時期には既に御厨の解体が窮屈されるとしている（伊藤 1986）。武射御厨の実態については不明な点が多いが、『吾妻鏡』宝治元年（1247）6月7日条によれば、足利正義が千葉秀胤の所領押領の際にその半分を伊勢内宮に寄進している。これが、『神鳳鈔』（1193～1360年編纂）にみえる武射御厨（武射南郷）になる。御厨とは、本来天皇家や摂関家・伊勢神宮などへの供御として魚介類などを貢納する場所や建物を指し、海洋を臨む巨備郷周辺を含んだ武射御厨は適所に立地するが、その成立年代は不明である。

房総における中世荘園の典型である相馬御厨は、伊勢神宮に何度か提出された寄進状の内容から、永暦2年（1161）に成立したと考えられている（鈴木 2001）。また大治5年（1130）の平常重の寄進状等にみえるように、下総国相馬郡布瀬（布施）郷を伊勢内宮に寄進している。御厨の前身の領地を寄進する状況は、武射御厨の前身である武射南郷の寄進を暗示させる。成立時期は相馬御厨よりやや遅れるものと思われるが、伊勢内宮への寄進など共通する様子がみられる。

武射郡や山邊郡にみられる山邊庄や武射御厨の開発は、上総氏や千葉氏によって行われているようであるが、前代はどのような状況であったのであろうか。この点で重要な鍵を握るのが藻原荘の存在である。同荘は、『朝野群載』にある寛平2年（890）8月5日の藤原背根による施入帳に「藻原庄宅廻」とあることから、9世紀後半には存在していた可能性が高い。この荘園は、背根らの曾祖父藤原黒麻呂が上総介となった宝亀5年（774）から6年間の国司在任中に牧として入手し、それを開墾して治田としたとされている。国司の土地所有が原則禁止の時代に、牧の開発は領有が許された数少ない地目の一つであったことから、牧から荘園へという流れは当時盛んにみられ、房総でも同様の状況であったと思われる。

山邊郡内出土の墨書土器を検討した結果、大網白里町山荒久遺跡から9世紀前半の「子序牧」、同町金谷野A遺跡から9世紀中頃の「浦上序牧」と判読できる資料を確認した。この時期には既に牧としての認識があったものと思われ、藻原荘のみならず、山邊郡にも牧を前身とした9世紀後半頃の初期荘園開発が行われていたことを想定した（栗田 2007）。山邊庄や武射御厨が中世の山邊郡と武射郡にまたがって設

けられた状況を考え合わせると、9世紀後半頃の開発は武射郡まで及んでいた可能性が高いと思われる。このような広範な初期莊園開発が展開する中で、武射郷が山邊郡に編入され、以降中世的莊園は、山邊郡・武射郡両郡の広範な範囲を開発するようになる。すなわち武射郷は初期莊園が展開する9世紀後半頃までは武射郡内に存在し、「和名抄」の記載が誤記でなければ、9世紀後半以降の莊園開発を契機として山邊郡内に編入されたものと思われる。

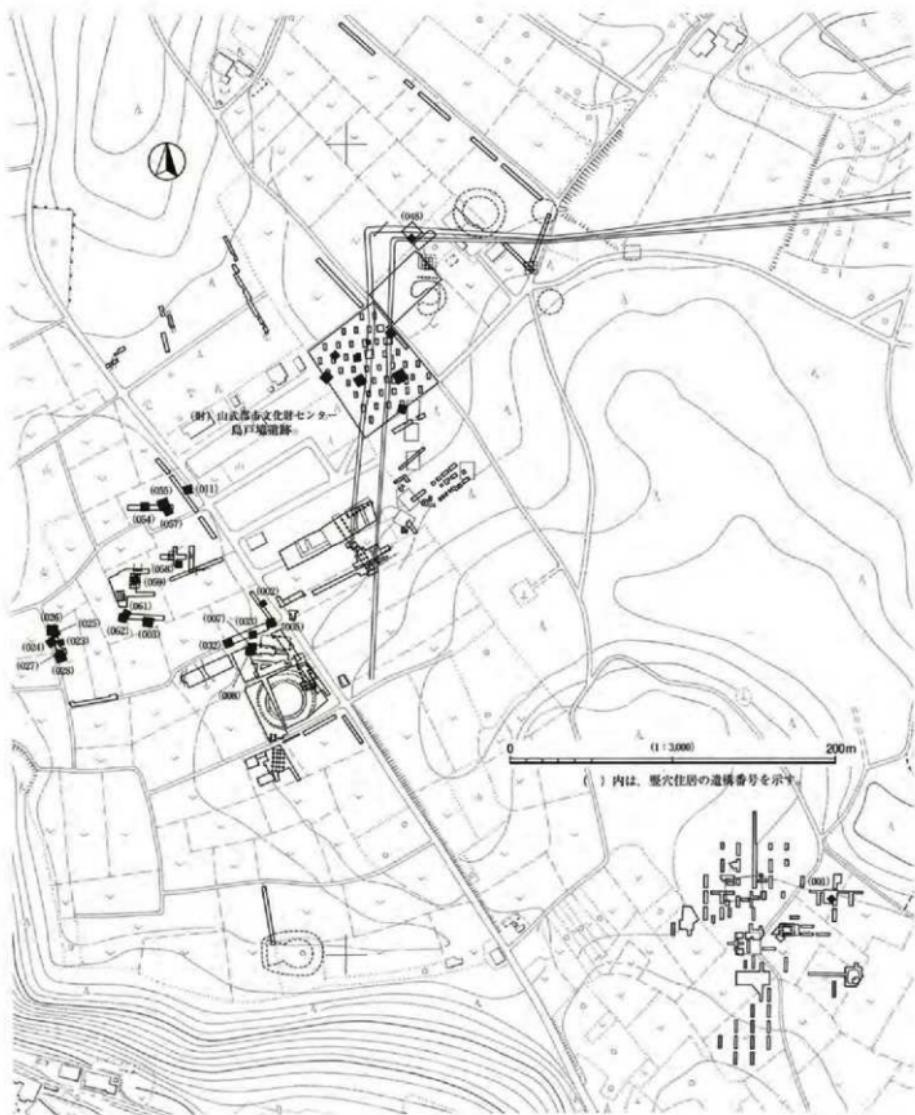
以上のようにみると、武射郡及び山邊郡の再編には2つの画期を想定できる。第1は、武社国を継承する形で立てられた武射評から山邊評（郡）が分割される段階で、印波評と埴生評の関係などから7世紀後半頃が想定される。第2の画期は、武射郷が山邊郡に編入される段階で、中世的莊園から想定される初期莊園が展開する9世紀後半頃であろう。すなわち武射郷は評段階から9世紀中頃までは武射郡に含まれるとともに、「和名抄」記載の山邊郡武射郷は9世紀後半以降の郷を示していると考えられる。

参考文献

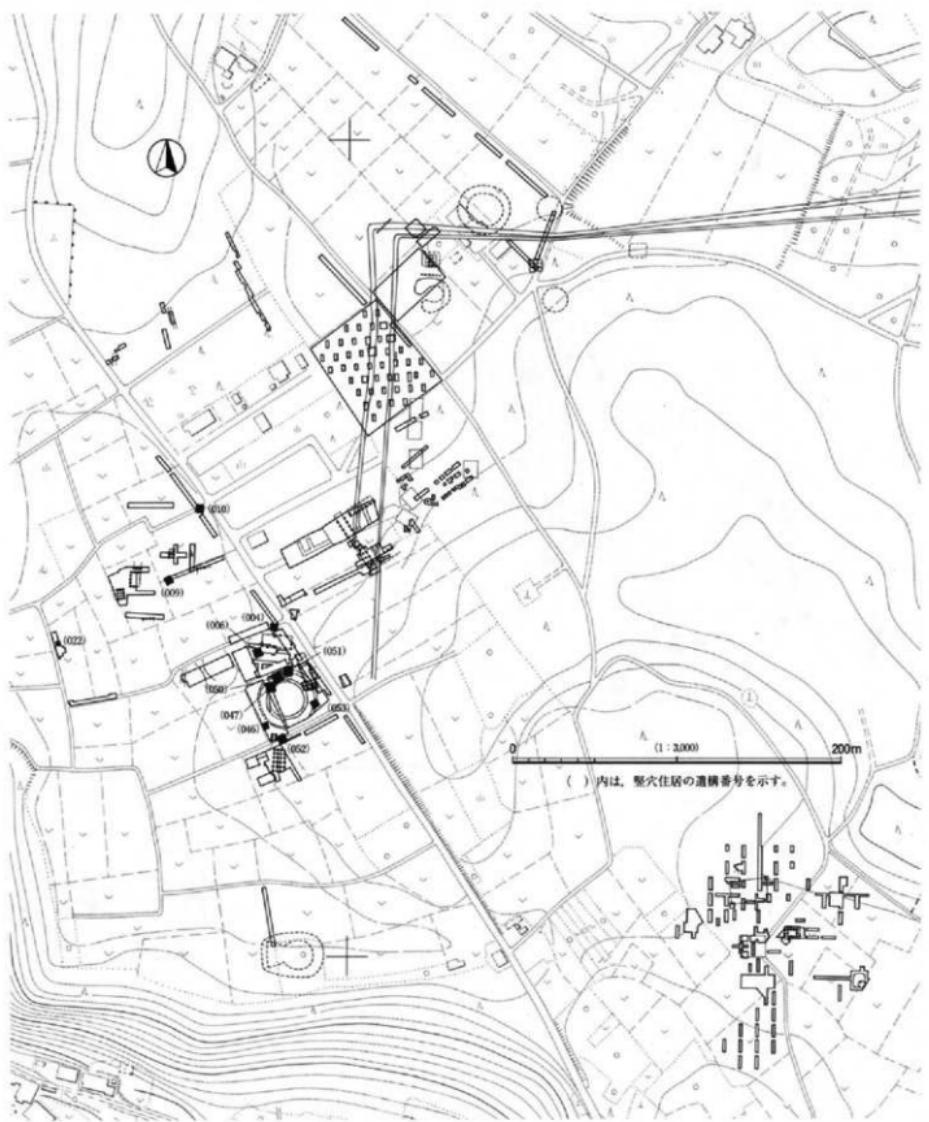
- 天野 努 2001「郡・郷の変遷」「千葉県の歴史 通史編 古代2」千葉県
池邊 弘 1981「和名類聚抄郡里縣名考證」吉川弘文館
伊藤一男 1986「中世郷土の莊園と村落」「成東町史」成東町
川尻秋生 2001「大化の改新と房総」「千葉県の歴史 通史編 古代2」千葉県
栗田則久 2007「上總國・下總國における開発－印旛沼西岸・九十九里南部地域の様相－」「古代文化』第59卷第2号（財）古代学協會
栗田則久ほか 2005「古代の上總北東部－古墳時代後期からの集落と古墳の動向－」「研究紀要」24（財）千葉県文化財センター
鈴木哲夫 2001「中世莊園としての相馬御厨」「千葉県の歴史 通史編 古代2」千葉県
鳥海醉車 1847「南總郡郷考」
羽山事修ほか 1970「千葉県地名変遷総覧」千葉県立中央図書館
藤 則雄ほか 1989「寺家遺跡における平安時代中期の砂丘形成とその意義－“平安海進”的発見と新提唱－」「北陸の考古学II」石川考古学研究会叢書第32号 石川考古学研究会
鶴岡良弼 1960「安房・上総・下総」「日本地理志料」改訂房総叢書刊行会

第4節 壁穴住居の分布と郡衙関連遺構との関係

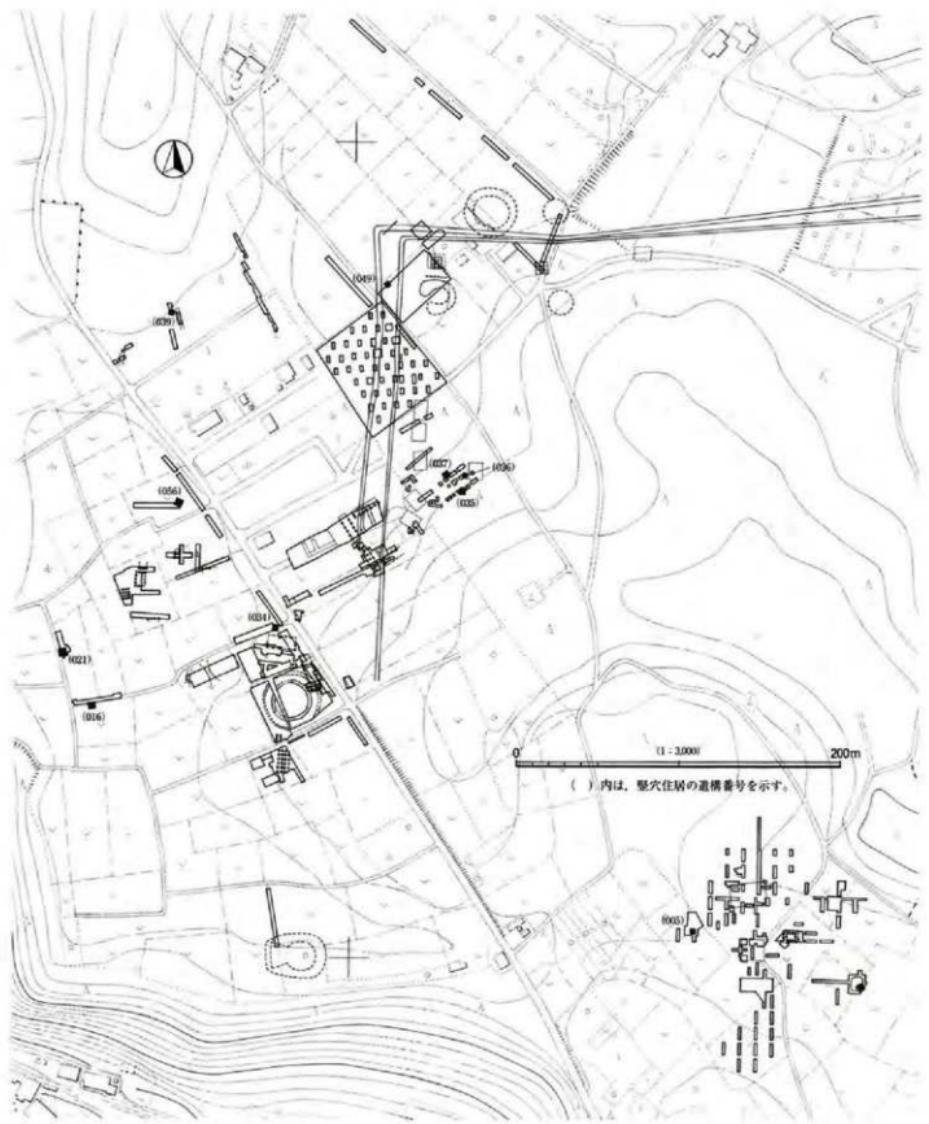
9次にわたる調査の結果、弥生時代後期から平安時代までの住居跡65軒を確認している。また、山武町教育委員会が確認調査を実施した戸島境遺跡でも古墳時代後期の壁穴住居8軒（福見ほか 1991）、真行寺廃寺の確認調査でも弥生時代後期以降の壁穴住居19軒（天野ほか 1984・沼澤 1982・沼澤ほか 1983）の存在が明らかになっていることから、嶋戸東遺跡が立地する台地上に大規模な集落が展開していたことが分かってきている。ここでは、第9次調査までに確認した古墳時代後期以降の壁穴住居を中心にその分布と変遷を考え（第41～43図）、郡衙の成立から廃絶に至るまでの関係を検討する。なお確認調査という性格上、遺構を精査していないものが大半で、壁穴住居の帰属時期を明確にできないものも多い。そういう場合には調査区内から出土した土器を参考にして時期決定したものもあり、これまでの「報告」とは帰属時期が異なる場合があることをあらかじめ断っておく。



第42図 整穴住居の変遷 (6c~7c中)



第43図 堅穴住居の変遷 (7c後～8c)



第44図 堅穴住居の変遷 (9c~10c)

1. 6世紀から7世紀中頃までの堅穴住居の分布（第42図、第6表、別表2）

確認した堅穴住居数は26軒と多い。西方建物群や中央建物群の周辺に濃密な分布が認められるばかりでなく、正倉院北辺部までも分布の広がりを確認できる。鳥戸境遺跡で確認した8軒の古墳時代後期の堅穴住居は個々の時期は不明だが、7世紀中頃の土師器が出土していることから、今回の変遷図でも当該期に入れて図示した。また真行寺廃寺講堂の東側でも7世紀中葉の堅穴住居が存在する。このような状況から見ると、都衙成立以前は、墓域とともに集落が台地上に広く、しかも密度濃く展開していたことがうかがえる。しかしこのような分布状況にもかかわらず、Ⅰ期政府城周辺には全く分布が認められない。その理由としては、東側から入り込む谷地形に面するという、自然地形上の制約を受けたためと考えられる。

2. 7世紀後半から8世紀代の堅穴住居の分布（第43図、第7表、別表2）

前代までの分布とは様相が大きく変化し、この時期に該当する軒数は12軒に激減する。Ⅰ期政府城や正倉院北西部には堅穴住居は全くなくなり、これまで密集していた西方建物群周辺の堅穴住居も極めて散漫な分布となり、中央建物群周辺域に分布の集中が認められるようになる。

房縁においては、7世紀中葉まで広く濃密に展開する集落が7世紀後半以降急激に小規模なものとなるのが一般的な傾向である。そして8世紀後半からまた新たな局面を迎える。鳩戸東遺跡における堅穴住居数の推移も同様の経過を辿ったと考えられる。そのなかで前代に集落域であった正倉院から堅穴住居が全く存在しなくなるのは、集落の強制退去という事態も想定しておくべきであろう。また、7世紀前半以前に築造されたと考えられる二重周溝をもつ古墳SM002の周溝部を切って、7世紀後半～8世紀前半の堅穴住居が6軒も建つようになることも注目すべき点である。他の古墳では周溝が正倉院周溝に切られて造営されたことはこれまでにも述べてきたが、堅穴住居が古墳周溝を壊している例はこのSM002だけである。稠密に分布する7世紀中頃までの堅穴住居ですらもSM002と重複することは無いが、7世紀後半の堅穴住居SI050・SI051a・SI051b・SI053は周溝部まで、7世紀末頃の堅穴住居SI047は、古墳内周溝の内側（盛土相当部）まで進出している。このことから、7世紀後半にはSM002の周溝はすでに埋まっている状態であったと考えられる。またSI052はⅠ期のSA003と、SI053はⅡ期のSA009とそれぞれ対になると考えられる。さらにSI047・SI050では製鉄関連遺物を作り、前代までの集落にはみられない性格を帯びるようになる。これらのことから中央建物群域に展開する堅穴住居は、Ⅰ・Ⅱ期の掘建柱建物群と関連したものといえるであろう。

3. 9世紀以降の堅穴住居の分布（第44図、第7表、別表2）

9世紀以降の堅穴住居は9軒と、さらに減少する。9世紀前半の堅穴住居と考えられる2軒（SI016・SI021）は、最も西方に設定した調査区に位置するものであり、9世紀後半以降の7軒は正倉院や中央建物群の北端部や西方建物群の北端部などで確認している。真行寺廃寺跡の確認調査でも10世紀代の堅穴住居や遺物が出土していることから、9世紀後半以降の集落としては密度こそ薄いものの広範囲にわたって集落が展開したことがうかがえる。都衙関連遺構との関わりで見るならば、中央建物群のSB001より南側では当該期の堅穴住居がみられないことと、正倉院内に4軒の堅穴住居が進出していることから、中央建物群は9世紀代まで機能していた可能性が高いことと、正倉院は9世紀末までにはその機能は終焉していたことを物語っていよう。

第7表 古墳時代以降の堅穴住居一覧

時 期	道 標 号
6世紀後半	SI013, SI018, SI025, SI028
7世紀前半	SI002, SI005, SI008, SI011, SI012, SI033, SI055
7世紀中葉	SI003, SI007, SI017, SI023, SI024, SI026, SI027, SI032, SI048, SI054, SI057, SI058, SI059, SI061, SI062
7世紀後半	SI004, SI009, SI050, SI051a, SI051b, SI052, SI053
7世紀末	SI006, SI010, SI047
8世紀前葉～中葉	SI022, SI046
9世紀前半	SI016, SI021
9世紀後半	SI034, SI039, SI049, SI056
9世紀末～10世紀	SI035, SI036, SI037

参考文献

- 天野 努はか 1984 「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告」(財)千葉県文化財センター
 稲見英輔はか 1991 「鳥戸境遺跡」「山武町内遺跡群調査報告書」山武町教育委員会
 沼澤 豊 1982 「成東町真行寺廃寺跡確認調査報告」千葉県教育委員会
 沼澤 豊はか 1983 「成東町真行寺廃寺跡研究調査概報」(財)千葉県文化財センター

第5節 武射郡衙と真行寺廃寺

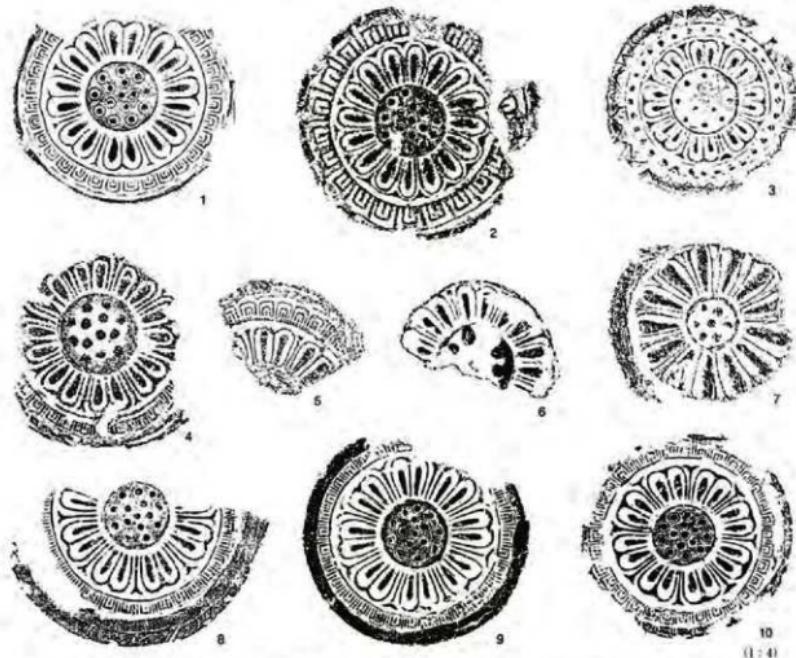
1. 「郡衙隣接寺院」としての真行寺廃寺(第45図)

武射郡では、国分寺創建期を過る初期寺院として、真行寺廃寺の他、湯坂廃寺・埴谷横宿廃寺・山田廃寺の4寺院がある。この時期の寺院数としては、国府所在郡の市原郡と並んで上総国では最も多く、1寺もしくは無寺という郡も多いなかで、郡内各地で寺院造営が始まると武射郡のあり様は特異である(須田 1980)。ところで武射郡の郡司層勢力について第2節では、武射郡衙に近接する後期・終末期古墳の勢力のみが郡司層勢力として最終的に残ったのではなく、武社の後期・終末期古墳の4大勢力を再編成して律令期を迎えたとする見通しを述べている。この4大勢力と初期寺院との位置関係を見てみると、A:木戸川上流域の芝古墳群周辺、B:木戸川中流域の朝日ノ岡古墳・大堤椎現塚周辺、C:境谷左岸の麻生新田古墳群・胡摩手台古墳群・真行寺古墳群、D:作田川左岸の板附古墳群のうち、Cの終末期大型円墳(カブト塚古墳)から南1.1kmの同一台地上に真行寺廃寺が、Dから南1.0km離れた作田川傍の微高地上に湯坂廃寺が造営される。それに対して埴谷横宿廃寺はCの北に続く諸木内古墳群・埴谷古墳群から西1.1km離れた境川対岸の台地上に、山田廃寺はAから3.8km離れた木戸川上流域の山田宝馬古墳群に隣接して造営される。つまりBを除き、A・C・Dの後期・終末期古墳の隣接地もしくは周辺古墳群の隣接地に造営される。前代からの伝統的勢力や周辺新興勢力、この中には後の郡司相当氏族も含まれるのであろうが、こうした氏族による「氏寺」造営は何を意味するのであろうか。

各寺院の規模は、真行寺廃寺では南基壇(15.5m×12.0m、推定金堂)と北基壇(22.5m×22.8m×13.8m~14.0m、推定講堂)周辺の瓦分布状況と8世紀後半の出土瓦が少ない点から、8世紀前半に推定金堂・講堂が南北に並ぶ伽藍が成立したと考えられる(天野はか 1984)。その他の寺院では、湯坂廃寺で基壇1基(一辺長約13m)が、山田廃寺で基壇1基(一辺長約10m)があり、埴谷横宿廃寺では不明である。また国分寺創建以前の出土瓦は、真行寺廃寺の軒丸瓦3種・軒平瓦2種(二重弧文・素文)・無段式丸

瓦・桶巻き作り平瓦（凸面ナデ・平行・格子・斜格子叩き）に対して、湯坂庵寺の軒丸瓦1種・無段式丸瓦・桶巻き作り平瓦（凸面ナデ・格子叩き）、埴谷横宿庵寺の軒丸瓦1種・軒平瓦1種（二重弧文）・丸瓦・桶巻き作り平瓦（凸面ナデ調整・斜格子叩き）、山田庵寺の丸瓦・桶巻き作り平瓦（格子・縄叩き）である。真行寺庵寺以外の3寺院は、出土瓦の種類・量が少ない点から、瓦葺き仏堂1宇程度の小規模な寺院と考えられる。武社国造の4大勢力の後期・終末期古墳がほぼ同規模だったのに対し、初期寺院では真行寺庵寺が卓越した規模を備えていたといえる。

これら4寺院の造営過程はどうであろうか。最も先行したと考えられるのが真行寺庵寺である。創建期軒丸瓦の1種、雷文縁複弁八弁軒丸瓦は、いわゆる「紀寺式」である。真行寺庵寺出土の雷文縁軒丸瓦は、藤原京の中で本薬師寺と対称の位置にある小山庵寺出土瓦（花谷 2000）を直接の祖形にしたと考えられる市原市二日市場庵寺出土瓦から派生したものである。小山庵寺はその小字が「キテラ」であることから紀氏の氏寺「紀寺」にあてる説などが唱えられてきた。「紀寺」説では、「続日本紀」にみえる紀寺の寺奴婢の記事から670年頃には何らかの造営が開始されたことになる。条坊調査の進展により小山庵寺の伽藍が藤原京の条坊施工後の道路を基準としていることが明らかとなり、その条坊施工が676年の新城に始ま



1~3 小山庵寺 4 二日市場庵寺 5~7 真行寺庵寺 8 保賀庵寺 9 黒瀬瓦窯跡 10 弓波庵寺

第45図 真行寺庵寺出土の軒丸瓦と大和・上総・加賀出土の紀寺式軒丸瓦

り（小沢 2001）。創建重弧文軒平瓦が川原寺出土瓦と類似する点等から、小山庵寺の創建を670年代中頃～後半の間とする考えが示されている（近江 1999）。現段階では、後者の年代観が妥当であろう。二日市場庵寺例は、小山庵寺出土瓦と比べ、外区雷文の外側周線が太く、蓮弁端部が反り返らず、中房蓮子の周環が消失するなど後出的である。ただし全国に分布する同型式の中で、小山庵寺出土瓦と同じ $1+5+9$ の中房蓮子をもつものは、加賀国の中房蓮子をもつものは、加賀國の保賀庵寺・黒瀬瓦窯・弓波庵寺出土瓦と二日市場庵寺例のみである（岡本 1994）。これらの瓦はさらに間弁間に4つの雷文を割りつける小山庵寺出土瓦の特徴も踏襲している。加賀国内の資料は、中房蓮子の周環を残すものの雷文外側の周線が消失するので（北陸古瓦研究会 1987）。加賀国と上総国とでは小山庵寺例を直接の祖形としながら、別々に在地化が進行したと考えられる。真行寺庵寺例は、雷文外側に周線があり、間弁間に4つの雷文を割りつける特徴も踏襲するが、中房蓮子は $1+8$ で蓮弁もより平坦になり、一段と退化している。一方、小山庵寺ではさらに退化した雷文縁細弁十六弁蓮華紋軒丸瓦2種と藤原宮式軒丸瓦2種が出土している。これらは使用された南門や大垣の造営時期等から8世紀初頭前後と考えられている（近江 1999）。この細弁蓮華紋軒丸瓦2種は、中房蓮子が $1+6+11$ ながら周環を消失し、複弁が単弁化し、間弁も中房蓮子に届かず、1種の雷文は個々が大きくなり左右と一体化し数が減少する。中心蓮子に対して蓮子が二重から一重に変化する点を除き、各紋様は真行寺庵寺例の方が祖形に近く、真行寺庵寺例を7世紀末の成立と考えられる。

このほかに真行寺庵寺からは、ほかに素文縁素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦と素文縁素弁十四弁蓮華紋軒丸瓦の2種が出土している。全体的な紋様構成は類似しているが、前者は間弁が中房まで達しているのに対し、後者は達しておらず、素弁の形状も後出的である。出土量と出土分布、瓦の組合せなどの分析から、雷文縁複弁八弁蓮華紋軒丸瓦と素文縁素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦が金堂・講堂の創建期瓦で、素文縁素弁十四弁蓮華紋軒丸瓦がその補修瓦と考えられている（天野ほか 1984）。ただし両基壇に約3度の造営方位の違いがあり、時期差があった可能性もあり、金堂・講堂創建期瓦のより詳しい分析は今後の課題である。素文縁素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦は類例として、市原市菊間庵寺出土の素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦（須田 1998a）をあげられるが、細片で詳細不明である。次に香取市木内庵寺や埴谷横宿庵寺、湯坂庵寺などの素弁八弁蓮華紋軒丸瓦が類例として挙げられる。後者は山田寺式軒丸瓦を祖形とする龍角寺（印旛郡栄町）出土瓦から、下総・上総で広く展開し変化する中に位置づけられるものである（山路 2001）。この素文縁素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦は、埴谷横宿庵寺・湯坂庵寺出土瓦と素弁や間弁、外区が類似するとともに、これらの軒丸瓦と組合う桶巻作り平瓦が3寺院間で共有する関係にある。つまり埴谷横宿庵寺の斜格子叩き平瓦は、真行寺庵寺例と同一叩き板で、凸面ナデ調整平瓦も同手法のものが出土している。これらは真行寺庵寺の素文縁素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦と組合う平瓦である。湯坂庵寺でも凸面ナデ調整平瓦のほかに、長方形叩きの後にナデ調整を行う平瓦が出土し、真行寺庵寺例と同じ叩き板である。後者は真行寺庵寺の素文縁素弁十四弁蓮華紋軒丸瓦と組合う平瓦である（萩 1998）。これらの点から、真行寺庵寺出土の素文縁素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦と、埴谷横宿庵寺と湯坂庵寺の素文縁素弁八弁蓮華紋軒丸瓦はほぼ同時期と考えられる。真行寺庵寺の素文縁素弁十三弁蓮華紋軒丸瓦が雷文縁複弁八弁蓮華紋軒丸瓦と共に創建期瓦と考えられることから、8世紀初頭に想定する。それに対して山田庵寺（福間 1998a）はこれら3寺院とは瓦の共有関係ではなく、軒瓦が出土しておらず、桶巻作り平瓦の存在から8世紀前半と想定する。これまで述べてきた武射郡内の初期寺院の様相は以下の通りにまとめられる。

1. 武射郡では複数の有力勢力が再編成されて律令期を迎えた可能性が高く、こうした勢力により多くの

初期寺院が造営された。各初期寺院は「氏寺」という性格をもっていたと考えられる。

2. 湯坂廃寺・埴谷横宿廃寺・山田廃寺が一堂程度の寺院であるのに対し、真行寺廃寺は金堂・講堂からなる伽藍で、創建期において卓越した規模を誇る。
3. 真行寺廃寺が先行して造営が開始され、湯坂廃寺や埴谷横宿廃寺が若干遅れて造営がはじまる。瓦の製作・供給には真行寺廃寺を中心として、湯坂廃寺と埴谷横宿廃寺へ供給する。

このうち2と3については、真行寺廃寺が武射郡衙に隣接して造営されたことと関わるのではないだろうか。7世紀後半に武射郡衙は終末期大型円墳（カブト塚古墳）の南0.7kmに造営が開始され、7世紀末に武射郡衙から緩やかな谷を挟んだ南0.3kmの位置に真行寺廃寺の造営が開始される。郡衙が西へ30度振れた建築方位で造営されたⅠ期から、西へ20度前後振れるⅡ期へ移り変わる時期に、真行寺廃寺はほぼ正方位で造営が開始される。終末期大型円墳やその他の古墳が多く立地する台地に營まれた郡衙は、この有力古墳群の系譜氏族と共に、武射郡内の他勢力も造営に関わったことが想定される。また寺院造営についても、他の寺院と比較して伽藍規模が卓越しており、一氏族単独での造営とは考えづらい。さらに他の複数の氏寺造営との連携が認められ、中核寺院として機能しており、複数氏族の造営関与を想定する方が理解しやすい。一氏族を超えた氏寺がこの時期に存在するのであろうか。河内国古市郡の郡衙周辺寺院の可能性があり、「古市寺」とも呼ばれた西琳寺の縁起などを収めた『西琳寺文永注記』が参考となる（山中 2005）。西琳寺は西文氏の氏寺で、西文氏を含めた複数氏族により造営整備されたこと、西文氏以外の複数氏族出身の僧がいたことが記されており、西琳寺は他氏族を排除するような氏寺ではなく、古市郡を中心とした知識として結縁している諸氏族（個人）に解放された知識寺と指摘されている（中村 2004）。なお真行寺廃寺からも「武射寺」と墨書きされた8世紀中葉の土器が出土しており、郡名寺院であったことがわかる。また下総国埴生郡の郡衙周辺寺院である龍角寺からは、創建期前半は前代の印波國造城の地名文字瓦が、創建期後半は埴生郡域の地名文字瓦が出土している。それぞれ瓦製作に対する各地域の負担を明らかにするために書かれており、広い地域が負担していることがわかる。「知識」という考えを導入しながら、発願者は広い地域に負担を求め、各集団も負担に応じたことが指摘されている（山路 2001）。領域内で突出した様相を見せる後期・終末期古墳の龍角寺古墳群に隣接し、郡内の初期寺院が1寺院である龍角寺と真行寺廃寺の状況とは異なるが、その造営基盤を示す一事例といえる。

なお8世紀後半には新たに武射郡内の木戸川中流域右岸に小川廃寺（福岡 1998b）が造られる。上総国分寺系の有芯三重の重唇文軒丸瓦・重唇文軒平瓦・丸瓦・凸型台一枚作り平瓦（繩叩き・無文ヘラ削り）が出土している。真行寺廃寺でも、小川廃寺と同范の重唇文軒平瓦・凸型台一枚作り平瓦（繩叩き・格子叩き）が出土しており、補修瓦として使用されたと考えられる。これらの瓦は、同じ造瓦工房の製品と考えられ、ここでも真行寺廃寺は他の寺院造営に伴い、屋根瓦の修復を行っている。また山田廃寺から小支谷をはさんで約200mの位置に小金台廃寺（福岡 1998a）が造営される。凸型台一枚作りの平瓦（格子叩き）が小金台廃寺と山田廃寺から出土している。両者は近接し、瓦も共有することから、ほぼ同じ主体による造営の可能性もあり、小金台廃寺造営は山田廃寺を含めた寺院整備とも捉えられる。なお山田廃寺の同一台地上の山田遺跡から、8世紀後半の墨書き土器「小金寺」・「小金山寺」が出土しており、小金台廃寺もしくは山田廃寺を指すものと考えられる。なお湯坂廃寺・埴谷横宿廃寺にはこの時期の修復瓦はなく、真行寺廃寺とは対照的である。

以上、武射郡内の初期寺院を概観し、郡衙隣接寺院である真行寺廃寺が、他の初期寺院と比べ卓越した

伽藍を備え、度重なる修造をしていることを述べてきた。また山田庵寺・小金台庵寺を除き、湯坂庵寺・埴谷横宿庵寺・小川庵寺の造営において、真行寺庵寺はそれぞれの瓦生産と連携し、中核的機能を担っている。各初期寺院は、隣接する前代の古墳群との関係から氏寺と考えられるが、真行寺庵寺は都衙に隣接して造営され、一氏族を超えた氏寺として複数氏族が開いた武射郡の拠点寺院に位置づけられる。

2. 真行寺庵寺出土の特殊叩き目平瓦をめぐって（第46図）

真行寺庵寺出土の平瓦の叩き目には、正格子・斜格子・平行線などの刻線系叩き目・繩叩き目、そしてここで取り上げる特殊叩き目の大きく3種類がある。これを成形技法から大別すると、刻線系叩き目が桶巻作り、繩叩き目・特殊叩き目が一枚作りになる。上総国の場合、国分寺創建期が桶巻作りから一枚作りへの変換点と考えられており（須田 1978）。特殊叩き目平瓦は8世紀後半以降の所産になる。

特殊叩き目と分類したものの中から、全体の文様をある程度復原できるものを4種類（I～IV類）取り上げてみた。なお真行寺庵寺ではこれまでに、幾何学的な文様以外の絵柄を刻線で板に刻んだ叩き目としては8例ほど知られている（天野ほか 1984）。

I類 1～3は刻線で横からみた鳥を表現した叩き目で、羽の下の足は鮮明な文様としては確認できなかったが、それに相当すると思われる縦方向の彫り込みがあるので、文様の長さからいってもおそらく鳥の全身をモチーフとしたものであろう。鳥の下端を除く3方に正格子の文様を組み合わせている。鳥は首がやや長く、嘴も前方にやや長く伸びて、かなり写実的な表現をしている。3は叩き目の右下部分に該当する資料と考えられるが、他の資料との連続性を確認できなかったために、位置の特定が難しい資料である。

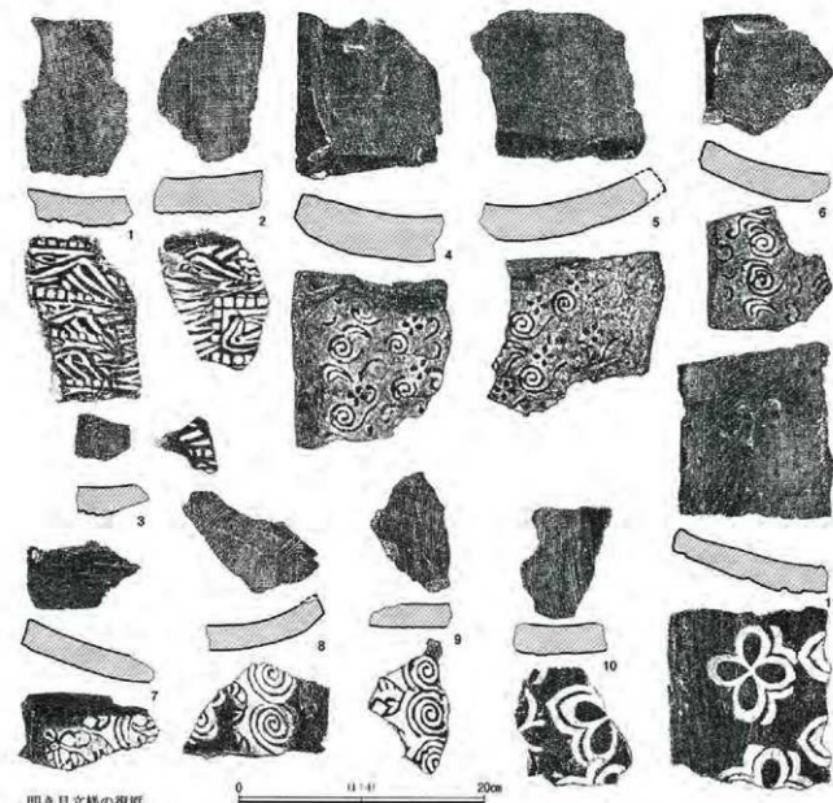
II類 4～6の叩き目は、麻手文・巻きの強い唐草文・羽状文・4弁花文の5単位の文様から構成されている。個々の文様を関連づけて一つの文様として理解することはできないが、植物の部分部分を切りとつてデザインしたものかもしれない。

III類 7～9は大きな渦巻文とおそらく4弁と考えられる花弁を上下に配置した文様である。8の凹面には、側面近くに布端が表れている。

IV類 10・11は滴状の4弁の花弁を芯にして、その周囲を線彫りで囲み、さらにその外側に輪郭を加えるように板を面的に彫り込んだものと考えられる。先の尖った花卉の弁端を残すのは1箇所だけで、残り3箇所は弁端を欠落している。これはもともと4弁すべてに弁端があって、何らかの理由で板の3方を切り詰めた際に、3箇所の弁端も切り落としたと考えられる。叩き縮めの重複が少ないのが特徴である。

叩き目の文様をもっとも大きく復原できたI類で $15.0\text{cm} \times 6.5\text{cm}$ 、それ以外は長さがかなり短くなりII類・III類は $5\text{cm} \sim 6\text{cm} \times 10\text{cm}$ 、IV類は $9.0\text{cm} \times 8.5\text{cm}$ になり、IV類だけ文様面が方形に近い。I類～III類の凸面への叩き縮めの状況を観察すると、叩き板の長辺を平瓦の側縁にたいして直交して叩き縮めるという特徴がある。IV類は叩き板の3方を切り落としているという形状を考慮に入れると、叩き板の柄（持ち手・握り）は、板の裏面から板を切り落としていない側にあった場合とを想定できる。ただし板の裏面に握りを想定した場合、ほぼ方形の叩き板にしては、文様の圧痕は一定方向をむく。また既出資料のなかに凹面を叩き縮めた例があって、それでは叩き板を切り落としていない側を端面側に向かた圧痕を残す。つまり凹面の場合には、凹面の曲率と直交する方向を柄の位置としたほうが合理的なので、ここではIV類は握りではなく、板を切り落としていない側に柄があったと推定しておく。すると、これら特殊叩き目とした一群は、叩き板の長辺を瓦の曲率と平行に叩き縮めていたと考えられる。

叩き板の形状が短冊形かT字形によって柄の位置はかわるが、叩き縮めの圧痕は、叩き板の形状に関係



叩き目文様の復原

I類



II類



III類



IV類



第46図 真行寺廬寺出土の特殊叩き目平瓦

なく叩き板の長辺が平瓦の曲率にたいして直交するのが普通である。叩き締めの際の効率的な接地面積の有効性を考えれば、そのほうが合理的なのはいうまでもない。このように真行寺廃寺の特殊叩き目平瓦は叩き板の文様の特異性だけでなく、叩き締め手法にも通常とはやや異なる痕跡を残しているといえる。

これら特殊な叩き目の平瓦の1群は、その文様的な特徴からしばしば朝鮮半島系の文様という評価が下されてきた(天野ほか 1984)。とくに花弁を4弁1単位とした単位文様の構成は、高句麗・高麗出土といわれるなかに類例を見いだせる。そしてその1類型が福岡県浦の原窯跡から出土しており(前原 1979)、それが平安京に搬入されて10世紀後半~11世紀前半の年代を与えている。年代の下限を示すと考えてよいだろう。上限に関しては、かつて須田勉が特殊叩き目を朝鮮半島系叩印として8世紀後半の年代観を与え、「8世紀後半に新造された建物が瓦積基壇であることと合わせ興味深い」とした(須田 1997)。しかしその時期は上総国分寺系の瓦当文様と造瓦技術を導入して、造瓦体制を一新して修復した時期に当たる。瓦積基壇もそれに伴って施工している。瓦積基壇は上総国分尼寺金堂と共に通した技術を採用したもので、修復そのものが造瓦技術も含めて国分寺の官営工房主導のもとに実施されたことは明らかである(萩 1998)。そうした統率された体制下に特殊叩き目を使用するような工人集団が編入される余地はまざないであろう。特殊叩き目を8世紀後半とする須田の年代観も、瓦積基壇を朝鮮半島系の技術と評価する流れに引きずられすぎているのではないか。しかし現時点ではこれ以上年代を絞り込む根拠を見いだせないが、強いて想定年代を9世紀代における、9世紀代の史料中に特殊叩き目と関連しそうな事象を見いだすことができる。以下、そこから問合を広げながら、状況証拠を積み上げていく。

その関連記事というものは『日本三代実録』貞觀12年(870)9月15日条に記載された、いわゆる貞觀の韓冠といわれるものの一連の顛末である。朝廷の意向が新羅人にたいして厳しくなり始める頃に勃発した事件で、前年の貞觀11年(869)に新羅の海賊船2艘が豊前国の網・綿を掠奪し、嫌疑をかけられた30人を捕縛し、武藏国に5人、陸奥国に10人、そして上総国の定額寺に僧香嵩・沙弥伝僧・闡解・元昌・巻才ら5人が移配したというのがおよその経緯である(佐伯 1964)。その後、武藏国に移配された金連・安長・清信の3人は貞觀15年(873)6月に逃亡し、同年9月には上総国に移配された伝僧・巻才の2人が甲斐国山梨郡に来たところを上総国へ戻され、元慶3年(879)4月には武藏国に移配された残り2名も逃亡して所在不明となってしまった。史実から確認できる彼らの動向はここで途絶えてしまう。

しかし陸奥国に移配された新羅人の足跡については、かつて工藤雅樹が陸奥国分寺跡出土の新羅系宝相花軒丸瓦を検証して、それらが大宰府から陸奥国に配属された新羅人のうち造瓦に長けた潤清らが陸奥国修理府で製作したものであると指摘した(工藤 1965)。貞觀11年(869)5月に陸奥国内を大地震が襲って甚大な被害をもたらし、多賀城跡ではその復興期をⅣ期として、Ⅳ期の瓦が多賀城跡ばかりではなく周辺の官寺からも出土していることから、工藤の見解を追認し、史実のとおり広範な被害であったことが明らかになった(進藤ほか 1982)。潤清らはその復興事業で中心的な役割を果たし、近年その生産工房も仙台市与兵衛沼窯跡を中心に明らかになりつつある(仙台市教委 2007・大谷 2008)。出土瓦の大半を平瓦が占め、そのなかに古代朝鮮との関係をうかがわせる、瓦当面に均整唐草文と波状文を施した棟平瓦などが出土している。

上総国に移配された新羅人については、僧2名を含む5名が国内の定額寺に移配されている。ここで問題となるのは、いうまでもなく9世紀後半の定額寺がどの寺院かということになる。上総国内で9世紀代の寺院は国分寺をぞいてはほとんど見あたらない。せいぜい真里谷廃寺が9世紀初頭頃であろうか。

定額寺に列されたと考えられる寺院に市原市光善寺廃寺（須田 1998b）をあげることができるが、出土軒瓦から判断する限りほとんど8世紀代でその終焉を迎えていたようである。そうした消去法に基づくと、新羅人の動向と真行寺廃寺から出土した特殊叩き目の文様の由来を結びつける案が一つ浮かび上がる¹⁾。また真行寺廃寺からは「武射寺」以外にも「大寺」という墨書き土器が出土している。「大寺」が国大寺を頂点とする寺院の階層構造に列したこと示すものではないにしても、通称的な格はいい表わしているのであろう。定額寺に関しては諸説あり、内包している問題も多岐にわたるので深入りできないが、真行寺廃寺が少なくとも8世紀中葉までは古代武射郡に敷寺あった寺院のなかで常に中核的な寺院であり続け、8世紀中葉には官が関与した修造を行っており、その時点で何らかの公的な性格を帯びていた可能性もある（糸原 1998a・糸原 1998b）。宝亀3年（772）に十津師の一人になった広達は『日本靈異記』（中）第26の説話によれば²⁾、俗姓下毛野朝臣、上総國武射郡の人（一説に群馬郡の人ともい）といわれており、その出自もこうした環境があってこそだとも思えるのだが、いかがであろうか。いずれにしてもはなはだ心許ない見通しでしかないが、ここではとりあえず以上のように結論づけておく。

なお『日本後紀』弘仁3年（812）5月乙酉条では9世紀初頭の安房国内に敷寺存在したことをうかがわせるが、考古学的に寺院として確認されている遺跡は国分寺を除いては無いに等しく、未知の寺院遺跡がまだ地下に埋もれている可能性も否定はできない。しかし貞觀期は定額寺制度が隆盛を極め、郡を単位として国家的法会の場を国家が確保した時期に相当する（原田 1994）、定額寺は相応の瓦葺寺院で寺域も確保していると考えるのが妥当で、それだけの施設の形跡がそうそう我々の目から逃れて地下に埋もれているとも思えない。

注

1 すでに津田芳男が同様の指摘をしている（津田 2001）。

2 「扶桑略記」聖武天皇の条、「今昔物語」卷12にも同様の説話がみえる。

参考文献

- 北陸古瓦研究会 1987『北陸の古代寺院 その源流と古瓦』桂書房
天野 努ほか 1984「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告」（財）千葉県文化財センター
安藤鴻基ほか 1980「千葉県山武郡成東町駄ノ塚古墳測量調査報告 付編 真行寺廃寺の古瓦」『古代房総史研究』第1号 古代房総史研究会
安藤鴻基 1998「岩熊法興寺跡」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県
糸原 清 1998a「埴谷横宿廃寺」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県
糸原 清 1998b「湯坂廃寺」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県
大谷 基 2008「4 宮城県」『日本考古学年報59（2006年度版）』日本考古学協会 吉川弘文館
萩 悅久 1998「真行寺廃寺」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県
近江俊秀 1999「7世紀後半の造瓦の一形態 -明日香村小山廃寺を中心にして-」『瓦衣千年 -森都夫先生還暦記念論文集-』森都夫先生還暦記念論文集刊行会
岡本東三 1994「紀寺式軒瓦の編年的位置について - 東国紀寺式軒瓦の視点から - 」『千葉史学』第25号
小沢 裕 2001「蘿原京の条坊と寺院占地」『古代』第110号 早稲田大学考古学会
工藤雅樹 1965「陸奥国分寺出土の宝相華文鏡瓦の製作年代について - 東北地方における新羅系古瓦の出現 - 」『歴史考古』13号（後に『古代蝦夷の考古学』吉川弘文館 1998に所収）
佐伯有清 1964「9世紀の日本と朝鮮 - 来日新羅人の動向をめぐって - 」『歴史學研究』4 第287号 青木書店

- 進藤秋輝ほか 1982「多賀城跡 政府跡 本文編」宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所
- 須田 勉 1978「上總國分寺の造瓦組織と同范瓦の展開（試論）－特に創建期屋瓦を中心として－」『史館』第10号 史館同人
- 須田 勉 1980「古代地方豪族と造寺活動－上總國を中心として－」『古代探査－瀧口宏先生古稀記念考古学論集－』瀧口宏先生古稀記念考古学論集編集委員会 早稲田大学出版部
- 須田 勉 1997「関東・東北の古墳と寺院」『季刊考古学』第60号 雄山閣
- 須田 勉 1998a「菊間庵寺」「千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）」千葉県
- 須田 勉 1998b「光善寺庵寺」「千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）」千葉県
- 仙台市教育委員会文化財課 2007「与兵衛沼窯跡（新堤地区）発掘調査現地説明会資料」（平成19年5月27日）
- 津田芳男 2001「成東町真行寺庵寺と朝鮮系（？）瓦」「千葉のなかの朝鮮」明石書店
- 中村英重 2004「古代氏族と宗教祭祀」吉川弘文館
- 沼澤 豊 1982「成東町真行寺庵寺跡確認調査報告」千葉県教育委員会
- 沼澤 豊ほか 1983「成東町真行寺庵寺跡研究調査概報」（財）千葉県文化財センター
- 花谷 浩 2000「京内廿四寺について」『研究論叢』X 奈良国立文化財研究所学報第60冊
- 原田和彦 1994「定額寺制試論」「信濃」第46巻第5号 信濃史学会
- 平山誠一ほか 1994「島戸境1号墳発掘調査報告書」山武町教育委員会
- 福岡 元 1994a「小金台庵寺・山庭庵寺」「千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）」千葉県
- 福岡 元 1994b「小川庵寺」「千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）」千葉県
- 前原元三郎 1979「浦の原窯跡出土化文斜格子目瓦印き平瓦」「地域相研究」第7号
- 山路直充 2001「房總への仏教伝来とその受容」「千葉県の歴史 通史編古代2」千葉県
- 山中敏史 2005「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題－氏寺論の再検討－」「地方官衙と寺院－都衙周辺寺院を中心として－」独立行政法人 文化財研究所 奈良国立文化財研究所

第45回挿図出展一覧

- 近江俊秀 1997「7世紀後半の造瓦の一形態」「瓦衣千年」図3-1類より
- 花谷 浩 2000「京内廿四寺について」『研究論叢』X I 奈文研 第43図2より
- 1に同じ。図3 KYM-4より
- 郷瀬英司ほか 1984「市原市二日市場庵寺跡確認調査報告」千葉県教委 第11図2より
- 天野 努ほか 1984「成東町真行寺庵寺跡研究調査報告」（財）千葉県文化財センター 第12図より
- 沼澤 豊 1982「成東町真行寺庵寺跡確認調査報告」千葉県教委 第10図2より
- 5に同じ。第12図3より
- 小森秀三 1987「1. 保賀庵寺」「北陸の古代寺院」桂書房 図61-2より
- 北村圭弘ほか 1987「2. 黒瀬瓦窯跡」「北陸の古代寺院」桂書房 図62より
- 小森秀三 1987「4. 弓波庵寺」「北陸の古代寺院」桂書房 図71より

第6節まとめ

島戸東遺跡の9次におよぶ調査によって、多くの貴重な成果をあげることができた。今回の報告にあたっては、これまでの調査成果を5箇所の地区ごとに集約して、3時期の画期を設定し、遺構の変遷や遺構群の性格などについてふれてきた。最後に時間軸を念頭におきながら、時期・地区を横断的に概観して、武射都衙としての景観復原を試みて結びとしたい。

古代武射都はいうまでもなく武社国造領域から成立し、「常陸國風土記」などの立評記事を参考にすると、孝徳朝のような早期の段階に立評していくおかしくない領域になる。しかしⅠ期からⅡ期へ連続し

ていくという前提のもとにⅡ期の年代観から推し量って、Ⅰ期の建物群については天武朝（7世紀後葉）を中心とした年代を想定しておきたい。Ⅰ期の建物群としては政府域の一角と、その南東側を区切る大溝（SD001）、そして大溝の西側に2棟（SB025・SB046）を加えた遺構群の構成を考えた。

この政府域内には前後する時期の堅穴住居が1軒も存在せず、集落域と競合する事がない。緩やかな谷地形に面するということもあって、居住域としてはもともと不向きだったのだろうが、その立地は『常陸國風土記』行方郡条にみえる郡家（郡衙）を沢地形の低地に造成したという記述（「其地昔有水之沢今遇霖雨廳庭濕涼」とも共通する立地になる。あえてそうした地点を選んだことについては注目しておきたい。占地した理由は様々あると思うが、そのなかに集落域との調和を志向した可能性があることも付け加えておきたい。つまり台地上には平坦な用地が十分あり、日秀西遺跡（推定下總國相馬郡衙正倉）のように先行集落を接収してまでも官衙城を確保する事例があることも考えると、在地支配を象徴する建物群の占地にしては、公的権力を行使する必要のない地区を選択した可能性があるからである。それは鷺戸東遺跡一帯が、古墳群からうかがえる豪族の勢力団からは中立的な地点に当たるということとも関係するのかもしれない。なおⅠ期・Ⅱ期を通して、調査した範囲では正倉はみつかっていない。この段階ではまだ豪族層等が所有する倉に依存していたために未分化の場合も多く、Ⅰ期の建物群がかなり狭い範囲にしか展開しないことを考えると、あつたとしても小規模な群構成であったろう。

Ⅰ期でもう一つ問題となるのは、偏向する大溝SD001の存在である。Ⅰ期・Ⅱ期に機能したと考えている溝だが、その走行方向はⅠ期建物群とはほぼ平行し、さらに北160mの地点では近世の佐倉海道とも平行する。この走行方向はⅠ期の造営方位と軸を一にするという意味では重要な意味をもつ。しかしⅢ期になると、たとえば正倉院内溝とはその延長線上で交錯し、SB001との位置関係でみてもかなり近接することから、その時期には廃絶していたと考えられる。そして現道がSD001と平行することから、遅くとも近世にその斜方位が復活し、台地左岸をほぼ直線的な線形で貫くようになる。鷺戸東遺跡の位置する台地の西側縁辺は境川によって開析され、台地縁辺の形状が斜方位とほぼ平行することから、偏向方位は自然地形にすりこまれた方位と考えられる。平沢官衙遺跡（常陸國筑波郡衙正倉）・弥勒寺東遺跡（美濃國武義郡衙）などの造営方位が斜方位である理由も同様に考えられている（山中 2003）。

Ⅱ期は中央建物群で小期を設定し、a期についてはSI047・SX005出土土器から7世紀末～8世紀初頭、b期をSI046出土土器から8世紀前葉に位置づけた。これらの遺構群はいずれもSD001から西へほぼ50mの範囲にあり、掘立柱建物だけでは30m以内に占地することになる。それはⅠ期の中核からはずれた一角で、核となる建物もない。床束をもつSB034や収納機能を備えたと考えられるSB012のような長大な建物を造営するなど、異なる構造の掘立柱建物を小期をまたいで造営し、堅穴住居は工房的な性格をもつものが出現していくようになる。真行寺庵寺の造営開始期もこの段階と考えられる。

Ⅲ期は建築方位を正方位に近く統一して、台地を広範囲に括って正倉院の敷地を確保し、中央建物群域に建物群が大規模に進出した段階で、土地利用を大きく転換した時期でもある。ただし正倉院と中央建物群とでは画期の性質がやや異なるために、大枠での時期設定にたいしてa期・b期の境に多少ずれがある。

Ⅲa期の開始期を示す直接的な資料はとくに見あたらないが、正倉院の掘立柱建物から礎石建物への建て替え時期を全国的な例を参考に8世紀後半とすると、その前段階にあたるⅢa期を8世紀中葉と考えておきたい。正倉院の溝で囲繞された敷地面積は広大でも、南面する谷地形を大きく取り込み、有効面積はかなり減少しているはずである。それでも正倉の配列に西群と北群があり、東群も加わって、少なくと

も院内に正倉群を「門」状に配置していたのであろう。西群・北群の一部で確認したように各小群はさらに複数の列をつくって、正倉を列立させていた可能性がある。正倉の遺構数が1郷あたり平均3棟前後という数字を参考にすると（山中 1994）、8世紀中葉には40棟を超える正倉の倉と屋、そしてそれに伴う管理棟などが院内に建ち並んでいたことだろう。なお正倉院の敷地選定にあたっては古墳の墳丘を目標に溝の敷設を計画し、正倉域内に古墳があつてもSM004のように墳丘を残したまま域内に取り込む場合もあった。似た例は上神主・茂原官衙遺跡でもみられる（深谷ほか 2003）。そこでは官衙域の南辺に位置する神主41号墳から浅間神社古墳の墳頂に沿わせるように南辺溝をやや蛇行させ、官衙域内では径40mを超える円墳1基（SZ45）だけを残して、それに満たない径の円墳を削平したようにみえる。古墳の規模によって墳丘を削平する古墳が決定していた可能性もあり、鶴戸東遺跡の場合を考える上で参考になるであろう。

正倉院で掘立柱建物から礎石建物に建て替えを進めている8世紀後半を中心とした時期に、中央・西方建物群ではほとんどといってよいほど土地利用の形跡がない。本格的な土地利用がはじまるのはⅢ b期になつてからで、西方建物群でも歩調を同じにしたと考えられ、この段階になつてはじめて台地中央の平坦部にも建物群が進出してくる。中央建物群の中枢施設になる建て替え後のSB001が9世紀中頃に廃絶していると考えられることから、8世紀末～9世紀初頭にSB001の造営がはじまり、それが中央建物群Ⅲ b期の始期にあたる。さらにSB001の建て替え時期を境にして前半と後半に分けておく。

Ⅲ b期の中央建物群の景観は既述のとおり、歯切れの悪さは残ってしまったが、SM002の墳丘の有無が政府説・館説の正否を大きく左右することはいうまでもない。しかしいずれの立場をとるにしても、9世紀前半の鶴戸東遺跡を取り巻く地方情勢とは密接に関わっていたはずである。9世紀代に国衙機構は整備・拡充されていくが、郡衙遺跡では逆に9世紀前半で廃絶または移転したとみられる例も少なくなく、戸籍・計帳制度の崩壊に伴つて根本的な変容を迫られ（坂上 2001）、それによって地方官衙としての郡衙の役割も相対的に低下していくと考えられている（山中 1994）。政府説はまさにこうした情勢が造構の上に投影されて、このように簡素な構造の政府になったことを説明しようとしたものである。

館説にたてば、9世紀代に郡の館を整備・拡充した例には、駅路に沿う郡の館を8世紀末以降に整備・拡充した例があるが（坂本 1955）、鶴戸東遺跡のように駅路からはずれる場合には逆に縮小すると考えられているので当てはまらない。そこで施設の整備・拡充という共通項から郡の館と国衙機構の接点を探っていくと、年代にややずれがあるのは気になるが、天長3年（826）に常陸國・上野國とともに上総國が親王任国に指定されたことがあげられる。公的使臣が宿泊する施設を相応の併まで新調する必要が生じたとすれば、館を莊厳化した理由もあながち説明できないわけでもない。それには上総國と同時に親王任国に指定された常陸國・上野國の國・郡に帰属する館が、指定時期を挟んでどのような変遷をたどったのかということについても、目を配っていく必要があるであろう。そして出土土器等から、中央建物群は9世紀中葉にはほぼ終焉を迎える、西方建物群の一角にはSI056のような9世紀後半の堅穴住居が官衙域に出現してくるようになる。

9世紀代の正倉域については、次の記事が参考になる。それは『日本三代実録』元慶8年（884）8月4日条の上総国にたいして前司の子弟や富豪浪人で国務に従わないものを放逐するよう命じた記事である。この時すでに実力で国・郡に對向する群党が国内に盤踞し、律令の収取構造を根本から崩壊させつつあつた状況がうかがえる。その背景には9世紀前半の気候変動とそれに起因する飢饉（森田 1978・宮藏

2002), また俘囚対策などによって国内が疲弊したことなどがあつて、それらを梃子に反体制的な勢力が伸張していったのであろう。こうした状況を考えると、9世紀半ばには税の徵取すら立ちゆかなくなり、正倉の維持管理もままならなくなっていた公算が大きい。なお真行寺魔寺の特殊叩き目平瓦の年代を9世紀後半とすれば、都衙機能が終焉を迎えたあるときに、まだ寺院の修造を行っていたことになる。したがつて中央建物群のSB001を中心とした建物群の評価に関しては意見がわかれることだが、少なくともⅢa期の政庁はみつかっていないので、政庁説では他所から郡庁が移動してきたことになるし、館説では未確認のⅢa期の政庁域をⅢb期も引き続き使用したと考えるのが自然であろう。

参考文献

- 坂上康俊 2001「地域社会の変容」「律令国家の転換と「日本」－日本の歴史05』講談社
坂本太郎 1955『古代日本の交通』弘文堂
深谷 畏はか 2003『上神主・茂原官衙道路』上三川町教育委員会・宇都宮市教育委員会
宮瀧文二 2002『『嵯峨朝』期における東国集落の再検討』『古代文化』第54巻第11号 財團法人古代學協會
森田 勝 1978『地方行政機構についての考察』『平安時代政治史研究』吉川弘文館
山中敏史 1989『国衙・都衙の構造と変遷』『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版社
山中敏史 1994『正倉の構造と機能』『古代地方官衙道路の研究』培書房
山中敏史 2003『建物造営方位』『古代の官衙遺跡 I 遺構編』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所
山中敏史 2004『郡庁』『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所

付章 郡衙研究の焦点と鳴戸東遺跡の調査

鳴戸東遺跡発掘調査指導委員会委員 阿部義平

第1節 郡衙調査の進展と研究の焦点

日本列島中央部に中央集権化した律令国家と呼ばれる古代帝国が成立したのは、7世紀から8世紀にかけてのことであり、7世紀中葉の大化改新とよぶ変革をへて、国域全体に国や郡という政治行政単位を配して国家統一の実をあげていったという。しかしこの大化改新の実態は、研究者の間では論議のある所であった¹⁾。

都から派遣される国司のいる国府に対して、現地任命の郡司が在地の要職に当たる郡は全国に600ほど置かれた。その中枢施設の郡衙は地名や礎石群や焼米の遺跡、あるいは長者伝説が伝えられるにすぎなかつた。郡衙の発掘はここ40年ほどのことである。九州から東北地方まで、既に20余の郡衙関連遺跡が国の史跡に指定されている。千葉県下でも、多くの調査例²⁾を踏まえて鳴戸東遺跡で郡衙推定地の研究調査が続けられ、古代武射郡の郡衙跡と確定できた。筆者は、郡衙研究に関わる現時点での焦点と考えられる問題点、並びに武射郡衙跡のこれから調査のもつ可能性などについて付言をまとめる。

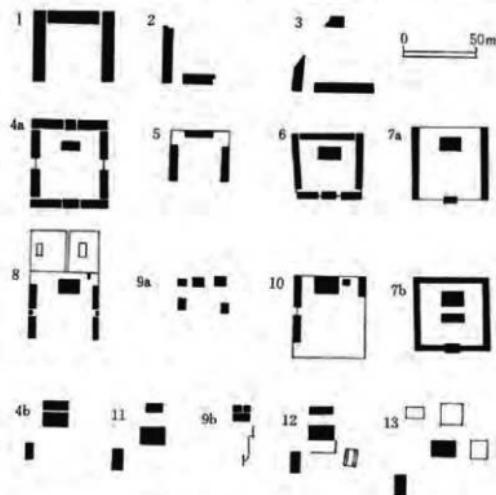
郡の役所である郡衙（7世紀後半には評の字をあててコホリとよんだ）は、儀式や事務の公式の場である郡庁院、税として穀などを大量に備蓄した正倉院、宿泊機能をもつ館院、台所方である厨の院の他、工房や厩や居住棟や雜舎などの建物施設群が役割ごとに集合して建てられ、全体で数百m四方にも及ぶ広がりがあった。近くに郡の名を付けた寺が建てられることも多かった。このうち郡庁院は、中庭を囲んで大きな建物が見事に配置された院をなすもので、都や国府の役所と類似した要素や規模による上下関係の差も示されていた。

ところで、郡の解明には歴史地理学によるしほりこみ、文献史料による郡の役割や建物名称や成立年代などの研究³⁾が続行られてきた。「上野国交替実録帳」と呼ばれる1030年頃の古文書は、古代上野国の大司の交替時の引継ぎに関わる文書で、失われた不実建物を列記したことが知られている。そこに郡衙についてもまとまった記載があって、草案で欠失や混乱もあることなどの内容が前沢和之氏により考証された⁴⁾。郡衙の発掘成果の点検には、文献研究と発掘遺構の対比研究を重ねる必要があった⁵⁾。郡衙と目される遺跡・遺構の集成から一般の集落との区別も研究が重ねられ、遺跡から郡衙のあり方を把握できるに至り⁶⁾。郡の名を記した墨書き土器や郡の文書行政を示す木簡の出土などで次々に実証されるに至ったのである。

これらの遺跡の発掘成果は、山中敏史氏の一連の研究があり、古代史の叙述への組み込みなどの郡衙評価の方向付けも試みられてきた⁷⁾。その論点には小論及び今後の検討対象になる点が含まれている。「古代郡衙遺跡の再検討」では、郡衙・郡庁院の要件をさぐり、郡衙の成立について、「國家権力主導型」・「豪族居宅型」・「ブレ評家發展型」の既存の提案は成立しがたいとみている。成立時期について7世紀末から8世紀に求められるとし、先行する少数例があるが後代への連續性をもたないとみる。郡庁院の配置は律令制の官衙様式として、遅れて建設されたとした。この視点は1994年の『古代地方官衙遺跡の研究』でもみられる。郡庁院に対称配置から非対称配置への傾向があつてこれを時期差とする考え方に対しても、

長舍囲いの型の先行などの一般的傾向はあっても多様性がますますと見える。郡（評）の成立年代は孝徳朝の立評とみる説、天智朝、天武朝、飛鳥淨御原令施行期の説があることをあげ、先行の特例を除いて、7世紀末ないし8世紀初めころに全体的な成立をみると再論した。ここで先行する初期評の例としてあげられる内の仙台市郡山遺跡について、筆者は評ではなく、孝徳朝ころの柵の遺跡とみてきた。久米高畠遺跡は、最新の発掘で国造期に遡る官衙とされる例である¹⁰。いずれにせよ、初期評の実態が問題となるに至った。2001年の「評制の成立過程と領域区分」では、初期評とされる久米官衙遺跡が再論されたが、発掘が続いている、判断が保留される例であろう。因幡国伊福部氏の「因幡国伊福部臣古志」にみえる水依評について検討し、国造のクニの一角に小規模な評が設けられた例とし、孝徳朝全面立評を考え直す事例であると結論した。しかし水依評が孝徳朝立評時の因幡で唯一最初の評で、後に高島評などを分評した可能性も依然残されているので、初期評の少数先行説はまだ立証されたとはみがたい¹¹。立論のもととなる郡府院の類型や年代の枠組みは、2004年の「古代の官衙遺跡 II」の図示・解説でも示されて、郡府院の建て替えによる構造変化が大きく、場所も移動する例があり、連続性が相対的に希薄で所在地の移動例もあるとまとめる。これは地域実情による変化で、在地条件によって変容していく側面があるという。7類別の大別とその小別も、踏襲例もあって時期差と捉えることはできず、古い類例や新しい類例の傾向があるだけとする。

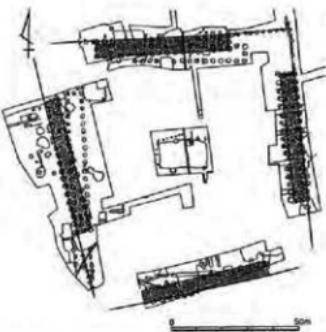
筆者は郡衙遺跡の調査に行政面から注目し、国立歴史民俗博物館の律令国家の展示に郡衙の研究の一端も紹介した。また城柵や国府あるいは宮城等の庁施設との比較研究も試みてきた¹²。郡府院は第47図に示すように13例をあげ、中心に正殿をもつ「ロ」の字形の長舍囲いの類例は7世紀第3四半期にさかのばる可能性があるとした。名生館遺跡例や三次郡衙例が8世紀初め頃におけることやこれらが先の長舍囲い型に後続する型とみられることをあげ、これら以降に正殿や脇殿が品字形に院内に配置される諸類型になっていく変遷が大局的にあるとみた。評の本来の出発点は7世紀中葉に収束する可能性があるとみていた。この点は東京都北区の御殿前遺跡¹³で出土した畿内系の土器なども参考にしていたが、正式報告で先行造成期の次の長舍囲い配置が7世紀第4四半期に降ることとなり、全国的な大勢として郡府院画期を山中氏のいう飛鳥淨御原令あるいはその前後や天武朝からの動きとし



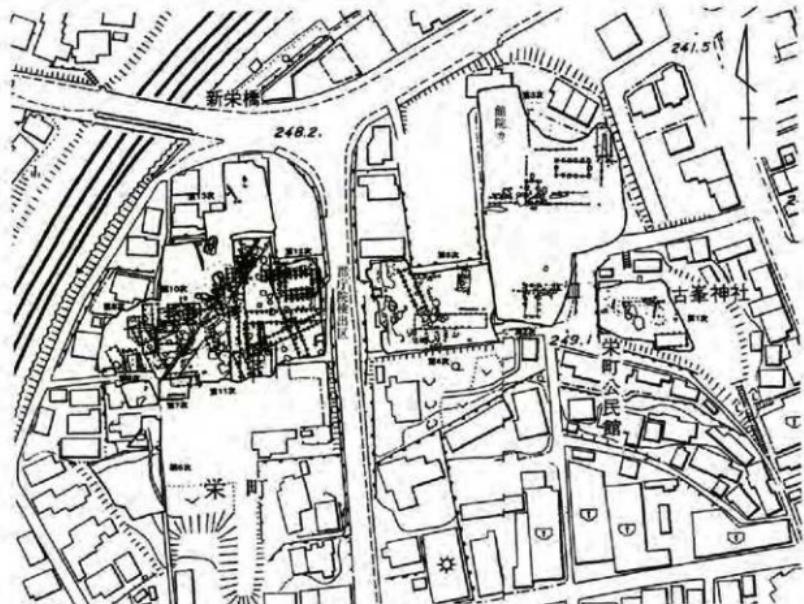
第47図 郡府院の比較（阿部義平「官衙」1989による）

1. 因幡国八上郡
 2. 武藏国巣鴨郡
 3. 武藏国郡筑郡
 4. 筑後国鹿屋郡（a - II期・b - III期）
 5. 美作国久世郡
 6. 近江国栗太郡
 7. 常陸国鹿島郡（a - I期・b - II期）
 8. 備後国三次郡
 9. 敦賀国志太郡（a - Ia期・b - IIb期）
 10. 陸奥国丹取郡
 11. 山寄国忍野郡
 12. 山寄国久世郡
 13. 常陸国新治郡
- 郡府院の配置類型は、既に把握されていた。

てみる見解が主流となるに至った。しかし、研究史にみえる遺構の変遷や集成、年代判定は検証を重ねるべき作業で、切り合い等の前後関係が変わった事例もあった。郡庁院などは掃守屋がつき、常に掃除されて遺物が残る機会は少ないとなる。肝心の配置集成でも郡庁院であるかの疑問例が入っていたのである¹²⁾。院をなす施設が郡庁院以外にもあることは、発掘例や文献からも指摘されてきた。郡衙の全体や郡庁院の変遷全体を探り出したとみられる遺跡例はこれまで認められていなかった。一方で年代判定に用いられる土器の編年研究は、木簡の紀年銘などを加えた出土例の積み重ねで、7世紀中葉の年代判定が可能になってきている。難波宮での研究成果、仙台市郡山遺跡、あるいは関東地方などでも年代付けがなされつつある¹³⁾。これまでに郡庁院の成立状況や年代付けや歴史評価に定説ができつつあるかにみえた諸側面も、新しい具体例があればこれまでの説を再検討する必要性が方法的にも残されていたのである。郡では郡倉院の後半期以外の礎石建物の使用はほとんど指摘された例がないが、郡庁院での築垣の使用や瓦の出土例などからは礎石建物への転換の検討なども進む可能性が残っていた。



第48図 新田郡庁院(註15の「天良七堂遺跡」付図による。
寺院の東西幅は約90mにおよぶ。)



第49図 陸奥国磐瀬郡衙跡の発掘地区の概要(註16の「若川報告」付図より一部加筆(阿部)。)
庶民発地が多く入り込んでいる。(約1:2000)

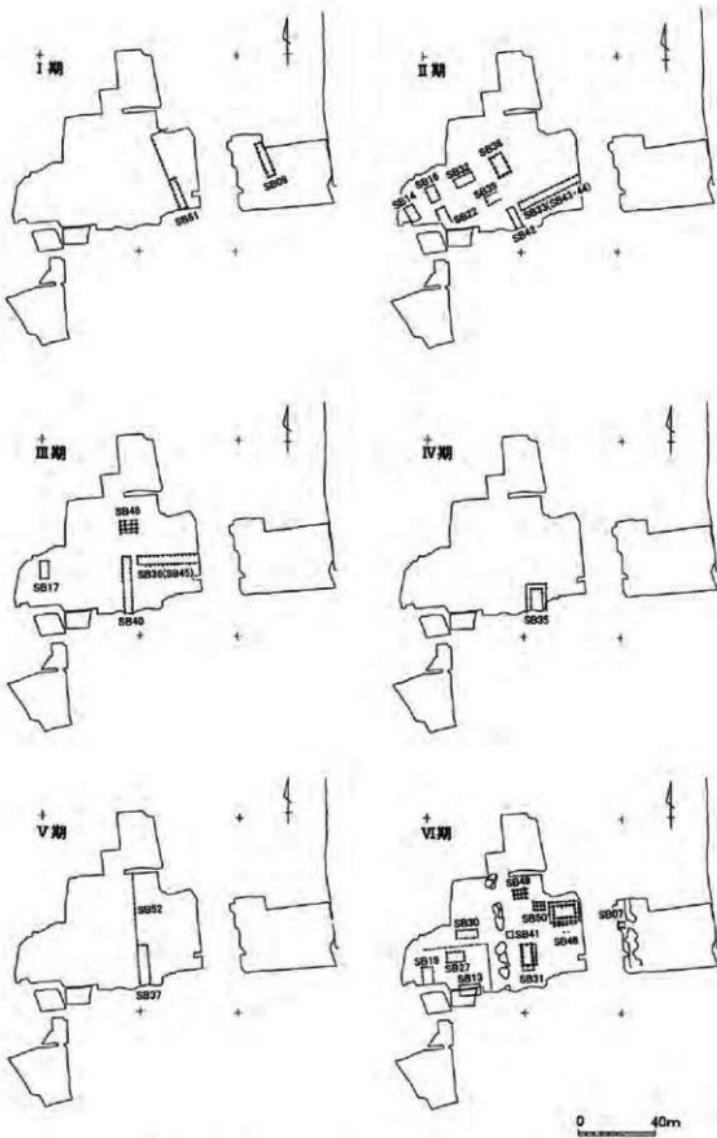
第2節 郡庁院変遷の把握と評の成立

郡の中心建物群は「上野国交替実録帳」では郡庁ないし郡庁館などとして記載されており、正殿は「庁屋」にあたるとみられる。その他に長屋、横屋、向屋、副屋、納屋、公文屋、厨、掃守屋などがみえる。前沢氏が指摘するように¹⁴⁾、不実の屋に実在棟の可能性も含めると多様な配置が考えられる状況といえる。郡庁は院をなしたとみられ、新田郡の長屋が四面を開む配置が実際に発掘でこれらに相当する構造として発掘された¹⁵⁾。太田市の天良七堂遺跡では、第48図のように四面を開む長屋の建替え、序屋位置に当たる基壇建物の掘り込み地業と下部の柱穴、国府政府並みの広さの政府院が7世紀末ころから營まれた例とされ、11世紀の「実録帳」にこの長舎配置が反映されていたことになる。「上野国交替実録帳」には庁屋と向屋・副屋などのみえる郡例も複数あり、配置方式には複数の方式があったらしく、公文屋や納屋の位置、厨の付属などの検討課題も残っている。郡庁院の発掘事例は奈良文化財研究所の整理で7類別とその亜式に細分されていたが、ここではこの分類や阿部提案の分類にこだわらないで新しい郡衙発掘事例をみていく。

郡庁院の良好な変遷事例は、福島県須賀川市栄町遺跡で掘り出された陸奥国磐瀬郡衙跡である¹⁶⁾。磐瀬郡は石背・石瀬ともみえ、養老2年(718)の石背国分寺の中心となった郡である。通って石背国造の国があって、大化元年に蝦夷と境を接するとされた地域の内に入っていたとみられる。常陸國に近く、国造國からの立評が早期に行われたとみられる郡の内に入る。遺跡は平成8~17年度まで、駅前区画整理に伴い緊急調査された。古代城柵官衙検討会で皆川隆男氏により遺跡の発掘成果の大要が報告されている。阿武隈川の支流の御遊堂川が西から流れ込む付近のある低丘陵西端の緩い南向傾斜地に營まれていて、遺跡の過半は市街地化して道路が切りこまれたりしていた。第49図に示すように、東西300m~400m、南北200mほどの範囲内の西端近くに政府院と付属官舎、諸曹司等、中央部で大型掘立柱建物、東部で館院とみられる建物群や廻の区画などを検出した。倉院は検出に至らなかった。政府院付近から「石瀬」の郡名墨書き土器が出土した。郡庁院区画では第50・51図に示すように、先行集落の遺構ではなく、郡庁院の遺構群は6期の重複と見えられた。ほぼ同地点に營まれ続け、地形北縁に合う北で西に振れる軸の時期と南北方向に軸を合わせた時期に大別される。政府院北部は現JR線の走る谷部への傾斜が始まる。



第50図 磐瀬郡庁院の主要遺構の重複状況図
(註16の「皆川報告」付図による。)



第51図 豊橋郡庁院の変遷図（註16の「豊川報告」付圖による。）

I期は主軸が西へ22度偏している。2間×8間の身舎建物（中舎とでもよぶべきか）が東面と西面にあり、北面にも想定される。建物背面をつないだ掘立柱の塀があり、外径53mほどの区画が作られ、中央北寄りに身舎式の正殿が想定される。南面も門を兼ねた身舎建物が想定される。塀の折れる西北隅の外に堅穴式建物（SI01）があり、この時期とされる。

II期はさらに少し西に偏した軸をとる。配置はI期から大分変わって、まさに長舎囲い方式である。占地も少し南にずれる。長舎は西面で2間×6間以上、北面で2間×17間以上で、塀なしで逆L字状につきつけられている。長舎の柱間は6尺内外で、復原すると桁行20間をこす。囲みの中央北には身舎式の短い東西棟の正殿があったと考えられる。長舎囲いの西北方に6棟ほどの掘立柱建物からなる遺構ブロックが設けられ、大規模な機構が集中したことが知られる。

III期は主軸が全体に南北方向（N-25°-W）に変化する。II期と似た長舎囲いの配置である。西辺の南北棟は2間×14間以上の建物で柱間はII期の長舎より若干広い。東西棟は2間×15間（29m）以上ある。西方にSB17の2間×4間建物、北方に縦柱建物が付く。III期以降は主軸を躊躇するとみられる。

IV期は、III期と同様な主軸で脇殿が検出される地区内、切り合いで古い廟付南北拡掘立柱建物（SB35）のみが比定されている。失われた柱穴も多いが、東西3間×南北5間程度、それに4面廟がつくらしい。西脇殿位置に当たり、IV期ころの正殿に似た建物である。正殿位置にSB35に対応する遡る建物を探る必要が生じるが、後述のようにその可能性はあるようだ。

V期は、西面の身舎建物と塀列からなる。建物は掘方の多くを失っているが、2間×9間（以上）の南北棟で、外側柱の北延長に14間以上の掘立柱の塀のがびて東に折れるとみられる。I期と似た配置となるが、脇殿は南に降って北に空間が取られ、中心に四面廟付の正殿があったかと推定できる。

VI期には以降の時期の遺構が全部入り、正殿と西脇殿、西門、東門、門外で南北に並ぶ土坑列、区画外西方に欄列囲いをもつ掘立柱建物群の院施設が認められる。門の外径で東西63mほどに及ぶ築垣の方形区画の院となる。正殿は3間×5間の身舎に四面廟がつく東西棟で、東西総長15.5m、南北12mあり、南に5間の孫廟もつく。最低1回は建て直しがあり¹⁷、足場穴も巡る。正面中軸南に鐘轆遺構らしい柱穴が2個ある。西脇殿は2間×5間の身舎に2面廟付とされるが、廟の柱穴は小さい。最低1回は建替えがある。西門は1間×2間の四脚門で、対応する東方に東門がみられる。

I期又はその直前ころの長方形堅穴式建物跡から栗圓式中段階の内黒の杯が出土している。I期の区画外側に接近して土坑が点々とみられる。土坑はVI期の推定築垣列の外にも土取穴状に並ぶことがみられた。II期の区画外にも長方形の落ちこみがあり、各期での活動が図上から推察される。

まとめとして、正殿や脇殿が発掘できたので、都府院であることが確定し、6期（最終期は長期に及ぶ）にわたる変遷が把握されたとする。特に堅穴式建物SI01出土の土師器から、初現期が7世紀中頃に上がる可能性が記されている。6期の変遷確認は、正報告での検討の余地を残すとはいえ、切り合いで確認であって、極めて重要な成果とみるべきものである。I～V期の正殿は、削平等により知ることはできないので、他遺跡例から筆者の推定を加えた。発掘された正殿地区的図をみると、正殿柱穴掘方群の西外側柱の北延長に掘方列がみられ、また正殿の古い方の掘方の重複状況からも、正殿は重複する建物の余地がみられる。身舎梁行3間である点も、IV期のSB35が脇殿として描う可能性を生じる。東と西の門の外に南北に土坑が続くことは門の南北に築垣とその土取穴のある状況とみられ、版築の築垣区画を想定させる。正殿掘方底の礎石や柱穴上部の根石状の石や瓦も、礎石建ちの有無の検討の余地を示すとみられる。VI期

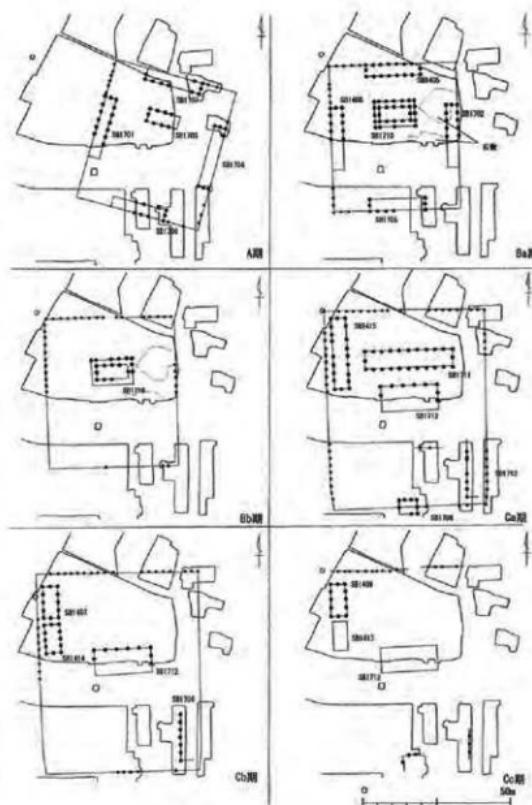
は平安期前半の表杉ノ入式まで長期の存続期内変遷があるのであろう。これまでみた注目点を項目にすると、

1. 遺跡が先行集落の後でなく、新しく占地して開始される。
2. I・II期は地形条件等による斜位の軸方向をとっている。両時期が単なる建替えでなく区画の若干のずれ、配置の変更、付属施設の出現等の大幅変更を含む。堅穴や土坑からあまり短期とはみがたい。
3. III期以降は主軸がほぼ真北をとる。政庁院位置を踏襲している。IV期のSB35は廂付の大きな建物で、西脇殿地区に營まれたが、脇殿の規模としては特異な配置の例でもある。正殿がSB46かその付近で探される可能性もあり、正殿・両脇殿という品字形の配置がこれ以降に基本的な配置原則となっていくとみられる。V期のSB37は身舎式の脇殿に戻るが、I期との相違点も指摘される。
4. 正殿が廂付建物として確認できるのはVI期であるが、他遺跡例から長舍開い期、あるいは長舍の脇殿期からの正殿配置があるとみられ、7世紀末～8世紀初めに遡る他の事例²⁰も報ぜられている。VI期にまとめられる正殿は、梁行3間と古い様相も残しており、重複や余分な柱穴の存在から正殿変遷の詳細が注目される。
5. V期は、正殿・脇殿の配置とみられる。I期と似た配置に戻った点もあるが、軸が全く異なる。正殿も既に四面廂建物となっているとみられる。II期・III期の長舍開い配置がこの間に相当長期間の変遷と重ねる点が注目される²¹。
6. 出土品から磐瀬郡と関わる。I期が7世紀中葉を含むこと、後の瓦の使用も注意されている²²。
7. 発掘地域全体の内で、政庁院がこの地に限定され、連続的な造営が重ねられたとみられる。7世紀中葉にかかる郡の出現、長舍配置への転換、品字型の採用後の長期変遷があったものと判断される。これは今までの郡庁院類型のほとんど全ての型が時間軸で変遷する基本を示すものとみることができる。御殿前遺跡の事例等にみられる長舍開いの配置に先行して、中舍と埠の「ロ」の字配置の一類型が置かれることが最も注目され、これまでの諸類型の内から身舎が正殿となる「ロ」の字形（中・短舎による）配置が、最も先行した配置として浮かび上がってきた²³。

以上、切り合いで伴う時間軸での変遷で把えたのが、磐瀬郡衙の重要な発掘成果である。他遺跡の重複例では欠ける時期もあるが、基本となる変遷がおさえられたものと考える。例えば御殿前遺跡では、長舍開い以前に造成された造構面や造構がみられるのに先行する院は発掘地内で当たらなかったとみられる。上野国新田郡庁は長舍開い方式の広大な類型を把握していた²⁴。磐瀬郡衙の例は、郡庁院変遷の前半期の骨組みをよく示したといえる。欠落期や後半期の変遷の多様性は、各郡衙の変遷史を語ることとなろう。指摘しておきたいのは、これまで軽視されてきた孝徳朝の評の創出がようやく一連の郡庁院自体での変遷のスタートとして把握できることである。該当する時期の出土品はこれまでも既報告の他の郡庁院でもみられることがあったし、配置類型も知られていなかったわけではない。しかしこれが一地点での変遷として出現から廃絶まで把握できたことはめぐまれた重要な事例とすべきであろう。

この磐瀬郡衙の変遷と比較するため、地域的にも近い例として、陸奥国の行方郡衙例²⁵をみておく。福島県南相馬市泉庵寺跡で行方郡衙が発掘された。行方郡は浜通りの北寄りの郡であるが、国造国が先行しない郡なので、遙れた立評例でありうる他に、行方軍團が置かれ、製鉄遺跡等の集中する多賀城等の後方支援の拠点でもあり、宝亀5年（775）の海道の蝦夷の乱報告直前に郡の正倉が焼けた事件のあった所でもあった。遺跡群は東西に1kmにわたって並んでおり、西に館かとされる町池地区、中央部西に正倉院、

その東に政院院、東方に寺院が推定されている。第52図に示すように、郡院はA・B・Cとその細分の6時期に分けた配置変遷がある。A期は斜位中軸で、東西42.8mと南北49.8mの「ロ」の字形に中舎と廻で囲みこみ、2間×4間の身舎建物の正殿がみられる。B期は軸を南北に変更し、A期より少し大きい東西44.2mと南北52.4mの身舎建物と廻による「ロ」の字形区画内に、四面廻付となった正殿があるa小期と、その建替が正殿施設でみられるb小期がある。囲み内は石敷きされた広庭となる。C期は同じく南北軸で、施設外部が東西54.9m、南北68.1mと拡大する。3小期に分けられる。a期は南辺中央に門が付く。中心建物は3間×5間の東西棟で、その北に2間×10間の長い身舎建物がある。囲み内の西北と東南に南北棟建物が配される。b・c期はその改変期で建物が分けられたり、失われたりしていた。出土遺物の年代は7世紀



第52図 行方郡庁院の変遷図 (註23の「発報告」付図による。)

後半から10世紀前半まであり、A期は7世紀後半、B期は8世紀、C期は平安時代に大略置かれるという。この間、同じ地点で変遷を重ねるが、配置に大幅な変化もみられ、C期は建物も囲みも大きく、整備された変遷があるといふ。この行方郡庁院で注目したいのは、A期の規模が小さく、中軸が斜行しているといふ磐瀬郡衙例のI期に近い特色である。B期は区画が南北軸となり、また少し拡大するが、その配置はA期と類似している。異なる点は正殿が四面廻建物となる点で、他遺跡での奈良時代初期頃の正殿例と通じる所である。C期は更に拡大し、正殿前に庭と左右の廻殿をとる可能性と、正殿北方の建物の存在が変遷の要点として認められる。磐瀬郡衙の例と比較すると、初現の庁院は類似した点があるが、行方郡衙例は長舎廻いの時期を欠き、B期はA期に似るが正殿と四面の建物廻いの点で磐瀬郡衙のV期に類似点があるらしい。C期は行方例に独自色が多くみられるが、品字形配置の大枠にある点は磐瀬郡衙の降る時期に對比される。行方郡衙例の長舎廻いの時期の欠落と斜行軸の「ロ」の字配置の変遷は、磐瀬郡衙例の示す時間

軸での変遷に対し、遅れた創建期に古い配置様式がとられて、伝統化してB期に至った変遷例と読むこともできる。長舍囲いが他所に移っているのでなければ、行方郡の分評成立は長舍囲い期を欠く形でスタートしたことになる。その他の大枠では両庁院には通じる所がみられた。国造国が先行しない行方郡が7世紀第4四半期頃に始まるのが正しいとすれば、郡庁院での配置様式の欠落と対応した変遷例になるとみられる。

陸奥国磐瀬郡庁院の例は、『常陸国風土記』の記す茨城県下、その北の福島県下や南の千葉県下での国造国分布域からの立評やその後の分評事情等と同じような手順をとった可能性は高いものと考えられる。磐瀬郡庁院のI期・II



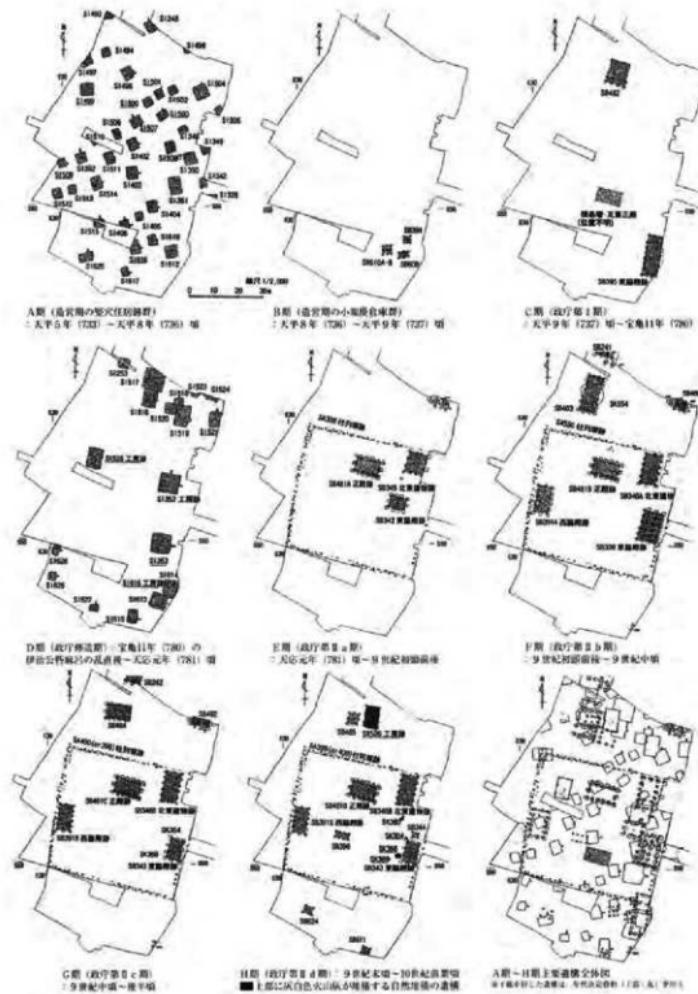
第53図 東山官衙遺跡・壇の越道跡・風早道跡全体図
(注27)「権利論文」による。東山道跡を基盤、壇の越道跡と風早道跡を郭、府政を構成する。

第3節 館院等の分離

研究史にみると、郡衙の要件となる郡庁院の研究が進められ、その類例をほぼ把握できたのは大きな成果であった。しかしその成立期や変遷について考古学的な方法の問題が大きく残っていた。簡単に成立期を語る遺跡にめぐまないまま、特殊事例を設定して評の成立とその遺構実態解明を混乱させてきたと考えられる²⁷⁾。郡庁院検討のための事例集成にも、郡庁院以外が元報告のまま集成されたとみられる所がある。院をなす施設に、郡庁以外の施設のあることも整理しておかなければならない。都の朝堂院から内裏や官の院、大宰府や鎮守府や閔、鴻臚館等の客館や院、国庁院の他に国司館や各國の客館があげられる。郡庁院と対比して分離すべき地方の院は、駅館院²⁸⁾の他に、鎮守府下の各城櫓の城庁院、郡衙の別院等や各機能施設の院などで、特に郡の館は調査例も増え、郡司館か郡の客館かなどの検討の余地がある。ここでは郡庁院集成に混入したと筆者がみる城櫓の館（城司館と城の客館がありうる）をとりあげたい。

東山遺跡は、宮城県加美郡加美町にあり、1987年から調査が城櫓から郭内外まで広がって継続してきた

遺跡である²⁵。賀美都衙と目されて指定され、奈良文化財研究所による郡庁院集成に4点の配置図が挙げられている。しかし第53図に示すように土築の城壁、土築郭壁と櫻木列で囲んだ外郭、城の内に院施設を設けており、城の南門も認められている。奈良時代後半に外郭の他に城の南部に一区画が櫻木列で囲みこ



第54図 柳沢説の東山官衙跡政庁地区における主要遺構の変遷 (註27の「柳沢論文」と付図による。
辛阿部は、政庁ではなく、櫻の館院と付属施設とみる。)

まれて城が拡大している。城壁は良く残存して城柵であることを明示していた。高台の一端をとりこんだ城内の中央東寄り部に、発掘者が郡庁院と判断した院があり、西接して掘立柱式から礎石式に変遷する正倉院なども検出されたと報ずる。この郡庁院と正倉院は奈良時代後葉以降に比定されている。城と郭と院を持つ施設は、東北地方の城柵によくみられるものであり、城柵の中核に当たる政府院（城庁院）の報告例も10例に達するが、その内で東山遺跡の事例は実は特異なあり方を示している。筆者は東山遺跡を城柵の範疇として集成するとともに、郡に結びつける文献根拠は確実ではないこと、政府院の遺構としては疑わしいとしてきたが²⁰、注目されることもなかった。城柵の庁院には規模や配置にまとまった特色があり、国の施設であって、外交用の迎接機能を示す建物配置があったのである。東山遺跡例はこれらの要件に欠けるので、発掘が不足かとも考えたが、比較研究上では既に他遺跡で報告類例のある館（城館としては城司館と城客館がありうる）と考えるに至った。この問題は、本報告書の鷲戸東遺跡での検討と重なる所がある。

東山遺跡のいわゆる政府院は1992年以降ほぼ完掘され、4つの変遷整理案が提示されている。ここでは最新の論考である柳沢和明による遺構のまとめ²¹を第54図によってみていく。東山遺跡は郡衙とみる説、城柵とみる説、城柵と郡衙の兼用又は併設とみる説がある。政府院に注目すると、A期（733年～736年頃。以下時期は図参照）に堅穴住居群が出現し、B期には更地となって南寄りに小倉や小屋がみられる。C期は政府の第1期で、3間×6間の掘立柱建物や片廂付建物の他、出土塙や平瓦から推定される基壇建物（位置不明）の配置がみられる。D期はこの地区の大改修の開始期で、I期政府を解体し、堅穴式の住居や工房がある。宝亀の反乱（780年）の頃におく。E期は政府II期の最初のa期で、南北50m×東西59mほどを横列で区画（東側は斜面に近く、ほとんど不明）した内にほぼ中央北寄りに2間×5間の東西棟の正殿、東の中央北に2間×3間の建物、北東に3間×3間で南に廻下の開放土間の付いた建物がある。外回の横列は、折れや切れのある複数の小横木列内の1列で、西面で折れや喰い違いが顕著に示され、横木間も不整である。南門に当たるとされる位置は柱が切れ、4.6m以上空いて棟門が存続したと推測された。区画の軸は北で13度東にふれ、以降はほぼ踏襲される。F期（9世紀初頭前後～9世紀中頃）は正殿の同位置での建替えと中庭をはさんで東脇殿・西脇殿とされる建物が置かれる。脇殿建物は正殿とほぼ同規格又は正殿より大きな床張り廻付の建物である。北東部には正殿より大きな建物の建替えがみられる。区画の北にも建物群がある。G期はF期をほぼ踏襲した建替えで、東脇殿は2間×3間の建物となる。H期もほぼ同様の配置であるが、中庭東寄りに東西棟小倉、東脇殿の付近に土坑や1間×1間の小棟がある。区画北にも工房や倉がみられる。

出土瓦や土器等から、各期の年代付けがなされている。瓦は多くない。E～H期の主要殿舎も瓦葺きでないとみられている。II期政府が781年頃から10世紀前葉頃まで維持されていた。この東山遺跡の性格は柳沢氏によると変遷があり、城郭として成立した後、伊治公賛麻呂の乱（780年）に対処した復興期（D・E期）に城柵に郡が併設され、9世紀後半（H期か）に城柵が廃止され、質美郡衙となつたとする。正倉院は郡の併設とともに城内に移されたとする。I期政府は院も配置も正殿の存在も不明な点が多く、II期に政府院がみえ、存続したことになる。なおD期の堅穴住居埋土から「館上」の墨書き土器、H期の土坑から「上厨」の墨書き土器等も採集された。

この郡庁院の視方に対する論点をあげる。

1. I期政府院の存在、基壇建物、脇殿等は不明点が多く、従ってII期との連続性も不明。城柵の最も重

- 要な時期の院がまだ未解明となる。
2. 区画が他城柵例より小さく、横長特例の郡庁院並みともいえるが、東辺が地形傾斜で開放され、東の殿は眺望用をかねた主要建物の可能性を示す。区画施設は明確な柵列掘方ではなく、牧場の柵状の多重乱杭状で途中で折れや空地があり、恒常的儀礼開郭施設とみがたい。
 3. 明瞭な門施設を欠き、棟門は開口しすぎて無理がある。西辺で開口の可能性もある。
 4. 北東部に大規模南北棟建物が存続し、建物規模からも重要な役割があったとみられる。
 5. 正殿が中心性、中軸位置、優位性を示さず方位もぶれる。脇殿建物も柵との接近、位置の非対称性、欠落での出発からみて、中心都衙庁性を示さない。東脇殿が優位性を示す状況もある。
 6. H期中庭小棟は前殿ではなく、馬房らしい。
 7. 東脇殿と東北建物付近に生活的土坑が遺存する状況。
 8. 「館上」「上厨」の墨書き器はこの院の関連が考えられるが、まず館と厨の位置呼称であり、次に城柵呼称との関連も要検討である。
 9. 建物・区画が正確な軸方向に従わず、任意性があり、中軸そのものが南北方向をとらないで外部の町並みとも異なる。
 10. 城内では東縁辺に当たる位置である。
- 以上の疑問に対し、他例では陸奥日理郡の郡庁院東接地の院の区画で、同様に乱杭状区画の一部が当たり、しかも内部施設等から館と想定されている発掘事例がある³⁰。東山の院の東側の建物は南寄りも北寄りも居住性があるとみられ、施設入り口が本来西（西脇殿の北側）にあったことがあるとみれば、郡庁院としての不規則性や外周の軟弱性も、郡庁院以外の院の可能性を検討すべきことを示していると考える他はなかろう。墨書き器で包含層や北の付属地から出土した「館上」等は、台地上の館とその付属の厨があったことを示しているのである。これを横長の不整な院をなした某柵の主要な館の一つと提案したい。館の発掘例は既に磐梯郡や行方郡でも、門をもった区画施設をもつ建物群として発掘されており、他にも既に報告例がある。墨書き器でも秋田城で「濱郷一館」、伊場遺跡の「上館」などがあり、上下や東西は複数の館の呼称とみられている³¹。賀美郡内にあった某柵は、平安時代も連絡路の先の出羽での経営が不安定であり、軍事交通上の要地として存続したものと考えるべき施設である。宝亀の乱以降はかえって拡大し、重要施設化したともみられる。賀美郡の庁は、郭内外の十字街といった道路の主要地点近くに存在したことが文献から考えられ、宝亀年間には郭内に収容されたものと筆者は考えている。また正倉院は軍事緊張の増した時期に城内に大規模に設けられており、この時期に造構のみえなくなる色麻柵（城生遺跡）の倉などとあわせて城内に移された可能性が考えられる。城柵にも、鎮に運ばれた穀以来の米穀の備蓄機能があったのであり、仙台市郡山遺跡のⅠ期にはそれが明確にみられ、Ⅱ期には柵外の六反田遺跡などの城外施設が確保されていたともみうるもので³²、城柵には米の備蓄があり、また必要に応じて郡倉院から米が運ばれることがあり得た。郡の正倉院は南小林遺跡や行方郡例からも、火災や攻撃に対し、不安のあるものであった。城柵には付属の倉院が備えられていたとみるべきものであろう。城柵内にある東山遺跡の正倉を、郡の正倉とするのは、その管理や搬入の便、西国の大野城等での米等の備蓄とも合わせ検討すべきものであり、東山遺跡の例を郡倉院とする証明はまだできていないとみられる。但し、宝亀の乱を境に、郡の防備が強化された実例は玉造郡などで認められると筆者は考えており、実態としては郡を開む城郭施設が設けられ、その管理や使用に郡が大きく関わる時期があったことも考えられるので、この点

は別論したい。

賀美郡の某柵を中心においた城郭施設と考えられる東山遺跡（それを圍む壇の越遺跡とその他）は、国の施設である城柵と在地の郡施設との近接した関係を示しているが、東山遺跡政府院は郡庁院ではなく城柵の館と考えられる。院という圍みこまれた施設の調査は増加しつつあり、本来の施設目的や機能、呼称による類別が当然存在したものと考えられるものであり、またそれを細かく考古学的に把握する試みがなされるべきであろう。

第4節 鳥戸東遺跡の発掘と研究の展望

太平洋を眺望する台地上にある鳥戸東遺跡が古代上総國の武射郡衙跡であることは本文に詳述された。調査の足どりは広大な遺跡への小さな窓あけとして、主要な遺構の追跡、範囲の把握などの試行も続けられたが、郡衙としての各種遺構が広域に存在することが確認された。

早い段階で調査された「ロ」の字形長舎配置の政府院については、斜行する主軸での配置が復原された。この方式の配置は他遺跡例との比較からは7世紀後半期かそれ以降に置かれることが小論で述べてきた。小郡遺跡などにも近似例がある。直接の年代資料は得られなかったが、「武射寺」であると復原される至近の寺院跡での瓦葺建物の年代が、瓦からこれ以降に置かれる点と符号するものであろう。この政府院と同様な斜め方向の建物の広がりが認められた。この広がりの内には、さらに遡る時期の政府院も隠されていると判断できるであろう。郡衙の建物群の主軸は、この後いくつかの段階をもって南北方向へと収束する振れ方を示すという。これも他の郡衙例と通じる点である。発掘された郡庁院から遠くない範囲で、各時期の政府院変遷も掘り出される可能性が高い。正倉院は溝、あるいは加えて土塁などで東西300mをこす範囲を围んで、掘立柱式の倉からそれを造り直した基壇礎石式の倉の並びが既に発掘されている。これは全国的にみて大規模な事例に属する。正倉院の南限は、深い谷との関係から、谷の北側を囲むかとみられ、この深い谷の内には南から西への交通路、郡庁院に近づく谷頭区画には厨などの施設も考えられる所である。この深い谷は台地の南東から台地上に登ってくる連絡路、あるいは倉や厨や寺などへの物資の搬入路を考えさせる所がある。この谷地形と倉院や府院などとの関係も残った課題となる。正倉院の西端近くでは方向の異なる倉の基壇例もみられた。この方向の違いは、政府院中軸をとった建物群を取り込むか踏襲して正倉院城が広大に設定された経緯を示すものであろう。

政府院西南の中央建物群とされる院は、既に検討されているように、本遺跡の特色を示す遺構である。この性格の最終的な確認も残された課題である。調査時点から最も大きな建物として、一時期の政府の正殿かという仮説も立てられ、検討が続けられた。しかし政府ないし政府院と見難い点もあって、館などの施設の可能性が浮かんできた。館とすれば、政府院所在地にも接近した位置となり、殿舎中心で南門から入った中庭に築山状に古墳を残して取り込んだ優雅な事例となる。近年の館とされる事例の増加の内でも、特色ある事例になる可能性も多い。西方建物群では曹司とみられる官舎群がみられ、政府院周辺での郡衙遺構の集中を示すとみられた。この院や官舎の集中に対して、東方で南にのびる台地を占地して、「武射寺」が堂塔を並べてそびえていた空間がある。このように、ゆったりした台地上で、下の低地からの遠望、あるいは逆に上からの眺望も考えて郡の諸施設が展開したことが復原される。その細部はまだ土中に埋没しているが、復原や研究の糸口はつかまれたこととなろう。今後、郡衙のもつ諸問題が全国にさきがけてこの武射郡衙で解明されることを期待したい。

鷗戸東遺跡を全国的にみた注目点は、評の成立までのこの地域の政治状況が解明されてきている点である。関東北部などの後の律令期の一国に近い範囲の大国造の地域に対し、房総半島は後の郡の領域程度の小国造が並ぶ地帯の典型例でもあった。この地域の在地首長の成長や動向は、前方後円墳などの変遷により把えられることが既に報じられていて、外房地域は前期の大型古墳が特定地に限定され、後期になっての前方後円墳を含む古墳群の成立と消長が知られる。武社国造域での分布や変遷も既にまとめられている。評以前には有力古墳が数ヶ所に分散してみられ、その最終期の7世紀の有力古墳として、全国的にも注目される駄ノ塚古墳や駄ノ塚西古墳と付近の遺跡の内容が調査されている。鷗戸東遺跡付近には弱小の真行寺古墳群があるだけであり、国造期の終末から評の成立期にあたって、政治拠点の新選定がみられる。鷗戸東遺跡は諸権力層拠点の中間地帯への郡の設置である例となる。この実態もさらに調査研究が可能な研究基盤が形成されているのである。この武射郡あるいは武社国造の地域の人々は、舟でつながる北方の広大な陸奥国やその付近の開発や経営、あるいは軍事的活動に関わったことが、文献や陸奥国から運ばれたとみられる出土遺物からも直接知られる所があり、また北方に与えた影響も知られ始めている。房総の一地域に限らず、北域に登場する人々を動かした地方官衙として、武射郡衙並びに武射郡下の解明は大いに注目される。将来への研究課題も多く残されている郡衙遺跡であるといえるであろう³⁷⁾。

註

- 1 大化の年号や日本書紀の記事、特に改新の詔は後の修飾などが疑われ、否定論など実証的検討が続けられたが、原詔の存在や難波への遷都などは大方の承認する所となっている。評（こほり）の成立は孝德天皇の天下立評説が有力だが、別の見解もあって考古学的な検証では、大化立評を否定して、前代からの様々な継続性で遡れた成立期を探す説が有力となっていた。吉村武彦 2008「大化改新と古代国家誕生」新人物往来社ほか参照。
- 2 栗田則久ほか 2006「房総における郡衙遺跡の諸問題－下総国を中心として」『研究紀要』25 千葉県教育振興財團
- 3 評の成立年代について、鎌田元一 1977「評の成立と国造」『日本史研究』176。
- 4 前沢和之 1978「上野国交替実録帳」郡衙項についての覚え書』『群馬県史研究』7 群馬県
- 5 森公章 2008「文献史料から見た郡家の構造と機能」『条里制古代都市研究』23
- 6 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 1979「古代地方官衙遺跡関係文献目録」「埋蔵文化財ニュース』18 I 細論・東日本篇に郡・郡衙の研究史を掲載。同 1979「埋蔵文化財ニュース』19に II 西日本篇がある。同センター 1996「古代地方官衙遺跡関係文献目録」「埋蔵文化財ニュース』81が追加され、道路・道幅について、奈良文化財研究所 2004「古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編」で全体的解説や個別道幅判定等がまとめられている。
- 7 山中敏史 1976「古代郡衙遺跡の再検討－郡衙の成立期を中心として－」『日本史研究』161。同 1994「古代地方官衙遺跡の研究」培文房。同 2001「評制の成立過程と領域区分－評衙の構造と評支配域に関する試論」『考古学の学際的研究』岸和田市ほか。
- 8 久米高畠遺跡は、橋本雄一 2007「久米官衙遺跡群（愛媛県松山市）における造営尺の検討」『条里制古代都市研究』23。橋本雄一他 2006「史跡久米官衙遺跡群発掘調査報告書」松山市教育委員会他。評以前に遡る中軸の院施設を検出したと報ずるが、その配置は註(6)の「古代の官衙遺跡 II」の p161~163 の図の②・③を重ねたような配置であり、年代の根拠や遺物は図示されていない。道幅の方向性等の検討の余地も残る。
- 9 「因幡国伊福部臣古志」は、佐伯有清 1973「古代史の謎を探る」誠文新聞社ほか。同 1974「『因幡国伊福部臣古志』の研究」「対外関係と政治文化の研究」第二。法美・邑美の諸代豪族である伊福部氏が孝徳天皇立評に関わった祖先の功業を挙げている。その本拠地は骨器出土等も合わせて稲葉山付近とみられている。

- 10 阿部義平 1989『官衙』ニュー・サイエンス社。同 1983「古代城柵政庁の基礎的考察」「考古学論叢」。同 2007「古代城柵の研究（四）」国立歴史民俗博物館研究報告 138にミニ都城や城柵の城廻院の類型を図示した。
- 11 小林三郎はか 1988『御殿前遺跡』北区教育委員会。武蔵国豊島郡衙である本遺跡の政庁の地区では、先行集落を除いて I a, I b, II a, II b ~ V期まで区分された造構配置変遷が示された。I a期は堅穴住居群と祭祀土坑状の造構で、7世紀第3四半期に短期存続した造構期。I b期は長舎で囲んだ政庁院と西廻りの構区画や掘立柱建物群が造られた7世紀第4四半期から8世紀第1四半期の造構群。II期は政庁自体に当たらない異方向軸の時期で8世紀代に置く。III・IV・V期はI期と似た南北方向に近い軸で、8世紀後半代のII期以降10世紀に廃絶した。門付きの院や政庁院、回廊囲みの政庁院と変遷する、切り合いで修正や造構期の検討をへて。I b期政庁院は7世紀第4四半期以降に収まつたが、筆者は当初から長舎開いが切り合いで古く、祭祀土坑と関わるとみれば第3四半期に遡る例かとみていたが、報告にある時期への比定で、全国的にも納まることとなり、それ以前が問題に残った。
- 12 許（6）の奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡 II』のⅧ-3の都府付図では、第1に上野国交替実録帳の新田郡の正殿が公文屋であると示されたが、他郡の例からも庁屋が正殿とみるべきである。同図22・30の久米官衙例は、正報告との調整を要し、国造期との関係検討が課題である。31・32・40・43は東山道路例であるが、筆者は城柵の館院とみているものである。41も配置が大幅に修正される1例。
- 13 離波宮では宮下層の出土品が注目されてきたが、近年の本館等の一括例と合わせて宮造営崩前後の土器が解明され、図示されている。佐藤隆 2000「古代離波地区的土器様相とその史的背景」『離波宮址の研究』第十一。仙台市郡山道路でも7世紀中葉以前の集落から城柵各期までの土器編年が示されている。
- 14 許（4）の前沢文献。多様な政庁院の配置が考えられることを指摘している。
- 15 文化庁文化財保護部 2008「新指定の文化財－上野国新田郡庁跡」『月刊文化財』539。太田市教育委員会 2008『天良七堂遺跡－上野国新田郡庁跡の範囲確認調査』。7世紀後半からの出土品が少量みられる。
- 16 第26回古代城柵官衙遺跡検討会（2000.2）以降、第32回の検討会資料（2006.2）に皆川隆男氏のまとまった報告が掲載された。
- 17 正殿掘立柱方に1回以上の切り合いがあるとするが、北の側柱、入側柱で古期に2個以上の重複が図示されている。建物北西にのびる柱穴も余分にみられる他、掘方底の礎石や上部の石が認められた状況も要検討である。
- 18 正殿が四面廂になるのは、下寺尾西方A遺跡、岡遺跡などの例、長舎や中舎で囲む例は小郡道路他、長舎を脇殿とする例は上神主・茂原遺跡などでもみられる。
- 19 V期の脇殿は、妻の柱が小さく側柱柱穴の確認例も少ないが、北にのびる櫛列は明瞭で未発掘地で東に折れるらしい。正殿はSB45か付近に求められるものであろう。長舎と呼ぶ掘立柱建物には、他例を含めて掘立柱建物の桁行6間～7間程度、10間前後までのもの、15間程度から17間以上にも及ぶものなどの差があり、最大で50mをこす。ならべて長舎となる例もみられる。正殿程度かその倍程度までの桁行長のものは中舎として抱えておきたい。
- 20 これまでも、関東地方の都府で瓦の出土例がみられたが、今回の磐瀬郡衙例でも瓦出土の他に院の外側が版築の築垣とみられることから、礎石建物化への接近も考えられる例となる。
- 21 中舎と櫛列に身舎の正殿をもつ例は、泉庵寺跡・小郡道路・下本谷遺跡・宮尾遺跡にみられる。
- 22 新田郡の例は、これまで一辺半町（180L）程度を基準にしたかとされた都府院の規模の常識を破り、国庁院の規模がそれを超す状況を示した。国庁院の出現以前の状況を示すか。他に万代寺道路や下寺尾西方A遺跡などを含めた大規模例のグループがあることが判明。
- 23 原町市教育委員会 2003『泉庵寺跡』。荒 泰人 2007『行方郡衙の様相－泉庵寺跡の調査成果－』『第33回古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会ほか。南相馬市教育委員会 2007『泉庵寺跡－陸奥国行方郡家の調査報告』
- 24 小郡官衙遺跡の再検討は片岡宏二 2008『小郡官衙遺跡（福岡県小郡市）の再検討』『条里制古代都市研究』

23. 駒ヶ谷遺跡の再検討は岩本智絵 2008「駒ヶ谷遺跡（静岡県藤枝市）の概要」「余里制古代都市研究」23。
- 25 山中敏史 1984「国衙・郡衙の構造と変遷」『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会。
- 26 木本雅康 2008『遺跡からみた古代の駅家』山川出版社 他。
- 27 多賀城跡調査研究所の多賀城関連道路発掘調査報告書12~18のはか、加美町・宮崎町教育委員会の歴年の報告書がある。郡庁院の発掘は多賀城跡調査研究所 1993「東山遺跡Ⅶ - 賀美郡衙跡推定地 - 」ほか。政府院変遷案は、多賀城跡調査研究所1993のほかに、斎藤篤氏案、村田晃一氏案がある。柳沢和明 2008「東山官衙遺跡政府地区的構成と変遷」『芹沢長介先生追憶 考古・民族・歴史学論叢』に経過を含めたまとめがある。
- 28 1993年の政府院説での報告以来、城柵が地方官衙である説の論拠とされた。筆者は当初から城柵の一覧にこれをいれ、注意を喚起してきた。文献根拠についても阿部義平 2003「日本列島古代の城郭と都市」「国立歴史民俗博物館研究報告」第108集 国立歴史民俗博物館で検討を加えた。郭と柵や門が発見されて、ようやく城柵説が確立されるに至った。城柵の庁院には5棟配置と筆者が呼ぶ特色があり、東山遺跡例はこれとも別のものである。
- 29 註(27)の柳沢文獻の提案を検討対象としている。壇の越遺跡の1町割宅地との比較も必要。
- 30 亘理町教育委員会「三十三間堂官衙遺跡現地説明会資料」2008.11。亘理郡政府院に隣接する館と想定され、乱杭状の外観がある。
- 31 註(6)の奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』を参照。
- 32 仙台市郡山遺跡の西2kmにある六反田遺跡は倉院の可能性があり、城柵外に方向を合わせた院が計画配置されたことを推察させる。荒井格 2008「大野田古墳群他 - 官衙関連遺構」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会 - 資料集』
- 33 鶴戸東遺跡について、成東町教育委員会他主催 2004「鶴戸東遺跡成果発表会 - よみがえる古代の役所跡」に、阿部「古代国家の成立と地方の役所」、栗田則久「鶴戸東遺跡（武射都衙跡）の調査成果」がある。

別 表

別表1 掘立柱建物・基礎建物、塀・欄列等一覧表

区域	遺構番号	建物構造	規 模	延 等方係数	前行全長m(尺)	前行全長m(尺)	平面積	調査次数と調査区	備 考
I 周 防 政	SB008	床東建物	6 × 2	N - 34° - W	16.80 (56.0)	4.00 (13.3)	67.2mf	1・2次 3・14区	床東をもつ。SD010よりも古い。柱抜取穴内に白色山砂堆積。
	SB009	側柱建物	4 × 2	N - 33° - W	10.80 ^{0.1} (36.0) ^{0.1}	4.80 (16.0)	—	1・2次 3・14区	SD009よりも古い。
	SB015	側柱建物	1 ^{0.1} × —	—	—	—	—	3次 19区	
	SB019	側柱建物	— × —	—	—	—	—	3次 22区	
II 城	B - 1	側柱建物	5 ^{0.1} × 2	N - 34° - W	16.00 ^{0.1} (53.3) ^{0.1}	3.80 (12.7)	—	(財)山武都市文化財センター調査区	柱穴埋土上面に砂の堆積を確認。
	B - 2	側柱建物	5 ^{0.1} × 2	N - 34° - W	16.50 (55.0)	推定3.80 (推定12.7)	—	(財)山武都市文化財センター調査区	柱穴埋土上面に砂の堆積を確認。
	SA002	塀・欄列	3 ^{0.1} × —	N - 28° - W	6.40 ^{0.1} (21.0) ^{0.1}	—	—	1次 8区	SD001よりも古い。
	SB006	礎石建物	— × —	N - 0° - W	—	—	—	1次 2a区	前身の掘立柱建物を伴う。
III 期 正 倉 城	SB007	礎石建物	— × —	—	—	—	—	1次 2b区	前身の掘立柱建物を伴う。
	SB014	礎石建物	— × —	N - 37° - E	—	—	—	3次 18 - 1 - 2区	
	SB016	礎石建物	— × —	—	—	—	—	3次 19 - 1 - 20 - 1区	
	SB017	礎石建物	— × —	—	—	—	—	3次 21 - 5区	
IV 正 倉 城	SB020	礎石建物	— × —	N - 4° - W	—	—	推定8.00 (推定26.7)	3次 23区	
	SB032a	礎石建物	— × —	N - 5° - E	推定10.4 (推定34.7)	推定8.55 (推定28.5)	—	7次 44区	日臨し跡(SA007)を伴う。
	SB032b	鉢柱建物	3 × 3	N - 5° - E	6.30 21.00	6.30 (21.0)	—	7次 44区	SB032aの建て替え。日臨し跡(SA007)を伴う。
	SB037	礎石建物	— × —	—	—	—	—	8次 道路部縦面	
V 正 倉 城	SB018	側柱建物	1 ^{0.1} × —	N - 40° - W	2.00 ^{0.1} (6.7) ^{0.1}	—	—	3次 21 - 1区	
	SB022	礎石建物?	— × —	—	—	—	—	4次 29区	
	SB028	鉢柱建物	2 ^{0.1} × 2 ^{0.1}	N - 8° - W	2.55 ^{0.1} (8.5) ^{0.1}	2.40 (8.0)	—	5・6次 34・43区	2期間の可能性あり。
	SB029	側柱建物	1 ^{0.1} × —	N - 17° - W	2.70 ^{0.1} (9.0) ^{0.1}	—	—	5次 35区	
VI 正 倉 城	B - 3	側柱建物	2 ^{0.1} × 1 ^{0.1}	N - 3° - E	推定2.10 ^{0.1} (推定7.0) ^{0.1}	推定1.80 ^{0.1} (推定6.0) ^{0.1}	—	(財)山武都市文化財センター調査区	
	SA005	塀・欄列	1 ^{0.1} × —	N - 3° - E	1.80 ^{0.1} (6.0) ^{0.1}	—	—	6次 43区	
	SA006	塀・欄列	1 ^{0.1} × —	N - 3° - E	2.70 ^{0.1} (9.0) ^{0.1}	—	—	6次 43区	
	SA007	塀・欄列	5 ^{0.1} × —	N - 5° - E	11.3 (37.7)	—	—	7次 44区	SB032の日臨し跡か。
VII 正 倉 城	SB001	側柱建物	5 × 3	N - 5° - E	18.00 (60.0)	7.20 (24.0)	129.6mf	1次 4 - 7区	2期間の変遷あり。SD008よりも古く、SI006よりも新しい。
	SB010	側柱建物	3 ^{0.1} × 1 ^{0.1}	N - 6° - W	8.40 ^{0.1} (28.0) ^{0.1}	2.60 ^{0.1} (8.7) ^{0.1}	—	2次 13区	SI019よりも新しい。柱抜取穴内に黄褐色沙堆積。
	SB011	側柱建物	— × —	N - 11° - W	—	—	—	2次 13区	SI010よりも新しい。柱抜取穴内に黄褐色沙堆積。
	SB012	側柱建物	8 × 3	N - 18° - W	22.80 (76.0)	5.90 (19.7)	134.5mf	1・2・8次 4 - 11 - 47区	SI019よりも新しい。柱抜取穴内に白色沙堆積。
VIII 正 倉 城	SB013	側柱建物	4 ^{0.1} × 1 ^{0.1}	N - 21° - W	7.90 ^{0.1} (25.3) ^{0.1}	—	—	3次 16区	
	SB021	側柱建物	5 × 1	N - 5° - E	18.00 (60.0)	3.60 (12.0)	—	1・4次 4 - 7 - 24区	柱穴の組み合せを変更。
	SB030	側柱建物	3 × 2	N - 5° - E	5.40 (18.0)	4.20	—	22.6mf 6次 42区	SD043・SD044よりも古く。SA009よりも新しい。
	SB031	側柱建物	1 ^{0.1} × —	N - 9° - E	2.10 ^{0.1} (7.0) ^{0.1}	—	—	6次 42区	柱抜取穴内に山砂。
IX 正 倉 城	SB033	四脚門	1 × 2	N - 3° - W	2.70 (9.0)	3.00 (10.0)	8.1mf	6次 42区	SI052・SA003よりも新しい。
	SB034	床東建物	3 × 2	N - 18° - W	8.10 (27.0)	3.60 (12.0)	29.2mf	2・8次 11 - 47区	SI012よりも古い。柱抜取穴内に白色山砂。
	SB035	側柱建物	3 × 2	N - 16° - W	4.50 (15.0)	3.60 (12.0)	16.2mf	8次 47区	SI036よりも古く。SI051よりも新しい。
	SB036	側柱建物	3 × 2	N - 5° - E	6.30 (21.0)	3.60 (12.0)	22.7mf	4・8次 24 - 47区	2期間。SI035よりも新しい。
X 正 倉 城	SB046	側柱建物	5 × 4	N - 28° - W	推定11.5 (推定38.3)	6.90 (23.0)	—	1・8次 4 - 11 - 47区	

井戸番号	建物構造	規模	建築方位	衝行全长m(尺)	渠行全长m(尺)	平面積	調査次数と調査区	備考
中央建物群北半部	塀・欄列	3 ^{井上} × —	N - 5° - E	4.90 ^{井上} (16.3) ^{井上}	—	—	1次 7区	深さ10cmの柱穴を溝が連結する。
	塀・欄列	2 ^{井上} × —	N - 58° - E	3.30 ^{井上} (11.0) ^{井上}	—	—	6次 42区	SB003よりも古い。
	塀・欄列	3 × —	N - 11° - W	6.50 (21.7)	—	—	6次 42区	SB030よりも古い。
	塀・欄列	3 ^{井上} × —	N - 18° - W	7.50 ^{井上} (25.0) ^{井上}	—	—	2・8次 11・47区	SB012の目隠し壁か。
	塀・欄列	3 × —	N - 17° - W	5.20 (17.3)	—	—	8次 47区	
中央建物群南半部	床束建物	5 × 3	N - 3° - E	13.80 (46.0)	6.00 (20.0)	81.6m ²	5次 30・31区	SB027よりも新しい。
	側柱建物	3 ^{井上} × 2 ^{井上}	N - 0° - W	2.10 ^{井上} (7.0) ^{井上}	1.80 ^{井上} (6.0) ^{井上}	—	5・6次 30・31・41区	SB027よりも新しい。5次調査の柱穴の組み合わせを変更。
	側柱建物	5 ^{井上} × 3 ^{井上}	N - 26° - W	8.25 ^{井上} (27.5) ^{井上}	3.40 ^{井上} (11.3) ^{井上}	—	5次 30・31区	
	側柱建物	2 ^{井上} × 3	N - 6° - W	2.10 ^{井上} (7.0) ^{井上}	4.80 (16.0)	—	5次 30・31区	
	側柱建物	4 × 3	N - 1° - E	9.00 (30.0)	6.00 (20.0)	54.0m ²	5・6次 30・31・41区	SB023より古くSB024よりも新しい。
	傾竿支柱?	— × —	—	—	—	—	5次 31区	柱穴2基
西方建物群	側柱建物	2 ^{井上} × —	N - 8° - W	4.80 ^{井上} (32.0) ^{井上}	—	—	1次 5区	SI003よりも新しい。
	側柱建物	3 ^{井上} × 2 ^{井上}	N - 5° - W	6.60 ^{井上} (22.0) ^{井上}	—	—	9次 52区	柱抜取穴内に白色山砂堆積。
	床束建物	4 ^{井上} × 3	N - 6° - W	3.80 ^{井上} (12.7) ^{井上}	5.33 (17.8)	—	9次 51区	SB041よりも新しい。北側柱列に柱抜き跡を散設。
	床束建物?	2 × 2	N - 5° - E	4.20 (14.0)	3.90 (13.0)	16.4m ²	9次 51区	SB040よりも古い。柱抜取穴内に白色山砂堆積。
	側柱建物	4 × 3	N - 3° - E	9.00 (30.0)	5.15 (17.2)	46.4m ²	9次 51区	SB004よりも新しい。SI059よりも新しい。
	側柱建物	3 × 2	N - 2° - E	6.00 (20.0)	4.20 (14.0)	25.2m ²	9次 51区	SA010よりも古い。柱抜取穴内に白色山砂堆積。
後世	側柱建物	4 ^{井上} × 3	N - 2° - E	—	4.29 (14.3)	—	9次 51区	柱抜取穴内に白色山砂堆積。
	側柱建物	2 × 2	N - 1° - W	5.10 (17.0)	3.00 (10.0)	15.3m ²	9次 49区	内部に東柱あり。
	塀・欄列	3 × —	N - 7° - E	6.00 (20.0)	—	—	9次 51区	SB043よりも新しい。柱抜取穴内に白色山砂堆積。
	塀・欄列	3 × —	N - 6° - W	5.65 (18.8)	—	—	9次 51区	柱抜取穴内に白色山砂堆積。
	塀・欄列	2 × —	N - 17° - E	3.00 (10.0)	—	—	9次 49区	SA013よりも古い。
	附・欄列	2 × —	N - 26° - E	3.50 (11.7)	—	—	9次 49区	SA012よりも新しい。

別表2 穴式住居一覧表

時期区分	遺構番号	平面形態	周長(m)	主軸方向	調査区	地区名	備考
弥生後期	SI001	隅丸方形	7.5 × —	N - 85° - E	1次 4区	中央建物群北半部	SI002・SI005・SD009よりも古い。
	SI030	不正格円形	6.3 × 5.5	N - 12° - W	3次 16区	中央建物群北半部	
	SI031	不明	— × —	N - 31° - W	3次 16区	中央建物群北半部	SD008よりも古い。
	SI038	小判形	7.5 × 7.2	N - 40° - W	4次 25区	中央建物群北半部	SD020よりも古い。
	SI065	小判形	— × —	—	9次 52区	西方建物群	
	SI015	不明	— × —	N - 21° - E	2次 10区	西方建物群	SI014・SI016よりも古い。
古墳前期	SI019	小判形	(5.3) × —	N - 50° - W	2次 13区	中央建物群北半部	SD001・SI010よりも古い。
	SI029	方形	— × —	N - 74° - E	2次 9区	西方建物群	SI021・SI027よりも古い。
	SI041	小判形	(6.0) × —	N - 84° - E	4次 29区	北部	
	SI043	方形	5.2 × 4.9	N - 25° - W	5次 31区	中央建物群南半部	
	SI044	楕円形	— × —	—	5次 32区	中央建物群北半部	
	SI045	楕円形	(3.6) × —	N - 50° - W	5次 36区	北部	
古後墳期	SI060	方形	4.5 × 4.5?	N - 16° - W	9次 52区	西方建物群	SI063・SI039よりも古い。
	SI040	方形	— × —	N - 78° - E	4次 24区	中央建物群北半部	西カマド。
6後世紀	SI013	方形	(5.7) × (5.7)	N - 12° - W	2次 10区	西方建物群	SI012・SI004よりも古く。SI014よりも新しい。
	SI018	方形	— × —	N - 77° - W	2次 10区	西方建物群	SI017よりも古い。

時期区分	遺構番号	平面形態	規模(m)	主軸方向	調査区	地区名	備考
6後半紀	SI025	方形	— × —	N -36° - E	2次 9区	西方建物群	SB024・SB026よりも古い。
	SI028	方形	— × —	N -52° - E	2次 9区	西方建物群	SB021・SB027よりも古い。
7世紀前半	SI002	方形	2.5 × —	N -35° - W	1次 4区	中央建物群北半部	SB001よりも新しい。
	SI005	方形	— × —	N -86° - E	1次 4区	中央建物群北半部	SB001よりも古く、SI001・SD009よりも新しい。
	SI008	方形	— × —	N -37° - E	1次 7区	中央建物群北半部	SB007・SD007よりも古い。
	SI011	方形	4.4 × —	N -16° - W	1次 1区	西方建物群	
	SI012	方形	— × —	N -73° - W	2次 10区	西方建物群	SB013よりも新しい。
	SI033	方形	— × —	N -7° - W	3次 17区	中央建物群北半部	SD007・SD016よりも古い。
	SI055	方形	— × —	N -64° - E	9次 48区	西方建物群	SB056・SB057よりも古い。
7世紀中葉	SI003	方形	— × 6.6	N -4° - W	1・9次 5・50区	西方建物群	SB004よりも古い。北カマド。
	SI007	方形	4.0 × (4.0)	N -6° - E	1次 7区	中央建物群北半部	SB006・SD007よりも古く、SI008よりも新しい。東カマド。
	SI017	隅丸方形	5.6 × (5.6)	N -25° - W	2次 10区	西方建物群	SB018よりも新しい。
	SI023	方形	— × —	N -72° - E	2次 9区	西方建物群	SB022よりも古い。
	SI024	方形	— × —	N -44° - E	2次 9区	西方建物群	SB022よりも古く、SI025よりも新しい。東カマド。
	SI026	方形	— × —	N -89° - W	2次 9区	西方建物群	SB025よりも新しい。
	SI027	方形	4.6 × —	N -84° - E	2次 9区	西方建物群	SB021よりも古く、SI028・SI029よりも新しい。
	SI032	方形	— × —	N -24° - W	3次 17区	中央建物群北半部	
	SI048	方形	— × —	N -50° - W	7次 45区	Ⅲ期正倉域	SD040よりも古い。
	SI054	方形	3.7 × 3.7?	N -89° - E	9次 48区	西方建物群	西カマド。
	SI057	方形	— × —	N -64° - E	9次 48区	西方建物群	
	SI058	隅丸方形	— × —	N -1° - W	9次 49区	西方建物群	
	SI059	方形	4.8 × (5.4)	N -27° - W	9次 51区	西方建物群	SB042・SB043よりも古い。北カマド。
	SI061	方形	— × —	N -71° - E	9次 52区	西方建物群	SB062よりも古い。
	SI062	方形	— × —	N -40° - W	9次 52区	西方建物群	SB061よりも新しい。
7世紀後半	SI004	方形	— × —	N -70° - W	1次 4区	中央建物群北半部	SB005よりも新しい。
	SI009	方形	— × —	N -37° - W	1次 5区	西方建物群	
	SI050	方形	6? × —	N -65° - E	8次 47区	中央建物群北半部	SB047・SB035・SB036よりも古く、SM002よりも新しい。東カマド。
	SI051a	方形	7? × —	N -28° - W	8次 47区	中央建物群北半部	SB035よりも古く、SM002よりも新しい。
	SI051b	方形	7? × —	N -15° - W	8次 47区	中央建物群北半部	SB035よりも古く、SM002よりも新しい。
	SI052	方形	— × —	N -30° - W	6次 42区	中央建物群北半部	SB033よりも古い。北カマド。
	SI053	方形	5.2 × 5.1	N -65° - E	8次 47区	中央建物群北半部	SB044よりも古く、SM002よりも新しい。東カマド。
7世紀後半末期初頭	SI006	方形	— × —	N -19° - W	1次 7区	中央建物群北半部	SB001よりも古く、SB007よりも新しい。
	SI010	方形	4.1 × (4.1)	N -3° - W	1次 1区	西方建物群	
	SI047	方形	6.3 × 6.1	N -6° - W	6・8次 42・47区	中央建物群北半部	SM002・SI050よりも新しい。北カマド。
8世紀前半初期	SI022	方形	2.6 × (2.6)	N -54° - E	2次 9区	西方建物群	
	SI046	方形	3.6 × 3.5	N -80° - E	6次 42区	中央建物群北半部	北カマド。
9世紀前半	SI016	方形	4.6 × (4.6)	N -79° - E	2次 10区	西方建物群	SB015よりも新しい。
	SI021	隅丸方形	3.3 × (5.0)	N -34° - W	2次 9区	西方建物群	SI027・SI028・SI029よりも新しい。工房跡? 北カマド。
9世紀後半	SI034	方形	— × —	N -23° - E	3次 17区	中央建物群北半部	SB018よりも新しい。
	SI039	不明	— × —	N -31° - E	4次 27区	北西部	
	SI049	方形	3.0 × —	N -75° - E	7次 44区	Ⅲ期正倉域	東カマド。
	SI056	方形	— × —	N -74° - W	9次 48区	西方建物群	SB055よりも新しい。
9世紀後半	SI035	不明	— × —	N -89° - E	3次 19・3区	Ⅲ期正倉域	
	SI036	不明	— × —	N -2° - E	3次 20・2区	Ⅲ期正倉域	
	SI037	方形	5.2 × 5.2	N -50° - E	3次 21・2・3区	Ⅲ期正倉域	
不明	SI064	隅丸方形	— × —	N -86° - W	9次 51区	西方建物群	

別表3 出土土器観察表

種類 番号	番号	種別	器種	口径(cm) 器高(cm) 底径(cm)			遺存度	調査区・遺構	備考
				()は推定、〔 〕は現存高					
第21回	1	須恵器	杯	—	[27]	—	口縁小破片	2次 9区 Sa	
第21回	2	須恵器	盃	(13.6)	[38]	—	1/8	4次 25区 Si038	
第21回	3	土師器	杯	(13.5)	[29]	—	口縁部1/4	4次 25区 Si038	内外面黒色処理
第21回	4	土師器	杯	(14.4)	[45]	—	1/8	2次 9区 Si025	内外面赤色塗彩
第21回	5	土師器	杯	11.4	38	7.0	ほぼ完形	2次 9区 Si025	
第21回	6	土師器	盃	(9.0)	[65]	—	口縁部1/4	2次 9区 Si025	
第21回	7	須恵器	盃	(9.2)	31	(3.6)	1/4	2次 9区 Si024	
第21回	8	須恵器	盃	—	[23]	—	1/6	3次 16区	
第21回	9	須恵器	杯	(9.0)	[18]	—	口縁部1/10	3次 16区	
第21回	10	須恵器	杯	(9.0)	[14]	—	口縁部1/12	3次 16区	
第21回	11	土師器	杯	(11.4)	[26]	—	口縁部1/4	1次 4区 SD009	内面・口縁外面漆仕上げ
第21回	12	土師器	杯	(11.4)	[18]	—	1/6	2次 9区 Si025・Si026	内面・口縁外面漆仕上げ
第21回	13	土師器	杯	(12.2)	[27]	—	1/7	6次 42区 SM002	
第21回	14	土師器	杯	(10.0)	[26]	—	1/10	9次 51区 Si059	
第21回	15	土師器	杯	(10.9)	[28]	—	1/10	9次 51区 Si059	
第21回	16	土師器	杯	(11.0)	[34]	—	1/4	2次 9区 Si024	内外面漆仕上げ
第21回	17	土師器	杯	10.8	35	—	7/10	6次 42区 SM002	内面・口縁外面漆仕上げ
第21回	18	土師器	杯	(13.2)	[32]	—	1/3	2次 9区 Si026	
第21回	19	土師器	杯	(13.0)	[40]	—	3/10	9次 51区 Si059	
第21回	20	土師器	杯	(11.2)	31	(5.8)	1/5	1次 4区 SD009	内外面漆仕上げ
第21回	21	土師器	鉢	(9.8)	[19]	—	1/7	6次 42区 SM002	
第21回	22	土師器	碗	(10.0)	[43]	—	1/5	7次 45区 SK009	手捏土器
第21回	23	土師器	碗	(10.6)	52	(5.4)	1/5	7次 45区 SK009	手捏土器
第21回	24	土師器	鉢	(9.3)	74	(5.9)	4/9	6次 40区 SM001	
第21回	25	土師器	高環	(16.4)	10.6	10.1	口縁部1/4、底部ほぼ完形	2次 10区 Si017	
第21回	26	土師器	高環	—	[7.6]	16.5	肩部4/5	9次 51区	外表面赤色塗彩
第21回	27	土師器	甌	(24.1)	[130]	—	1/10	7次 45区 SD041	
第21回	28	土師器	甌	—	[18.3]	8.4	3/10	8次 47区 SM002	
第21回	29	土師器	瓶	(25.0)	[16.9]	—	3/10	7次 45区 SD040	
第21回	30	土師器	甌	(14.8)	[55]	—	1/20	8次 47区 Si051	
第21回	31	土師器	甌	—	[3.7]	(9.8)	1/10	6次 40区 SM001	
第22回	32	須恵器	盃	9.5	4.1	—	7/10	8次 47区 Si050	湖西産
第22回	33	土師器	杯	(9.0)	[28]	—	2/5	8次 47区 Si050	
第22回	34	土師器	杯	(11.0)	35	(5.0)	4/9	8次 47区 Si050	
第22回	35	土師器	杯	(10.8)	35	—	3/10	8次 47区 Si050	
第22回	36	土師器	杯	(11.2)	[4.8]	—	1/10	7次 45区	
第22回	37	土師器	杯	(13.0)	[40]	—	1/7	7次 45区	
第22回	38	土師器	杯	—	—	—	口縁部小破片	8次 47区 Si047	外表面漆仕上げ
第22回	39	土師器	杯	—	—	—	口縁部小破片	8次 47区 Si047	
第22回	40	土師器	高環	—	[13.8]	11.1	3/5	8次 47区 Si050	
第22回	41	土師器	甌	—	[10.4]	(11.4)	1/10	8次 47区 Si050	
第22回	42	土師器	甌	14.6	[107]	—	上半部ほぼ完形	9次 50区 SX005	被熱痕跡あり
第22回	43	須恵器	盃	(18.6)	[22]	—	1/5	5次 表揮	内面カエリ

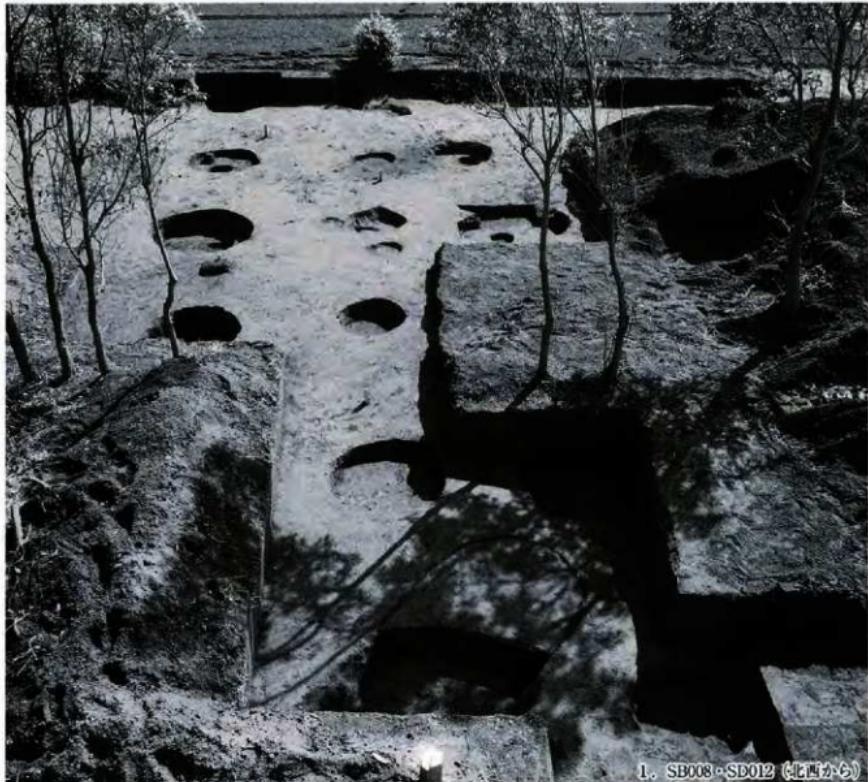
種類 番号	番号	種別	器種	口径(cm) ()は推定、[]は現存高	器高(cm)	底径(cm)	電 春 度	調査区・遺構	備 考
第22回	44	須恵器	盃	—	[21]	—	体部1/4、つまみ部完形	2次 9区 SI022	
第22回	45	須恵器	盃	(15.3)	[1.3]	—	1/9	4次 25区 SI038	
第22回	46	須恵器	高台付杯	—	[23]	(9.3)	底部1/10	8次 47区	常陸產
第22回	47	須恵器	高台付杯	—	[1.8]	(9.0)	高台部1/6	2次 9区d	永田・不入産
第22回	48	須恵器	高台付杯	—	[21]	(7.8)	高台部破片	2次 9区b	常陸產
第22回	49	須恵器	高台付杯	—	[1.9]	(10.8)	底部1/5	6次 42区 SD045	
第22回	50	土師器	杯	(13.4)	39	82	E1縁部一部、ほか1/3	2次 10区	
第22回	51	須恵器	甕	—	—	—	E1縁部破片	6次 42区 SI046	東海地域產
第22回	52	須恵器	高台付甕	—	[53]	(9.1)	1/7	7次 44区	
第22回	53	須恵器	高台付盤	—	[32]	(10.0)	底部1/4	3次 23区	内面軸用楕使用
第22回	54	須恵器	甕	—	—	—	胴部破片	4次 27区 SD025	内面軸用楕使用
第22回	55	須恵器	甕	—	—	—	胴部破片	4次 27区 SD025	内面軸用楕使用
第22回	56	須恵器	甕	—	—	—	胴部小破片	6次 42区 SD045	千葉市城產
第22回	57	須恵器	甕	—	—	—	胴部破片	2次 11区 SX001	千葉市城產
第23回	58	土師器	杯	(11.6)	[38]	—	1/8	2次 9区 SI021	
第23回	59	土師器	杯	(12.0)	43	(5.0)	1/3	4次 26区 SD023	底部外面墨書
第23回	60	土師器	杯	11.4	37	6.8	2/3	2次 9区 SI021	
第23回	61	土師器	杯	(13.0)	43	6.4	E1縁部1/6、底部完形	4次 25区 SD022	
第23回	62	土師器	杯	—	[22]	7.1	底部完形	2次 9区 SI021	外画赤色塗彩
第23回	63	土師器	杯	(12.6)	44	(7.3)	底部3/4、E1縁部1/3	1次 4区 Ke	
第23回	64	土師器	杯	13.7	50	6.3	ほか1/2完形	4次 25区	内面黒色処理
第23回	65	土師器	高台付皿	(13.4)	26	7.0	1/4	2次 10区 pin.10出土	
第23回	66	須恵器	杯	—	0.7	(6.4)	体部1/4、高台部1/2完形	1次 7区 SB001 南側柱列西1柱出土	底部外面「吉」墨書
第23回	67	土師器	高台付杯	—	1.5	(8.8)	底部1/4	1次 5区a	底部外面「家」墨書
第23回	68	須恵器	甕	—	[23.1]	14.2	胴部下半1/4、底部3/4	1次 4区 SD002	
第23回	69	土師器	杯	(13.0)	[29]	—	1/10	9次 48区 SI056	
第23回	70	土師器	杯	(13.5)	42	(6.1)	1/4	4次 25区 SD021	
第23回	71	土師器	杯	(12.4)	39	(5.8)	1/4	2次 14区 SD005	
第23回	72	土師器	杯	—	[33]	(5.9)	3/10	9次 48区 SI056	
第23回	73	土師器	杯	(11.0)	[33]	—	1/10	4次 25区 SD021	
第23回	74	土師器	杯	(10.8)	34	(6.0)	E1縁部1/5、底部1/4	1次 2区a	
第23回	75	土師器	高台付皿	(14.2)	[33]	(9.0)	1/2	4次 27区 SD025	内面黒色処理
第23回	76	土師器	甕	(15.4)	(36)	7.2	底部2/3	5次 37区	
第23回	77	土師器	杯	—	[1.7]	6.6	底部のみ	4次 25区 SD021	
第23回	78	土師器	杯	—	[1.3]	(5.5)	底部1/2	3次 19区	
第23回	79	土師器	高台付杯	(14.1)	64	82	杯部1/4	4次 25区	

写 真 図 版



鳥戸東遺跡周辺の航空写真

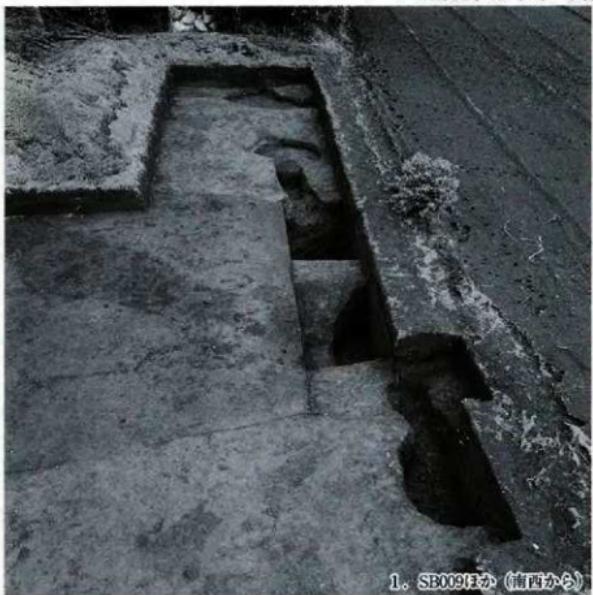
図版2 I期政庁域（1）



1. SB008~SB012 (北西から)



2. SB008 (南東から)



1. SB009(ほか) (南西から)



2. SB008東列北5柱 (南西から)



3. SB008西列南2柱 (南西から)



4. SB008西列北1柱 (北から)



5. SB009北列西5柱 (北西から)

図版4 Ⅲ期正倉院（1）



1. 第7次調査区



2. SB032 (精かび)



1. SB006断面（北から）



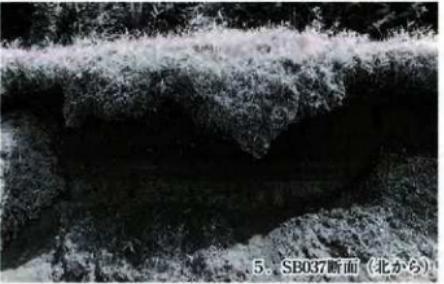
2. SB014断面（南西から）



3. SB007（東から）



4. 突石



5. SB037断面（北から）

図版6 中央建物群北半部（1）



1. SB001 (東から)



2. SB001 (北西から)



3. SB001南列西2住 (南東から)



4. SB001北列東3住 (東から)



図版8 中央建物群南半部（1）



1. SB023ほか (北西から)



2. SB023ほか (南から)



1. 第6次調査山区地中窓跡



2. SM001填丘（北から）



3. SM001填丘・崩落（北西から）

図版10 西方建物群（1）



1. 第9次調査発掘地近景（南西から）



2. 第9次調査空中写真



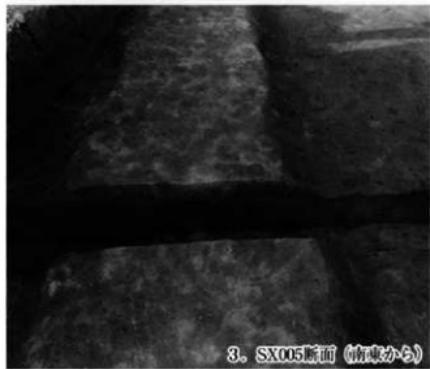
図版12 西方建物群（3）



1. SB045全景（南から）



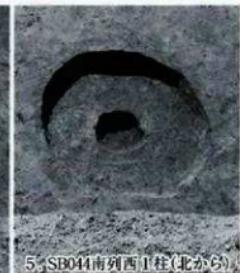
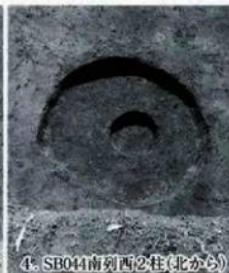
2. SX005全景（北から）



3. SX005断面（南側から）



4. SX005遺物出土状況（北東から）



図版14 西方建物群（5）



1. SB040空中写真



2. SB040全景（地から）



3. SB040北列東3柱（南から）



4. SB040北列東2柱（南から）



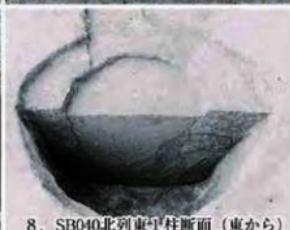
5. SB040北列東1柱（南から）



6. SB040東列北2柱（南から）



7. SB040南列東3柱（西から）



8. SB040北列東1柱断面（東から）



図版16 西方建物群（7）



1. 第9次調査52区中央部



2. 第9次調査52区全長（東から）



3. SB039全景（北東から）

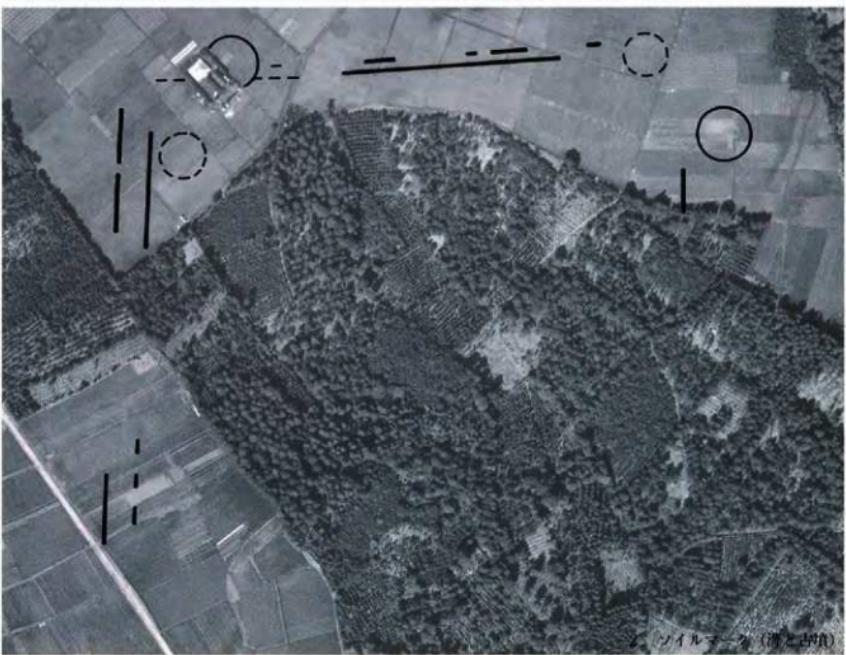


4. SB039北列東3柱断面（北から）

5. SB039北列東4柱断面（北から）

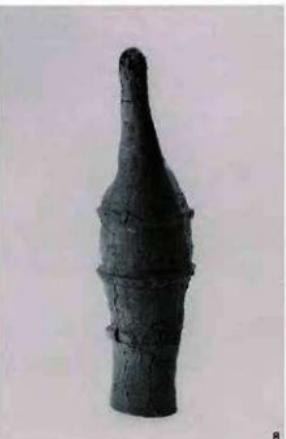


1. 道路周辺の航空写真



ソイルマーク (測定用)

図版18 墓輪





報告書抄録

ふりがな	むさぐんがあとーさんむししまとひがしいせきそうかほうこくしょ								
書名	武射郡跡一山武市鶴戸東遺跡総括報告書								
圖書名									
巻次									
シリーズ名	千葉県教育振興財團調査報告								
シリーズ番号	第628集								
編著者名	栗田剛久・郷瀬英司・今泉謙・小林信一・半澤幹雄・阿部義平・萩原恭一・条原清								
編集機関	財團法人 千葉県教育振興財團 文化財センター								
所在地	〒284-0003 千葉県四街道市庭瀬809番地の2 TEL 043-424-4848								
発行年月日	西暦2009年9月30日								
所取遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因	
		市町村	道路番号						
鶴戸東遺跡	市町村合併以後	市町村合併以後		35度 37分 18秒 (日本測地系)	140度 24分 45秒	19971001～ 19971031 19981001～ 19971030 19991001～ 19991029 20001002～ 20001031 20011001～ 20011031 20021001～ 20021031 20031002～ 20031119 20040601～ 20040630 20061002～ 20061031	623m ² 527m ² 500m ² 600m ² 604m ² 602m ² 1,028m ² 850m ² 579m ²	国庫補助事業による保存目的の範囲確認調査	
		12237	001						
		市町村合併以前							
		成東町分	12404		006				
		山武町分	12405		014				
	所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
	鶴戸東遺跡	官 術	奈良・平安時代	掘立柱建物	35棟以上	土器類・須恵器・墨書き器・土製品(瓦・埴輪)・石製品(砥石・勾玉・鍛冶石・礫石)・金属製品(鉄釘・刀子・鉄鎌・耳環)・鉄滓		古代武射郡の都衙路の調査。	
			縄文時代	縄石建物	8基以上				
			弥生時代	廻穴・擗列	13基以上				
古墳時代前期			溝状造構	44基以上					
古墳時代後期			土塁	11基					
古 墳		性格不明造構	5基						
		繩文時代	竪穴	2基					
		弥生時代	堅穴住居	6軒以上					
		古墳時代前期	堅穴住居	8軒以上					
		古墳時代後期	堅穴住居	37軒以上					
	奈良・平安時代	堅穴住居	10軒以上						
	古墳時代終末期	円墳	2基以上						
		前方後円墳	1基以上						
		帆立貝式古墳	1基以上						
要約	古代上総国武射郡に比定されている鶴戸東遺跡は、これまでに第1次調査から第9次調査の調査を実施してきた。本書はそれらの調査を総括し、第9次調査の調査成果については本書を正式報告するものである。鶴戸東遺跡では官衙を構成する掘立柱建物建物群を主体とする遺構群が数多くみつかった。官衙は7世紀後半から9世紀代まで造営され、画面を3期設定した。7世紀後半の1期では偏向した長舍建物を「コ」の字状に配置した状況が明らかになり、金体では「ロ」の字状配置になると考えた。Ⅲ期（8世紀中葉以降）になると、造営の基準線を正方形に統一し、3方を溝で開んで全国でも有数の敷地面積をもつ正倉院が造営された。正倉院区画溝の造営にあたっては、既存の古墳を日目としたり、院内に墳丘を残したまま取り込む場合もあった。院内には少なくとも西列、北列に正倉群を配置し、8世紀後半に掘立柱建物から縄石建物へ建て替えているようである。また中央連物群では、9世紀前半にSB001（5間×3間）という大型建物を造営する。SB001とそれを取り囲む建物群の性格について、古墳墳丘（SM002）の有無も含めて、政府説と館説の両説から検討を加えた。そして周辺の堅穴住居の分布から、9世紀後半には官衙としての機能は終焉し、郡域の再編を促す、郡名鄭が郡界に移ると考えた。								

千葉県教育振興財団調査報告第628集

武射郡衙跡
—山武市鷺戸東遺跡総括報告書—

平成21年9月30日発行

発 行 財團法人 千葉県教育振興財団
文化財センター
四街道市鹿波809番地の2

印 刷 株式会社 正 文 社
千葉市中央区都町1-10-6

本報告書は、千葉県教育委員会の承認を得て
増刷したものです。